

法務総合研究所研究部報告

5

—諸外国における少年非行の動向と 少年法制に関する研究—

はしがき	河 内 悠 紀...	i
アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度	安 東 美和子...	1
	松 田 美智子	
	立 谷 隆 司	
連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇	浜 井 浩 一...	53
	横 地 環	
ドイツの少年司法制度及び少年非行の現状	長 島 裕...	101
	橋 本 三保子	
フランスにおける少年非行の動向と少年法制に関する調査	生 島 浩...	151
	中 野 陽 子	
韓国の少年非行	福 田 美喜子...	165
	松 野 孝 治	
	栗 栖 素 子	

1 9 9 9

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第5号は、法務総合研究所研究部が平成10年度に実施した「非行少年の審判及び処遇に関する総合的研究」のうち、諸外国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及び韓国）の少年司法制度及び少年非行の現状についての研究調査結果をとりまとめて刊行するものである。

我が国では、戦後、昭和26年、39年及び58年の三つのピークを経て、59年以降減少傾向にあった少年刑法犯検挙人員が、平成8年からは増加に転じており、中でも、凶悪・粗暴事犯及び覚せい剤事犯が著しく増加しているほか、集団による非行、非行歴のない少年による非行の増加傾向も認められる。また、最近の少年の特性についても、規範意識や対人関係の希薄化、抑制力の不足と短絡的な行動傾向等が指摘されており、少年非行問題は、現下の刑事政策上の最も緊要な課題の一つであるとされている。

一方、我が国では、戦後間もなくの昭和23年に現行少年法が制定・公布され、少年刑事司法法制に関する大改革が行われたが、近年、現行少年審判制度における事実認定手続の在り方が各方面から問われるようになり、制定後約半世紀の間、実質的改正を見ることがなかった少年法についても、同法改正をめぐる議論が活発化している。

このような状況を踏まえ、「非行少年の審判及び処遇に関する総合的研究」においては、最近における我が国の少年非行の動向、特質及び背景を明らかにし、非行少年に対する処遇の実情を紹介し、これらの問題点を探るとともに、諸外国の少年非行の動向及び少年司法制度を概観することとしたものであるが、本報告において紹介している諸外国の少年司法制度及び少年非行の現状についての研究調査は、その一部である。諸外国の少年非行の動向や少年司法制度を概観し、これと我が国のそれとを比較することは、今後の我が国における少年非行対策を検討する上でも有益であり、これが、各方面でなされている少年非行をめぐる議論に何程かの寄与をなし得るとすれば幸いである。

終わりに、本研究調査に当たって御協力をいただいた在外の大使館・領事館の関係者各位を始めとする関係機関及び関係者の方々に対し、改めて謝意を表する次第である。

平成11年3月

法務総合研究所長

河 内 悠 紀

アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度

研 究 官	安 東 美和子
研 究 官	松 田 美智子
研究官補	立 谷 隆 司

目 次

第1	少年非行の動向	5
1	指標犯罪検挙人員・人口比	5
2	罪種別検挙人員・人口比	6
第2	少年司法制度	10
1	歴史的経緯	10
(1)	少年裁判所の設立	10
(2)	適正手続の保障等	10
(3)	少年司法制度の刑事司法化	11
2	少年裁判所の手続等	12
(1)	少年裁判所の管轄年齢	12
(2)	少年裁判所の手続	12
(3)	少年の拘置	13
(4)	少年の処分	13
ア	社会内処遇	13
イ	施設収容処遇	14
ウ	ブートキャンプ処遇	15
エ	アフターケア	16
オ	その他の処分	16
第3	少年司法の運用	17
1	少年裁判所	17
(1)	非行事件の処理件数	17
(2)	非行事件の処理状況	19
ア	総数	19
イ	罪種別処理状況	20
ウ	人種別処理状況	21
2	施設収容の状況	25
(1)	少年施設	25
ア	収容人員の推移	25
イ	罪種・入所事由別構成比の推移	28
ウ	平均収容日数	29
(2)	ジェイル	30
(3)	州刑務所	31
ア	少年新収容者数の推移	31
イ	罪種別収容率	32
ウ	罪種・人種別収容率	33
資料		39

第1 少年非行の動向

本章においては、「Crime in the United States」(注1)に基づいて、アメリカにおける少年非行の動向について、述べることにする。なお、ここでは、「少年」とは、10歳以上17歳以下の者(注2)、「青年」とは、18歳以上20歳以下の者(注3)、「成人」とは、21歳以上の者をいう。

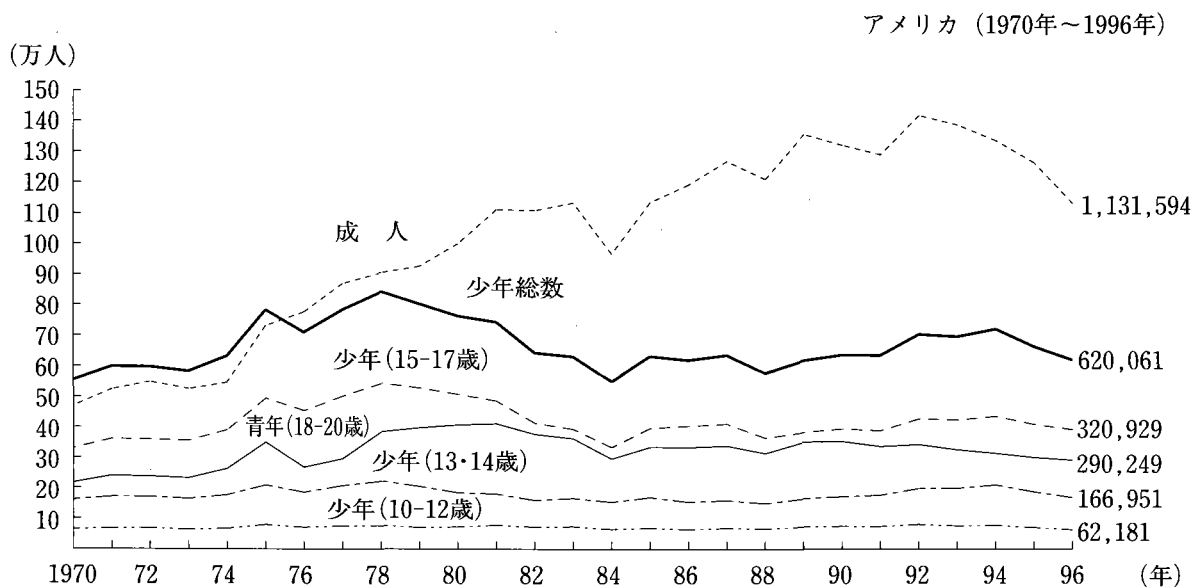
1 指標犯罪検挙人員・人口比

図1は、1970年から1996年における、アメリカの指標犯罪(Crime Index offense, 殺人, 強姦, 強盗, 傷害, 不法行為目的侵入, 窃盗, 自動車盗及び放火の8罪種。ただし、1978年までは、放火を除く7罪種)の検挙人員について、10歳以上12歳以下, 13・14歳及び15歳以上17歳以下の少年の各検挙人員, 少年検挙人員総数, 青年検挙人員並びに成人検挙人員の推移を見たものである(実人員については、資料1参照)。

指標犯罪について、少年検挙人員総数は、1978年に約84万人となって以降減少し、1984年には約55万人となっていた。その後は増加傾向を示し、1994年には約72万人となったが、1995年から減少に転じ、1996年は約62万人である。この1980年代から1990年代にかけての増加は、15歳以上17歳以下の少年が、1984年の約33万人から1994年の約43万人に、13歳及び14歳の少年が、1984年の約15万人から1994年の約21万人に、それぞれ増加していることから分かるように、主にこれらの年齢層の少年検挙人員の増加によるものである。

これに対し、青年検挙人員は、1981年に約41万人となって以降は、おおむね横ばいないし減少傾向にあり、1995年以降30万人を割っているが、成人検挙人員は、おおむね増加傾向にあり、1992年には約142万人に達した後、減少に転じて、1996年には約113万人となっている。

図1 指標犯罪検挙人員の推移



注 Crime in the United States による。

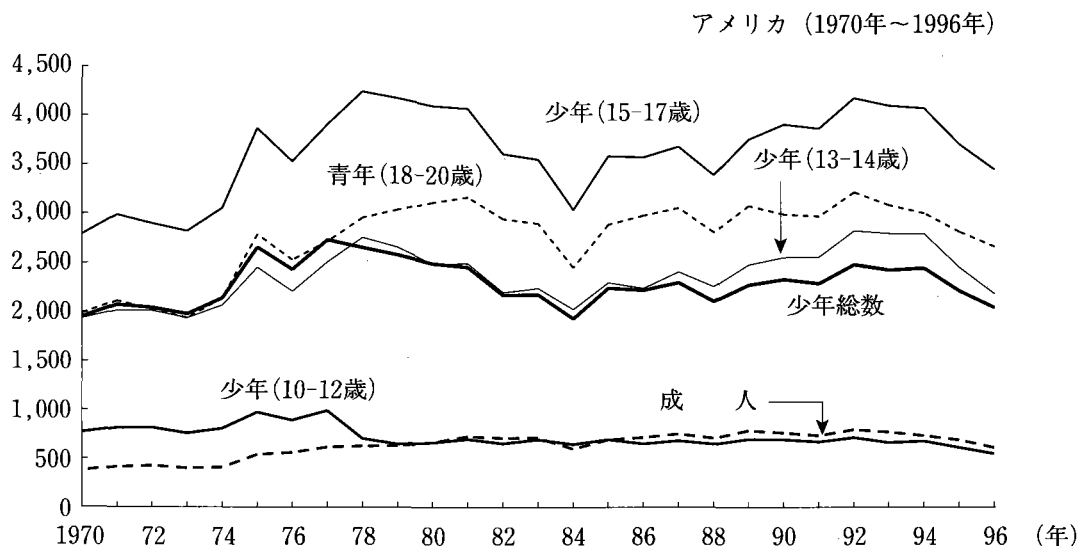
図2は、少年、青年及び成人の人口比を、指標犯罪について見たものである（実数については、資料1参照）。各年齢層の人口比を比較すると、1981年代以降、青年、15歳以上17歳以下の少年及び13・14歳の少年は、成人のそれぞれ約4倍以上、約5倍以上、約3倍以上という高い数値を示している。

人口比の推移を、年齢層別に、1980年代以降について見ると、成人及び10歳以上12歳以下の少年が、600台から700台の間で上昇低下を繰り返しているのに対し、青年、15歳以上17歳以下の少年及び13・14歳の少年は、いずれも、1984年を底に、おおむね上昇傾向を示していたが、1992年をピークとして、同年以降低下している。この1980年代後半から1990年代前半にかけての人口比の上昇を、1984年と1992年の比較で見ると、青年に関しては、1992年は1984年の1.31倍に、15歳以上17歳以下の少年に関しては、同じく1.38倍に、13歳及び14歳の少年に関しては、同じく1.39倍に、それぞれ上昇している。

2 罪種別検挙人員・人口比

殺人、強盗、傷害、窃盗及び強姦の5罪種（以下、「特定5罪種」という。）別に、少年検挙人員総数を見ると（資料2－1ないし5参照）、窃盗及び強姦については、1980年代後半以降、おおむね横ばい傾向を示している。これに対し、殺人、強盗及び傷害は、いずれも1980年代後半から大幅に増加したが、1993年又は1994年をピークとして、減少に転じている。この間の殺人、強盗、傷害の各検挙人員の増加について見ると、殺人のピークは1993年で、1984年の3.28倍、強盗のピークは1994年で、1984年の1.70倍、傷害のピークは1994年で、1987年の1.83倍となっており、それぞれその後減少傾向に転じたとはいえ、1996年はいずれも、なお高水準にある。

図2 指標犯罪人口比の推移



- 注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
 2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
 3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

図3は、1970年から1996年における、少年、青年及び成人の人口比を、殺人(図3-1)、強盗(図3-2)、傷害(図3-3)、窃盗(図3-4)及び強姦(図3-5)の特定5罪種について、それぞれ見たものである(実数については、資料2-1ないし5参照)。

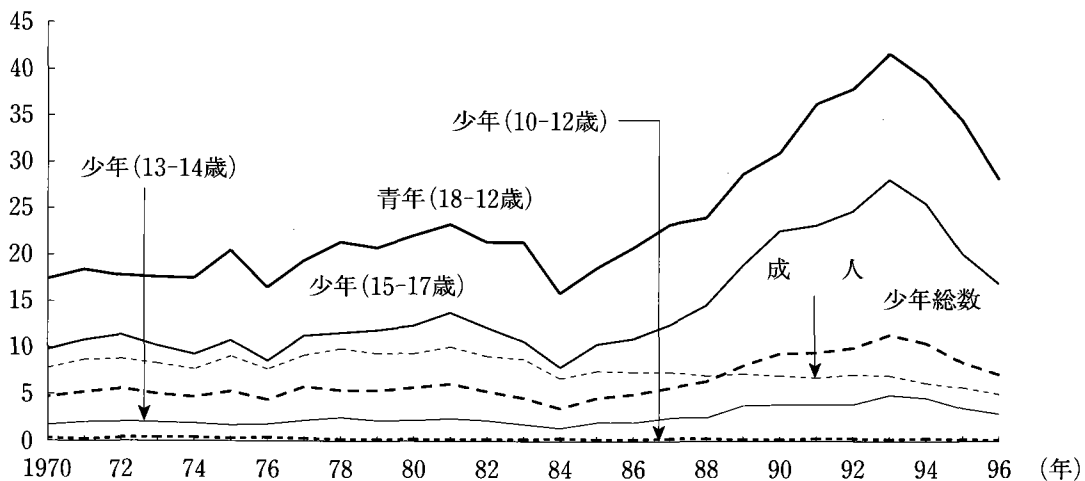
特定5罪種の各人口比の推移を、少年総数、青年及び成人の別に見ると、成人は、傷害を除き、おおむね横ばい傾向にあるのに対し、少年総数及び青年は窃盗を除き、1980年代後半から1990年代前半にかけての上昇が認められる。この少年総数及び青年の上昇を、1984年と1994年の比較で見ると、殺人に関しては、1994年は1984年の3.00倍(少年総数)及び2.45倍(青年)に、強盗に関しては、同じく1.64倍及び1.33倍に、傷害に関しては、同じく2.19倍及び1.99倍に、強姦に関しては、同じく1.06倍及び1.07倍に、それぞれ上昇しており、特に殺人、強盗及び傷害の上昇の程度が顕著である。

さらに、殺人、強盗及び傷害の各人口比の上昇を、少年の年齢層別に見るため、同様に1984年と1994年の比較で見ると、13歳及び14歳の少年の1994年の人口比が、殺人に関して、1984年の3.29倍、強盗に関して、同じく1.92倍、傷害に関して、同じく2.45倍と、いずれも、他の年齢層と比べて最も上昇しており、次いで、15歳以上17歳以下の少年の1994年の人口比が、殺人に関して、1984年の3.23倍、強盗に関して、同じく1.67倍、傷害に関して、同じく2.27倍と、いずれも上昇している。

このように、1980年代後半以降のアメリカにおいては、少年の殺人、強盗及び傷害の検挙人員・人口比が急激に増加・上昇するなど、少年非行の凶悪化が見られるが、その背景には、13・14歳及び15歳以上17歳以下の少年による凶悪犯の増加があると言える(注4)。

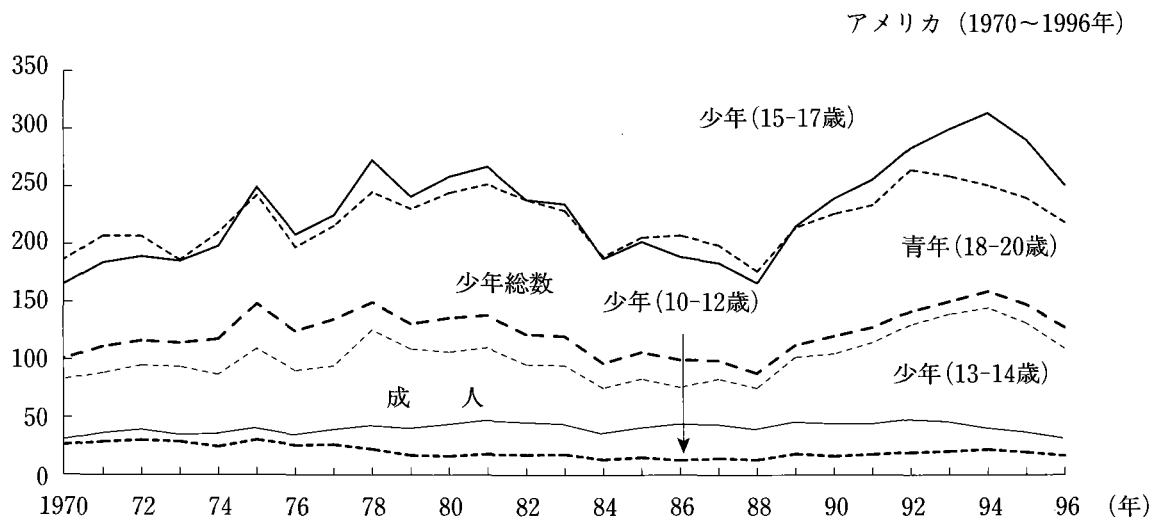
図3-1 殺人人口比の推移

アメリカ(1970~1996年)



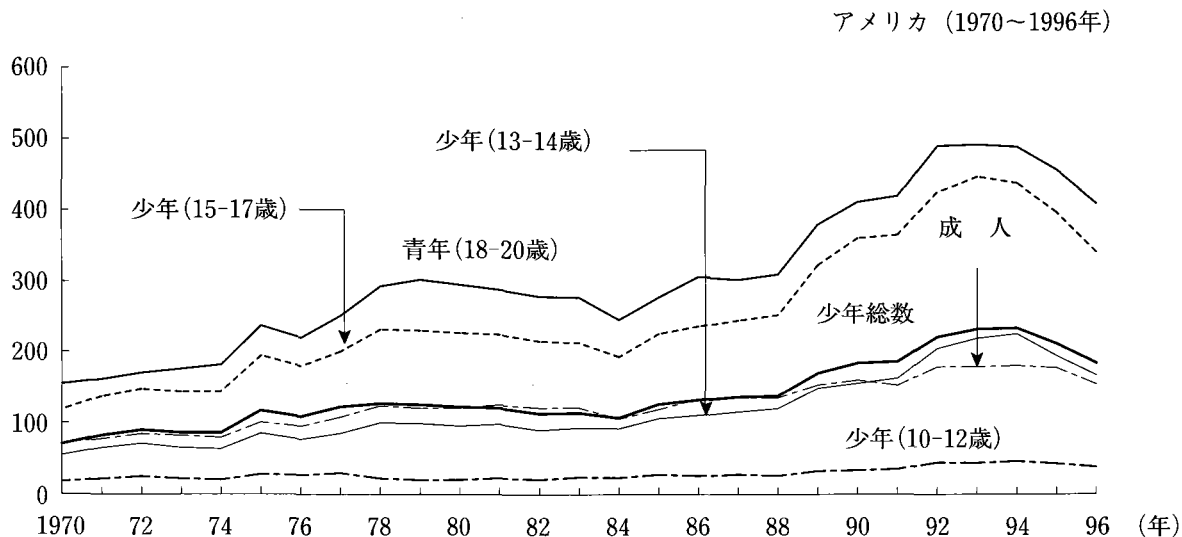
- 注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。
 2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United Statesによる。
 3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。
 5 「殺人」とは、謀殺(murder)及び故殺(nonnegligent manslaughter)をいい、未遂を含まない。

図3-2 強盗人口比の推移



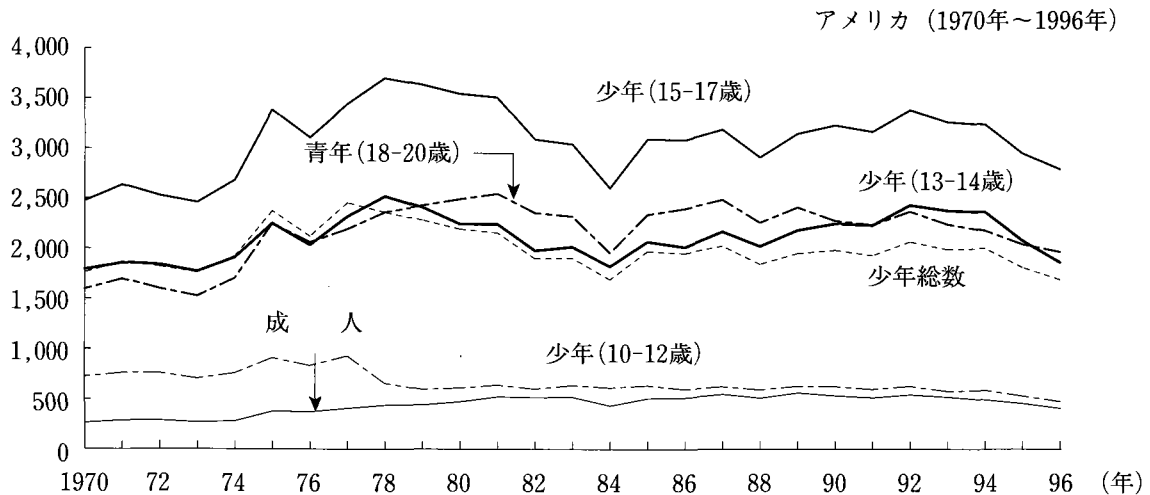
- 注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
 2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
 3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。
 5 「強盗」とは、強盗(robbery)をいう。

図3-3 傷害人口比の推移



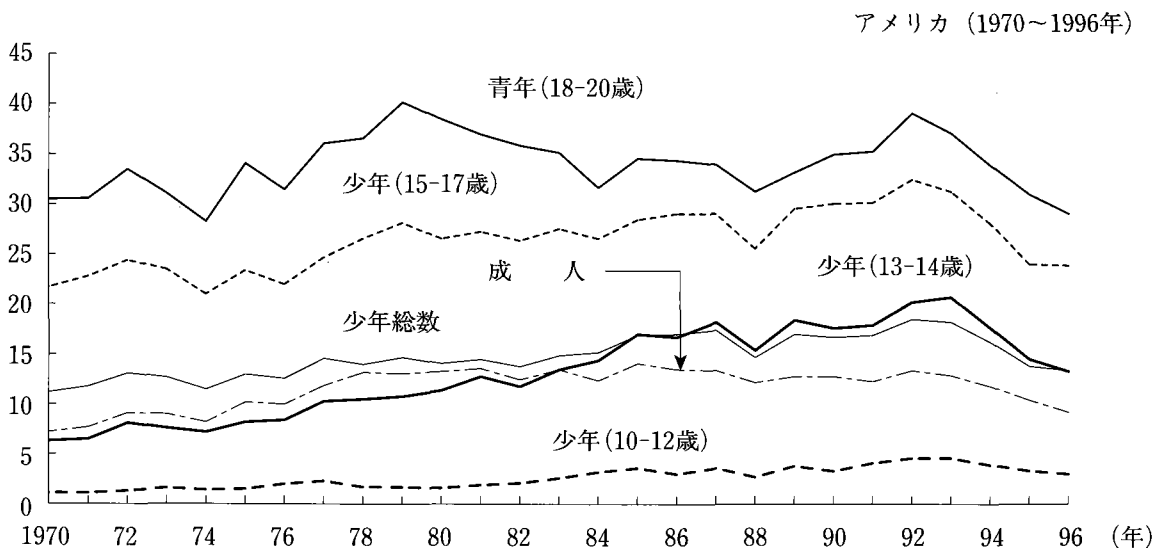
- 注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
 2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
 3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。
 5 「傷害」とは、加重暴行(aggravated assault)をいう。

図 3-4 窃盗人口比の推移



- 注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
 2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
 3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。
 5 「窃盗」とは、窃盗(larceny-theft)、自動車盗(motor vehicle theft)及び不法行為目的侵入(burglary)をいう。

図 3-5 強姦人口比の推移



- 注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
 2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
 3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。
 5 「強姦」とは、強姦(forcible rape)をいう。

第2 少年司法制度

アメリカの少年司法制度は原則として50の州及びコロンビア特別区（首都ワシントンを指し、連邦政府の直轄区域である。）にゆだねられており（注5）、その内容は基本的にこれら51の法域ごとに区々であるが、いずれも成人に対する司法制度とは異なる制度を設けている。

1 歴史的経緯

(1) 少年裁判所の設立

歴史的に見ると、各州の刑事司法制度において、少年裁判所が設立される以前は、伝統的なコモン・ローに基づいて、7歳未満の少年は責任無能力とみなされ、7歳以上の少年は成人犯罪者と同様に逮捕され、裁判を受けて、成人同様の刑罰に服することとされていた。ただし、7歳以上であっても14歳未満の少年の場合は、責任無能力の推定が働き、検察官が責任能力を立証することとされていた。

しかし、少年犯罪者を成人と同じ刑務所に収容することによる弊害もあり、また、少年に対して成人と同じ刑罰を科すことへのちゅうちょからかえって少年が制裁を免れる場合も多かったため、成人と分離した少年独自の矯正施設を設ける動きが生じ、1825年にニューヨーク市に少年だけを収容する施設である少年保護院（House of Refuge）が開設されたのを初めとして、その後各地に矯正学校（Reform School）、授産学校（Industrial School）、矯正院（Reformatory）等の少年矯正施設が19世紀中に開設されていった。

このような成人と分離した少年独自の収容制度の発達はやがて裁判制度にも及び、1899年にイリノイ州において、少年裁判所法が成立し、シカゴに全米初の少年裁判所が開設されたのを皮切りに、各州において、少年裁判所が設置されていった。そしてこの動きは、1925年までには、2州を除いて、アメリカ全土に広まり、以後約半世紀の間、原則として18歳未満の少年に対して、排他的な第一審管轄権を有する、伝統的な少年裁判所制度が存続した（注6）。

この伝統的な少年裁判所制度の根拠となった思想が、いわゆる「国親思想（*parens patriae doctrine*、国王が国の後見人として有する衡平法（*equity*）上の権限を根拠づける伝統的な法原理）」であった。すなわち、少年裁判所は、「国親思想」に基づき、適切な指導監督のできない親に代わって少年を保護する責任と権限があるものとされ、成人に対する刑事裁判制度とは異なって、①少年の非行に対しては刑罰ではなく、少年の保護と矯正を目的とする処遇が重視され、②少年に対して刑罰を科すのは、少年裁判所が、それがその少年にとって最善の利益になると判断して、管轄権の放棄（*waiver*）又は刑事裁判所への移送（*transfer*）を行った場合に限られ、③管轄する事件は、成人においても犯罪となる非行（*delinquency*）を犯した少年に係る事件（以下、「非行事件」という。）だけでなく、ステイタス・オフense（*status offense*）と呼ばれる怠学、喫煙、浮浪等の少年特有の問題行動を行う少年及び放任（*neglect*）、要扶助（*dependent*）少年等に係る事件であり、④手続は、衡平法裁判所に特有の非形式的で柔軟な手続によって行われ、成人の刑事裁判における対審構造、証拠法則などの手続はかえって少年の要保護性に反するとして排斥された。

しかしながら、このような少年裁判所制度は、1960年代ころから、種々の批判にさらされるようになった。

(2) 適正手続の保障等

その批判の一つは、少年裁判所においては、憲法上認められている適正手続等が軽視されているとい

うものであり、1960年代以降、1967年のゴールト判決（注7）を代表とする一連の連邦最高裁判所判決で示された。連邦最高裁判所は、同判決において、少年手続においても、非行事実認定手続における事実告知を受ける権利、弁護人選任権、黙秘権、証人対質権・反対尋問権等の適正手続が保障されなければならないと判示し、さらに、1970年のウィンシップ判決（注8）においては、少年裁判所の非行事実認定においても、成人の刑事裁判と同様に「合理的な疑いを容れない程度の証明」が必要であると判示した。

また、このほかにも、ステイタス・オフENSESなどの非行事件以外の事件については、要件が不明確である上、「保護」の名の下に、施設収容処分を無期限に科されている少年の数が増加しているという批判も強まり、連邦議会は、1974年に少年司法及び非行防止法（The Juvenile Justice and Delinquency Prevention Act of 1974）を制定するなどして、少年司法制度におけるステイタス・オフENSESなどの非行事件以外の事件を、非行事件と明確に区別し、原則として、非行事件以外の事件は施設収容処遇以外の処遇によることを目的とした全国共通の基準を設けるなど重要な役割を果たした。

これに伴い、各州議会においても、適正手続の保障や処遇の非施設化等に関する法改正が行われるようになった。

（3）少年司法制度の刑事司法化

他方、1980年代ころから、少年裁判所制度に対して、現行の制度は少年の「保護」が強調されすぎ「治安維持」の面が軽視されており、少年の保護よりも制裁の強化を重視すべきであるとする立場からの批判がなされるようになった。このような立場からの批判が強まって、各州において、重大犯罪の統制に主眼をおく強圧政策（get tough policy）に転換する動き（注9）が起り、その後1980年代になって連邦政府もこれに呼応し、これ以後、各州議会は少年に対する制裁の強化を目的とする法改正を進めるようになった。

少年に対する制裁の強化は、非行少年に対する少年裁判所の管轄を縮小し、刑事裁判所において刑罰を科す範囲を拡大するため、重大犯罪等の一定の非行事件について、①少年裁判所による管轄権の放棄又は刑事裁判所への移送を義務づけたり、②少年裁判所と刑事裁判所の競合管轄権を認めて検察官にいずれの裁判所に訴追するか決定権を与えたり、③少年裁判所の管轄から除外するなどの方法によって行われる。このような動きは、1990年代に、前記第1の2のとおり、少年による殺人、強盗、傷害等の凶悪犯罪が急増したことに伴って、更に加速し、この結果、伝統的な少年裁判所が有していた、管轄権の放棄又は刑事裁判所への移送の裁量権は、大幅に制約されたものとなり、他方、少年司法における検察官の役割が増大した（注10）。

また、少年裁判所の処分の目的が、少年の制裁にあることを法制化する州が現れた（注11）ほか、少年裁判所が少年の保護を目的とする処分を科し、刑事裁判所が刑罰を科すという、従来の二分的な手続を廃し、両者の混合的な手続を規定する州も現れた。この中には、少年裁判所においても、成人と同様の刑罰を選択的に科し得るとするもの（注12）、保護処分と刑罰（多くの場合は、執行猶予付き）を併科し得るとするもの（注13）、成人年齢に達した後は、保護処分に継続して刑罰に移行する処分を科し得るもの（注14）がある一方、刑事裁判所においても、保護処分を選択的に科し得るとするもの（注15）、保護処分と刑罰（多くの場合は、執行猶予付き）を併科し得るとするもの（注16）も現れた。

このような少年司法制度の刑事司法化の動きは、少年裁判所の廃止の可能性についての議論すら巻き起こしている（注17）。

2 少年裁判所の手続等

(1) 少年裁判所の管轄年齢

少年裁判所が管轄する非行少年の年齢の上限については、1996年末現在、51の法域のうち、18歳未満とするものが37州とコロンビア特別区、17歳未満とするものが10州、16歳未満とするものが3州となっている（注18）。

一方、年齢の下限については、10歳とするものが11州、7歳とするものが3州、6歳とするものが1州あるが、その他の法域では、制定法・判例法上明確な定めはない。下限の規定を設けている州でも、それを下回る年齢の少年の非行をステイタス・オフENSEとして扱い、少年裁判所の管轄を認める州もあり、規定のない州でも多くの州はコモン・ローによるとされているが、国親思想に基づき、責任無能力の抗弁は少年裁判所においては認められないという考え方が強いので、7歳未満の少年であっても少年裁判所の管轄が認められる可能性がある（注19）。

(2) 少年裁判所の手続

ここでは、原則的な少年裁判所における手続について記述する（注20）。少年裁判所の管轄に属する事件は、警察やプロベーション・オフィサー等による送致、被害者の告発等によって少年裁判所に係属し、一般に、事件は、まず少年裁判所又はそのインテーク部（intake unit）による調査が行われた上、公式の審判手続に移行する事件、ディバージョン（diversion）として非公式の処分にゆだねられる事件、又は非行事件について少年裁判所が管轄権を放棄し、刑事裁判所へ移送することが認められている法域では、管轄権の放棄・移送を行う事件に選別される。

公式の審判手続は、一般に事実認定（adjudication）手続と処分（disposition）手続に分かれているが、ゴールト判決やウィンシップ判決を受けて、各州においても適正手続の保障に関する法改正が行われるようになり、また、少年裁判所における手続に検察官の関与を認める州も増加している。

なお、審判手続及び審判記録は、伝統的に非公開とされていたが、特に凶悪・重大犯罪について、審判手続を公開したり、審判記録を被害者・捜査機関等に公開する州も増加している（注21）。

事実認定手続において、非行事実の認定がなされた場合には処分手続に移行し、少年に対して、最終的な処分が決定される。

一方、少年裁判所の管轄権の放棄・移送を行う場合には、1966年の連邦最高裁判所のケント事件判決（注22）で、少年に弁護人選任権を保障した上、裁判官による審理（hearing）を行い、決定でその理由を明らかにしなければならないとされており、インテーク・オフィサーや検察官の申立て等に基づき審理が行われる。ただし、連邦最高裁判所の1975年のブリード判決（注23）で、少年審判における事実認定手続においては、裁判所が証拠を受理した時点で、刑事裁判と同様の「二重の危険の禁止」が及び、放棄・移送を行うことは許されないと判示されており、その審理は事実認定手続とは異なる。

ところで、非行事件については、前記1(3)のとおり、①少年裁判所による管轄権の放棄・刑事裁判所への移送を認めている州があるほか、②一定の重大犯罪に係る事件等につき、少年裁判所と刑事裁判所の競合的管轄権を認めて検察官にいずれの裁判所に訴追するかの決定権を与えている州や、③少年裁判所の管轄から特定の重大犯罪に係る事件を除外し、成人と同様に刑事裁判所の管轄としている州もある。

①の放棄・移送については、(i)少年裁判所に放棄・移送の裁量権を認める場合のほか、(ii)一定の要件の下に放棄・移送を義務づける場合及び(iii)少年裁判所において科される処分の方が適当であることの立証責任を、一定の要件の下に少年側に負わせる場合がある。1997年末現在、(i)を採用しているのは45州（注24）及びコロンビア特別区、(ii)を採用しているのは14州（注25）、(iii)を採用しているのは14州（注26）とコロンビア特別区である。また、1997年末現在、②の競合管轄権を認めているのは14州（注27）とコ

ロンビア特別区、さらに、③の特定の重大犯罪について刑事裁判所の管轄としているのは28州（注28）に上っている。

なお、これらの規定により、刑事裁判所において刑罰を科される少年については、年齢上の制限を設けている州も多く、1994年10月現在では、16歳以上とするものが1州、15歳以上とするものが3州、14歳以上とするものが17州、13歳以上とするものが2州、10歳以上とするものが1州、7歳以上とするものが1州となっているが、それ以外の25州とコロンビア特別区は特に制限を設けていない（注29、なお、少年の州刑務所への収容状況については、後記第3の2(3)参照）。

（3）少年の拘置

事件の係属から処分決定までの間に、少年は、拘置施設(detention center)、分類センター(reception and diagnosis center)、ジェイル(jail)等に収容されることがある。

拘置施設は、主として審判前の少年を収容する施設であるが、その他に最終処分前の少年や、収容先への移送待ちの少年も収容される場合がある。これに対して、分類センターは、主として非行事実が認定された場合に、適切な収容先施設を検討中の者を収容する施設である。

これに対して、ジェイルは、少年専用の施設ではなく、通常、逮捕後48時間以内に行われる裁判所による事実認否の手続を終えた未決収容者を拘禁する施設であるが、一部、刑期の比較的短い既決収容者も拘禁している。少年収容施設における少年と成人の分離は、少年司法にとって基本的な要請であり、1980年の少年司法及び非行防止法の改正により、原則として、ジェイルにおける少年と成人との混合拘禁は禁止されている（収容状況については、後記第3の2(2)参照）。

（4）少年の処分

少年に対して取られる処分は、大別するとプロベーション(probation)等の社会内処遇(community based treatment/correction)、施設収容処遇(placement/commitment)及びその他の処分があり、施設収容処遇の中には、パロール(parole)等のアフタケアを伴うものがある（注30）。

プロベーション、各種施設収容及びその他の処分は、非行事実が認定された少年に対してのみならず、審判不開始となった少年に対する非公式の処分、あるいは非行事実の認定に至らなかった少年に対する処分として、少年自身の同意に基づき実施されることもある（表1「少年裁判所における非行事件の処理状況」参照）。

ア 社会内処遇

（ア）プロベーション(probation)

アメリカの少年司法制度において、プロベーションは、広義には、少年裁判所のインテーク部における事件の調査・選別(intake)、処分決定前の社会調査(investigation)及び少年の指導監督(supervision)の三つの機能を含む概念として位置づけられる。

このうち、狭義のプロベーションとしての、少年の指導監督を実施する機関は、州によって異なる。全体的に見ると、州レベルの機関による実施の場合には行政機関が、郡レベルの機関による実施の場合には司法機関が、それぞれ担当することが多く、同じ州内でも、例えば、都市部の郡はその郡の機関、小規模の郡は州の機関が実施にあたるなど、郡によって異なる場合もある（注31）。

プロベーションの期間は、各州ごとに異なり、少年が成人に達するまでとしている州もあれば、あらかじめ期間を限定している州もある。プロベーションが決まると、プロベーション・オフィサーは、少年の地域社会への適応状況を観察するため、少年と接触し、少年が学校又は職場に通っているか、保護者から必要な指導を受けているか、あるいは、遵守事項を守っているかなどを把握し、かつ、必要な指導を行う。

(イ) 集中指導監督 (intensive supervision) プロベーション

最近では、犯罪者に対する強圧政策の高まりとともに、再犯防止のため、より監督機能を強化した集中指導監督プロベーションなども行われている。

集中指導監督プロベーションは、1980年代初めに、刑務所の過剰収容、収容経費の増大、犯罪に対する厳格な処罰を求める社会感情の高まり等を背景に成人犯罪者に対し開発されたプログラムで、少年司法にも導入された。これは、プロベーション・オフィサーの担当件数を少なくし、対象者やその家族等との接触の頻度を高め、指導観察の密度を増そうとするものである。

(ウ) 自宅拘禁 (house arrest, house confinement) ・電子監視 (electronic monitoring)

自宅拘禁とは、一種の中間的処分の性格を持ち、少年に対し、例えば、夜間外出禁止時間帯及び週末を自宅で過ごすよう命ずるもので、日中の通学、通勤、通院は許されている。また、対象者の在宅を確認するため、電子監視を併用することもある。

電子監視は、対象者の身体に電気信号の発信装置を装着させ、そこから発信された情報を家庭用の電話等に設置された受信機を通して収集し、コンピュータで処理することにより、対象者が在宅しているかどうかを常時確認する仕組みである。これは、成人に対しては、拘禁刑の代替措置等として利用されているが、少年に対しては、自宅拘禁の実効を上げ、再非行を防止するため、又は犯罪性の進んでいない者に対する安全な代替措置として利用される場合が多い。しかし、集中指導監督プロベーションに比べると、自宅拘禁や電子監視は、少年に対しては現在のところ余り活用されていないといえる。

(エ) 通所処遇 (day treatment program)

通所処遇においては、少年は日中、一定の施設で行われる様々な職業訓練、教科教育等のプログラムに参加し、夕方に自宅又は里親家庭 (foster homes) に帰宅する。これは、施設収容に比べ経費がはるかに安く、少年自身にとっても家族との関係を維持し、地域社会での生活を継続できるなど長所があるが、再犯を繰り返す少年等問題性の進んだ者には不適當であるとの批判も一方にあり、最近では、1970年代・80年代ほどには活用されなくなっている。

イ 施設収容処遇

少年をその居住する家庭から引き離し、家庭以外の場所に一定期間収容するという意味で施設収容処遇をとらえると、主な収容施設としては、少年院 (training school)、農場・森林キャンプ (ranch and forestry camp) のほか、保護所 (shelter facility)、里親委託 (foster care)、グループ・ホーム (group home) ・ハーフウェイ・ハウス (halfway house) 等がある。このうち、里親委託及びグループ・ホーム・ハーフウェイ・ハウスは、施設内で主要な処遇を行う少年院やキャンプとは異なり、地域社会との日常的な交流を前提として、少年に必要な保護や指導を行うという意味で、通所処遇等と同じく社会内処遇であると考えられることもできるが、ここでは、冒頭に述べたように、家庭以外の場所に一定期間収容するという意味で、施設収容処遇に含めている。

なお、これら収容施設の構造、処遇内容等は多種多様で、全体像を描くことは困難であり、以下で述べるのは一般的な概要である (収容状況については、後記第3の2(1)参照)。

(ア) 保護所 (shelter facility)

保護所は、ステイタス・オフense及び放任・要扶助少年の保護を目的として、1970年代に開設された短期収容施設である。非行少年が保護所に収容される場合としては、拘置施設を持たない郡において、ジェイルに代わる収容先として利用される場合などである。

(イ) 里親委託 (foster care)

里親委託は、主として、少年自身の家庭で生活することが不適當と思われる者のための措置であり、

非行少年よりは放任・要扶助少年等が対象となることが多い。これには、個人の里親家庭のほか、正式な里親が見つかるまでの間のみ少年を収容する一時里親家庭（emergency foster care homes）等がある。

(ウ) グループ・ホーム（group home）・ハーフウェイ・ハウス（halfway house）

グループ・ホームとハーフウェイ・ハウスは、長期収容施設であるが、後述の少年院などとは異なっており、開放的な施設であり、収容されている少年は、通学、通勤、通院あるいは文化的行事参加などを通じて、地域社会と頻繁に接触している。収容される少年は放任・要扶助少年等が中心であるが、そのほか、施設を出ても適当な居住先がない少年も収容されることがある。

このうち、グループ・ホームは、それを運営する機関や組織が所有又は賃借している居住施設で、通常、一団となった4、5人から10人前後の少年を収容し、家庭的な雰囲気の中で、職員が管理人あるいはカウンセラーとして少年の保護にあたっている。

ハーフウェイ・ハウスは、グループ・ホームよりは規模の大きな施設で、専門の職員が学習プログラムの手配、求職活動の援助、カウンセリングなど各種の処遇プログラムを実施している。

(エ) 農場・森林キャンプ（ranch and forestry camp）

農場・森林キャンプは、軽微な犯罪を犯した少年等、犯罪性の比較的進んでいないと思われる少年を対象とした、長期収容施設である。少年は、開放的で、地域社会との頻繁な交流が保たれた処遇環境の中で、草刈り、清掃等の労働や、様々な治療的プログラムに参加する。

(オ) 少年院（training school）

少年院には、州又は郡政府機関の運営による公立施設（public facilities）のほかに、州又は郡の機関と契約を結んだ非営利的な民間機関の運営による私立施設（private facilities）もある。

少年院は長期収容施設であり、その警備の程度に応じて、軽・中・重警備の3つに分類されることがある。施設の建物は、警備の程度によって異なり、重警備施設には、高いフェンス又は塀があり、ドアは施錠され、少年の居室は個室になっている。これに対し、中警備施設は、一般に、寮又は小舎のような設計で、重警備施設と同様、フェンスはあるが、建物内での少年の行動は、重警備施設より自由である。

一般に少年院は、処遇の面では、農場・森林キャンプに比べ様々な処遇プログラムが整っている。ほとんどの中・重警備の少年院では、教科教育が実施されており、所定の課程を修了した在院少年に対して高校卒業の資格を付与する権限を、州政府から与えられていることが多く、また、読み、書き、計算といった基礎学力向上のための補習教育も実施している。職業訓練としては、男子少年に対し自動車修理、印刷、溶接、大工、理容等の種目が実施されており、女子少年に対しては、男子ほど多様ではないものの、裁縫、秘書、美容等の種目が実施されている。また、交流分析、現実療法、集会活動、薬害教育等、少年個々の問題性に応じた様々な教育的・治療的処遇が行われている。これらのプログラムの実施に当たって、各施設は地域社会のボランティアから物心両面にわたる協力を得ている。

また、少年院の中には、ライフ・スキル・プログラムを実施するところが少なくなく、特に出院間近の少年に対しては、就職のための新聞の求人欄の読み方や面接の受け方、出院後の生活における金銭管理の仕方などが指導されるほか、地域社会や家族への円滑な帰住のための一事帰省や、両親に伴われての一日外出、あるいは、出院後の生活資金を蓄えるための院外労働などが実施されている。

ウ ブートキャンプ処遇（boot camp program）

ブートキャンプ処遇は、当初、若年成人受刑者を対象に実施されてきた処遇プログラムで、軍隊的な規律の下で、集団行動訓練等を行うものであったが、1980年代後半からの少年収容施設における過剰収

容等を背景に、1990年代に入って、少年矯正の分野にも導入されるようになった。

少年のためのブートキャンプ処遇は、1991年に、オハイオ州等3州において、実験的な試みとして開設されたのが、その始まりである。これは、集団行動訓練、体育、教科教育、カウンセリング等を行う3か月の施設内処遇と、これに続く6ないし9か月のアフターケアを一体化したもので、対象となる少年は、13歳以上18歳以下であって、殺人、強盗等の重大な非行を犯した者は除外されていた。その後、ブートキャンプは、比較的非行性の進んでいない少年に対する処遇プログラムとして、各州で実施されるようになっていく（注32）。

エ アフターケア (after care)

通常、少年院からの釈放は、当該施設の長又は州の少年矯正部局の担当官によって決定され、少年は、出院後、パロールに付されて、パロール・オフィサーの指導と援助を受けることになる。

実際には、パロールは、プロベーションに比べるとまだ十分に整備されていない面が多い。担当部局は、一般には、少年矯正施設の管理運営担当部局であるが、州によっては、社会福祉・保健担当の機関が当たるところもある。

パロールの期間の定め方は、州によって異なる。最も多いタイプは、期間をあらかじめ定めず、パロールの解除の適否について評価権限のあるスタッフの判断により、解除が適当と思われる時点で、パロールを終了させるというものである。

その間の指導としては、一般的に、少年は遵守事項を守り、定期的に担当官に生活状況を報告することになるが、パロール・オフィサーの担当件数が多く、十分な指導がなされにくい面がある。このため、プロベーションと同様、パロールにおいても集中指導監督 (intensive supervision) プログラムの活用が盛んになっている。これは、パロール・オフィサー一人当たりの担当ケースを少なくし、その分少年との接触の密度を高めることにより、再非行を防止しようとするプログラムである。

オ その他の処分

少年の処分には、上記のほか、罰金、被害弁償命令、社会奉仕命令等の多様なものがある。

(ア) 被害弁償命令 (restitution order) ・社会奉仕命令 (community service order)

被害弁償命令や社会奉仕命令は、独立の処分として、あるいはプロベーションやハーフウェイ・ハウスなどの施設収容処分と共に命じられるなど、少年司法の各段階で活用されている。

被害弁償命令は、1970年代からプロベーションに併せて広く用いられてきた。これは、少年が非行により他人の財産に対する損害を与えたか、又は他人の身体に損傷を負わせた場合に、金銭等によって、少年の与えた被害を弁償させるものである。

金銭による被害弁償を命じられた場合、原則として、少年は、少年裁判所が選択した作業場 (job site) での仕事、又は公営・民営セクターの提供する仕事に就くが、少年の得る賃金は、裁判所が定めた一定額に達するまで保管された後、裁判所が被害者に対して支払をする。支払が完了した時点で、原則、少年の作業義務は終了するが、賠償金の支払ができなかった場合には、プロベーション期間が延長されることがある。

これに対し、非行行為に対する責任を償わせるため、少年に作業を科す処分として、社会奉仕命令がある。これも、広義の被害回復 (restitution) の一環としてとらえられることもあるが、被害者に対する作業でない場合は、一般の被害弁償命令と区別して、社会奉仕命令と呼ぶことが多い。この場合、少年は病院等においてボランティアとして働いたり、公園や公共ビルの清掃作業に従事するなどして、奉仕活動に携わることになる（注33）。

第3 少年司法の運用

1 少年裁判所

少年裁判所における非行事件の処理に関して、「Juvenile Court Statistics」(注34)に基づいて、述べることにする。この統計において、「施設収容」とは、少年を家庭以外の場所にある施設等に収容する処分を、「その他の処分」とは、罰金、被害弁償命令、社会奉仕命令等の処分をいう。なお、ここでは、「少年」とは、各法域において少年裁判所が管轄する者を指している。

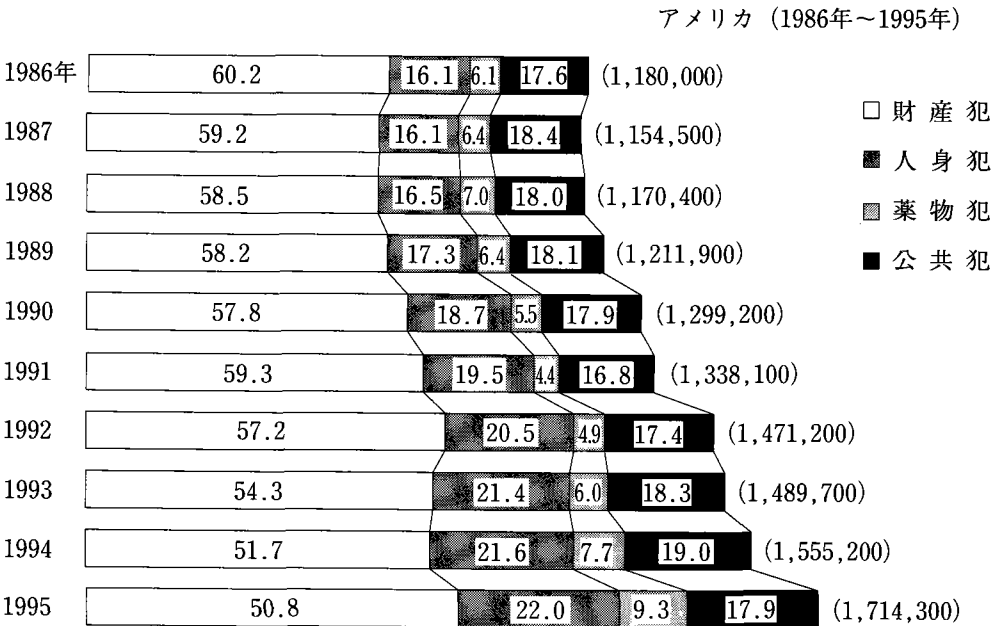
(1) 非行事件の処理件数

図4は、1986年から1995年までの10年間に、各州の少年裁判所で処理された非行事件の罪種別処理件数の推移を見たものである(実数、及び資料の制約のため1991年から1995年までの5年間に限って、各罪種の処理件数の内訳を見たものについて、資料3参照)。

非行事件総数は、1988年以降増加を続け、1995年は、1986年の約1.5倍となっている。罪種別構成比の推移を見ると、1986年には財産犯が60.2%を占め、人身犯が16.1%、公共犯が17.6%、薬物犯が6.1%であったが、その後財産犯がほぼ一貫して低下して、1995年には50.8%になったのに対し、人身犯及び薬物犯は上昇傾向にあり、特に人身犯は1995年には22.0%にまで上昇している。

さらに、各罪種の内訳を見ると、財産犯では窃盗(larceny-theft)、人身犯では単純暴行(simple assault)、公共犯では公務執行妨害(obstruction of justice)の増加が顕著である。

図4 少年裁判所における非行事件の罪種別処理件数の推移

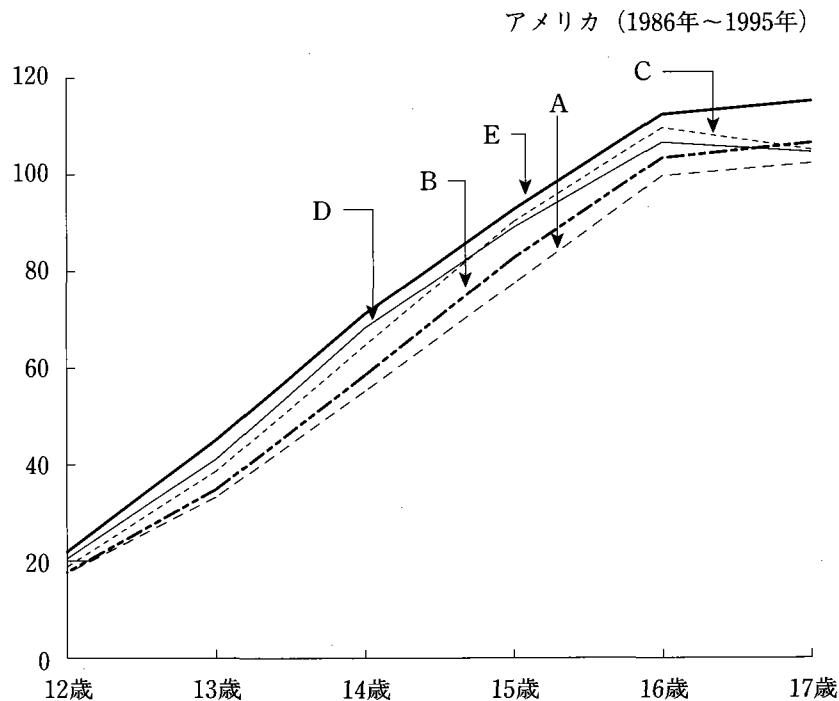


注 1 Juvenile Court Statistics による。
 2 「財産犯」とは、不法行為目的侵入、窃盗、自動車盗、器物損壊、盗品に関する罪、放火等の財産に対する罪をいう。
 3 「人身犯」とは、謀殺、故殺(manslaughter)、強姦、強盗、加重暴行、単純暴行等の人身に対する罪をいう。
 4 「公共犯」とは、武器犯罪、性犯罪(強姦を除く。)、騒乱、公務執行妨害等の公共の秩序に対する罪をいう。
 5 () 内は、総数である。

また、少年裁判所における非行事件の事件率(各年齢総人口1,000人当たりの少年裁判所処理事件数をいう。)の推移を、1991年に17歳であった年代から1995年に17歳であった年代までについて見ると、**図5**のとおりである(実数については、**資料4**参照)。

事件率は、どの年代をとっても類似した曲線を示し、年齢が高くなるにつれて上昇している。また、いずれの年齢層においても、事件率が1991年に17歳であった年代から1995年に17歳であった年代の順におおむね高くなる傾向にある。

図5 少年裁判所における非行事件の事件率の推移



- 注 1 Juvenile Court Statistics による。
 2 「事件率」とは、各年齢層人口1,000人当たりの少年裁判所処理事件数である。
 3 A は1986年に12歳で1991年に17歳、B は1987年に12歳で1992年に17歳、C は1988年に12歳で1993年に17歳、D は1989年に12歳で1994年に17歳、E は1990年に12歳で1995年に17歳の各事件率である。

(2) 非行事件の処理状況

ア 総数

表1は、1991年から1995年までの5年間における、少年裁判所の非行事件処理状況の推移を見たものである。

インテーク部において審判不開始となる事件の構成比は低下傾向にあり、1991年には50.3%であったものが、1995年には45.3%に低下している。一方、審判が開始された事件のうち、非行事実が認定されるに至らなかった事件の構成比は上昇傾向にあり、1991年には19.7%であったものが、1995年には23.3%に上昇している。放棄・移送の構成比は、0.7%前後で推移している（注35）。

処分の内容について見ると、審判不開始、審判開始のいずれにおいても、施設収容処分が実数、構成比共に増加している。

表1 少年裁判所における非行事件の処理状況

アメリカ（1991年～1995年）

処 理 内 容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	1,338,100	100.0	1,471,200	100.0	1,489,700	100.0	1,555,200	100.0	1,714,300	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	673,500	50.3	727,500	49.4	700,400	47.0	700,000	45.0	775,900	45.3
施 設 収 容	2,400	0.2	2,700	0.2	5,800	0.4	4,200	0.3	6,300	0.4
プロベーション	191,500	14.3	217,200	14.8	191,700	12.9	196,100	12.6	239,900	14.0
そ の 他 の 処 分	153,100	11.4	164,900	11.2	160,700	10.8	152,000	9.8	166,700	9.7
不 処 分	326,500	24.4	342,600	23.3	342,200	23.0	347,700	22.4	363,000	21.2
審 判 開 始 (Petitioned)	664,700	49.7	743,700	50.6	789,300	53.0	855,200	55.0	938,400	54.7
放 棄 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	9,700	0.7	11,700	0.8	11,800	0.8	12,300	0.8	9,700	0.6
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	263,400	19.7	304,400	20.7	320,600	21.5	347,900	22.4	399,000	23.3
施 設 収 容	4,300	0.3	5,300	0.4	6,200	0.4	7,800	0.5	11,000	0.6
プロベーション	66,300	5.0	71,900	4.9	74,100	5.0	77,800	5.0	86,000	5.0
そ の 他 の 処 分	33,200	2.5	42,200	2.9	43,400	2.9	51,500	3.3	63,200	3.7
不 処 分	159,600	11.9	185,100	12.6	196,900	13.2	210,800	13.6	238,900	13.9
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	391,600	29.3	427,500	29.1	457,000	30.7	495,000	31.8	529,700	30.9
施 設 収 容	112,500	8.4	121,300	8.2	128,700	8.6	141,300	9.1	148,900	8.7
プロベーション	221,600	16.6	244,400	16.6	254,800	17.1	264,600	17.0	283,300	16.5
そ の 他 の 処 分	42,200	3.2	45,600	3.1	55,600	3.7	71,900	4.6	71,600	4.2
不 処 分	15,300	1.1	16,200	1.1	17,800	1.2	17,200	1.1	25,900	1.5

注 1 Juvenile Court Statistics による。

2 推定値である。

イ 罪種別処理状況

表 2 は、1995年の少年裁判所における少年非行事件の罪種別処理状況を見たものである。

放棄・移送の比率が最も高いものは人身犯であり、非行事実が認定された事件で施設収容処分の比率の最も高いのは公共犯である。

1991年から1995年における、少年裁判所における少年非行事件の処理状況を財産犯、人身犯、薬物犯及び公共犯の罪種別に見ると（資料 5 参照）、インテーク部において審判不開始となる事件の構成比は、薬物犯を除いて減少傾向にあり、特に公共犯では、1991年には51.0%であったものが、1995年には41.6%に低下している。処分の内容について見ると、各罪種共に、施設収容処分の実数が、審判不開始及び審判開始を通じて、増加している。

表 2 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況

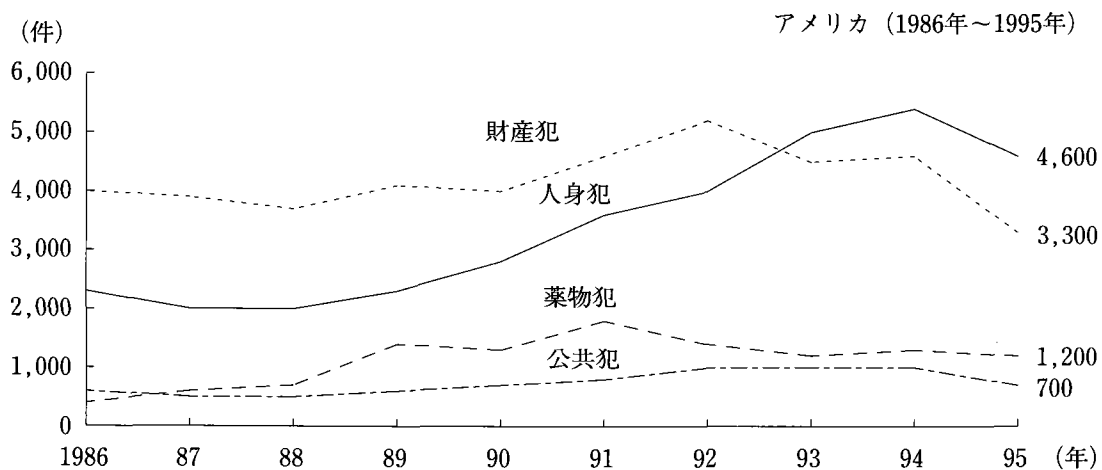
アメリカ（1995年）									
処 理 内 容	総 数	財 産 犯		人 身 犯		薬 物 犯		公 共 犯	
		件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	1,714,300	871,700	100.0	377,300	100.0	159,100	100.0	306,300	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	775,900	428,600	49.2	158,100	41.9	61,700	38.8	127,500	41.6
施 設 収 容	6,300	2,200	0.3	1,000	0.3	600	0.4	2,400	0.8
プ ロ ベ ー シ ョ ン	239,900	136,200	15.6	48,600	12.9	22,300	14.0	32,900	10.7
そ の 他 の 処 分	166,700	107,900	12.4	26,200	6.9	11,700	7.4	20,900	6.8
不 処 分	363,000	182,300	20.9	82,400	21.8	27,100	17.0	71,300	23.3
審 判 開 始 (Petitioned)	938,400	443,000	50.8	219,100	58.1	97,400	61.2	178,800	58.4
放 棄 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	9,700	3,300	0.4	4,600	1.2	1,200	0.8	700	0.2
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	399,000	183,800	21.1	98,200	26.0	40,900	25.7	76,100	24.8
施 設 収 容	11,000	5,100	0.6	2,800	0.7	1,100	0.7	2,000	0.7
プ ロ ベ ー シ ョ ン	86,000	46,600	5.3	20,100	5.3	8,200	5.2	11,000	3.6
そ の 他 の 処 分	63,200	28,300	3.2	13,300	3.5	5,900	3.7	15,600	5.1
不 処 分	238,900	103,900	11.9	61,900	16.4	25,700	16.2	47,400	15.5
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	529,700	255,900	29.4	116,400	30.9	55,300	34.8	102,100	33.3
施 設 収 容	148,900	66,200	7.6	35,600	9.4	13,700	8.6	33,400	10.9
プ ロ ベ ー シ ョ ン	283,300	142,400	16.3	62,100	16.5	29,400	18.5	49,400	16.1
そ の 他 の 処 分	71,600	36,400	4.2	12,300	3.3	8,500	5.3	14,400	4.7
不 処 分	25,900	10,900	1.3	6,500	1.7	3,700	2.3	4,900	1.6

注 1 Juvenile Court Statistics による。
2 図 4 の 2 ～ 4 に同じ。
3 推定値である。

図6は、1986年から1995年までの10年間における、移送・放棄事件の罪種別の推移を見たものである。1986年には、移送事件の54.8%を占めていた財産犯は、構成比で見ると低下傾向にあり、代わって人身犯の比率が上昇し、1995年には、移送事件の約47.4%が人身犯となっている。

なお、少年が、事件の係属から処分決定までの間に、拘置施設・ジェイル等に収容されるなど身柄の拘置が行われた事件は、1986年以降増加傾向にあり、1995年の少年裁判所の非行事件総数の19%を占めている。これを罪種別に見ると、人身犯が26%、財産犯が41%、薬物犯が12%、公共犯が20%となっている。

図6 罪種別放棄・移送件数の推移



- 注 1 Juvenile Court Statistics による。
 2 図4の注2～4に同じ。
 3 推定値である。

ウ 人種別処理状況

図7は、1986年から1995年における、少年裁判所における非行事件の罪種ごとの事件率を、人種別に見たものである（1987年及び1988年の数値は、統計がない。なお、実数については、資料6参照）。

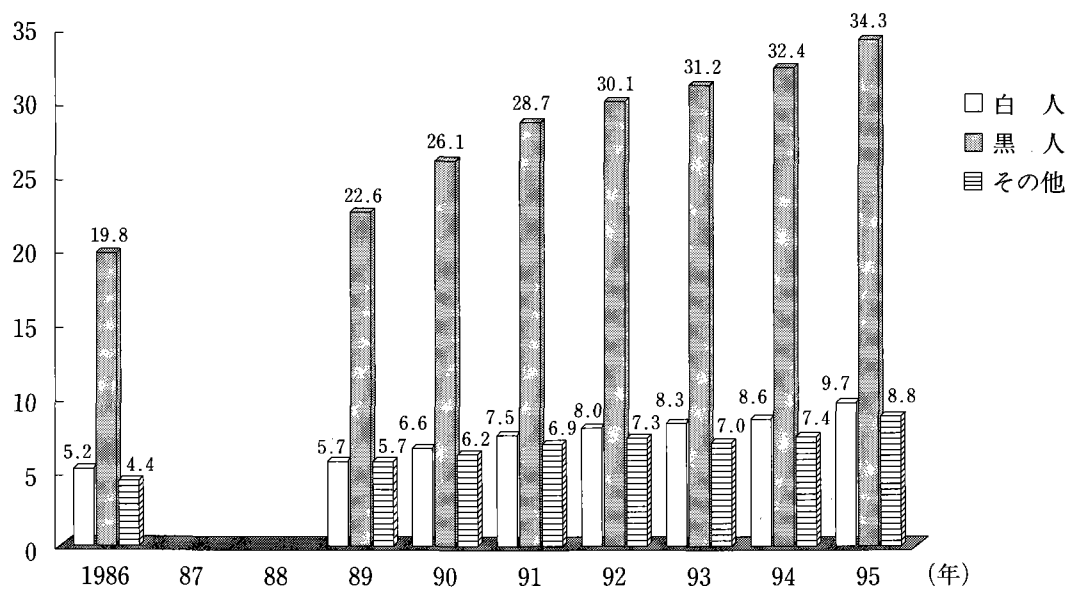
どの人種においても、財産犯を除いて、事件率の上昇傾向が認められる。また、1986年から1995年までの間の事件率の上昇を、1986年と1995年の比較で見ると、人身犯に関しては、白人が1.87倍、薬物犯及び公共犯に関しては、黒人がそれぞれ2.89倍及び1.97倍と、それぞれ、最も上昇率が高くなっている。

表3は、1991年から1995年における、少年裁判所における非行事件の処理状況を、人種別に見たものである。

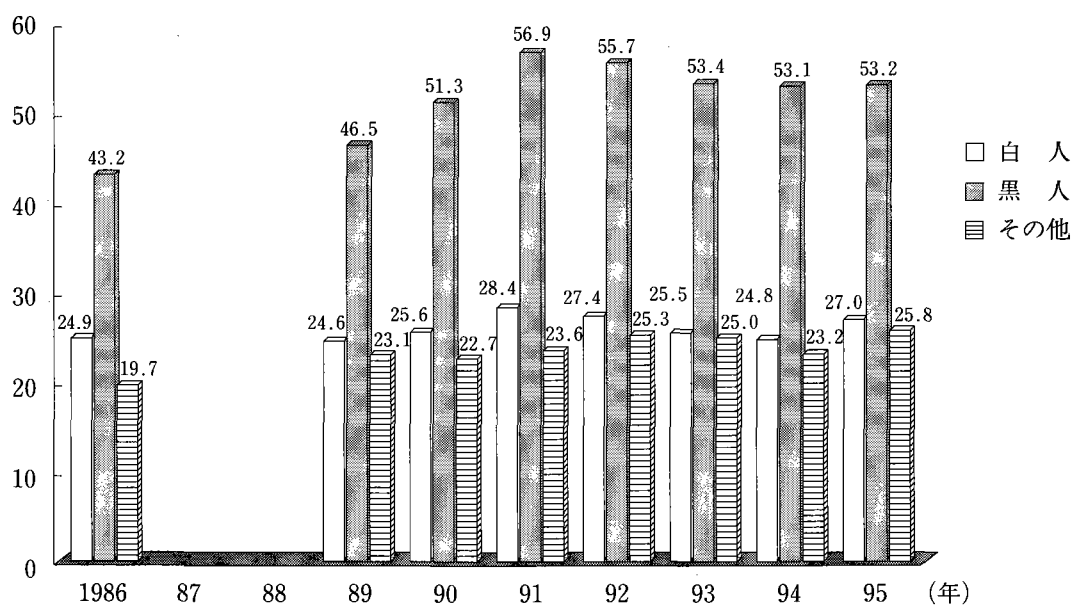
審判不開始の構成比を、人種別に見ると、いずれの年も、白人が最も高いが、審判不開始及び審判開始における施設収容処分の構成比は、いずれも、白人以外の人種が最も高くなっている。

図7 少年裁判所における非行事件の人種別事件率

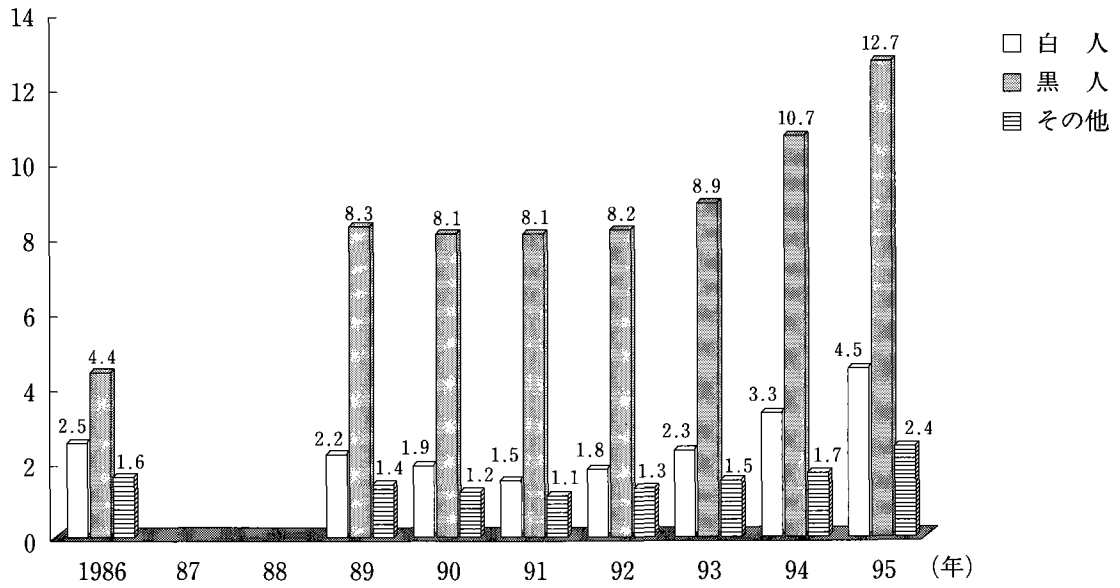
① 人身犯



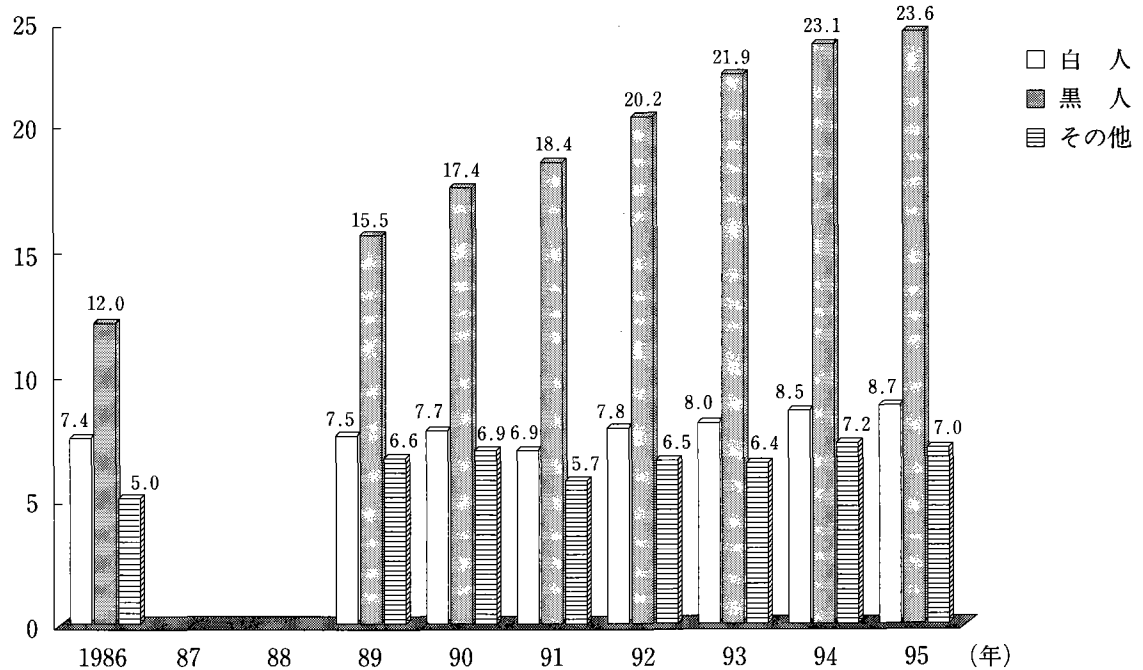
② 財産犯



③ 薬物犯



④ 公共犯



- 注 1 Juvenile Court Statistics による。
 2 「事件率」とは、少年裁判所対象年齢層の少年人口1,000人当たりの件数である。
 3 1987年及び1988年については、統計がない。
 4 図4の注2～4に同じ。

表3 少年裁判所における非行事件の人種別処理状況

処 理 内 容	1991年				1992年				1993年				1994年				1995年			
	白人		黒人		その他		白人		黒人		その他		白人		黒人		白人		黒人	
	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)	数	(100.0)
総 数	870,600	(100.0)	442,700	(100.0)	44,900	(100.0)	960,400	(100.0)	458,000	(100.0)	52,700	(100.0)	962,100	(100.0)	472,700	(100.0)	999,900	(100.0)	498,700	(100.0)
審 判 不 開 始	474,200	(54.5)	176,200	(39.8)	23,000	(51.2)	509,500	(53.1)	191,900	(41.9)	26,100	(49.5)	487,900	(50.7)	184,100	(38.9)	481,000	(48.1)	193,000	(38.7)
(Nonpetitioned)																				
施 設 収 容	2,100	(0.2)	200	(0.0)	100	(0.2)	2,400	(0.2)	300	(0.1)	100	(0.2)	4,700	(0.5)	1,000	(0.2)	2,900	(0.3)	1,300	(0.3)
プロバベーション	139,600	(16.0)	46,700	(10.5)	5,200	(11.6)	161,300	(16.8)	50,900	(11.1)	5,000	(9.5)	144,600	(15.0)	41,100	(8.7)	143,400	(14.3)	46,700	(9.4)
その他の処分	107,500	(12.3)	41,100	(9.3)	4,500	(10.0)	115,400	(12.0)	43,500	(9.5)	6,000	(11.4)	111,300	(11.6)	43,000	(9.1)	104,700	(10.5)	42,100	(8.4)
不 処 分	225,100	(25.9)	88,100	(19.9)	13,300	(29.6)	230,400	(24.0)	97,200	(21.2)	15,100	(28.7)	227,300	(23.6)	98,900	(20.9)	229,900	(23.0)	102,900	(20.6)
審 判 開 始	396,300	(45.5)	246,500	(55.7)	21,900	(48.8)	450,900	(46.9)	266,100	(58.1)	26,600	(50.5)	474,200	(49.3)	288,700	(61.1)	518,900	(51.9)	305,800	(61.3)
(Petitioned)																				
放 棄 ・ 移 送	4,500	(0.5)	5,000	(1.1)	200	(0.4)	5,500	(0.6)	5,900	(1.3)	300	(0.6)	5,300	(0.6)	6,100	(1.3)	6,000	(0.6)	5,900	(1.2)
(Waiver, Transfer)																				
非行事実不認定	155,100	(17.8)	101,900	(23.0)	6,400	(14.3)	182,800	(19.0)	112,700	(24.6)	9,000	(17.1)	188,200	(19.6)	123,300	(26.1)	203,800	(20.4)	134,000	(26.9)
(Nonadjudicated)																				
施 設 収 容	2,100	(0.2)	200	(0.0)	100	(0.2)	2,800	(0.3)	2,200	(0.5)	300	(0.6)	3,500	(0.4)	2,400	(0.5)	3,500	(0.4)	4,100	(0.8)
プロバベーション	43,500	(5.0)	21,700	(4.9)	1,100	(2.4)	48,900	(5.1)	21,600	(4.7)	1,400	(2.7)	49,000	(5.1)	23,400	(5.0)	51,000	(5.1)	25,000	(5.0)
その他の処分	21,200	(2.4)	11,300	(2.6)	800	(1.8)	29,600	(3.1)	11,400	(2.5)	1,200	(2.3)	29,600	(3.1)	12,500	(2.6)	31,700	(3.2)	18,700	(3.7)
不 処 分	88,400	(10.2)	66,800	(15.1)	4,400	(9.8)	101,400	(10.6)	77,500	(16.9)	6,200	(11.8)	106,000	(11.0)	85,000	(18.0)	117,600	(11.8)	86,300	(17.3)
非行事実認定	236,700	(27.2)	139,600	(31.5)	15,300	(34.1)	262,600	(27.3)	147,600	(32.2)	17,300	(32.8)	280,700	(29.2)	159,300	(33.7)	309,100	(30.9)	165,900	(33.3)
(Adjudicated)																				
施 設 収 容	59,400	(6.8)	48,200	(10.9)	4,900	(10.9)	66,700	(6.9)	49,300	(10.8)	5,300	(10.1)	71,100	(7.4)	52,700	(11.1)	78,600	(7.9)	56,200	(11.3)
プロバベーション	137,400	(15.8)	77,000	(17.4)	7,200	(16.0)	153,200	(16.0)	82,400	(18.0)	8,800	(16.7)	159,700	(16.6)	86,300	(18.3)	169,600	(17.0)	85,800	(17.2)
その他の処分	31,400	(3.6)	8,000	(1.8)	2,900	(6.5)	34,100	(3.6)	8,500	(1.9)	2,900	(5.5)	41,000	(4.3)	11,800	(2.5)	52,500	(5.3)	15,300	(3.1)
不 処 分	8,600	(1.0)	6,500	(1.5)	300	(0.7)	8,600	(0.9)	7,400	(1.6)	200	(0.4)	8,900	(0.9)	8,500	(1.8)	8,400	(0.8)	8,500	(1.7)
アメリカ (1991年～1995年)																				
総 数	1,127,800	(100.0)	522,900	(100.0)	56,700	(100.0)	1,127,800	(100.0)	498,700	(100.0)	54,800	(100.0)	999,900	(100.0)	472,700	(100.0)	999,900	(100.0)	498,700	(100.0)
審 判 不 開 始	539,800	(47.9)	207,100	(39.6)	26,100	(46.0)	539,800	(47.9)	193,000	(38.7)	28,300	(51.6)	481,000	(48.1)	184,100	(38.9)	481,000	(48.1)	193,000	(38.7)
(Nonpetitioned)																				
施 設 収 容	4,100	(0.4)	2,100	(0.2)	100	(0.2)	4,100	(0.4)	300	(0.1)	100	(0.2)	4,700	(0.5)	1,000	(0.2)	2,900	(0.3)	1,300	(0.3)
プロバベーション	179,600	(15.9)	53,700	(10.3)	6,100	(10.8)	179,600	(15.9)	46,700	(9.4)	6,000	(10.9)	143,400	(14.3)	41,100	(8.7)	143,400	(14.3)	46,700	(9.4)
その他の処分	116,800	(10.4)	43,000	(8.2)	5,100	(9.0)	116,800	(10.4)	42,100	(8.4)	6,400	(11.7)	104,700	(10.5)	43,000	(9.1)	104,700	(10.5)	42,100	(8.4)
不 処 分	239,300	(21.2)	108,300	(20.7)	14,800	(26.1)	239,300	(21.2)	102,900	(20.6)	15,900	(29.0)	229,900	(23.0)	98,900	(20.9)	229,900	(23.0)	102,900	(20.6)
審 判 開 始	588,000	(52.1)	315,800	(60.4)	30,600	(54.0)	588,000	(52.1)	305,800	(61.3)	26,500	(48.4)	518,900	(51.9)	288,700	(61.1)	518,900	(51.9)	305,800	(61.3)
(Petitioned)																				
放 棄 ・ 移 送	4,400	(0.4)	4,900	(0.9)	500	(0.9)	4,400	(0.4)	5,900	(1.2)	400	(0.7)	5,300	(0.6)	6,100	(1.3)	6,000	(0.6)	5,900	(1.2)
(Waiver, Transfer)																				
非行事実不認定	245,000	(21.7)	142,400	(27.2)	10,100	(17.8)	245,000	(21.7)	134,000	(26.9)	9,000	(16.4)	203,800	(20.4)	123,300	(26.1)	203,800	(20.4)	134,000	(26.9)
(Nonadjudicated)																				
施 設 収 容	6,000	(0.5)	4,800	(0.9)	200	(0.4)	6,000	(0.5)	4,100	(0.8)	300	(0.5)	3,500	(0.4)	2,400	(0.5)	3,500	(0.4)	4,100	(0.8)
プロバベーション	58,800	(5.2)	25,400	(4.9)	1,800	(3.2)	58,800	(5.2)	25,000	(5.0)	1,600	(2.9)	51,000	(5.1)	23,400	(5.0)	51,000	(5.1)	25,000	(5.0)
その他の処分	40,000	(3.5)	21,800	(4.2)	1,200	(2.1)	40,000	(3.5)	18,700	(3.7)	1,300	(2.4)	31,700	(3.2)	12,500	(2.6)	31,700	(3.2)	18,700	(3.7)
不 処 分	140,100	(12.4)	90,300	(17.3)	6,900	(12.2)	140,100	(12.4)	86,300	(17.3)	5,800	(10.6)	117,600	(11.8)	85,000	(18.0)	117,600	(11.8)	86,300	(17.3)
非行事実認定	338,600	(30.0)	168,500	(32.2)	20,000	(35.3)	338,600	(30.0)	165,900	(33.3)	17,000	(31.0)	309,100	(30.9)	159,300	(33.7)	309,100	(30.9)	165,900	(33.3)
(Adjudicated)																				
施 設 収 容	88,700	(7.9)	53,100	(10.2)	6,500	(11.5)	88,700	(7.9)	56,200	(11.3)	5,900	(9.1)	78,600	(7.9)	52,700	(11.1)	78,600	(7.9)	56,200	(11.3)
プロバベーション	184,700	(16.4)	87,600	(16.8)	9,200	(16.2)	184,700	(16.4)	85,800	(17.2)	8,800	(16.1)	169,600	(16.6)	86,300	(18.3)	169,600	(16.6)	85,800	(17.2)
その他の処分	52,000	(4.6)	15,600	(3.0)	4,000	(7.1)	52,000	(4.6)	15,300	(3.1)	2,800	(5.1)	52,500	(5.3)	11,800	(2.5)	52,500	(5.3)	15,300	(3.1)
不 処 分	13,200	(1.2)	12,100	(2.3)	300	(0.5)	13,200	(1.2)	8,500	(1.7)	400	(0.7)	8,400	(0.8)	8,500	(1.8)	8,400	(0.8)	8,500	(1.7)

注 1 Juvenile Court Statistics による。

2 () 内は、構成比である。

3 推定値である。

2 施設収容の状況

(1) 少年施設

ここでは、少年施設への収容状況に関し、「Juvenile Taken Into Custody : Fiscal Year 1993」(注36)に基づいて述べることにする。この統計における「少年」とは、10歳以上で、各法域において少年裁判所の管轄する上限年齢以下の者を指している。また、「収容」とは、①法執行機関、司法機関又は社会福祉機関により、施設入所を命じられて収容される場合、②保護者、後見人あるいは少年自身の同意を得た、公式なディバーションとして収容される場合、及び③少年自身の自発的な意思により収容される場合を含む。したがって、被収容少年には、非行少年のほかに、ステイタス・オフENSEに係る少年、放任・要扶助少年及び自発的入所少年が含まれる。

また、「施設」の定義は、「少なくとも6時間以上少年を収容し、その間、施設職員による指導監督がなされるもの」とされており、公立及び私立の施設を含み、また、警備の面からいえば、少年の逃走を防止する物理的な構造物等を備えた施設 (secure facilities) と、開放的な施設 (nonsecure facilities) の双方を含む。具体的には、ジェイル以外の、拘置施設 (detention center, 注37)、保護所 (shelter facility)、分類センター (reception and diagnosis center)、少年院 (training school)、農場・森林キャンプ (ranch and forestry camp) 及びグループホーム (group home)・ハーフウェイ・ハウス (halfway house) の6つの種類に分けられる。

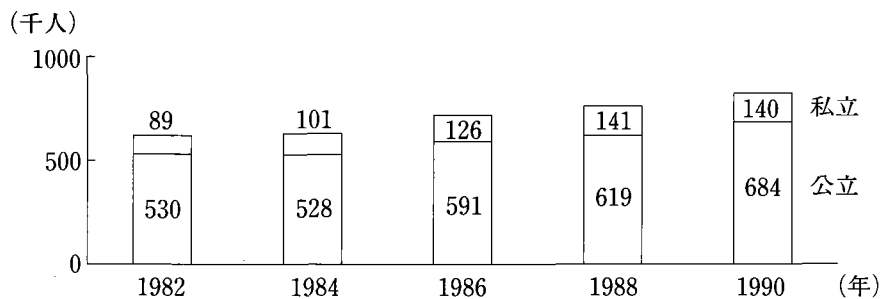
ア 収容人員の推移

施設収容人員の推移を、1982年から1990年について見たものが、図8である。

公立・私立を合わせた全体で見ると、収容人員は一貫して上昇しており、私立の収容人員の増加が公立のそれを上回っている。1982年と1990年の収容人員を比較すると、全体では1.33倍に、公立では1.29倍に、私立では1.57倍に増加している。また、男女別に見ると、公立・私立とも男子の収容が多く、男女の比率は、おおむねいずれの年次も公立で8対2、私立で6対4となっている。

図8 施設収容人員の推移

(1982年, 1984年, 1986年, 1988年, 1990年)



注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。

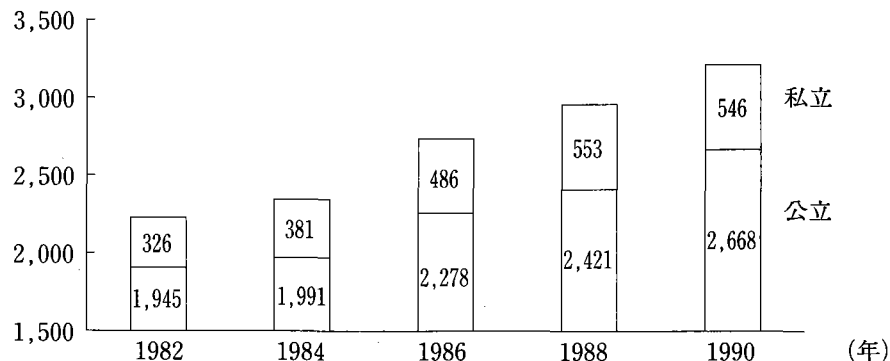
2 収容者数は、当該年次において2度以上収容された者及び他施設からの移送者を含む。

また、1983年から1991年について、調査日（1983年及び1985年は2月1日、1987年は2月2日、1989年及び1991年は2月15日）現在の収容人員（1日当たりの収容人員、1-Day Counts）の推移を、2年ごとに見てみると、公立・私立を合わせた全体では、1983年から1989年までは増加しているが、1991年はわずかながら減少している。男女別に見てみると、男子では公立の方が、女子では私立の方が、それぞれ1日当たりの収容人員の増加の幅が大きい。

図9は、1982年から1990年について、年間施設収容率（施設収容人員の少年人口10万人当たりの比率）の推移を見たものである。この間の少年人口が、1989年まで緩やかに減少し、1990年から上昇に転じているのを反映して、施設収容率は、公立・私立ともほぼ一貫して上昇しており、1982年と1990年を比較すると、全体では1.42倍に、公立では1.37倍に、私立で1.67倍となっている。

図9 施設収容率の推移

（1982年、1984年、1986年、1988年、1990年）



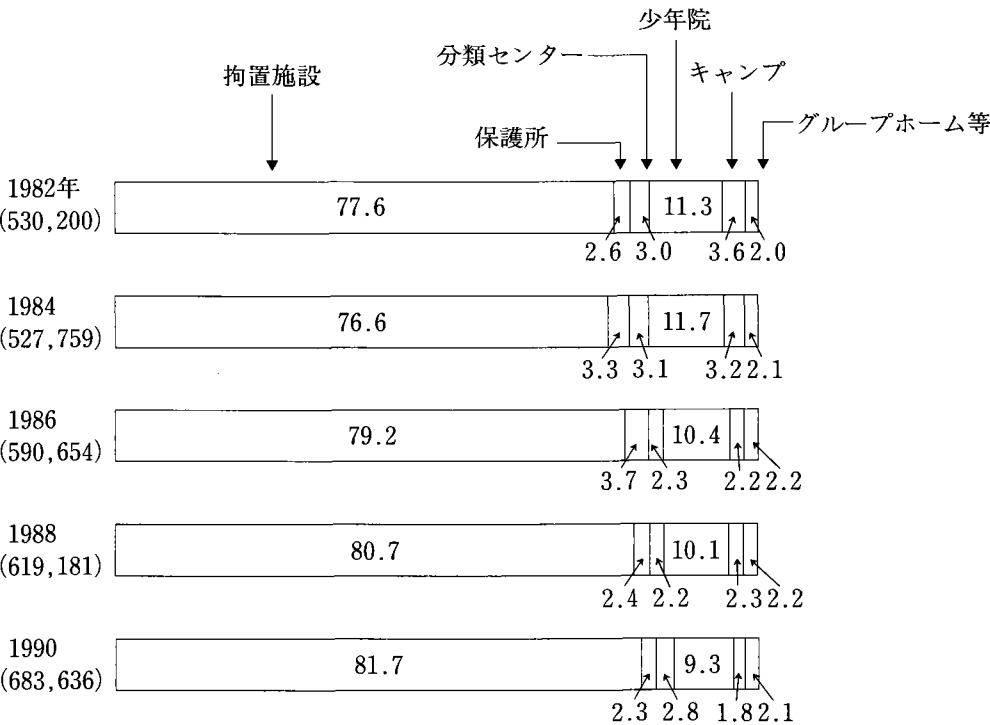
- 注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。
 2 収容率は、10歳から各法域の定める少年の上限年齢までの少年人口10万人当たりの収容人員の比率である。

図10は、1982年から1990年における収容人員について、収容施設の種別別構成比の推移を、公立・私立別に見たものである。構成比は各年次ともほぼ同様であり、公立では、拘置施設への収容が80%前後を占め、次いで、少年院への収容が10ないし11%程度である。これに対し私立では、保護所への収容がほぼ半数を占め、次いで、グループ・ホーム、ハーフウェイ・ハウスへの収容が多くなっている。

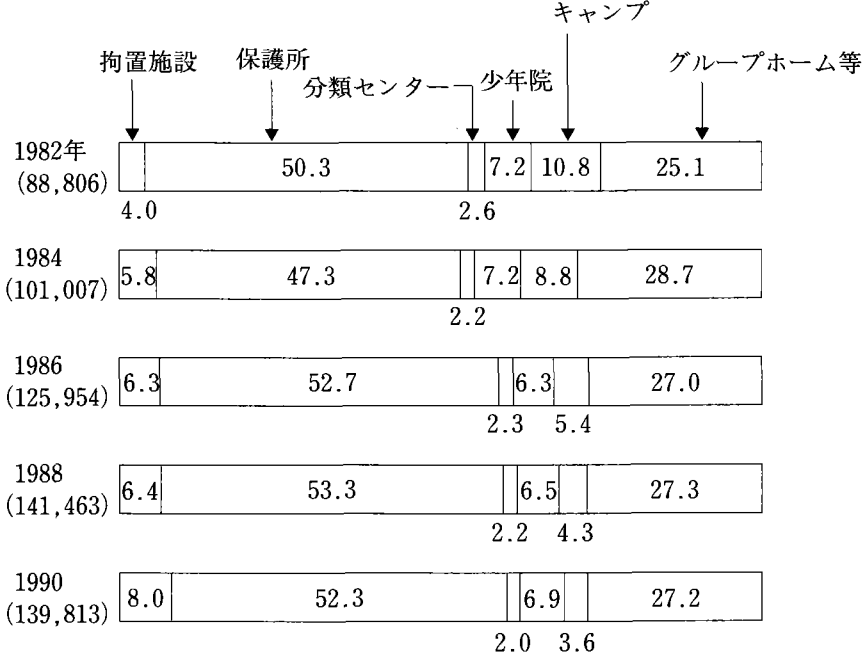
図10 収容人員の収容施設種類別構成比の推移

(1982年, 1984年, 1986年, 1988年, 1990年)

① 公立施設



② 私立施設



注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。
2 「グループホーム等」とは、グループホームとハーフウェイハウスをいう。
3 () 内は、実数である。

イ 罪種・入所事由別構成比の推移

図11は、1日当たりの収容人員の罪種・入所事由別構成比を見たものである。公立では、ステイタス・オフense、放任・要扶助少年及び自発的入所の少年の比率は、各年次とも低く、ほとんどが非行少年であり、罪種別に見ると、財産犯の比率が最も高いが、年次を追ってその比率は低下しており、他方、人身犯及び薬物関係事犯等（アルコール・薬物関係事犯、公共犯、プロベーションの遵守事項違反、その他の非行）の比率が上昇している。これに対し私立では、ステイタス・オフense等の非行少年以外の少年の比率が、各年次とも60%以上を占めている。非行少年の中では財産犯の比率が高いが、人身犯の比率が年次を追って上昇しており、1991年では収容者の1割近くになっている。

図11 1日当たりの収容人員の罪種・入所事由別構成比の推移

(1983年, 1985年, 1987年, 1989年, 1991年)

① 公立施設

	凶悪な人身犯 ↓ その他の人身犯		重大な財産犯 ↓ その他の財産犯		薬物犯・その他 ↓ ステイタス・オフense等	
1983年 (48,701)	18.3	6.7	34.2	12.3	21.7	6.9
1985 (49,322)	17.5	7.3	32.7	11.9	24.0	6.6
1987 (53,503)	14.8	10.0	29.4	14.4	25.3	6.0
1989 (56,123)	15.3	10.3	27.0	13.5	28.4	5.5
1991 (57,542)	19.3	11.8	23.5	12.5	28.1	4.8

② 私立施設

	重大な財産犯		その他の財産犯		ステイタス・オフENSE		
	↓		↓		↓		
	人身犯		薬物犯・その他		放任・要扶助少年 自発的入所		
1983年 (31,390)	4.9	9.1	7.1	13.0	21.2	26.3	18.3
1985 (34,080)	5.4	9.3	8.0	11.5	19.7	26.0	20.1
1987 (38,143)	5.9	7.8	9.6	10.8	20.5	26.7	18.7
1989 (37,822)	6.7	9.0	9.6	9.4	18.1	28.9	18.4
1991 (36,190)	9.7	8.9	9.7	11.5	14.6	27.4	18.1

- 注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。
2 「凶悪な人身犯」とは、謀殺・故殺 (nonnegligent manslaughter), 強姦, 強盗及び加重暴行をいう。
3 「その他の人身犯」とは、過失致死 (negligent manslaughter), 暴行及び性的暴行 (sexual assault) をいう。
4 「重大な財産犯」とは、不法行為目的侵入, 放火, 窃盗及び自動車盗をいう。
5 「その他の財産犯」とは、器物損壊, 文書偽造, 通貨等偽造, 盗品に関する罪及び無権限車両使用 (unauthorized vehicle use) をいう。
6 「薬物犯・その他」とは、アルコール・薬物関係犯罪, 公共犯, プロベーション又はパロールの遵守事項違反及びその他の非行をいう。
7 () 内は、実数である。

ウ 平均収容日数

施設の平均収容日数を1991年について見ると、表4のとおりである。拘置施設、保護所などの短期収容施設で16日（公立）ないし23日（私立）、少年院、農場・森林キャンプなどの長期収容施設では、157日（公立）ないし172日（私立）となっており、全体的に見て、私立施設の収容期間が長くなっている。

表4 施設別平均収容日数

		(1991年)		
		男 子	女 子	全 体
公 立	短期収容施設全体	16	14	16
	うち、拘置施設	16	14	15
	長期収容施設全体	161	122	157
	うち、少年院	186	169	184
私 立	短期収容施設全体	24	22	23
	うち、拘置施設	21	26	22
	長期収容施設全体	198	127	172
	うち、少年院	335	321	334

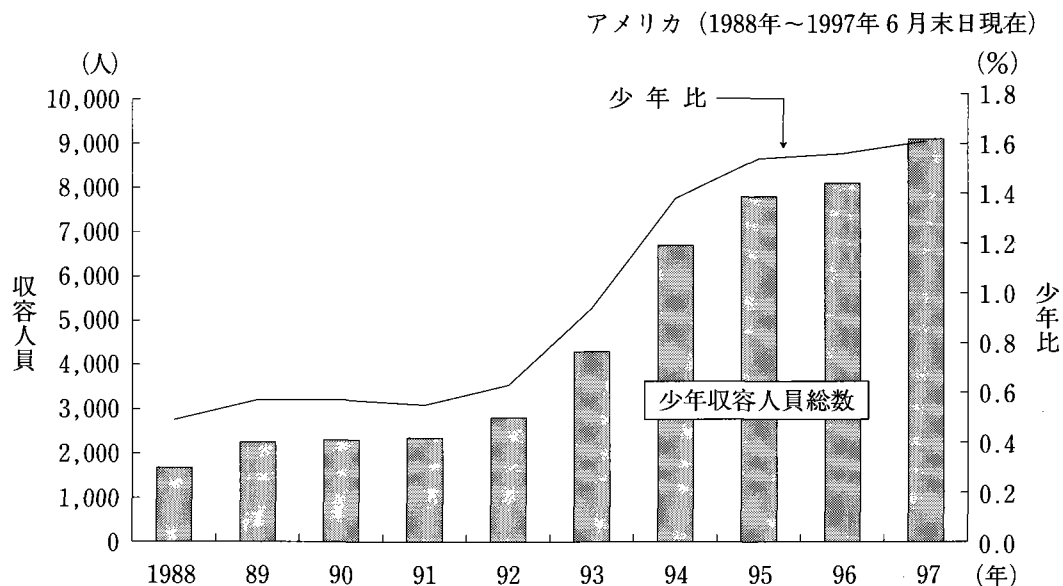
- 注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。
2 短期処遇施設とは、事実認定又は処分決定の審判を待つ者を収容する施設で、拘置施設と保護所を含む。
3 長期処遇施設とは、非行事実ありとして収容施設送致となった者を収容する施設で、少年院及び農場・森林キャンプを含む。

(2) ジェイル

少年のジェイルへの収容状況に関しては、「Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1997」(注38)に基づいて、述べることとする。この統計における「少年」とは、州法により、少年裁判所の管轄する年齢の者を指し、成人の刑事裁判所において裁判を受けた場合をも含む。したがって、ほとんどの州においては17歳以下の者である。ただし、1994年以降の「少年」は、単に17歳以下の者となっている。

図12は、1988年から1997年までの各年6月末日現在の、ジェイルにおける少年の収容人員及び少年比(収容人員総数に占める少年の割合をいう。)の推移を見たものである。ジェイルにおける少年の収容人員は、少年裁判所における身柄拘置件数の増加(前記1(2)イ)に伴い、1993年以降急激に増加しており、1997年には前年と比べ1,005人(12.4%)増の9,105人となっている。また、少年比も、1988年から1991年まではおおむね横ばいであったが、1992年から上昇し、1997年には1.61%となっている。

図12 ジェイル収容人員及び少年比の推移



- 注 1 Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1997による。
 2 1988年、89年及び92年から97年については、6月30日現在を、1990年は6月29日現在、及び1991年は6月28日現在の収容人員である。
 3 1993年以前については、ジェイルの監督下にあっても拘禁されていない者を含む。
 4 推定値である。

(3) 州刑務所

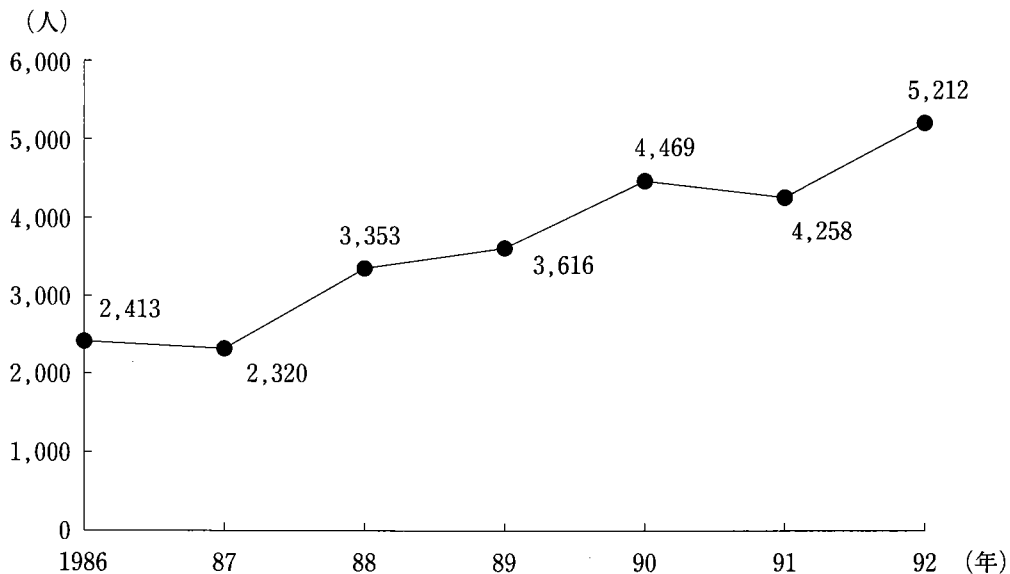
少年の州刑務所への収容状況に関しては、「National Corrections Reporting Program」(注39)に基づいて述べることにする。この統計において、「少年」とは、17歳以下の者を指す。また、「新収容者」とは、裁判所の判決、プロベーションの取消し及び猶予刑執行による入所をいう。

ア 少年新収容者数の推移

図13は、1986年から1992年における、州刑務所への少年新収容者数の推移を見たものである。少年新収容者数は、1986年に2,413人（新収容者総数の1.7パーセント）で、その後、前記第2の1(3)のとおり、少年に対して刑罰を科す範囲が拡大されたことに伴い、増加傾向にあり、1992年には5,212人に達している。

図13 州刑務所への少年新収容人員の推移

(アメリカ 1986年～1992年)

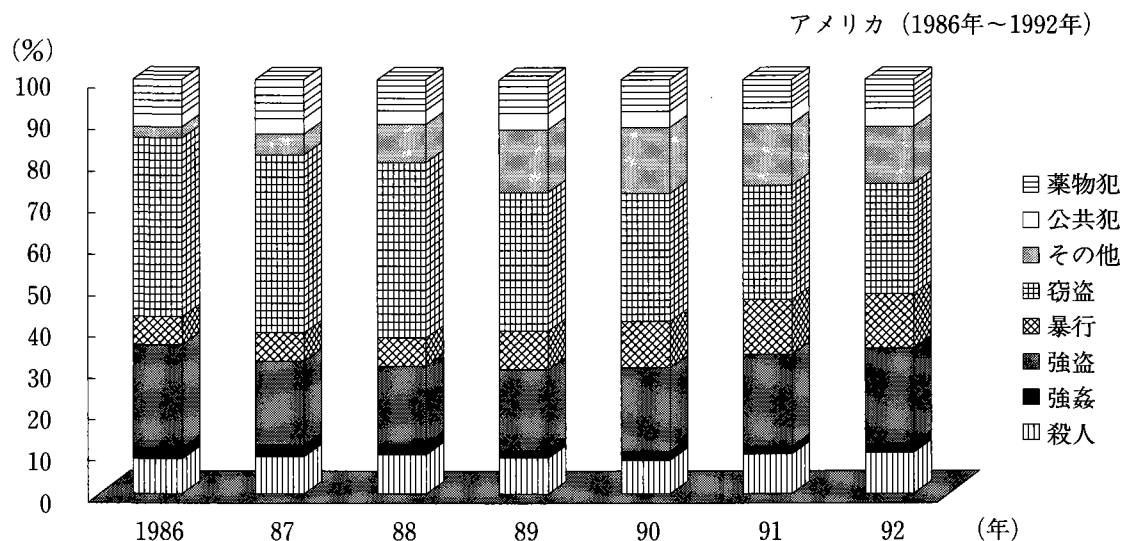


注 National Corrections Reporting Program による。

イ 罪種別収容率

図14は、1986年から1992年における、少年新収容者の罪種別の収容率を見たものである。1986年から1988年までは窃盗が40%台を占めていたが、1989年以降は低下傾向を示し、1992年には26.5%になっている。暴行については、1986年から1988年まで横ばいであったが、1989年以降は上昇傾向を示し、1992年には13.2%になっている。また、薬物犯については、1987年以降上昇傾向にあったが、1990年をピークに減少に転じ、1992年には13.7%になっている。

図14 罪種別州刑務所収容率

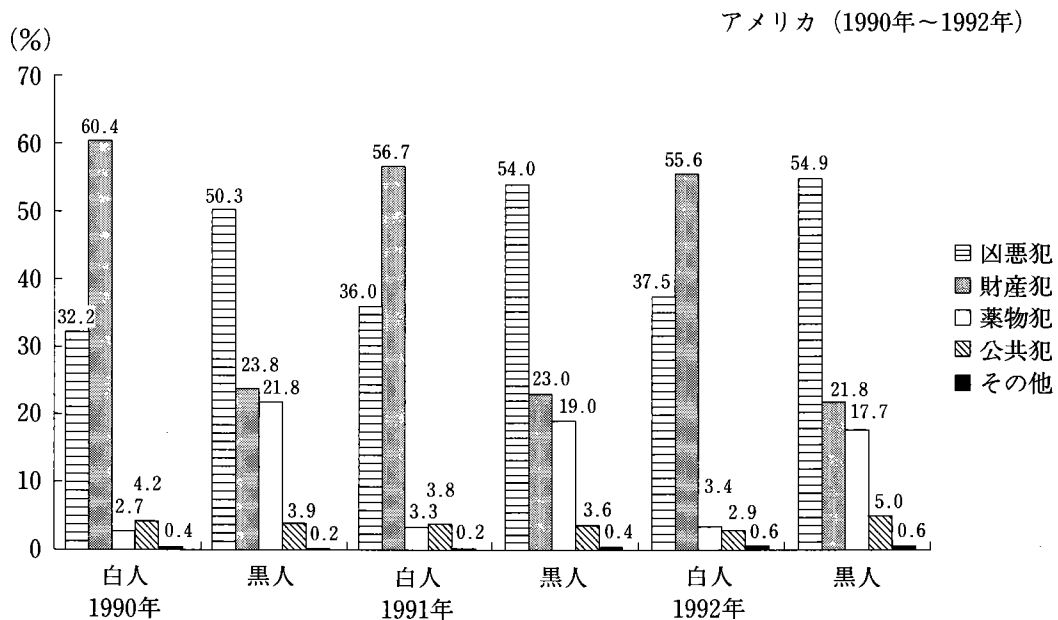


- 注 1 National Corrections Reporting Program による。
 2 「殺人」とは、謀殺、故殺(manslaughter)、過失致死及びその他の殺人(unspecified homicide)をいう。
 3 「暴行」とは、暴行(assault)をいう。
 4 「強姦」とは、強姦(rape)をいう。
 5 「強盗」とは、強盗(robbery)をいう。
 6 「窃盗」とは、不法行為目的侵入、窃盗及び自動車盗をいう。
 7 「公共犯」とは、武器犯罪及びその他公共犯をいう。

ウ 罪種別・人種別収容率

図15は、1990年から1992年における、少年新収容者の人種ごとに、罪種別の収容率を見たものである。白人では、財産犯が50%台後半から60%台前半であるのに対し、黒人では、いずれの年次においても23%前後となっている。これに対し、黒人では、凶悪犯が50%を超えているのに対し、白人では30%台半ばとなっている。また、薬物犯については、黒人の比率が白人の比率を大きく上回っている。

図15 罪種・人種別州刑務所収容率の推移



- 注 1 National Corrections Reporting Program による。
 2 「凶悪犯」とは、謀殺・故殺(manslaughter), その他の殺人(unspecified homicide), 誘拐(kidnapping), 強姦(rape), その他の性的暴行(other sexual assault), 強盗(robbery), 暴行(assault)及びその他の暴力犯罪をいう。
 3 「財産犯」とは、不法行為目的侵入, 窃盗, 自動車盗, 放火, 詐欺, 盗品に関する罪及びその他の財産犯をいう。
 4 「公共犯」とは、武器犯罪及びその他の公共犯をいう。

(注1) *Crime in the United States, 1970-1996*, Federal Bureau of Investigation, U.S. Department of Justice, 1971-1997.

これは、アメリカの主要な犯罪統計であり、「統一犯罪報告プログラム (Uniform Crime Reporting Program)」に基づいているが、このプログラムは、全米の法執行機関が、自発的に、連邦捜査局 (FBI) に対して、殺人、強姦、強盗、傷害、不法行為目的侵入、窃盗、自動車盗及び放火という8種 (ただし、1978年までは、放火を除く7種) の指標犯罪 (Crime Index offense) について、所定の様式に基づいて行った報告により、収集されたデータである。

(注2) ここで、10歳以上17歳以下の者を「少年」としたのは、アメリカの各法域においては、少年裁判所の管轄する少年の年齢の上限が、第2の2(1)記載のとおり、ほとんどの法域において、17歳以下であること、他方、その下限については、第2の2(1)記載のとおり、明確な定めがない法域がほとんどであり、検挙人員の実数を全体から見ると、10歳未満の者の数が極端に少なく、これらを除外する必要があるためである。

(注3) 上記の通り、アメリカの各法域のほとんどにおいては、少年裁判所の管轄する「少年」の年齢の上限は17歳であり、いずれの法域にあっても、18歳以上であれば、「成人」として扱われる。

しかしながら、ここで、18歳以上20歳以下の者を「青年」としたのは、法域によっては、少年裁判所の管轄する少年年齢の上限を超えた「成人」であっても、「青年 (Youth)」という範ちゅうを設けて、成人とは異なる量刑・手続を規定している州 (例えば、ニューヨーク州においては、16歳以上の成人であっても19歳未満の時に犯した犯罪については、特別な手続を規定している。N.Y. Criminal Procedure Law § 720.10 以下) もあることに加え、18歳以上20歳以下の青年層を設けているイギリス及びドイツとの対比の必要性等を考慮したためである。

(注4) この1980年代後半から1990年代前半にかけての、少年非行の急激な増加や凶悪化の背景として、Snyder, H.N. & Sickmund, M., *Juvenile Offenders and Victims: A National Report*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1995, pp. 2-16, 49-65 は、1980年代後半からの少年人口の増加、少年の貧困・欠損家庭率の上昇、銃器使用の増加等に触れている。

(注5) 連邦法違反の犯罪を犯した18歳未満の少年に対して、連邦裁判所が管轄権を有するのは、州の管轄権がないか管轄権を放棄した場合、州に非行少年に対する適切なプログラム等がない場合、又は重罪 (felony)、麻薬の取引若しくは運搬、銃器犯罪等の場合に限られる (18 U.S.C. § 5032)。そのため、1995年の1年間に連邦地方裁判所において判決を受けた少年非行事件は全国で122件に過ぎず (1990年から1995年までの6年間を見ても、年間事件数は最少で1995年の122件から最多で1990年の206件に過ぎない)、しかもその大半は、管轄権を有する機関がないなどの理由によって連邦裁判所の管轄とされたアメリカ原住民による事件である。Scalia, J., *Juvenile Delinquents in the Federal Criminal Justice System*, Special Report, Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice, 1997, pp. 1-2 参照

したがって、アメリカにおける少年非行や少年司法制度を論ずる場合、50州とコロンビア特別区に限定して論議すれば足りると考えられる。

(注6) ただし、このことは必ずしも、各法域に、少年に対する排他的管轄権を有する特別裁判所としての少年裁判所が設置されていることを意味するわけではない。*National Survey of Court Organization*, The Law Enforcement Assistance Administration, 1973 によれば、家事事件

及び少年事件のみに対する排他的管轄権を有する裁判所を州全体に設置している州はニューヨーク州など8州にとどまり、その他の法域においては、少年に対する管轄権は、その全部又は一部が、一般的管轄権 (general jurisdiction) 又は限定的管轄権 (limited jurisdiction, 例えば, probate court, municipal court などの管轄権を指す。)を有する第一審裁判所 (当該裁判所所属の裁判官が交代で少年裁判所としての職務を行う。)に与えられている州が、大部分であるとされている。Fox, S.J., *The Law of Juvenile Courts In a Nutshell*, West Publishing Co., 1984, pp. 9-10 参照

(注7) In re Gault, 387 US 1, 87 S. Ct. 1428 (1967).

(注8) In re Winship, 397 US 359, 90 S. Ct. 1068 (1970).

(注9) Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲 (注4) p. 72には、このような立法の動きは、一般の人々が、少年による凶悪犯罪が増加していると認識していたことにより生じたものであるが、そのような認識の多くが、誤解であったとの指摘がある。

(注10) ①の放棄又は移送に関して、放棄又は移送可能な犯罪の種類を追加したり、放棄又は移送可能な年齢の下限を引き下げたり、一定の重大犯罪においては少年裁判所において科される処分の方が適当であることの立証責任を少年側に負わせるなど、何らかの意味で放棄又は移送の要件を緩和する法改正を行ったのは、1992年から1995年までの間は、21州とコロンビア特別区であり、1996年及び1997年は、14州である。

②の検察官にいずれの裁判所に訴追するか決定権を与える法制を採っている州は、1982年には8州に過ぎなかったが、1997年末においては、14州とコロンビア特別区となっている。

③の管轄除外に関して、新たに除外の規定を設けたり、除外する犯罪の種類を追加したり除外する少年の年齢の下限を引き下げるなど、何らかの意味でその範囲を拡大する法改正を行ったのは、1992年から1995年の間は、26州であり、1996年及び1997年は、14州である。

Torbet, P. et al., *State Responses to Serious and Violent Juvenile Crime*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1996, pp. 3-6; Sickmund, M. et al., *Juvenile Offenders and Victims : 1997 Update on Violence*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1997, pp. 29, 30; Torbet, P. & Szymanski, L., *State Legislative Responses to Violent Juvenile Crime : 1996-97 Update*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1998, pp. 2-5 参照

(注11) 制裁を目的に掲げる州は、アーカンソー州など14州であるが、制裁と矯正・治療等の目的の調和を図ることを目的に掲げる州が、アラバマ州など11州、矯正・治療等を目的に掲げる州が、フロリダ州など14州ある。Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲 (注4) p. 71参照

(注12) ニューメキシコ州 Torbet, P. et al., 前掲 (注10) pp. 13, 23参照

(注13) コネティカット, カンザス, ミネソタ及びモンタナの4州 Torbet, P. et al., 前掲 (注10) pp. 13, 19, 20, 22, 23, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 6 参照

(注14) コロラド, マサチューセッツ, ロードアイランド, サウスキャロライナ及びテキサスの5州 Torbet, P. et al., 前掲 (注10) pp. 13, 18, 21, 23, 24参照

(注15) カリフォルニア, コロラド, フロリダ, アイダホ, ミシガン, オクラホマ及びヴァージニアの7州 Torbet, P. et al., 前掲 (注10) pp. 13, 17-21, 24, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 7 参照

- (注16) アーカンソー, アイオワ及びミズーリの3州 Torbet, P. et al., 前掲 (注10) pp. 13, 17, 18, 22, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 6 参照
- (注17) 最近における少年裁判所の廃止論と存置論の詳細については, 佐伯仁志「アメリカ少年司法制度の現状と将来」, 法律のひろば, 52(1), pp. 54-59参照
- (注18) 16歳未満……コネティカット, ニューヨーク及びノースキャロライナの3州
 17歳未満……ジョージア, イリノイ, ルイジアナ, マサチューセッツ, ミシガン, ミズーリ, ニューハンプシャー, サウスキャロライナ, テキサス及びウィスコンシンの10州
 18歳未満……アラバマ, アラスカ, アリゾナ, アーカンソー, カリフォルニア, コロラド, デラウェア, フロリダ, ハワイ, アイダホ, インディアナ, アイオワ, カンザス, ケンタッキー, メイン, メリーランド, ミネソタ, ミシシッピ, モンタナ, ネブラスカ, ネヴァダ, ニュージャージー, ニューメキシコ, ノースダコタ, オハイオ, オクラホマ, オレゴン, ペンシルヴァニア, ロードアイランド, サウスダコタ, テネシー, ユタ, ヴァーモント, ヴァージニア, ワシントン, ウェストヴァージニア及びワイオミングの37州並びにコロンビア特別区
 Szymanski, L.A., *State Variations in Age Restrictions for Trying Juveniles in Criminal Court*, NCJJ Snapshot 2(2), National Juvenile Center for Juvenile Justice, 1997. 参照
- (注19) 10歳……アーカンソー, コロラド, カンザス, ルイジアナ, ミネソタ, ミシシッピ, ペンシルヴァニア, サウスダコタ, テキサス, ヴァーモント及びウィスコンシンの11州
 7歳……メリーランド, マサチューセッツ及びニューヨークの3州
 6歳……ノースキャロライナ州
 Szymanski, L.A., *Lower Age of Juvenile Court Delinquency Jurisdiction*, NCJJ Snapshot 2(9), National Juvenile Center for Juvenile Justice, 1997. 参照
- (注20) 少年裁判所の手続は, 州によって区々であるので, ここでは主に, Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲 (注4) p. 74以下により, 記述した。
- (注21) 1997年現在の, 審判手続や審判記録の公開等については, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 10参照
- (注22) *Kent v. United States*, 383 U.S. 541, 86 S. Ct. 1045 (1966).
- (注23) *Breed v. Jones*, 421 U.S. 519, 95 S. Ct. 1779 (1975).
- (注24) コネティカット, マサチューセッツ, ネブラスカ, ニューメキシコ及びニューヨークを除く45州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 4 参照
- (注25) コネティカット, デラウェア, ジョージア, イリノイ, インディアナ, ケンタッキー, ルイジアナ, ノースキャロライナ, ノースダコタ, オハイオ, ロードアイランド, サウスキャロライナ, ヴァージニア及びウェストヴァージニアの14州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 4 参照
- (注26) アラスカ, アリゾナ, カリフォルニア, コロラド, イリノイ, カンザス, ミネソタ, ネヴァダ, ニューハンプシャー, ニュージャージー, ノースダコタ, ペンシルヴァニア, ロードアイランド及びユタの14州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 4 参照
- (注27) アリゾナ, アーカンソー, コロラド, フロリダ, ジョージア, ルイジアナ, マサチューセ

ツ、ミシガン、モンタナ、ネブラスカ、オクラホマ、ヴァーモント、ヴァージニア及びワイオミングの14州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲（注10）p. 4 参照

（注28）アラバマ、アラスカ、アリゾナ、デラウェア、フロリダ、ジョージア、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ミシシッピ、モンタナ、ネヴァダ、ニューメキシコ、ニューヨーク、オクラホマ、オレゴン、ペンシルヴァニア、サウスキャロライナ、サウスダコタ、ユタ、ヴァーモント、ワシントン及びウィスコンシンの28州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲（注10）p. 4 参照

（注29）Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲（注4）p. 88参照

（注30）ここでの記述は、主に、Bartollas, C. & Miller, S.J., *Juvenile Justice In America : Second Edition*, Prentice-Hall, 1998 による。

（注31）Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲（注4）p. 90参照

（注32）ブートキャンプ処遇については、濱井浩一「法務総合研究所研究部資料43 米国における矯正ブートキャンプ処遇」, 法務総合研究所, 1998参照

（注33）Kratcoski, P.C., Kratcoski, L.D., *Juvenile Delinquency : Second Edition*, Prentice-Hall, 1998, pp. 278-279 参照

（注34）*Juvenile Court Statistics 1991-1995*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1993-1998

これは、米司法省少年司法及び非行防止局（Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice）の全米少年裁判所データベース（National Juvenile Court Data Archive）が収集した全米の少年人口の67%以上を管轄する約1,800の少年裁判所のデータを基に推計した統計である。

（注35）非行事件が成人の刑事裁判所に係属する場合としては、前記第2の2の(2)のとおり、放棄・移送以外に、競合管轄権を認めている場合や特定の重大事件を刑事裁判所の管轄とする場合があるが、後二者に関しては、統計がない。

（注36）Austin, J. et al., *Juvenile Taken Into Custody : Fiscal Year 1993*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1995

これは、少年司法及び非行防止法の1988年改正に基づき、米司法省少年司法及び非行防止局長が、議会に対し、少年の施設収容の状況の概要を報告したものである。

この統計は、“Juvenile Court Statistics”, “Child In Custody Census”(CIC), “National Jail Census”等の種々の統計資料に基づき、1991年までの収容人員、収容期間、収容少年の性別、罪種別人員等を分析している。1993年版より最新の版が、公刊されていないため、本稿のデータは1991年以前のもののみとせざるを得なかった。

なお、少年司法及び非行防止局は、CICの統計が少年保護関係者のニーズを十分には満たしていないとして、1997年10月、CICのシリーズを“Census of Juveniles in Residential Placement”(CJRP)に改訂している。これは、従来のCICが各施設に対し、収容人員等を総計で回答するよう求めていたのに対し、収容された個々の少年について、年齢、性別、非行歴等を回答するシステムをとっており、施設収容に至る少年の特性等がよりの確に把握できるようになっている。第1回の調査は、1997年10月29日に実施され、その集計結果は、順次公表されることであるが、現時点でこれを入手することができなかった。

（注37）処分決定前の少年の収容を含んでいる（前記第2の2(3)参照）。

- (注38) Maguire, K. & Pastore, A.L., *Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1997*, Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice, 1997, p. 481

この統計は、米司法省司法統計局（Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice）が、刑事司法に関する様々な統計資料を基に編集して、毎年刊行しているものである。

- (注39) Perkins, C., *National Corrections Reporting Program, 1986-1992*, Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice, 1992-1994

この統計は、米司法省司法統計局が、29ないし38の州から収集した、州刑務所への新収容者数、釈放者数等のデータを基に集計したものである。1993年版以降の報告書が、公刊されていない（データセットのみ頒布されている。）ため、本稿のデータは1992年以前のもののみとせざるを得なかった。

資料 1 指標犯罪の検挙人員・人口比

年次	アメリカ (1970年～1996年)									
	検 挙 人 員					人 口 比				
	総 数	少 年			成 人	年			青 年 (18-20歳)	成 人
		総 数	10-20歳	13-14歳	15-17歳	総 数	10-12歳	13-14歳	15-17歳	
1970年	1,241,338	553,969	* 63,999	160,270	329,700	216,353	471,016	1,936.8	2,789.1	1,984.2
1971	1,363,640	598,645	* 67,565	170,415	360,665	239,406	525,589	2,017.5	2,987.6	2,112.5
1972	1,384,291	597,348	* 68,430	170,427	358,491	236,752	550,191	2,014.5	2,898.1	2,027.0
1973	1,341,616	582,869	* 63,575	163,862	355,432	231,776	526,971	1,939.4	2,820.4	1,935.8
1974	1,443,336	632,979	* 66,525	176,162	390,292	262,217	548,140	2,070.1	3,053.7	2,141.1
1975	1,865,738	783,129	* 79,262	208,814	495,053	349,257	733,352	2,453.7	3,866.7	2,782.7
1976	1,755,779	710,306	* 70,791	185,239	454,276	323,341	722,132	2,211.8	3,528.6	2,526.5
1977	1,951,925	784,556	* 75,007	207,340	502,209	352,041	815,328	2,510.2	3,904.3	2,715.5
1978	2,133,450	842,958	76,585	222,021	544,352	384,157	906,335	2,759.1	4,246.8	2,958.9
1979	2,127,394	802,888	69,833	204,211	528,844	397,352	927,154	2,660.7	4,180.3	3,041.3
1980	2,171,818	763,389	71,918	183,403	508,068	407,060	1,001,369	2,486.8	4,100.3	3,111.6
1981	2,268,183	743,937	77,517	179,791	486,629	411,452	1,112,794	2,495.0	4,072.9	3,166.2
1982	2,130,634	644,074	71,759	158,711	413,604	376,452	1,110,108	2,202.5	3,608.5	2,946.8
1983	2,128,590	631,733	73,245	165,301	393,187	362,177	1,134,680	2,244.7	3,551.8	2,899.7
1984	1,813,855	550,426	64,464	152,728	333,234	295,425	968,004	2,028.8	3,038.2	2,452.9
1985	2,102,113	632,317	68,065	168,047	396,205	333,820	1,135,976	2,302.0	3,584.9	2,889.7
1986	2,145,347	619,681	63,483	152,805	403,393	332,717	1,192,949	2,243.8	3,573.6	2,981.3
1987	2,244,070	636,094	67,778	157,923	410,393	337,903	1,270,073	2,411.4	3,682.0	3,058.5
1988	2,101,432	577,449	65,274	148,188	363,987	313,174	1,210,809	2,261.0	3,390.7	2,811.5
1989	2,323,933	617,742	72,226	163,464	382,052	350,197	1,355,994	2,482.7	3,757.0	3,078.7
1990	2,308,747	635,903	73,167	169,630	393,106	351,558	1,321,286	2,556.2	3,909.2	2,993.0
1991	2,259,534	634,696	72,711	174,728	387,257	335,087	1,289,751	2,560.9	3,866.8	2,973.0
1992	2,462,841	703,127	79,503	197,021	426,603	341,736	1,417,978	2,827.1	4,180.3	3,216.0
1993	2,407,743	695,820	74,715	197,828	423,277	324,684	1,387,239	2,799.7	4,101.9	3,085.9
1994	2,369,211	720,615	76,443	208,947	435,225	312,916	1,335,680	2,797.1	4,075.5	3,003.9
1995	2,226,119	663,411	69,455	185,757	408,199	298,949	1,263,759	2,456.5	3,706.2	2,816.6
1996	2,041,904	620,061	62,181	166,951	390,929	290,249	1,131,594	2,187.2	3,447.3	2,664.5

- 注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
- 2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
- 3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
- 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

資料 2-1 殺人の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年～1996年)

年次	検挙人員						人口比				
	総数	少年			成人		少年	成人		少年	成人
		総数	10-12歳	13-14歳	15-17歳	18-20歳		10-12歳	13-14歳	15-17歳	
1970年	12,818	1,328	*	25	144	1,159	1,894	9,596	4.7	0.3	17.4
1971	14,544	1,485	*	20	165	1,300	2,081	10,978	5.2	0.2	18.4
1972	15,038	1,623	*	34	176	1,413	2,075	11,340	5.6	0.4	17.8
1973	14,387	1,485	*	31	173	1,281	2,110	10,792	5.0	0.4	17.6
1974	13,808	1,389	*	31	165	1,193	2,145	10,274	4.7	0.4	17.5
1975	16,468	1,556	*	25	142	1,389	2,576	12,336	5.3	0.3	20.5
1976	14,101	1,290	*	30	148	1,112	2,112	10,699	4.4	0.4	16.5
1977	17,149	1,656	*	21	180	1,455	2,509	12,984	5.8	0.3	19.4
1978	18,729	1,709		20	198	1,491	2,784	14,236	5.4	0.2	21.4
1979	18,250	1,693		25	167	1,501	2,720	13,837	5.4	0.2	20.8
1980	18,735	1,732		25	165	1,542	2,886	14,117	5.7	0.2	22.1
1981	20,424	1,850		27	170	1,653	3,022	15,552	6.1	0.2	23.3
1982	18,508	1,576		24	156	1,396	2,736	14,196	5.3	0.2	21.4
1983	18,056	1,337		20	129	1,188	2,671	14,048	4.6	0.2	21.4
1984	13,670	998		25	107	866	1,914	10,758	3.5	0.3	15.9
1985	15,774	1,308		18	144	1,146	2,154	12,312	4.6	0.2	18.6
1986	16,059	1,389		15	134	1,240	2,321	12,349	5.0	0.2	20.8
1987	16,700	1,578		25	164	1,389	2,571	12,551	5.7	0.3	23.3
1988	16,319	1,758		27	167	1,564	2,669	11,892	6.4	0.3	24.0
1989	17,960	2,193		24	251	1,918	3,266	12,501	8.1	0.2	28.7
1990	18,293	2,550		21	257	2,272	3,645	12,098	9.4	0.2	31.0
1991	18,648	2,620		29	267	2,324	4,096	11,932	9.5	0.3	36.3
1992	19,488	2,826		30	271	2,525	4,028	12,634	10.0	0.3	37.9
1993	20,277	3,276		26	346	2,904	4,388	12,613	11.4	0.2	41.7
1994	18,494	3,099		31	345	2,723	4,051	11,344	10.5	0.3	38.9
1995	16,646	2,505		27	264	2,214	3,652	10,489	8.4	0.2	34.4
1996	14,430	2,155		16	224	1,915	3,066	9,209	7.1	0.1	28.1

注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。

2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「殺人」は、謀殺(murder)及び故殺(nonnegligent manslaughter)であり、未遂を含まない。

資料 2-2 強盗の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年～1996年)

年次	検挙率						人員			人口比				
	総数	少年			年	青 (18-20歳)	成人	少年			青 (18-20歳)	成人		
		総数	10-12歳	13-14歳				15-17歳	数	10-12歳			13-14歳	15-17歳
1970年	87,040	28,642	* 2,176	6,872	19,594	20,385	38,013	100.8	*	26.2	83.0	165.8	186.9	30.8
1971	101,026	32,053	* 2,376	7,456	22,221	23,470	45,503	111.2	*	28.6	88.3	184.1	207.1	36.2
1972	108,392	33,998	* 2,526	8,036	23,436	24,182	50,212	116.4	*	30.1	95.0	189.5	207.0	39.2
1973	101,207	33,687	* 2,405	7,923	23,359	22,304	45,216	114.4	*	28.7	93.8	185.4	186.3	34.6
1974	107,910	34,774	* 2,019	7,394	25,361	25,701	47,435	117.7	*	24.4	86.9	198.4	209.9	35.6
1975	129,071	43,753	* 2,478	9,320	31,955	30,433	54,885	148.4	*	30.4	109.5	249.6	242.5	40.4
1976	109,757	36,451	* 2,034	7,583	26,834	25,279	48,027	124.8	*	25.6	90.5	208.4	197.5	34.7
1977	122,011	38,756	* 1,997	7,809	28,950	27,973	55,282	135.0	*	26.3	94.5	225.1	215.8	39.1
1978	140,947	47,554	2,428	10,124	35,002	31,845	61,548	149.8		22.3	125.8	273.1	245.3	42.6
1979	130,361	40,765	1,837	8,393	30,535	30,141	59,455	131.1		17.1	109.4	241.4	230.7	40.3
1980	139,155	41,676	1,768	7,852	32,056	31,996	65,483	136.1		16.3	106.5	258.7	244.6	43.5
1981	147,125	41,943	2,016	7,963	31,964	32,769	72,413	138.6		18.2	110.5	267.5	252.2	47.2
1982	137,832	36,194	1,921	6,907	27,366	30,510	71,128	122.1		17.5	95.9	238.8	238.8	45.5
1983	133,701	34,902	1,891	6,995	26,016	28,626	70,173	120.4		17.9	95.0	235.0	229.2	44.1
1984	108,401	27,582	1,328	5,665	20,589	22,808	58,011	96.9		13.3	75.3	187.7	189.4	35.9
1985	120,246	29,899	1,480	6,072	22,347	23,782	66,565	106.2		15.1	83.2	202.2	205.9	40.5
1986	124,046	27,788	1,244	5,172	21,372	23,181	73,077	99.8		12.8	75.9	189.3	207.7	43.9
1987	123,007	27,383	1,439	5,450	20,494	22,022	73,602	99.1		14.5	83.2	183.9	199.3	43.6
1988	111,113	24,106	1,320	4,919	17,867	19,683	67,324	88.1		13.1	75.1	166.4	176.7	39.4
1989	133,535	30,515	1,883	6,717	21,915	24,390	78,630	112.5		18.2	102.0	215.5	214.4	45.5
1990	136,091	32,758	1,705	6,960	24,093	26,584	76,749	120.2		16.2	104.9	239.6	226.3	44.2
1991	138,944	35,394	1,924	7,817	25,653	26,349	77,201	127.8		17.7	114.6	256.1	233.8	43.9
1992	153,165	40,143	2,153	9,070	28,920	28,107	84,915	141.8		19.3	130.1	283.4	264.5	47.6
1993	153,310	43,117	2,298	9,855	30,964	27,267	82,926	150.5		20.4	139.5	300.1	259.2	46.0
1994	146,734	46,849	2,478	10,820	33,551	26,162	73,723	159.2		22.0	144.8	314.2	251.1	40.5
1995	137,487	44,184	2,219	9,958	32,007	25,473	67,830	147.6		19.5	131.7	290.6	240.0	37.0
1996	121,515	38,771	1,882	8,377	28,512	23,837	58,907	127.9		16.6	109.7	251.4	218.8	31.8

注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。

2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「強盗」は、強盗(robbery)である。

資料 2-3 傷害の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年～1996年)

年次	検 査				人 員		人 口					比	
	総 数	少 年		青 年 (18-20歳)	成 人	少 年			青 年 (18-20歳)	成 人			
		総 数	10-12歳			13-14歳	15-17歳						
1970年	125,263	20,048	* 1,496	4,563	13,989	16,832	88,383	70.6	* 18.0	55.1	118.3	154.4	71.7
1971	139,509	23,792	* 1,806	5,501	16,485	18,228	97,489	82.5	* 21.7	65.1	136.6	160.8	77.6
1972	154,620	26,295	* 2,108	6,025	18,162	19,839	108,486	90.0	* 25.1	71.2	146.8	169.9	84.6
1973	154,067	25,446	* 1,851	5,525	18,070	21,023	107,598	86.4	* 22.1	65.4	143.4	175.6	82.4
1974	153,700	25,486	* 1,696	5,433	18,357	22,235	105,979	86.2	* 20.5	63.8	143.6	181.6	79.6
1975	201,204	34,499	* 2,301	7,286	24,912	29,804	136,901	117.0	* 28.2	85.6	194.6	237.5	100.8
1976	191,806	31,731	* 2,151	6,454	23,126	28,159	131,916	108.6	* 27.0	77.1	179.6	220.0	95.2
1977	220,267	35,120	* 2,266	7,064	25,790	32,663	152,484	122.3	*	85.5	200.5	252.0	107.9
1978	256,615	40,239	2,433	8,061	29,745	38,115	178,261	126.8	22.4	100.2	232.1	293.6	123.5
1979	255,699	38,962	2,173	7,617	29,172	39,560	177,177	125.3	20.2	99.2	230.6	302.8	120.2
1980	258,037	37,451	2,233	7,071	28,147	38,705	181,881	122.3	20.6	95.9	227.2	295.9	120.9
1981	266,122	36,506	2,542	7,090	26,874	37,543	192,073	120.6	22.9	98.4	224.9	288.9	125.2
1982	258,230	33,476	2,302	6,492	24,682	35,692	189,062	113.0	21.0	90.1	215.3	279.4	121.0
1983	260,718	33,027	2,570	6,875	23,582	34,752	192,939	114.0	24.4	93.4	213.0	278.2	121.3
1984	230,951	30,479	2,352	6,945	21,182	29,660	170,812	107.0	23.6	92.3	193.1	246.3	105.7
1985	262,296	35,433	2,721	7,745	24,967	32,132	194,731	125.9	27.8	106.1	225.9	278.2	118.6
1986	293,171	36,747	2,517	7,518	26,712	34,230	222,194	131.9	25.8	110.4	236.6	306.7	133.3
1987	300,833	37,745	2,809	7,574	27,362	33,480	229,608	136.6	28.3	115.7	245.5	303.0	136.0
1988	303,681	37,727	2,657	7,879	27,191	34,574	231,380	137.9	26.4	120.2	253.3	310.4	135.4
1989	353,770	46,043	3,401	9,768	32,874	43,238	264,489	169.8	32.8	148.4	323.3	380.1	153.1
1990	375,950	50,200	3,582	10,311	36,307	48,380	277,370	184.2	33.9	155.4	361.0	411.9	159.9
1991	367,415	51,585	3,859	11,102	36,624	47,384	268,446	186.3	35.6	162.7	365.7	420.4	152.7
1992	433,814	62,673	4,980	14,282	43,411	52,149	318,992	221.4	44.7	204.9	425.4	490.8	178.9
1993	441,051	66,727	4,995	15,527	46,205	51,854	322,470	232.9	44.3	219.7	447.8	492.8	179.1
1994	448,673	68,987	5,261	16,886	46,840	51,002	328,684	234.4	46.6	226.1	438.6	489.6	180.7
1995	437,197	63,374	4,897	14,701	43,776	48,497	325,326	211.8	43.1	194.4	397.5	456.9	177.4
1996	386,571	55,894	4,366	12,756	38,772	44,663	286,014	184.3	38.5	167.1	341.9	410.0	154.3

注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年からは Statistical Abstract of the United States による。
3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
4 「傷害」は、加重暴行(aggravated assault)である。

資料 2-4 窃盗の検挙人員・人口比

年次	検 挙 人 員										人 口 比				
	総 数	少 年			成 人	青 年 (18-20歳)	少 年			成 人	青 年 (18-20歳)				
		総 数	10-12歳	13-14歳			15-17歳	10-12歳	13-14歳		15-17歳				
1970年	997,898	500,768	*60,212	148,169	292,387	173,914	*724.2	1,790.6	322,826	1,762.6	*724.2	1,790.6	2,473.5	1,595.0	261.8
1971	1,089,239	537,917	*63,271	156,744	317,902	192,157	*761.0	1,855.6	359,165	1,865.6	*761.0	1,855.6	2,633.4	1,695.6	285.8
1972	1,083,908	531,614	*63,655	155,503	312,456	186,746	*759.3	1,838.1	365,548	1,819.8	*759.3	1,838.1	2,525.9	1,598.9	285.2
1973	1,049,816	518,522	*59,158	149,601	309,763	182,611	*705.4	1,770.6	348,683	1,761.5	*705.4	1,770.6	2,458.0	1,525.2	266.9
1974	1,147,934	567,917	*62,664	162,556	342,697	208,672	*758.6	1,910.2	371,345	1,921.8	*758.6	1,910.2	2,681.3	1,703.9	279.0
1975	1,494,045	699,503	*74,338	191,364	433,801	282,170	*910.7	2,248.7	512,372	2,373.1	*910.7	2,248.7	3,388.3	2,248.2	377.4
1976	1,415,843	637,146	*66,418	170,354	400,374	263,765	*834.8	2,034.1	514,932	2,181.6	*834.8	2,034.1	3,109.9	2,061.0	371.8
1977	1,563,465	704,820	*70,547	191,435	442,838	284,210	*929.8	2,317.6	574,795	2,455.0	*929.8	2,317.6	3,442.7	2,192.3	406.7
1978	1,688,977	749,014	71,519	202,796	474,699	306,664	657.8	2,520.1	633,299	2,360.1	657.8	2,520.1	3,703.4	2,362.0	438.8
1979	1,677,268	709,540	64,326	184,927	460,287	317,259	597.3	2,409.5	650,469	2,281.8	597.3	2,409.5	3,638.3	2,428.3	441.3
1980	1,709,365	671,387	66,410	165,412	439,565	325,916	611.5	2,242.9	712,062	2,192.1	611.5	2,242.9	3,547.5	2,491.3	473.2
1981	1,786,578	652,457	71,186	161,585	419,686	330,865	640.9	2,242.4	803,256	2,156.1	640.9	2,242.4	3,512.6	2,546.1	523.8
1982	1,671,887	563,450	66,116	142,734	354,600	300,930	603.0	1,980.8	807,507	1,901.4	603.0	1,980.8	3,093.7	2,355.6	516.7
1983	1,669,948	552,841	67,295	148,545	337,001	289,720	638.0	2,017.2	827,387	1,907.5	638.0	2,017.2	3,044.3	2,319.6	520.3
1984	1,418,998	481,902	59,208	137,166	285,528	235,742	593.1	1,822.1	701,354	1,692.1	593.1	1,822.1	2,603.3	1,957.3	433.8
1985	1,656,407	555,262	62,272	150,898	342,092	270,025	635.4	2,067.1	831,120	1,972.3	635.4	2,067.1	3,095.3	2,337.5	506.2
1986	1,666,525	543,793	58,297	137,145	348,351	267,461	597.7	2,013.9	855,271	1,952.4	597.7	2,013.9	3,086.0	2,396.6	513.2
1987	1,758,270	559,525	61,991	141,923	355,611	274,513	623.9	2,167.1	924,232	2,025.0	623.9	2,167.1	3,190.5	2,484.7	547.5
1988	1,628,599	504,791	59,747	132,524	312,520	251,366	593.1	2,022.0	872,442	1,844.9	593.1	2,022.0	2,911.2	2,256.6	510.7
1989	1,774,649	529,117	65,161	143,622	320,334	274,025	628.7	2,181.4	971,507	1,951.2	628.7	2,181.4	3,150.1	2,409.0	562.3
1990	1,733,587	540,321	66,087	149,087	325,147	267,325	626.1	2,246.6	925,941	1,983.0	626.1	2,246.6	3,233.4	2,275.9	533.7
1991	1,690,410	534,540	64,887	152,205	317,448	251,864	598.1	2,230.8	904,006	1,930.7	598.1	2,230.8	3,169.7	2,234.6	514.3
1992	1,807,805	585,286	70,099	169,518	345,669	251,743	629.8	2,432.5	970,776	2,067.9	629.8	2,432.5	3,387.3	2,369.1	544.5
1993	1,745,489	570,468	65,213	168,023	337,232	235,804	579.0	2,377.9	939,217	1,991.2	579.0	2,377.9	3,268.1	2,241.2	521.5
1994	1,710,011	588,809	66,190	176,483	346,136	226,810	586.7	2,362.6	894,392	2,000.6	586.7	2,362.6	3,241.3	2,177.3	491.7
1995	1,594,287	542,348	60,176	157,184	324,988	216,717	530.1	2,078.6	835,222	1,812.2	530.1	2,078.6	2,950.7	2,041.8	455.4
1996	1,482,269	512,794	53,948	142,236	316,610	214,247	475.4	1,863.4	755,228	1,691.2	475.4	1,863.4	2,792.0	1,966.8	407.5

注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
4 「窃盗」は、窃盗(larceny-theft), 自動車盗(motor vehicle theft)及び不法行為目的侵入(burglary)である。

資料 2－5 強姦の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年～1996年)

年次	検 挙 人 員						人 口 比								
	総 数	少 年			青 年 (18-20歳)	成 人	少 年			青 年 (18-20歳)	成 人				
		総 数	10-12歳	13-14歳			15-17歳	10-12歳	13-14歳			15-17歳			
1970年	15,389	3,183	*	90	522	2,571	3,328	8,878	11.2	*	1.1	6.3	21.7	30.5	7.2
1971	16,556	3,398	*	92	549	2,757	3,470	9,688	11.8	*	1.1	6.5	22.8	30.6	7.7
1972	19,350	3,818	*	107	687	3,024	3,910	11,622	13.1	*	1.3	8.1	24.4	33.5	9.1
1973	19,155	3,729	*	130	640	2,959	3,728	11,698	12.7	*	1.6	7.6	23.5	31.1	9.0
1974	17,762	3,413	*	115	614	2,684	3,464	10,885	11.5	*	1.4	7.2	21.0	28.3	8.2
1975	21,918	3,818	*	120	702	2,996	4,274	13,826	13.0	*	1.5	8.2	23.4	34.1	10.2
1976	21,630	3,688	*	158	700	2,830	4,026	13,916	12.6	*	2.0	8.4	22.0	31.5	10.0
1977	25,747	4,204	*	176	852	3,176	4,686	16,857	14.6	*	2.3	10.3	24.7	36.1	11.9
1978	28,182	4,442		185	842	3,415	4,749	18,991	14.0		1.7	10.5	26.6	36.6	13.2
1979	29,098	4,585		183	832	3,570	5,257	19,256	14.7		1.7	10.8	28.2	40.2	13.1
1980	29,394	4,309		171	844	3,294	5,041	20,044	14.1		1.6	11.4	26.6	38.5	13.3
1981	29,994	4,393		213	924	3,256	4,805	20,796	14.5		1.9	12.8	27.3	37.0	13.6
1982	28,275	4,102		230	847	3,025	4,580	19,593	13.8		2.1	11.8	26.4	35.9	12.5
1983	30,119	4,324		274	994	3,056	4,392	21,403	14.9		2.6	13.5	27.6	35.2	13.5
1984	28,263	4,324		324	1,084	2,916	3,817	20,122	15.2		3.2	14.4	26.6	31.7	12.4
1985	31,849	4,745		351	1,240	3,154	3,994	23,110	16.9		3.6	17.0	28.5	34.6	14.1
1986	31,051	4,721		297	1,140	3,284	3,836	22,494	17.0		3.0	16.7	29.1	34.4	13.5
1987	31,169	4,802		362	1,191	3,249	3,753	22,614	17.4		3.6	18.2	29.1	34.0	13.4
1988	28,384	4,020		267	1,007	2,746	3,489	20,875	14.7		2.7	15.4	25.6	31.3	12.2
1989	30,451	4,613		394	1,212	3,007	3,781	22,057	17.0		3.8	18.4	29.6	33.2	12.8
1990	30,877	4,539		346	1,170	3,023	4,110	22,228	16.7		3.3	17.6	30.1	35.0	12.8
1991	30,269	4,685		441	1,220	3,024	3,979	21,605	16.9		4.1	17.9	30.2	35.3	12.3
1992	33,262	5,246		515	1,411	3,320	4,150	23,866	18.5		4.6	20.2	32.5	39.1	13.4
1993	32,424	5,204		519	1,460	3,225	3,902	23,318	18.2		4.6	20.7	31.3	37.1	12.9
1994	29,688	4,756		442	1,318	2,996	3,531	21,401	16.2		3.9	17.6	28.1	33.9	11.8
1995	26,489	4,118		372	1,098	2,648	3,287	19,084	13.8		3.3	14.5	24.0	31.0	10.4
1996	24,286	4,067		346	1,016	2,705	3,165	17,054	13.4		3.0	13.3	23.9	29.1	9.2

注 1 検挙人員については、Crime in the United States による。
2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United States による。
3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
4 「強姦」は、強姦(forcible rape)である。

資料3 少年裁判所における非行事件の罪種別処理件数

アメリカ（1986年～1995年）

年次	総数	財産犯	人身犯	薬物犯	公共犯
1986年	1,180,000	710,000 (60.2)	190,300 (16.1)	72,400 (6.1)	207,300 (17.6)
1987	1,154,500	683,600 (59.2)	185,400 (16.1)	73,400 (6.4)	212,100 (18.4)
1988	1,170,400	684,200 (58.5)	193,200 (16.5)	82,200 (7.0)	210,800 (18.0)
1989	1,211,900	705,100 (58.2)	209,100 (17.3)	78,000 (6.4)	219,700 (18.1)
1990	1,299,200	751,500 (57.8)	243,500 (18.7)	71,100 (5.5)	233,200 (17.9)
1991	1,338,100	793,900 (59.3)	260,300 (19.5)	59,300 (4.4)	224,600 (16.8)
1992	1,471,200	842,200 (57.2)	301,000 (20.5)	72,100 (4.9)	255,900 (17.4)
1993	1,489,700	808,900 (54.3)	318,800 (21.4)	89,100 (6.0)	272,800 (18.3)
1994	1,555,200	803,400 (51.7)	336,100 (21.6)	120,200 (7.7)	295,600 (19.0)
1995	1,714,300	871,700 (50.8)	377,300 (22.0)	159,100 (9.3)	306,300 (17.9)

(財産犯)

アメリカ（1991年～1995年）

年次	総数	不法行為 目的侵入 (burglary)	不法侵入 (trespassing)	窃盗 (larceny- theft)	自動車盗 (motor vehicle theft)	器物損壊 (vandalism)	盗品に関 する罪 (stolen property)	放火 (arson)	その他 (other)
1991年	793,900	148,700 (18.7)	56,200 (7.1)	351,000 (44.2)	69,500 (8.8)	103,000 (13.0)	27,100 (3.4)	7,300 (0.9)	31,000 (3.9)
1992	842,200	156,400 (18.6)	58,500 (6.9)	361,600 (42.9)	73,000 (8.7)	121,700 (14.5)	28,900 (3.4)	8,300 (1.0)	33,700 (4.0)
1993	808,900	149,700 (18.5)	60,500 (7.5)	353,700 (43.7)	61,100 (7.6)	117,100 (14.5)	27,400 (3.4)	8,200 (1.0)	31,300 (3.9)
1994	803,400	141,600 (17.6)	61,200 (7.6)	356,200 (44.3)	59,300 (7.4)	118,600 (14.8)	28,600 (3.6)	9,500 (1.2)	28,300 (3.5)
1995	871,700	139,900 (16.0)	64,400 (7.4)	418,800 (48.0)	53,400 (6.1)	121,700 (14.0)	33,100 (3.8)	10,400 (1.2)	29,900 (3.4)

(人身犯)

年 次	総 数	殺 人 (criminal homicide)	強 姦 (forcible rape)	強 盗 (robbery)	加重暴行 (aggravated assault)	単純暴行 (simple assault)	その他の暴 力的性犯罪 (other violent sex offenses)	その他 (other)
1991年	260,300	2,700 (1.0)	4,700 (1.8)	30,000 (11.5)	66,100 (25.4)	130,600 (50.2)	8,600 (3.3)	17,600 (6.8)
1992	301,000	2,500 (0.8)	5,400 (1.8)	32,900 (10.9)	77,900 (25.9)	152,800 (50.8)	9,900 (3.3)	19,800 (6.6)
1993	318,800	2,800 (0.9)	6,100 (1.9)	35,600 (11.2)	77,500 (24.3)	166,400 (52.2)	10,900 (3.4)	19,400 (6.1)
1994	336,100	3,000 (0.9)	5,400 (1.6)	37,000 (11.0)	85,300 (25.4)	177,700 (52.9)	10,000 (3.0)	17,800 (5.3)
1995	377,300	2,800 (0.7)	6,800 (1.8)	39,600 (10.5)	93,200 (24.7)	205,500 (54.5)	9,300 (2.5)	20,100 (5.3)

(公共犯)

年 次	総 数	公務執行妨害 (obstruction of justice)	騒 乱 (disorderly conduct)	武器犯罪 (weapons offenses)	酒類法違反 (liquor law violations)	非暴力性犯罪 (nonviolent sex offenses)	その他 (other)
1991年	224,600	78,900 (35.1)	59,500 (26.5)	31,600 (14.1)	13,400 (6.0)	10,400 (4.6)	30,900 (13.8)
1992	255,900	87,100 (34.0)	69,300 (27.1)	41,000 (16.0)	12,500 (4.9)	12,900 (5.0)	33,000 (12.9)
1993	272,800	96,000 (35.2)	71,200 (26.1)	47,200 (17.3)	13,200 (4.8)	10,900 (4.0)	34,400 (12.6)
1994	295,600	108,400 (36.7)	80,700 (27.3)	48,800 (16.5)	12,700 (4.3)	9,600 (3.2)	35,500 (12.0)
1995	306,300	110,100 (35.9)	85,100 (27.8)	47,000 (15.3)	12,200 (4.0)	10,500 (3.4)	41,300 (13.5)

- 注 1 Juvenile Court Statistics による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 推定値である。
 4 薬物犯については、非行名の内訳はない。

資料 4 少年裁判所における非行事件の年齢別事件率

アメリカ (1986年～1995年)

年 次	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
1986年	5.6	9.2	17.5	33.2	52.1	68.8	84.3	84.9
1987	5.8	9.6	17.7	33.2	51.2	67.1	79.0	82.8
1988	6.0	9.8	18.8	34.8	55.3	69.3	85.3	84.6
1989	6.3	10.8	20.5	38.6	58.6	77.5	88.8	88.9
1990	6.3	11.1	21.9	41.1	64.7	82.8	99.7	94.3
1991	6.6	11.8	23.2	45.1	68.3	90.3	103.4	102.3
1992	6.3	11.8	23.3	45.1	71.2	89.1	109.6	106.5
1993	5.6	10.6	22.6	44.4	70.7	92.8	106.6	105.1
1994	5.7	10.9	22.7	46.1	71.2	93.3	112.4	104.6
1995	5.9	11.5	24.5	47.7	77.0	99.0	119.1	115.2

- 注 1 Juvenile Court Statistics による。
2 「事件率」とは、各年齢層人口1,000人当たりの少年裁判所処理事件数である。

資料5-1 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（財産犯）

アメリカ（1991年～1995年）

処 理 内 容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	793,900	100.0	842,200	100.0	808,900	100.0	803,400	100.0	871,700	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	422,100	53.2	441,600	52.4	406,600	50.3	387,600	48.2	428,600	49.2
施 設 収 容	1,000	0.1	1,300	0.2	3,000	0.4	1,600	0.2	2,200	0.3
プロベーション	126,400	15.9	138,400	16.4	113,500	14.0	110,900	13.8	136,200	15.6
そ の 他 の 処 分	103,600	13.0	110,200	13.1	105,200	13.0	95,300	11.9	107,900	12.4
不 処 分	191,100	24.1	191,700	22.8	184,800	22.8	179,800	22.4	182,300	20.9
審 判 開 始 (Petitioned)	371,800	46.8	400,600	47.6	402,300	49.7	415,800	51.8	443,000	50.8
放 棄 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	4,200	0.5	5,200	0.6	4,500	0.6	4,600	0.6	3,300	0.4
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	143,500	18.1	161,600	19.2	163,100	20.2	168,800	21.0	183,800	21.1
施 設 収 容	1,600	0.2	2,300	0.3	3,300	0.4	3,300	0.4	5,100	0.6
プロベーション	42,700	5.4	44,500	5.3	44,700	5.5	44,600	5.6	46,600	5.3
そ の 他 の 処 分	18,400	2.3	23,500	2.8	23,700	2.9	24,400	3.0	28,300	3.2
不 処 分	80,800	10.2	91,300	10.8	91,500	11.3	96,500	12.0	103,900	11.9
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	224,000	28.2	233,700	27.7	234,700	29.0	242,500	30.2	255,900	29.4
施 設 収 容	55,200	7.0	57,600	6.8	57,900	7.2	61,600	7.7	66,200	7.6
プロベーション	132,600	16.7	140,000	16.6	136,600	16.9	134,500	16.7	142,400	16.3
そ の 他 の 処 分	27,500	3.5	28,100	3.3	32,100	4.0	38,500	4.8	36,400	4.2
不 処 分	8,700	1.1	7,900	0.9	8,000	1.0	7,900	1.0	10,900	1.3

注 1 Juvenile Court Statistics による。

2 図4の注2に同じ。

3 推定値である。

資料５－２ 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（人身犯）

アメリカ（1991年～1995年）

処 理 内 容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	260,300	100.0	301,000	100.0	318,800	100.0	336,100	100.0	377,300	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	117,300	45.1	135,800	45.1	137,000	43.0	139,100	41.4	158,100	41.9
施 設 収 容	100	0.0	200	0.1	900	0.3	500	0.1	1,000	0.3
プロベーション	34,600	13.3	41,200	13.7	38,800	12.2	40,000	11.9	48,600	12.9
そ の 他 の 処 分	22,200	8.5	25,800	8.6	25,000	7.8	25,100	7.5	26,200	6.9
不 処 分	60,400	23.2	68,500	22.8	72,300	22.7	72,500	21.6	82,400	21.8
審 判 開 始 (Petitioned)	143,000	54.9	165,200	54.9	181,800	57.0	196,900	58.6	219,100	58.1
放 棄 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	3,200	1.2	4,000	1.3	5,000	1.6	5,400	1.6	4,600	1.2
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	62,300	23.9	73,100	24.3	79,100	24.8	84,700	25.2	98,200	26.0
施 設 収 容	600	0.2	1,100	0.4	1,400	0.4	1,800	0.5	2,800	0.7
プロベーション	13,600	5.2	16,100	5.3	16,800	5.3	17,800	5.3	20,100	5.3
そ の 他 の 処 分	7,100	2.7	8,100	2.7	8,900	2.8	11,100	3.3	13,300	3.5
不 処 分	40,900	15.7	47,800	15.9	52,000	16.3	54,000	16.1	61,900	16.4
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	77,500	29.8	88,100	29.3	97,700	30.6	106,900	31.8	116,400	30.9
施 設 収 容	25,500	9.8	28,000	9.3	30,000	9.4	33,300	9.9	35,600	9.4
プロベーション	42,200	16.2	48,600	16.1	53,900	16.9	57,300	17.0	62,100	16.5
そ の 他 の 処 分	6,500	2.5	7,700	2.6	9,500	3.0	12,100	3.6	12,300	3.3
不 処 分	3,200	1.2	3,800	1.3	4,400	1.4	4,100	1.2	6,500	1.7

注 1 Juvenile Court Statistics による。
2 図４の注３に同じ。
3 推定値である。

資料 5 - 3 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（薬物犯）

アメリカ（1991年～1995年）

処 理 内 容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	59,300	100.0	72,100	100.0	89,100	100.0	120,200	100.0	159,100	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	19,500	32.9	25,800	35.8	34,200	38.4	46,900	39.0	61,700	38.8
施 設 収 容	100	0.2	100	0.1	300	0.3	400	0.3	600	0.4
プロベーション	5,000	8.4	7,200	10.0	9,500	10.7	14,300	11.9	22,300	14.0
そ の 他 の 処 分	3,900	6.6	5,000	6.9	7,200	8.1	9,700	8.1	11,700	7.4
不 処 分	10,500	17.7	13,600	18.9	17,100	19.2	22,500	18.7	27,100	17.0
審 判 開 始 (Petitioned)	39,800	67.1	46,200	64.1	55,000	61.7	73,400	61.1	97,400	61.2
放 棄 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	1,600	2.7	1,400	1.9	1,200	1.3	1,300	1.1	1,200	0.8
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	14,100	23.8	17,100	23.7	21,200	23.8	28,300	23.5	40,900	25.7
施 設 収 容	100	0.2	100	0.1	300	0.3	1,000	0.8	1,100	0.7
プロベーション	2,700	4.6	3,100	4.3	4,000	4.5	5,200	4.3	8,200	5.2
そ の 他 の 処 分	1,700	2.9	1,700	2.4	2,000	2.2	4,200	3.5	5,900	3.7
不 処 分	9,500	16.0	12,200	16.9	14,900	16.7	17,900	14.9	25,700	16.2
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	24,100	40.6	27,700	38.4	32,600	36.6	43,700	36.4	55,300	34.8
施 設 収 容	8,400	14.2	8,800	12.2	9,600	10.8	12,500	10.4	13,700	8.6
プロベーション	12,600	21.2	15,000	20.8	17,500	19.6	22,800	19.0	29,400	18.5
そ の 他 の 処 分	2,000	3.4	2,300	3.2	3,400	3.8	6,200	5.2	8,500	5.3
不 処 分	1,100	1.9	1,500	2.1	2,000	2.2	2,200	1.8	3,700	2.3

注 1 Juvenile Court Statistics による。

2 推定値である。

資料5-4 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（公共犯）

アメリカ（1991年～1995年）

処 理 内 容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	224,600	100.0	255,900	100.0	272,800	100.0	295,600	100.0	306,300	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	114,500	51.0	124,200	48.5	122,600	44.9	126,500	42.8	127,500	41.6
施 設 収 容	1,200	0.5	1,100	0.4	1,600	0.6	1,600	0.5	2,400	0.8
プロベーション	25,600	11.4	30,400	11.9	29,800	10.9	31,000	10.5	32,900	10.7
その他の処分	23,300	10.4	23,900	9.3	23,300	8.5	21,800	7.4	20,900	6.8
不 処 分	64,500	28.7	68,800	26.9	67,900	24.9	72,000	24.4	71,300	23.3
審 判 開 始 (Petitioned)	110,100	49.0	131,600	51.4	150,200	55.1	169,100	57.2	178,800	58.4
放 棄 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	600	0.3	1,000	0.4	1,000	0.4	1,000	0.3	700	0.2
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	43,500	19.4	52,600	20.6	57,200	21.0	66,200	22.4	76,100	24.8
施 設 収 容	1,900	0.8	1,800	0.7	1,300	0.5	1,700	0.6	2,000	0.7
プロベーション	7,300	3.3	8,200	3.2	8,600	3.2	10,200	3.5	11,000	3.6
その他の処分	5,900	2.6	8,900	3.5	8,800	3.2	11,900	4.0	15,600	5.1
不 処 分	28,400	12.6	33,700	13.2	38,600	14.1	42,500	14.4	47,400	15.5
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	66,000	29.4	78,000	30.5	92,000	33.7	101,900	34.5	102,100	33.3
施 設 収 容	23,400	10.4	26,800	10.5	31,300	11.5	34,000	11.5	33,400	10.9
プロベーション	34,200	15.2	40,700	15.9	46,800	17.2	49,900	16.9	49,400	16.1
その他の処分	6,200	2.8	7,400	2.9	10,600	3.9	15,000	5.1	14,400	4.7
不 処 分	2,300	1.0	3,000	1.2	3,400	1.2	3,000	1.0	4,900	1.6

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 図4の注4に同じ。

3 推定値である。

資料 6 少年裁判所における非行事件の人種別処理件数・事件率

年次	総数			財産犯			人身犯			薬物犯			公共犯		
	白人	黒人	その他	白人	黒人	その他	白人	黒人	その他	白人	黒人	その他	白人	黒人	その他
1986年	844,300 (40.0)	304,700 (79.3)	31,000 (30.7)	524,400 (24.9)	165,700 (43.2)	19,900 (19.7)	109,900 (5.2)	76,000 (19.8)	4,400 (4.4)	53,700 (2.5)	17,100 (4.4)	1,600 (1.6)	156,300 (7.4)	46,000 (12.0)	5,100 (5.0)
1987	806,600	313,700	34,200	496,200	165,300	22,100	105,700	75,000	4,700	48,300	23,400	1,700	156,400	50,000	5,700
1988	793,900	340,400	36,100	486,200	174,900	23,100	107,200	80,800	5,200	49,600	31,000	1,600	151,000	53,700	6,200
1989	816,300 (40.0)	354,000 (92.8)	41,600 (36.8)	501,600 (24.6)	177,300 (46.5)	26,200 (23.1)	116,400 (5.7)	86,100 (22.6)	6,500 (5.7)	44,900 (2.2)	31,500 (8.3)	1,500 (1.4)	153,400 (7.5)	57,000 (15.5)	7,400 (6.6)
1990	857,800 (41.7)	397,400 (103.0)	44,100 (37.0)	526,400 (25.6)	198,100 (51.3)	27,000 (22.7)	135,300 (6.6)	100,800 (26.1)	7,400 (6.2)	38,500 (1.9)	31,200 (8.1)	1,400 (1.2)	157,600 (7.7)	67,300 (17.4)	8,300 (6.9)
1991	927,900 (44.4)	439,300 (112.0)	46,000 (37.2)	594,600 (28.4)	223,100 (56.9)	29,100 (23.6)	156,700 (7.5)	112,400 (28.7)	8,500 (6.9)	32,100 (1.5)	31,600 (8.1)	1,400 (1.1)	144,600 (6.9)	72,300 (18.4)	7,000 (5.7)
1992	960,400 (44.9)	458,000 (114.2)	52,700 (40.4)	585,700 (27.4)	223,500 (55.7)	33,000 (25.3)	170,800 (8.0)	120,800 (30.1)	9,500 (7.3)	37,500 (1.8)	32,900 (8.2)	1,700 (1.3)	166,400 (7.8)	80,900 (20.2)	8,500 (6.5)
1993	962,100 (44.1)	472,700 (115.4)	54,800 (39.9)	555,900 (25.5)	218,700 (53.4)	34,300 (25.0)	181,400 (8.3)	127,700 (31.2)	9,600 (7.0)	50,400 (2.3)	36,600 (8.9)	2,100 (1.5)	174,400 (8.0)	89,700 (21.9)	8,800 (6.4)
1994	999,900 (45.2)	498,700 (119.4)	56,700 (39.6)	548,100 (24.8)	222,000 (53.1)	33,300 (23.2)	190,200 (8.6)	135,300 (32.4)	10,600 (7.4)	72,800 (3.3)	44,900 (10.7)	2,500 (1.7)	188,700 (8.5)	96,600 (23.1)	10,300 (7.2)
1995	1,127,800 (50.0)	522,900 (123.7)	63,600 (44.0)	609,500 (27.0)	224,900 (53.2)	37,300 (25.8)	219,600 (9.7)	145,000 (34.3)	12,700 (8.8)	102,100 (4.5)	53,500 (12.7)	3,500 (2.4)	196,600 (8.7)	99,600 (23.6)	10,100 (7.0)

注 1 Juvenile Court Statistics による。

2 推定値である。

3 () 内は、少年裁判所対象年齢層の少年人口1,000人当たりの件数 (事件率) である。

連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇

研 究 官 浜 井 浩 一
研究官補 横 地 環

目 次

はじめに	57
第1 少年非行の動向	57
第2 少年司法制度の変遷	62
第3 少年司法手続	64
第4 少年司法の運用	67
1 裁判所における処分決定の状況及び施設収容状況	67
2 少年に対する処分の種類とその概要	73
(1) 軽微な犯罪に対する処分	73
(2) 比較的重い犯罪に対する処分	74
(3) 非常に重大な犯罪に対する処分	79
(4) その他の処分	81
第5 1998年犯罪及び騒乱法における少年司法・非行少年処遇改革	82
1 少年司法全体に関わる改正	83
2 警察による最終警告処分	83
3 裁判所段階	84
(1) Doli Incapax の廃止	84
(2) 少年裁判所の権限拡大等	84
4 処分決定	85
(1) 社会内処遇	85
(2) 施設内処遇	85
(3) 保護者に対する処分	86
5 その他の改正点	86
おわりに	88

はじめに

本稿は、イギリス（ここではイングランドとウェールズをいう。）における少年非行の動向及び非行少年処遇の概略を紹介することを目的としている。我が国においても、最近少年非行の凶悪化が言われ、少年法改正の議論が活発化しているが、イギリスにおいては、我が国以上に少年非行の凶悪化が深刻な社会問題となっている。また、イギリスでは、少年司法及び非行少年処遇はいろいろな法律によって複雑に規定されており、我が国の少年法のような少年司法全体を統括するような法律はなく、加えて少年非行を含む犯罪が政治的にも大きな関心事となっているため、政権が変わるたびに、少年司法・非行少年処遇に関する見直しが行われている。こうした点から考えると、イギリスは、良い意味でも、悪い意味でも、少年非行の実態や、それに対する対策という意味で我が国に先行している部分が多く、我が国の少年司法・非行少年処遇を考える上で参考になる点が少なくないと思われる。

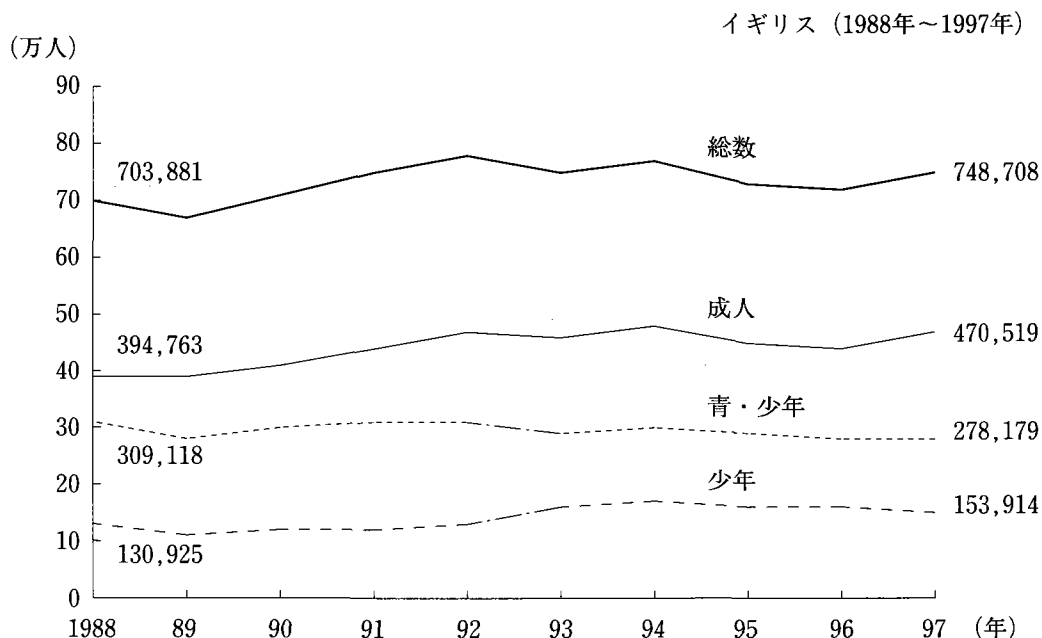
本稿では、最初にイギリスにおける少年非行の動向を概観し、次いで、少年司法制度の歴史的変遷、現在の少年司法手続、さらに非行少年処遇の概要について説明し、最後に最新の情報として、昨年労働党政権の下で成立した1998年犯罪及び騒乱法による大規模な少年司法・非行少年処遇改革について紹介する。なお、本稿では、1998年6月現在のものを現行制度として説明している。

第1 少年非行の動向

イギリスでは、刑事責任年齢の下限が10歳であり、10歳以上14歳未満の者を児童(child)、14歳以上18歳未満の者を少年(young person)、18歳以上21歳未満の者を青年(young adult)と称しているが、本稿では10歳以上18歳未満を一括して少年(juvenile)と称することにする。

イギリスにおける正式起訴犯罪(indictable offence)の検挙人員について、その総数、10歳以上18歳未満の少年検挙人員及び10歳以上21歳未満の青・少年検挙人員の1988年から1997年までの推移を見ると、図1のとおりである。

図1 正式起訴犯罪検挙人員の推移



- 注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tables による。
 2 検挙人員とは、起訴された者及び警察で警告処分（日本の起訴猶予処分に類似する。）がなされた者をいう。
 3 「少年」は、10歳以上18歳未満（1992年以前は、10歳以上17歳未満）である。
 4 「青年」は、18歳以上21歳未満（1992年以前は、17歳以上21歳未満）である。
 5 交通犯罪を除く。ただし、無謀運転による過失致死（causing death by reckless driving）等を含む。

また、表1は、正式起訴犯罪及び特定5罪種について、1988年から1997年までの最近10年間における検挙人員総数、少年、青年及び成人別検挙人員並びに少年、青年及び成人の各人口比を示したものである。なお、イギリスでは、1991年の刑事裁判法により、少年の年齢の上限が17歳未満から18歳未満へと引き上げられたことに伴い、1993年以降の統計には、少年に17歳の者も含まれており、1992年から1993年にかけて少年の検挙人員が増加し、青年の検挙人員が減少しているのも、主にこのことによるものと考えられる。

検挙人員総数は、1988年の約70万人から1989年の約67万人に減少したものの、その後増加に転じ、1992年には約78万人となっている。しかし、その後は増減を繰り返しつつもおおむね70万人台半ばで推移し、1997年には約75万人となっている。また、青年検挙人員は、1988年の約18万人から1989年の約16万人台半ばに減少したものの、1992年には約19万人に増加している。1993年以降は再び減少傾向にあり、1996年には12万人を切ったが、1997年には再び12万人台半ばまで増加している。これに対し、少年検挙人員は、1988年の約13万人から1989年の約11万人に減少したものの、1990年には約12万人にまで増加し、その後は1992年まで12万人前後で推移し、1993年に約15万人台半ばとなり、1994年には最近10年間で最高の約16万人台半ばとなっている。しかし、その後は漸減傾向にあり、1997年には約15万人台前半となっている。

なお、各年齢層ごとの人口比を見ると、少年人口比は、1989年の2,596.3を除き、おおむね3,000前後で推移している。青年人口比は、1988年の5,726.4から1992年の7,017.6まで上昇したが、その後低下して6,000台後半で推移している。成人人口比も、1988年の1,079.8から1992年の1,248.4まで上昇し、その後はおおむね1,200前後で推移している。

また、特定5罪種について、少年、青年及び成人の各人口比を比較すると、いずれの罪種においても、青年が最も高い数値を示しており、殺人では、成人がこれに次いでいるのに対し、強盗、傷害、窃盗及び強姦では、少年がこれに次いでいる。さらに、成人の検挙人員の中には増加傾向を示しているものもあるが、その人口比には、さほどの上昇傾向は認められない。これに対し、少年及び青年については、殺人及び強盗において人口比が上昇する傾向が認められたが、青年の殺人を除き1997年にはやや低下している。また、強姦の青年人口比は、1990年以降低下傾向にあり、窃盗の人口比も、1993年以降いずれの年齢層においても低下傾向にある。

表1 正式起訴犯罪及び特定罪種別検挙人員・人口比

イギリス (1988年～1997年)

① 正式起訴犯罪

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1988年	703,881	130,925	178,193	394,763	2,998.8	5,726.4	1,079.8
1989	668,523	110,949	165,421	392,153	2,596.3	5,432.2	1,064.6
1990	714,957	123,585	179,343	412,029	2,907.0	6,089.1	1,110.6
1991	746,979	118,797	187,713	440,469	2,782.5	6,630.3	1,179.4
1992	783,098	125,683	188,052	469,363	2,932.2	7,017.6	1,248.4
1993	750,792	155,901	132,292	462,599	3,165.0	6,785.5	1,223.3
1994	771,081	166,017	129,107	475,957	3,338.7	6,950.5	1,252.6
1995	733,497	164,575	121,562	447,360	3,245.3	6,789.5	1,172.0
1996	721,775	158,235	119,951	443,589	3,063.3	6,844.3	1,157.6
1997	748,708	153,914	124,275	470,519	3,001.4	6,919.5	1,224.2

② 殺人

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1988年	1,565	41	276	1,248	0.9	8.9	3.4
1989	1,490	44	245	1,201	1.0	8.0	3.3
1990	1,398	48	192	1,158	1.1	6.5	3.1
1991	1,552	66	203	1,283	1.5	7.2	3.4
1992	1,751	52	249	1,450	1.2	9.3	3.9
1993	1,750	125	185	1,440	2.5	9.5	3.8
1994	1,637	75	168	1,394	1.5	9.0	3.7
1995	1,660	81	157	1,422	1.6	8.8	3.7
1996	1,830	136	214	1,480	2.6	12.2	3.9
1997	1,838	129	235	1,474	2.5	13.1	3.8

③ 強盗

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1988年	10,919	1,932	4,051	4,936	44.3	130.2	13.5
1989	11,816	2,285	4,128	5,403	53.5	135.6	14.7
1990	12,481	2,537	4,320	5,624	59.7	146.7	15.2
1991	13,333	2,563	4,421	6,349	60.0	156.2	17.0
1992	14,546	2,768	4,594	7,184	64.6	171.4	19.1
1993	14,675	4,137	3,227	7,311	84.0	165.5	19.3
1994	14,466	4,699	3,068	6,699	94.5	165.2	17.6
1995	15,215	5,592	3,285	6,338	110.3	183.5	16.6
1996	17,627	6,868	4,014	6,745	133.0	229.0	17.6
1997	16,757	6,528	3,837	6,392	127.3	213.6	16.6

④ 傷害

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1988年	109,254	12,009	27,773	69,472	275.1	892.5	190.0
1989	118,125	12,679	28,237	77,209	296.7	927.3	209.6
1990	117,794	12,734	26,629	78,431	299.5	904.1	211.4
1991	117,535	13,068	24,459	80,008	306.1	863.9	214.2
1992	120,741	14,520	24,007	82,214	338.8	895.9	218.7
1993	115,539	19,812	17,012	78,715	402.2	872.6	208.2
1994	116,649	21,439	16,398	78,812	431.2	882.8	207.4
1995	91,463	18,374	12,918	60,171	362.3	721.5	157.6
1996	94,882	19,575	14,140	61,167	379.0	806.8	159.6
1997	104,875	20,346	15,827	68,702	396.8	881.2	178.7

⑤ 窃盗

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1988年	371,986	96,266	98,034	177,686	2,204.9	3,150.4	486.0
1989	319,864	76,707	82,198	160,959	1,795.0	2,699.3	437.0
1990	344,035	87,106	88,973	167,956	2,049.0	3,020.8	452.7
1991	359,550	82,886	94,934	181,730	1,941.4	3,353.2	486.6
1992	372,306	87,674	93,529	191,103	2,045.5	3,490.3	508.3
1993	340,028	98,981	61,024	180,023	2,009.5	3,130.0	476.1
1994	322,570	101,713	55,344	165,513	2,045.5	2,979.4	435.6
1995	308,965	101,063	51,179	156,723	1,992.9	2,858.4	410.6
1996	294,251	92,295	48,448	153,508	1,786.8	2,764.4	400.6
1997	288,430	85,158	47,177	156,095	1,660.6	2,626.8	406.1

⑥ 強姦

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1988年	4,227	639	1,146	2,442	14.6	36.8	6.7
1989	4,210	636	1,054	2,520	14.9	34.6	6.8
1990	4,168	519	1,045	2,604	12.2	35.5	7.0
1991	4,238	450	948	2,840	10.5	33.5	7.6
1992	3,935	336	803	2,796	7.8	30.0	7.4
1993	3,692	503	507	2,682	10.2	26.0	7.1
1994	3,750	514	423	2,813	10.3	22.8	7.4
1995	3,667	459	397	2,811	9.1	22.2	7.4
1996	3,740	474	383	2,883	9.2	21.9	7.5
1997	3,928	445	349	3,134	8.7	19.4	8.2

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tables 及びイギリス中央統計局の資料による。

2 図1の注2～5に同じ。

3 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

4 「殺人」は、謀殺 (murder), 故殺 (manslaughter), 嬰兒殺 (infanticide) 及び謀殺未遂 (attempted murder) である。

5 「窃盗」には、不法行為目的侵入 (burglary) を含む。

6 「強姦」には、16歳未満の少女との不法な性交を含む。

第2 少年司法制度の変遷

イギリスの少年司法制度は、主に児童少年法 (Children and Young Persons Act 1933年, 1963年, 1969年), 児童法 (Children Act 1908年, 1989年), 刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1948年, 1961年, 1967年, 1972年, 1982年, 1987年, 1988年, 1991年, 1993年), 刑事裁判所職権法 (Powers of Criminal Courts Act 1973年), 治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980年), 刑事司法及び公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994年) 等によって定められている。

イギリスにおける近代少年司法の始まりは、1908年児童法にさかのぼることができる。この法律によって最初の少年裁判所が設立され、犯罪を犯した7歳以上15歳以下の少年に対する裁判が行われた。また、この法律によって、14歳未満の少年に対する拘禁が原則として禁止され、14・15歳の少年に対する拘禁もそれ以外の方法による処分が考えられない場合に限ると厳しく制限された。

さらに1933年には、最初の児童少年法が制定され、これによって少年裁判所が対象とする年齢の上限が15歳から16歳へと引き上げられ、下限も7歳から8歳に引き上げられた。これは、いわゆるコモンローの下で刑事責任年齢を7歳以上としてきたものを8歳以上に引き上げたものである。この法律は、全体としてみれば少年司法に福祉的な考え方を組織的に取り入れたものととらえることができるが、同時に、重大犯罪を犯した少年に対して例外的に成人と同様の期間、拘禁処分を科すことができる旨を規定した53条を導入したことで知られている。

1960年代には、少年司法に関する三つの重要な法律が制定されている。その一つが1961年刑事裁判法であり、この法律によって少年裁判所が言い渡すことのできる拘禁期間が、現在のように原則6か月までに制限された。また、我が国の少年院送致処分に類似したボースタル訓練命令 (borstal training order) の適用年齢の下限が16歳から15歳に引き下げられ、最長収容期間も3年間から2年間へと減縮された。さらに14歳以上の少年に適用される1933年児童少年法53条(2)の対象罪名が成人であれば14年以上の拘禁刑に処されるものへと拡大された。二つ目が1963年児童少年法であり、これによって刑事責任年齢が更に10歳以上に引き上げられた。三つ目は1969年児童少年法である。この法律は、少年司法の機能を刑事手続の確立から、より福祉的なものへと移行させようとしたものであり、それに伴って刑事責任年齢の更なる引上げと、少年に対する施設収容命令の制限を打ち出したが、1970年代に入り犯罪者に対する改善更生モデルに対して懐疑的な意見が強くなったため、ほとんど施行されずに終わっている。また、非行少年に対する監督命令 (supervision order) を導入したのもこの法律である。

1980年から1988年にかけてのイギリスの少年司法制度は、1982年と1988年の刑事裁判法による二度にわたる改正によって、大きく変化している。

1982年の刑事裁判法による最も大きな改正点は、ボースタル訓練命令が廃止され、それに代わって少年拘禁命令 (youth custody order) が採用されたことである。これは、少年に対する処分は犯した罪に比例したものであるべきであるという量刑思想的な考え方を受け、不定期刑を廃止し、15歳以上21歳未満の者に対して期間を定めて科す施設収容処分として、少年拘禁を導入したものである。さらに、短期収容命令 (detention centre order) においても、それまで3か月から6か月とされていた期間が、21日から4か月へと短縮された。1982年の法改正では、更に社会奉仕命令 (community service order) の適用年齢の下限を17歳から16歳に引き下げたり、監督命令を言い渡す際に遵守事項を付す権限を裁判所に与えるなどの改革を行った。

1988年の刑事裁判法では、この少年拘禁命令と短期収容命令も廃止され、代わりに青少年犯罪者施設

収容命令 (detention in young offenders institution) が創設された。施設収容命令は、14歳以上21歳未満の男子と15歳以上21歳未満の女子に対して期間を定めて科す処分であり、年齢や性別によって収容可能な期間の長期と短期が定められている (ただし、後述する1991年刑事裁判法によって男女共に15歳以上21歳未満に統一された。)

1990年から1996年にかけてのイギリスの少年司法制度は、1991年刑事裁判法及び1994年刑事司法及び公共秩序法によって大きな変化を遂げている。

1991年刑事裁判法による最も大きな改正点は、少年の年齢をそれまでの17歳未満から18歳未満に引き上げ、併せて治安判事裁判所の中の少年を扱う裁判所の名称を変更したことにある (juvenile court から youth court)。少年の年齢を16歳から17歳に引き上げた理由は、他の EU 諸国では少年の年齢が18歳未満になっていることに加えて、統計的に見て16歳の非行と17歳の非行が等質であると考えられたためである (注1)。また、こうした改正に伴い16・17歳 (注2) に対する処分として、少年の成熟度に応じて、裁判所が成人向き又は少年向きのどちらの処分でも選択できるように、社会内処遇の選択肢に、保護観察命令、結合命令、外出禁止命令を加えると同時に、裁判所が保護者に少年の監督責任を課す権限を強化した、親に対する誓約命令 (binding over) を導入した。

1994年の刑事司法及び公共秩序法では、青少年犯罪者施設収容命令の最長収容期間を1年から2年に延長するとともに、12歳から14歳までの累犯少年に対する拘禁処分である閉鎖施設訓練命令 (secure training order) を新設した。さらに、1993年の児童少年法53条(2)による拘禁の適用下限年齢を10歳以上に引き下げた。これによって、それまで殺人以外の罪ではこの法令の適用を受けなかった10歳から14歳までの少年に対して、殺人以外の重大犯罪についても成人と同様の期間、拘禁を科すことが可能となった。

また、1996年以降、少年司法制度に大きな影響を与える法改正として、1997年犯罪 (量刑) 法 (Crime (Sentences) Act) 及び1998年犯罪及び騒乱法 (Crime and Disorder Act) を挙げることができる。犯罪 (量刑) 法における改正点は、外出禁止命令 (電子監視を含む。) の適用下限年齢が16歳から10歳に引き下げられたことと、裁判所が保護観察命令及び社会奉仕命令並びに結合命令を決定する際に、本人の同意を必要としなくなったことなどがある。さらに、この法律により裁判所は、10歳以上18歳未満の少年の有罪が認定された時点で氏名等を公表することができるようになった。

1998年犯罪及び騒乱法の少年司法制度に関する部分は、主に非行少年の処遇の改革に焦点を当て、処遇と刑罰 (rehabilitation and punishment) を有効に組み合わせ、より実効性のある処遇を目指そうとしているものであるが、このほかにも被害者への新たな修復命令、保護者の少年に対する指導能力を高めるためのカウンセリング受講命令などを含んだものとなっている。また、この法律が成立することにより、それまで検察官が10歳以上14歳未満の少年については、少年の有罪を立証するだけでなく、少年の悪意 (悪意をもって犯罪を遂行したこと) をも立証する責任を課されていた点が改められた (doli incapax の廃止。)。この法律の内容と、その成立によって少年司法・非行少年処遇がどのように改革されたかについては、第5で詳述する。

第3 少年司法手続

イギリスでは、警察に検挙された犯罪少年は、事案が軽微な場合などには、警察段階で警告を受ける。この警告には、非公式で記録に残らない注意処分（warning）と警告処分（caution）の2種類があり、警告処分は、少年が非行事実を認めた上で、保護者と共に署名する正式な処分である。この処分は、正式な裁判を行わず事件を迅速に処理した方が少年の更生にとって適切であると考えられた場合に下される一種のダイバージョンと考えることができ、我が国の成人に対する起訴猶予処分に類似している。警告処分の要件としては、非行事実を立証し得る十分な証拠があり、少年が非行事実を認め、かつ保護者と共に警告処分に同意した場合に限られており、処分の記録は3年間警察に保管される。1997年に正式起訴犯罪について警告処分を受けた者は、全体で18万9,358人であるが、そのうち10歳以上18歳未満の少年の占める比率は38.9%となっている。また、少年による正式起訴犯罪の処分中に占める警告処分の比率を見てみると、1992年の71.7%をピークに低下して、1997年には47.9%となっているが、なお少年の正式起訴犯罪における処分の半数近くを占めている。最近になって警告処分の占める割合が減少しているのは、1994年に内務省（the Home Office）が重大犯罪や累犯者に対する警告処分を控えるようにとの指示（注3）を出したためである。

警察によって検挙され、注意処分や警告処分で処理されなかった事件は、証拠不十分等で不処置（no further action）の場合を除き、警察によって訴追（charge）がなされ、検察庁（Crown Prosecution Service）に引き継がれる。検察庁では、検察官が有罪を立証できる十分な証拠があるかどうかを判断し、あると判断した場合には公訴を維持する。検察官が訴追された事実を立証するだけの十分な証拠がないと判断した場合には、公訴を取り消すことができ（注4）、また事案によっては訴追された罪名を変更することもできる。この場合、検察官は補充捜査を警察に対して助言する（advice）こともできるが、我が国のように捜査を指揮したり、事件を起訴する権限は有していない。なお、少年事件の場合には、事実を立証する十分な証拠のある場合においても、検察官が公訴を維持するだけの公益性がないと判断した場合には、警告処分相当の意見が付され、事件が警察に差し戻される場合もある。

裁判所受理時10歳以上で非行事実認定時18歳未満の犯罪少年による事件は、原則として少年裁判所（youth court）での略式裁判（summary trial）によって審理される（注5）。少年裁判所は、治安判事裁判所（magistrates' court）の中の特別な裁判所であり、原則として法律家の資格を有しない特別の研修（注6）を修了した男女1人ずつを含む治安判事3人によって構成される。また、法律家の資格を有する有給判事の場合も原則として単独での審理は行わない。

少年裁判所における審理は、非公開であり、事件関係者、保護観察官又はソーシャルワーカー、報道関係者その他裁判所が許可した者等一定の者以外は出席することができず、報道関係者は少年を特定する事項を記事にしたり写真に撮影して報道することは原則として禁止されている。少年が16歳未満の場合には保護者の出席が義務づけられており、保護者が出席しない場合には審理を行うことができないが、16歳以上18歳未満の場合には、保護者を出席させるかどうかは、裁判所の裁量に任されている。また、陪審制度は認められていないが、審理の方法は、成人の場合と同様にいわゆる当事者主義によるものであって、検察官が挙証責任を負っている。ただし、少年裁判ができるだけ権威的なものにならないように、裁判官は、少年を名前で呼び、手続や処分の内容等についても懇切丁寧な説明を行うことになっている。有罪認定や処分の言渡しについても、成人とは異なる用語が用いられている（注7）。なお、1997年犯罪（量刑）法により、少年裁判所は、公共の利益があると認めたときは、10歳以上18歳未満の少年

の有罪が認定された時点で、その氏名等の公表の禁止を解除することができることとされた(注8)。少年裁判所は、被告人が有罪認定時に18歳未満であれば、少年として処分を言い渡すことができる。

処分を言い渡す際に、事案がそれほど重大ではなく罰金以下の処分が適当と判断された場合には、裁判所は有罪認定に引き続いて処分を言い渡すが、それ以上の処分(注9)が適当であると判断された場合には、保護観察官又はソーシャルワーカーに判決前調査報告書(pre-sentence report)の提出を求めることができる。この判決前調査報告書は、我が国の家庭裁判所調査官によって作成される社会調査記録と類似したもので、少年の非行に至った経緯が多面的に分析されると同時に、その結果に基づいて望ましい処分に関する意見が添付されている。

少年裁判所では、一つの事件について最長6か月(合計でも1年)を超える施設収容命令を言い渡すことはできず、15歳以上18歳未満の少年について、これを超える処分が適当であると判断した場合には、非行事実の認定後に、処分言渡しのため刑事法院(Crown Court)に事件を移送する。

また、少年裁判所は、以下のように事実認定を含めて刑事法院で裁判を実施することが適当であると判断した場合にも、事件を刑事法院に移送する。

少年が、殺人罪(homicide)(注10)で起訴された場合には、事件は自動的に刑事法院に移送される。また、事案が重大であり、10歳以上18歳未満の少年で①法定刑が成人であれば14年以上の拘禁刑に当たる事件又は②強制わいせつ事件で起訴された場合、及び14歳以上18歳未満の少年で③無謀運転による過失致死事件又は④アルコール若しくは薬物摂取下の酩酊運転による過失致死事件といった重大な事件で起訴された場合において、少年裁判所において、陪審裁判を受けることが適当であると判断された場合にも、事件は有罪認定以前に刑事法院に移送される。

これら以外の場合でも、少年が成人と共に起訴された場合には、事件は治安判事裁判所に係属し、その後、事案及び罪状認否の状況に応じて、治安判事裁判所で審理を行うか、あるいは刑事法院又は少年裁判所に移送される。この際、治安判事裁判所は、少年を成人と共に刑事法院に移送することもできるし、成人のみを刑事法院に移送し、少年の罪状認否を行い、少年が否認した場合には、事件を少年裁判所へ移送し、少年が有罪を認めた場合にはそのまま処分を言い渡すこともできる。ただし、治安判事裁判所においては、少年に対する処分は罰金等軽微なものに制限されるため、処分言渡しの段階で少年裁判所に移送するケースが多い。また、少年が成人と共に起訴されなかった場合でも、起訴事実が成人との教唆・幫助の共犯関係にある場合、又は成人の事件と関連性のある場合には治安判事裁判所で審理が行われる場合がある。

一方、18歳以上21歳未満の青年の事件は、治安判事裁判所又は刑事法院が管轄するが、21歳以上の成人とは異なる処分が行われ、少年と同様に、出頭所出頭命令や青少年犯罪者施設収容命令の言渡しができる。

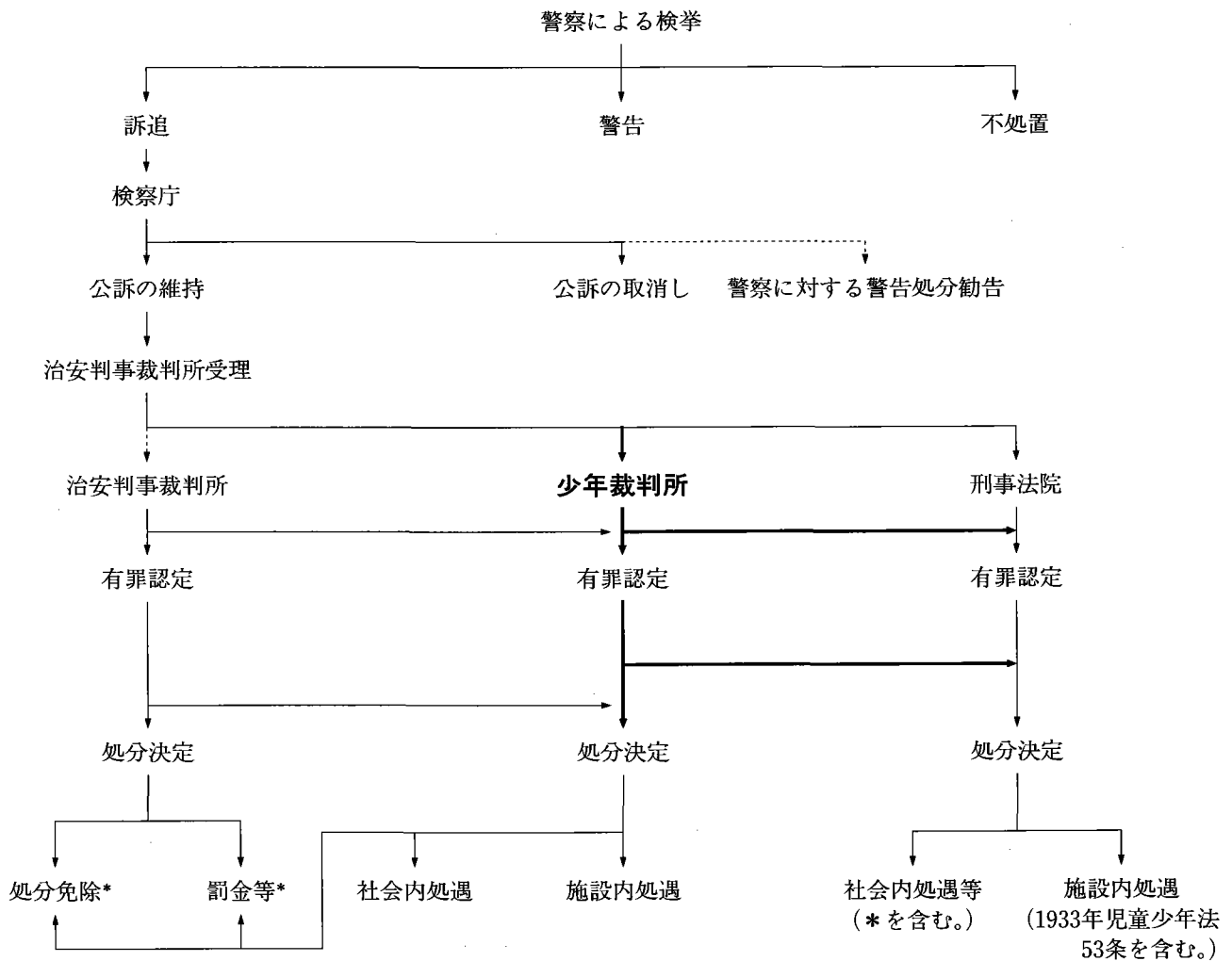
裁判所において有罪とされた少年に対して科することができる処分の種類は、少年裁判所、刑事法院あるいは治安判事裁判所によって相違があるが、絶対的免除(absolute discharge)、条件付免除(conditional discharge)、罰金(fine)、出頭所出頭命令(attendance centre order)、監督命令(supervision order)、保護観察命令(probation order)、社会奉仕命令(community service order)、保護観察命令と社会奉仕命令を組み合わせた結合命令(combination order)、電子監視を含む外出禁止命令(curfew order)、青少年犯罪者施設収容命令(detention in a young offender institution)、1933年児童少年法による拘禁命令(detention under s. 53 of the CYPA 1933)、閉鎖施設訓練命令(secure training order)などがあり、このうち出頭所出頭命令、監督命令、青少年犯罪者施設収容命令(15歳以上21歳未満の者に適用)、1933年児童少年法による拘禁命令(10歳以上18歳未満の少年すべてに適用)及び閉鎖施設訓練

命令（12歳以上15歳未満の少年に適用）が青少年に固有の処分である。

なお、施設収容命令により言い渡すことのできる収容期間は、少年裁判所が1年以内、刑事法院が2年以内とされているが、さらに、刑事法院では、①法定刑が成人であれば14年以上の拘禁刑に当たる事件、②強制わいせつ事件、③無謀運転による過失致死事件、④アルコール又は薬物摂取下の酩酊運転による過失致死事件といった重大な事件については、1933年児童少年法53条を適用し、少年に対して（ただし、③及び④に関しては14歳以上にしか適用されない。）、成人と同様の期間、拘禁を言い渡すことができる。

少年司法の手続について、図2にその概略をフローチャートで図示してあるので参照されたい。

図2 少年司法手続の流れ



第4 少年司法の運用

1 裁判所における処分決定の状況及び施設収容状況

正式起訴犯罪における少年及び青年の処分人員を見ると、表2のとおりである。

表2 裁判所における正式起訴犯罪処分人員

イギリス (1993年～1997年)

年次	総数	少年			青年
		計	14歳未満	14歳以上	
1993年	294,391 (100.0)	35,084 (11.9)	2,474 (0.8)	32,610 (11.1)	57,662 (19.6)
1994	300,065 (100.0)	39,909 (13.3)	3,165 (1.1)	36,744 (12.2)	54,806 (18.3)
1995	289,212 (100.0)	41,789 (14.4)	3,205 (1.1)	38,584 (13.3)	51,588 (17.8)
1996	288,936 (100.0)	43,902 (15.2)	2,862 (1.0)	41,040 (14.2)	50,514 (17.5)
1997	308,040 (100.0)	45,931 (14.9)	3,209 (1.0)	42,722 (13.9)	53,093 (17.2)

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tables による。

2 図1の注3～5に同じ。

3 () 内は、構成比である。

1997年においては、正式起訴され、有罪であるとの認定を受けた総人員30万8,040人のうち、少年が4万5,931人(14.9%)、青年が5万3,093人(17.2%)を占めている。少年のほとんどは14歳以上18歳未満の者によって占められ、その比率は1993年以降上昇傾向にあったが、1997年に若干減少している。

少年及び青年の裁判所における処分内容を、年齢層別に見たものが表3である。1997年においては、10歳以上14歳未満では、絶対的又は条件付きの免除(50.3%)が最も多く、以下、監督命令(27.2%)、出頭所出頭命令(16.3%)の順となっている。14歳以上18歳未満では、絶対的又は条件付免除(30.0%)、保護観察命令(18.2%)、青少年犯罪者施設収容命令(12.4%)の順となっている。18歳以上21歳未満では、罰金(27.9%)、青少年犯罪者施設収容命令(22.8%)が多くなっている。1993年から5年間の傾向を見ると、ほとんどすべての年齢層において、青少年犯罪者施設収容命令、社会奉仕命令等比較的重い処分の比率が上昇している。また、1995年以降は、1994年刑事司法及び公共秩序法によって殺人以外の重大犯罪に適用される1933年児童少年法の53条(2)の適用下限年齢が10歳以上に引き下げられたのを受けて、同法による拘禁命令の比率が上昇しており、特に14歳未満の少年において顕著である(注11)。

表4は、1997年の裁判所における少年の処分内容を罪種別に見たものである。10歳以上18歳未満の少年について、青少年犯罪者施設収容命令及び1933年児童少年法53条による拘禁命令の占める比率を罪種別に見ると、殺人が95.0%、強盗が44.4%、窃盗が12.8%となっている。また、殺人では1933年児童少年法53条による拘禁命令となるものが多く、窃盗では絶対的又は条件付免除となるものが最も多くなっている。また、強盗については、年齢層によって処分の傾向が異なり、10歳以上14歳未満では、監督命令(49.7%)が最も多く、14歳以上18歳未満では、青少年犯罪者施設収容命令(32.1%)が最も多くなっている(注12)。

表3 裁判所における処分

区 分	総 数	絶対的・ 条 件 付 免 除	罰 金	保護観察 命 令	監督命令	社会奉仕 命 令
1993年						
少 年	35,084 (100.0)	12,180 (34.7)	3,761 (10.7)	1,393 (4.0)	5,915 (16.9)	2,528 (7.2)
14歳未満	2,474 (100.0)	1,249 (50.5)	128 (5.2)	...	549 (22.2)	...
14歳以上	32,610 (100.0)	10,931 (33.5)	3,633 (11.1)	1,393 (4.3)	5,366 (16.5)	2,528 (7.8)
青 年	57,662 (100.0)	11,287 (19.6)	18,846 (32.7)	7,095 (12.3)	...	7,596 (13.2)
1994年						
少 年	39,909 (100.0)	13,869 (34.8)	4,359 (10.9)	1,498 (3.8)	7,393 (18.5)	2,452 (6.1)
14歳未満	3,165 (100.0)	1,695 (53.6)	157 (5.0)	...	722 (22.8)	...
14歳以上	36,744 (100.0)	12,174 (33.1)	4,202 (11.4)	1,498 (4.1)	6,671 (18.2)	2,452 (6.7)
青 年	54,806 (100.0)	10,283 (18.8)	16,406 (29.9)	7,383 (13.5)	...	7,088 (12.9)
1995年						
少 年	41,789 (100.0)	14,031 (33.6)	4,584 (11.0)	1,568 (3.8)	7,993 (19.1)	2,622 (6.3)
14歳未満	3,205 (100.0)	1,663 (51.9)	150 (4.7)	...	796 (24.8)	...
14歳以上	38,584 (100.0)	12,368 (32.1)	4,434 (11.5)	1,568 (4.1)	7,197 (18.7)	2,622 (6.8)
青 年	51,588 (100.0)	9,011 (17.5)	14,969 (29.0)	6,797 (13.2)	...	6,431 (12.5)
1996年						
少 年	43,902 (100.0)	14,123 (32.2)	4,593 (10.5)	1,859 (4.2)	8,465 (19.3)	2,749 (6.3)
14歳未満	2,862 (100.0)	1,509 (52.7)	129 (4.5)	...	688 (24.0)	...
14歳以上	41,040 (100.0)	12,614 (30.7)	4,464 (10.9)	1,859 (4.5)	7,777 (18.9)	2,749 (6.7)
青 年	50,514 (100.0)	8,306 (16.4)	14,133 (28.0)	6,454 (12.8)	...	6,024 (11.9)
1997年						
少 年	45,931 (100.0)	14,420 (31.4)	4,953 (10.8)	1,975 (4.3)	8,661 (18.9)	2,930 (6.4)
14歳未満	3,209 (100.0)	1,614 (50.3)	128 (4.0)	...	872 (27.2)	...
14歳以上	42,722 (100.0)	12,806 (30.0)	4,825 (11.3)	1,975 (4.6)	7,789 (18.2)	2,930 (6.9)
青 年	53,093 (100.0)	8,730 (16.4)	14,834 (27.9)	6,701 (12.6)	...	6,095 (11.5)

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tablesによ

2 「監督命令」とは、17歳以下の少年に適用され、少年を保護観察官又はソー
は、裁判所の命令で、保護観察命令あるいは監督命令のいずれかを選択で

3 「出頭所出頭命令」とは、21歳未満の青少年に適用され、青少年を毎週お
る命令をいう。

4 「精神病院収容命令」には、被収容者の退院についても内務大臣が制限を

5 図1の注3～5に同じ。

6 () 内は、構成比である。

別正式起訴犯罪処分人員

イギリス（1993年～1997年）

結合命令	出頭所 出頭命令	外出禁止 命令	青少年犯 罪者施設 収容命令	1933年児 童少年法 53条によ る拘禁命 令	精神病院 収容命令	そ の 他
566 (1.6)	4,440 (12.7)	...	3,290 (9.4)	339 (1.0)	2 (0.0)	670 (1.9)
...	500 (20.2)	...	...	3 (0.1)	...	45 (1.8)
566 (1.7)	3,940 (12.1)	...	3,290 (10.1)	336 (1.0)	2 (0.0)	625 (1.9)
1,640 (2.8)	756 (1.3)	...	9,103 (15.8)	...	37 (0.1)	1,302 (2.3)
714 (1.8)	4,903 (12.3)	...	3,678 (9.2)	403 (1.0)	2 (0.0)	638 (1.6)
...	545 (17.2)	...	...	2 (0.1)	...	44 (1.4)
714 (1.9)	4,358 (11.9)	...	3,678 (10.0)	401 (1.1)	2 (0.0)	594 (1.6)
2,087 (3.8)	693 (1.3)	...	9,699 (17.7)	...	33 (0.1)	1,134 (2.1)
763 (1.8)	4,938 (11.8)	...	4,240 (10.1)	400 (1.0)	3 (0.0)	647 (1.5)
...	552 (17.2)	...	...	5 (0.2)	...	39 (1.2)
763 (2.0)	4,386 (11.4)	...	4,240 (11.0)	395 (1.0)	3 (0.0)	608 (1.6)
2,288 (4.4)	550 (1.1)	...	10,545 (20.4)	...	25 (0.0)	972 (1.9)
1,002 (2.3)	4,848 (11.0)	10 (0.0)	4,892 (11.1)	634 (1.4)	4 (0.0)	723 (1.6)
...	494 (17.3)	...	...	13 (0.5)	...	29 (1.0)
1,002 (2.4)	4,354 (10.6)	10 (0.0)	4,892 (11.9)	621 (1.5)	4 (0.0)	694 (1.7)
2,554 (5.1)	528 (1.0)	20 (0.0)	11,412 (22.6)	...	37 (0.1)	1,044 (2.1)
1,255 (2.7)	4,911 (10.7)	24 (0.0)	5,279 (11.5)	748 (1.6)	7 (0.0)	768 (1.7)
...	522 (16.3)	...	...	36 (1.1)	...	37 (1.2)
1,255 (2.9)	4,389 (10.3)	24 (0.1)	5,279 (12.4)	712 (1.7)	7 (0.0)	731 (1.7)
2,896 (5.5)	518 (1.0)	40 (0.1)	12,080 (22.8)	...	38 (0.1)	1,161 (2.2)

る。
シャルワーカーの指導監督下に置く命令をいう。16歳及び17歳の少年に対して
きる。
おむね土曜日に指定された出頭所に出頭させ、指示した活動に数時間従事させ
課す制限命令（restriction order）を含む。

表4 正式起訴犯罪における青・

区 分	総 数	絶対的・ 条件付刑 の 免 除	罰 金	保護観察 命 令	監督命令	社会奉仕 命 令
生 命 犯 殺 人						
少 年	40 (100.0)	—	—	2 (5.0)	—	—
14歳未満	—	—	—	…	—	…
14歳以上	40 (100.0)	—	—	2 (5.0)	—	—
青 年	62 (100.0)	—	—	1 (1.6)	…	1 (1.6)
交通致死						
少 年	14 (100.0)	2 (14.3)	—	—	1 (7.1)	1 (7.1)
14歳未満	—	—	—	…	—	…
14歳以上	14 (100.0)	2 (14.3)	—	—	1 (7.1)	1 (7.1)
青 年	47 (100.0)	—	1 (2.1)	2 (4.3)	…	2 (4.3)
強 盗						
少 年	2,343 (100.0)	178 (7.6)	21 (0.9)	58 (2.5)	606 (25.9)	97 (4.1)
14歳未満	175 (100.0)	35 (20.0)	2 (1.1)	…	87 (49.7)	…
14歳以上	2,168 (100.0)	143 (6.6)	19 (0.9)	58 (2.7)	519 (23.9)	97 (4.5)
青 年	1,267 (100.0)	6 (0.5)	1 (0.1)	49 (3.9)	…	45 (3.6)
窃 盗						
少 年	25,489 (100.0)	8,473 (33.2)	2,369 (9.3)	1,116 (4.4)	4,912 (19.3)	1,497 (5.9)
14歳未満	2,072 (100.0)	1,145 (55.3)	73 (3.5)	…	486 (23.5)	…
14歳以上	23,417 (100.0)	7,328 (31.3)	2,296 (9.8)	1,116 (4.8)	4,426 (18.9)	1,497 (6.4)
青 年	23,816 (100.0)	4,258 (17.9)	4,942 (20.8)	3,810 (16.0)	…	2,629 (11.0)

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tablesによ

2 「交通致死」は、無謀運転による過失致死 (causing death by reckless death by careless driving when under the influence of drink or drugs) である。

3 () 内は、構成比である。

4 図1の注3・4に同じ。

5 表1の注4・5に同じ。

6 表3の注2～4に同じ。

少年の主要罪種別裁判所処分人員

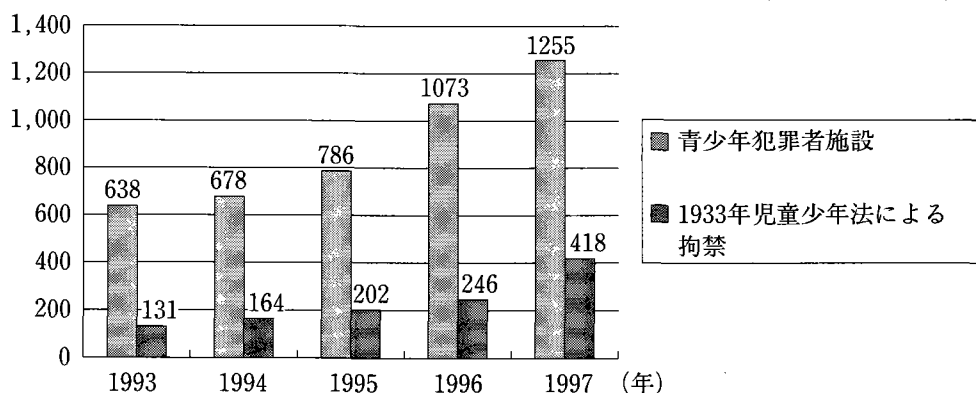
イギリス (1997年)						
結合命令	出 頭 所 出頭命令	外出禁止 命 令	青少年犯 罪者施設 収容命令	1933年児 童少年法 53条によ る拘禁命 令	精神病院 収容命令	そ の 他
—	—	...	1 (2.5)	37 (92.5)	—	—
...	—	...	...	—	...	—
—	—	...	1 (2.5)	37 (92.5)	—	—
—	—	...	57 (91.9)	...	3 (4.8)	—
—	1 (7.1)	...	3 (21.4)	6 (42.9)	—	—
...	—	...	...	—	...	—
—	1 (7.1)	...	3 (21.4)	6 (42.9)	—	—
—	—	...	42 (89.4)	...	—	—
83 (3.5)	226 (9.6)	1 (0.0)	697 (29.7)	345 (14.7)	2 (0.1)	29 (1.2)
...	38 (21.7)	—	...	12 (6.9)	...	1 (0.6)
83 (3.8)	188 (8.7)	1 (0.0)	697 (32.1)	333 (15.4)	2 (0.1)	28 (1.3)
56 (4.4)	3 (0.2)	—	1,098 (86.7)	...	6 (0.5)	3 (0.2)
683 (2.7)	2,854 (11.2)	16 (0.1)	3,119 (12.2)	145 (0.6)	1 (0.0)	304 (1.2)
...	344 (16.6)	—	...	9 (0.4)	...	15 (0.7)
683 (2.9)	2,510 (10.7)	16 (0.1)	3,119 (13.3)	136 (0.6)	1 (0.0)	289 (1.2)
1,511 (6.3)	283 (1.2)	22 (0.1)	6,040 (25.4)	...	9 (0.0)	312 (1.3)

る。
driving), アルコール又は薬物摂取下の酩酊運転による過失致死 (causing
及び盗難車運転による過失致死 (causing death by aggravated vehicle taking)

図3は、青少年犯罪者施設等への施設収容命令を受けた15歳以上の少年について、施設に収容された少年人口の推移を1993年から見たものであり、青少年犯罪者施設収容命令及び1933年児童少年法53条による拘禁命令のいずれの場合も増加傾向にある(注13)。また、施設収容命令を受けた少年の平均言渡し拘禁期間の推移を見たものが図4であるが、これも1990年以降長期化する傾向にある。一方、そうした施設から釈放された男子少年の釈放後2年間の再犯状況を見たものが表5であり、1987年以降再犯率及び再入率共に上昇傾向にある。

図3 青少年犯罪者施設等に収容されている少年人口の推移

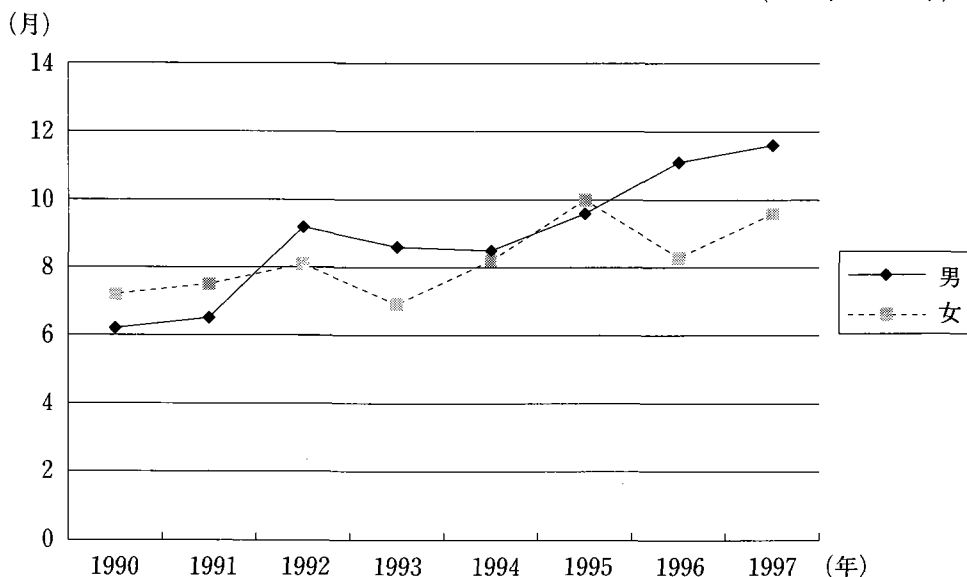
(1993年～1997年)



- 注 1 Prison statistics England and Wales 1997年による。
 2 ここでいう少年とは、15歳以上18歳未満である。
 3 各年とも6月末現在の数字である。

図4 少年の男女別平均言渡し拘禁期間

(1990年～1997年)



- 注 1 Prison statistics England and Wales 1997年による。
 2 ここでいう少年は、15歳以上18歳未満のものであり、1933年児童少年法53条により、拘禁処分を受けた少年を含む。ただし、無期拘禁は除き、1990年には14歳の少年を含む。

表 5 青少年犯罪者施設等から釈放された男子少年の再犯・再入率の推移

釈放年	釈放者総数	再犯率	再入率
1987年	3,660	83	54
1988	3,135	83	53
1989	2,014	86	54
1990	1,302	89	57
1991	1,339	88	62
1992	1,184	89	62
1993	1,332	89	65

注 1 Aspects of Crime Young Offenders 1996, Research and Statistics Directorate, Home Office 1998 による。

2 再犯・再入率は、それぞれ刑務所庁管轄の施設から釈放後2年以内の比率(%)である。

3 対象となっているのは処分時14歳以上17歳未満の少年である。

2 少年に対する処分の種類とその概要

少年に対する処分については、基本的には、以下の3レベルに分けて考えることができる。なお、本章では、少年に対する処分に焦点を当てているため、それぞれの処分の適用年齢については、10歳から17歳までの範囲で記述している。

(1) 軽微な犯罪に対する処分

ア 免除 (discharge)

成人・青年の場合と同様、絶対的免除と条件付免除がある。条件付免除では、3年以下の範囲で定められた期間中に再犯を起こさないことが免除の条件となる。再犯を起こした場合は、免除された本件犯罪について改めて判決を受けることになる。

正式起訴犯罪で裁判所の判決を受けた少年では、免除になる者が最も多い。処分の免除を受ける少年の割合は、近年3割を超えているが、長期的には徐々に低下している。

イ 親に対する誓約命令 (binding over)

少年の両親に対し、少年に平穏・善行を保持させることを裁判所に誓約させる命令である。裁判所は、10歳以上15歳以下の少年の両親に対し誓約命令を発するか否かを検討しなければならない。命令を出さない場合は、法廷においてその理由を説明しなければならない。

命令の形式は、少年の両親又は後見人に対し、少年を適切に保護 (care)・監督 (control) することを誓約 (recognizance) するよう命じることである。誓約違反の場合の違約金は最高1,000ポンド、誓約の期間は3年間又は少年が満18歳になるまでのいずれか短い方である。

少年が16・17歳の場合、裁判所は誓約命令を発する権限を有するが、命令を発する義務はない。

ウ 罰金 (fine)

少年裁判所又は治安判事裁判所で命じられる罰金の最高額は、成人・青年の犯罪の場合で5,000ポンドであるが、10歳から13歳までの少年 (child) の場合は250ポンド、14歳から17歳までの少年 (young person) の場合は1,000ポンドである。刑事法院では、最高限度の定めはなく裁判所の裁量による。

少年が10歳以上15歳以下の場合、裁判所は両親又は後見人に対し罰金の支払を命じなければならない。少年が16・17歳の場合、裁判所は裁量により両親に対して支払を命じることが可能である。

エ 賠償命令 (compensation order)

軽重に関わらず、被害者が存在する限り、すべての犯行（財産犯、生命身体犯）について発せられる可能性のある命令である。裁判所は、被害者が存在する犯行について全件、賠償命令を言い渡すかどうか検討し、言い渡さない場合はその理由を示す義務がある。

単独の処分ともなり得るが、他の処分と併せて命じられる場合もある。罰金と併せて命じられた場合は、被害者救済のため、賠償命令を優先させなければならない。少年裁判所又は治安判事裁判所で命じられる賠償命令の最高額は、犯行ごとに5,000ポンドが限度となっているが、刑事法院では最高限度の定めはない。ただし、裁判所は、支払者の資力を考慮して金額を定めることになっている。

罰金の場合と同様、少年が10歳以上15歳以下の場合、裁判所は両親又は後見人に対し賠償命令の支払を命じなければならない。少年が16・17歳の場合、裁判所は裁量により両親に対して支払を命じることができる。

(2) 比較的重い犯罪に対する処分

比較的重い犯罪に対する処分には、出頭所出頭命令、監督命令、保護観察命令、社会奉仕命令、結合命令及び外出禁止命令があり、これらは、社会内処遇命令 (community sentence) と総称されている。

裁判所は社会内処遇命令を言い渡す前に、犯罪の重大性に関して所定の検討をしなければならず、命令を言い渡す場合も、犯罪の重大性に応じた期間、少年に適した内容の命令を選択しなければならない。1997年犯罪（量刑）法によって、すべての社会内処遇命令は、本人の同意の有無にかかわらず発せられることとなった。

少年が処分に服さない、あるいは処分中に重大な再犯をした場合に、裁判所に事件を差し戻すまでの一連の手続は、すべての社会内処遇命令についてはほぼ共通している。差戻しを受けた裁判所は、改めて判断の上、再度の処分を言い渡すことがある。

ア 出頭所出頭命令 (attendance centre order)

処分適用年齢は、10歳から17歳である。正式起訴犯罪で裁判所の判決を受けた少年の1割強がこの命令を受けるが、その割合は近年少しずつ減少している。18歳から20歳の青年に対しても同様の処分があるが、適用される者は少数である。処分の内容は、週末の余暇時間の一部を少年出頭所 (junior attendance centres) へ出頭させる命令で、通常は土曜日の午後、一回に2～3時間出頭する。少年が14歳未満の場合を除き、裁判所は最低12時間の出頭命令を発ししなければならない。16歳未満の少年の場合は最高24時間、16歳以上の場合は最高36時間である。

少年出頭所は国内に111か所あり、10歳から17歳の少年を受け入れる「ジュニアセンター」85か所と、16・17歳の少年と青年を受け入れる「シニアセンター」26か所からなる。約3分の1が男子専用で、残りは男女両方を受け入れる。開放施設であり、多くは地域にある学校の校舎を利用している。内務大臣から指名された地域の警察署長が責任者となるが、保護観察事業体 (probation service) や地域社会事業体 (social service) が運営する場合もある。職員は、全員が内務省の有給職員であり、在職中あるいは退職した警察官が多い(注14)が、教師等警察関係以外の職員が処遇を担当している出頭所も少なくない。女子少年を受け入れる施設では、必ず女性職員がいなければならない。多人種混合率の高い地域の場合、職員の人種もなるべくこれを反映すべきであるとされている。

それぞれの少年出頭所が提供する活動は、非行少年に「短期間で鋭いショックを与える (short, sharp shock)」という考え方を反映し、規律ある集団行動や実用的な作業中心であるが、その幅は広い。体育、生活技術教育(大工仕事や料理、一人暮らしのための家計管理等)、陶芸や木工、救急救命訓練や薬物教育等、様々な教育活動があり、またゴミ清掃、地域の慈善活動用に手芸品を作る等、地域への貢献

活動もなされている。

イ 監督命令 (supervision order)

命じられた3年以下の一定期間中（最短期間については定めがない。）、監督者との定期的な面接を通じて援助と指導を受けるよう命じる処分である。内容は保護観察命令に類似しているが、監督者は保護観察官ではなく、地方自治体のソーシャルワーカーである（注15）。また処分の性質も、監督命令はこれから成長する少年に対し、その健全育成を重視する点で、保護観察命令とは異なる。処分適用年齢は10歳から17歳であり、正式起訴犯罪で裁判所の処分を受ける少年で監督命令を付される者の比率は2割弱である。ただし、14歳未満の少年に限定するとこの割合は2割強から3割弱と高く、しかも一貫して増加傾向にあり、年少少年を対象とした処分といえる。

また、監督命令に追加遵守事項が付加される場合もある。追加遵守事項の内容は、居住指定から活動内容にかかわるもの等、広範囲にわたる。具体的には、「(主に親と)同居すること」、「6か月以下の一定期間、地方自治体が運営する宿泊施設で生活すること」、「精神科治療を受けること」、「教育を受けること（義務教育年齢にある少年に対して）」等が挙げられる。さらに、少年を家庭と地方自治体による監護の中間に置き、健全な余暇を体験させることを主目的とする処遇を「中間処遇 (intermediate treatment)」と総称するが、監督命令の枠内で中間処遇を実現させるために追加遵守事項を設定することができる。そのための遵守事項の例としては、「指定された特定の場所に住むこと（合計90日以下の範囲で）」、「指定された時間に、指定された場所に出頭すること」、「特定の活動を行うこと」、「午後6時から午前6時までのうち、10時間以内の指定された一定時間、特定された場所にとどまること（命令開始当初3か月以内に、合計30日以下の範囲で）」等がある。

追加遵守事項を設定した監督命令を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告を入手・検討しなければならない。

ウ 保護観察命令 (probation order)

処分適用年齢は16・17歳である。青年・成人に対してと同様、6か月以上3年以下の一定期間中、保護観察官との定期的な面接を通じて援助と指導を受けるよう命じる処分である。保護観察命令の目的は、伝統的に「犯罪者を援助すること」と「犯罪者を統制すること」の一見矛盾した命題を両立させることであったが、1991年刑事裁判法の導入以降はその比重が後者に傾きつつある。保護観察命令は、比較的成熟した者に対してふさわしい処分とみなされているため、監督命令より保護観察命令が適切であると裁判所が特に認めた少年にのみ適用され得る。正式起訴犯罪で裁判所の判決を受ける者のうち、保護観察命令を科される少年の割合は3～4%であり、青年の場合の約3分の1にとどまっている。

保護観察中の本人の行状が良好な場合、命じられた期間が満了する前に処分を早期終結させることがある。手続は、保護観察官又は本人が申し立て、裁判所が決定する。早期終結後は、当初の保護観察期間の満了まで、条件付処分の免除 (conditional discharge) を受けている立場とみなされる。

保護観察命令にも、追加遵守事項が付加されることがあるが、この追加遵守事項は、監督命令に付加される追加遵守事項と同様、基本的には少年一人一人について、少年本人の問題と、本人が生活する特定地域で現在活用可能な社会資源とを考慮した上で具体化される。というのは、保護観察命令の処遇実施機関である保護観察事業体（注16）は、それぞれの地域特性に根付いた独自の社会資源のレパートリーを持ち、全事業体が同一の社会資源を確保しているわけではないからである。そのため、地域の保護観察事業体は、裁判官が適切な判断をなし得るよう、地域事情を踏まえた追加遵守事項の案を判決前調査報告に盛り込むことになっている。保護観察命令を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告を入手・検討しなければならない。

なお、保護観察命令に限らず、社会内処遇命令の運用実態に存在する地域差は、処遇実施機関における地域差を反映している。これに対し、内務省は、社会内処遇命令の全国基準(例えば1995年の National Standards for the Supervision of Offenders in the Community) を設ける等して、地域差の縮小を目指している。

保護観察命令に付加される遵守事項について、地域の社会資源を利用した具体例を挙げると、次のとおりである。

まず、プロベーション・ホステルへの居住指定がある。保護観察命令の開始当初から期間の一部を居住指定されることが多い。プロベーション・ホステルは保護観察事業体が運営(民間ボランティア組織が運営して保護観察委員会が認証するものもある。)する、犯罪者のための宿泊施設であり、保護観察中の者と仮釈放中の者を主に受け入れる。未決者用のホステルであるベイル・ホステルと合わせて、ホステルの全体数は100である。ホステル数は不足気味で、内務省は増設を目指しているが、地域住民との調整で難航している。

ホステルの意義は、①更生のための適切な住居を確保する、②最大30人ほどのグループで生活させることによって社会生活への適応を学習する集団療法の間を提供する、③厳しい規律ある生活の中で自律を学ばせる、の3点で説明される。それぞれのホステルが多様な特徴を持ち、生活プログラムや受入対象の制限も所により異なる。男女混合ホステルもあれば、「子連れ可」、「本件が女性・子供に対する性犯罪の者は不可」等、独自の基準を持つ所もある。一部、少年を受け入れないホステルもある。

保護観察命令では、合計60日を超えない範囲で(注17)、特定の活動を義務付ける遵守事項が付加される場合も多い。「活動」は各地域ごとに特色ある社会資源に支えられているが、その一つは、保護観察事業体が主催するグループワークである。保護観察事業体によってグループの内容は異なるが、「怒りを抑えるためのグループ」、「運転者のための節酒グループ」、「家庭内で暴力を振るう男性のグループ」「性犯罪者のグループ」等、多岐にわたっている。ほかに、保護観察事業体が他の地域機関や団体と提携して行う「活動」もある。地元企業の援助を受け、交通関係の累犯少年に対して自動車整備・競技場での運転を含む多彩なプログラムを提供している例(注18)、地域の病院や福祉行政と共同で、薬物・アルコール依存症者に対する教育プログラムを提供している例(注19)等がある。

精神障害者や薬物・アルコール依存症者に対しては、治療を義務付ける遵守事項を付加することもできる。

保護観察命令の具体的な処遇内容については、以下に簡単な事例を紹介する。

保護観察命令の処遇事例

保護観察処分を言い渡されたとき、キャルは17歳だった。子供のころ、父親も、後には継父も、長く刑務所に入り、一家は転々と引っ越して、ろくに教育を受けなかった。15歳で家を出てからは「機転で生きてきた」。つまり、チャンスがあれば小さな盗みを重ね、裁判所送りも3度目になった。

彼が出会った保護観察官は、盗みを繰り返す中で育ってきてはいるものの、キャルがそこから抜け出したいと強く思っていること、しかしそのための手段を持っていないことを悟った。読み書きが出来ず、求職面接を受けたことも、福祉を役所に求めたこともない。逮捕されたとたん、なけなしの身の回り品まで盗まれ、留置所の同囚からは「今度はでけえ盗みをやれよ」とけしかけられる始末だった。

観察官は判決前調査報告書で次のように提案した。「キャルは、ホステルに入り、基本的な生活管理を教えられる必要がある。貸間暮らしは無理であるし、職を探すためにも基礎的な読み書きが必

要である。彼を表面だけ見て、すれっからしのこそ泥だと評するのはたやすいが、手をつけられない悪党になる前に、今が援助のチャンスではないか。」

保護観察を言い渡した裁判所は、最初の1年間はプロベーションホステルで生活せよという遵守事項を付けた。ホステルでは、まず他の寮生との対人関係でつまずき、何時間か「行方不明」になってしまうこともあった。しかし、飛躍が訪れたのは、ホステルの調理員からだった。キャルは彼女から料理の手ほどきを受け、基本が出来るようになってからも、頻繁に手伝いをするようになった。調理員は、お返しに、キャルの読み書き練習を助けた。保護観察官は、こうして上達し、自信もついたキャルを評価し、調理員から引き継いで彼の勉強を見ることにした。ホステルから出た後も、キャルは近所の貸間に暮らし、勉強の内容も読み書き練習から金銭管理、求職準備にまで発展した。

キャルは2年間の保護観察を無事終了した。保護観察官は、その後も大体2年ごとに彼と会い、仕事や引っ越しの相談に乗っている。彼が本当に大人になるまで、見守るつもりである。

出典：Whitfield, D. *Introduction to the Probation Service*, Waterside Press, 1998.

注：本事例は、上記出典の事例を要約したものであり、一部脚色している。

エ 社会奉仕命令 (community service order)

処分適用年齢は16・17歳である。成人・青年同様、40時間から最高240時間までの間で、本件犯罪の重大性に釣り合うよう特定された時間数、無償で地域のため社会奉仕作業に従事することを命じられる。正式起訴犯罪で裁判所の判決を受けた者のうち、6～7%の少年が社会奉仕命令を科されているが、青年の場合と比較すると低率である。

意図されているのは地域社会への償いであり、特定の被害者への償いを行うことはない。週末・夕方の余暇時間を用い、命令を受けてから12か月以内に指定された作業時間を終えなくてはならない。失業中の少年が週日昼間に作業を行うことについては、認める地域と認めない地域がある。

本人が社会奉仕命令に適していると認められ、また、地域に本人が従事できる作業があると確認できないときは命令を言い渡すことはできないとされている。社会奉仕命令を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告を入手し、検討しなければならない。

作業の内容や条件を決定し、処遇を実施するのは保護観察事業体である。初期の査定段階では、本人は保護観察官（又は保護観察事業体所属の社会奉仕作業専門官）と面接し、作業中の態度を観察される。次に、査定の結果に基づいて本人の作業先が決められ、その後問題がなければ本人は必要な時間数を完了するまで、定められた場所で作業に従事する。通常はボランティアである各作業現場の監督者が、本人の出席状況を把握する。多くの保護観察事業体は、社会奉仕命令のための特別チームを持ち、現場監督者と連絡を取り合い、無断欠席等の場合は必要に応じて本人への直接指導をする。

作業は非営利で、民間の産業を圧迫しない範囲と定められているが、その内容は多岐にわたる。救世軍が経営する病院の手伝い、高齢者や障害者のための施設や住宅の補修、地域の公民館の内装改修、また保護観察事業体が行う事業の一部を分担する場合もある。例えば、高齢者に無料昼食サービスを行う食堂の運営について、市から農地を借りて材料の野菜を栽培すること、昼食を調理すること、出来上がった昼食を高齢者宅に配達することなどを社会奉仕命令の作業と位置付けている(注20)。

社会奉仕命令の具体的な処遇内容については、以下に簡単な事例を紹介する。

社会奉仕命令の処遇事例

ルーシーは17歳で、自分の将来を一生台無しにしてしまうような何種類ものトラブルに足を突っ

込んだ。おなかには子供がいて、万引きと暴行で裁判所に送られた。裁判所は、罰として社会奉仕命令を考え、60時間の社会奉仕命令を言い渡した。保護観察所の社会奉仕命令担当官に連れていかれた奉仕作業の場所は、お年寄りに食事を供給する団体だった。そこで調理と皿洗いをするように言われた。

出産のため短期間休んだが、その後はすぐ作業場所に戻り、作業の合計が60時間になるまで働くように言われて、ルーシーはやる気が出てきた。彼女の働きがお年寄りからとても感謝されたので、命令の60時間が終わったとき、この団体はルーシーを引き止め、パート職員として働き続けてくれないかと言ってきた。今や、ルーシーには可能性が開かれた。仕事の腕を磨き、正職員になれるかもしれない。

出典：The Probation Service -A probation service information and recruitment booklet, Home Office, 1996.

オ 結合命令 (combination order)

保護観察と社会奉仕命令を結合した命令であり、社会内処遇命令のうち最も厳しく、自由の制限の多い処分である。命令を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告を入手・検討し、処分による拘束の程度が本件犯罪の重大性に釣り合っていることを確認しなければならない。処分適用年齢は16・17歳であり、正式起訴犯罪で裁判所の処分を受ける少年で結合命令を科される者の割合は、3%に満たない。ただし、この数字は近年増加傾向にある。

この命令を言い渡された少年は、結合命令を科された青年・成人と同様、1年以上3年以下の一定期間、保護観察官の指導監督を受けるとともに、40時間以上100時間以下の一定時間、社会奉仕をする。単独の社会奉仕命令では最長の作業時間数が240時間であることから、結合命令は社会奉仕命令と保護観察命令の両方を単に組み合わせたものではなく、将来の再犯可能性を減らすという保護観察命令の要素が中心的な役割を持つと解釈されている。

保護観察命令の場合と同様、本人の行状が良好な場合は、命じられた期間が満了する前に処分を早期終結させることがある。ただし、結合命令の場合は、命じられた社会奉仕作業が完了していないと早期終結のための検討に入れないことになっている。

カ 外出禁止命令 (curfew order)

処分適用年齢は10歳から17歳である(注21)。成人・青年同様、6か月以下の特定された期間、1日につき2時間以上12時間以内の範囲で一定の場所にとどまることを命じるものである。本件が、いわゆる自動車盗・車上ねらい、たまり場やパブでのけんか等のように特定の場所と時間帯が犯罪に結びついている場合、場所と時間帯を特定して、一定の場所にとどまること(一定の場所に近づけさせないこと)を命じることによって再犯を防止しようとするものである。他の社会内処遇命令と併せて命じることができるが、その場合、処分による拘束の程度が本件犯罪の重大性に釣り合っていない(注22)。この命令を単独で言い渡す場合、裁判所が判決前調査報告を入手・検討する義務はない。施行から日が浅く、また施行が特定地域に限定されているため、適用を受けた少年はごく少数であり、1997年には24人であった。

また、電子監視装置を用いた外出禁止命令(注23)が、特定3地域(マンチェスター、ノーフォーク及びバークシャー)において試行中であるが、試行対象地域は今後拡大される予定である。これは、処分対象者の足首又は手首に取り付けられた発信器から、対象者の自宅電話回線に接続された受信機が信号を受け取り、内務省と契約して電子監視の実施を行う民間業者(注24)が管理する中央コンピューターに

送するという仕組みとなっており、対象者が受信機から離れると、信号を受け取れなくなり、中央コンピューターで命令違反が判明するというものである。1997年犯罪（量刑）法による改正により、10歳から15歳の少年に対しても電子監視装置を用いた外出禁止命令を適用することが可能となり、1998年から2地域で試行が開始された。

（3）非常に重大な犯罪に対する処分

非常に重大な犯罪に対する処分には、1933年児童少年法53条による拘禁命令、青少年犯罪者施設収容命令及び閉鎖施設訓練命令があり、これらは拘禁処分（custodial measure）と総称されている。

ア 1933年児童少年法53条による拘禁命令

謀殺（murder）で有罪になった10歳から17歳（犯時）の少年は、1933年児童少年法53条(1)により、必要的に無期の（during Her Majesty's pleasure）拘禁を命じられる。また、成人であれば14年以上の拘禁刑に当たる事件又は強制わいせつ事件を起こした、有罪認定時に10歳から17歳の少年は、同法53条(2)により成人の法定刑の範囲内（無期刑を含む。）の拘禁処分を命じられることがある。14歳から17歳の少年が無謀運転により、又はアルコール・薬物摂取下の酩酊運転によって過失致死事件を起こした場合も同様である。

1997年9月30日現在、同法53条(1)により237人が、同法53条(2)により935人が拘禁命令に服している。1990年以後、同法53条(1)で拘禁命令に服する人数はほとんど変わっていないが、同法53条(2)で服する人数は1994年以来急増し、1997年は1994年のほぼ2倍となっている。同法53条(2)による人数が増加した理由の一つとして、少年による深刻な犯罪が増加したことが挙げられている（注25）。

拘禁条件の決定と見直しは内務大臣の権限で行われるが、拘禁場所は児童福祉施設又は矯正施設である。具体的には、前者は地方自治体が管轄する閉鎖コミュニティ・ホームや厚生省が管轄する少年処遇センター（youth treatment centre）（注26）、後者は青少年犯罪者施設及び成人刑務所である。1995年に内務省が、同法53条による拘禁に服する15・16歳の少年の拘禁場所について方針を転換し、従来用いられていた児童福祉施設に換えて矯正施設を主な送致先としたため、児童福祉施設に拘禁されている少年の割合が減少し、（1994年には25%であったが、1997年では8.5%）、刑務所等に拘禁される少年が増加し、拘禁期間も延びている（注27）。

イ 青少年犯罪者施設（young offender institution）収容命令

2か月以上2年以下の特定された期間、刑務所庁（H.M. Prison Service）（注28）の管理する青少年犯罪者施設への収容が命じられる（注29）。処分適用年齢は15歳から17歳である。1998年8月31日現在、48施設（うち女子施設12）に1,572人（うち女子76人）が収容されている。

施設内で、義務教育年齢にある少年は、週に15時間以上の教育を受けることが義務付けられている。そのほか、自己責任や自己抑制能力を高めるための集団教育プログラム、運動、主に年長少年のための職業訓練と作業等、施設ごとの個性を反映した様々な活動が提供されている。家族や地域社会とのきずなも、可能な限り維持されている。最近では、職業訓練を積極的に取り入れ、収容期間中に国家資格を取らせる試みが始まっている。ただし、15歳以上21歳未満の青少年を収容する矯正施設は、原則としてこの青少年犯罪者施設だけであり、また、施設の開放度によって二種類の施設分類があるほかは、分類処遇が行われていない。そのため、15歳以上21歳未満の青少年であれば、言渡し収容期間の長短、非行性の進捗等にかかわらず、同一の施設に収容されて、寝泊まりをする寮を除いて一緒に処遇されるため、個別の問題性等に応じた体系立ったプログラムに基づく処遇は行われていないのが現状である。また、青少年犯罪者施設では、処遇上の必要性に応じて、施設長の判断で一時的に施設外で処遇を行うことも可能となっている。こうした一時的な施設外処遇は、主に家庭上の理由によって行われることが多いが、

釈放準備処遇として実施されることもある。1年以下の期間の施設収容命令を受けた少年は、言い渡された期間の半分を経過したところで自動的に釈放され、その後3か月間保護観察官又はソーシャルワーカーによる指導監督に服することになっている。言渡し収容期間が1年を超える場合にも、多少釈放条件が異なるが、ほぼ同様の手順でアフターケアが行われる。アフターケアの内容は、保護観察事業体及びソーシャル・サービスが地域ごとに独立しているため、地域によって多少の差異がある。そのため、地域によっては、釈放準備段階から施設と共同して処遇に関与しているところもあるが、十分な連携がなされていない地域もある。

青少年犯罪者施設における処遇に関しては、1997年に内務省の刑務所監査局（H.M. Inspectorate of Prisons）（注30）によって監査報告書（注31）がまとめられている。報告書では、青少年被収容者の現状、特質、処遇状況、職員の資質等について報告がなされるとともに、そのそれぞれについて問題点や改善すべき事項が指摘され、最後に全体として今後の青少年処遇はどうあるべきかについて勧告が盛り込まれている。報告書全体を通して指摘されているのは、青少年に対しては、個々の問題性に応じた、きめの細かい処遇が必要であるにもかかわらず、多くの施設で成人と同様の処遇が行われているということであり、それは、報告書中の「青少年を収容している多くの施設は、矯正施設というよりは、むしろ人間を入れる倉庫のようになっている。」という一節によく表れている。勧告の中心は、青少年と成人の分類処遇、さらに、少年と青年の分類処遇の必要性についてであり、これを実行するために、刑務所庁に青少年処遇を担当する独立部局を設けるとともに、青少年を処遇する職員に対する研修等の必要性が指摘されている。なお、勧告の概要については、巻末資料1にその抜粋訳を添付したので参照されたい（注32）。

ウ 閉鎖施設訓練命令（secure training order）

6か月以上2年以下の特定された期間、その前半を閉鎖訓練施設（secure training centre）に収容され、後半は社会内で監督官の指導監督を受ける。後半部分の監督官の多くは保護観察官であるが、地方自治体のソーシャルワーカーが務める場合もある。処分適用年齢は12歳から14歳で、①犯行時の本人年齢が12歳以上であること、②本人が、3つ以上の特定犯罪（注33）につき有罪判決を受けていること、③本件において、又は以前に、本人が監督命令に違反したことがあるか、あるいは監督命令を受けている間に特定犯罪（注34）により有罪判決を受けていること、以上3つの要件を満たす少年を対象とする。

前半の施設内処遇は、次の3段階に分けられる。すなわち、①本人の査定に続き処遇計画が立てられる開始期。この段階から、後半の社会内処遇で本人の指導監督を担当する監督官が立案に参加する。②処遇計画に沿って教育指導がなされる中間期。施設内のソーシャルワーカーが、本人の帰住先の環境を整え、家族関係を調整する。監督官は施設を訪問し、本人及び施設職員と面接を重ねる。③釈放後の社会復帰を準備する完成期。監督官は、本人が釈放され社会内処遇に移行する1か月前に釈放前報告書を作成し、施設の長に提出しなければならない。

なお、本件が深刻な性犯罪や暴力犯罪である場合、判決から2か月以内に監督官は被害者に連絡を取り、被害者の不安や心配事を表明する機会を提供することになっている。後半の社会内で行われる処遇に際し、少年に特別な遵守事項が付されることがあるが、この遵守事項を検討する際に、被害者の意向が考慮されることになる。

施設内の生活は、少年全員に個室のシャワー付き寝室が与えられ、時間制限はあるが自室での電話の使用も可能で、服装は原則として自分が持ち込んだ私服とされている。反面、少年達はもとより、面会者も禁煙で、施設内への喫煙具の持込みも一切禁じられている。

施設からの釈放後、すなわち処遇の後半部分は社会内で行われ、監督官との面接を通じて指導監督が

なされる。釈放後3回目までの面接については基準(注35)に細かく定めがなされている。初回面接は、釈放当日、親同伴で監督官の下に出頭して行われる。少年と親は、監督官から後半の処遇について説明を受け、また3人で処遇計画(当初の計画に加え、釈放前報告書の結果も加味されたもの)を再確認し、最後に、内容を理解した旨の署名を求められる。署名がなされた書類は施設に送られる。2度目の面接は家庭訪問とし、釈放後3日以内に行われる。3度目の面接は釈放後7日以内に行われる。その後の面接についても、釈放後1か月までは週3回、2か月までは週2回、2か月を超えると週1回、と最低頻度が定められている。加えて、監督官は本人の学校の先生や雇主とも定期的に連絡を取るようになっていく。

少年が指導監督に服さない場合や再犯をした場合、監督官は裁判所に対し違反手続を取り、裁判所の判断で本人が閉鎖訓練施設に戻し収容されることがある。戻される施設は、必ずしも前半部分で収容された施設と同じとは限らない。処分の残期間が再収容期間となるが、残期間が3か月を超えるときは再収容期間は3か月となる。この場合も、監督官は再収容先の施設と連絡を取り合わなくてはならない。

閉鎖施設訓練命令は、1994年刑事司法及び公共秩序法で導入された。当時の保守党政権は、この命令を実施するため40人定員の施設を5か所新設すると公約し、1998年4月、最初の施設(男女両方を受け入れる施設)がケント州で開設された。2番目がノザンプトンシャー、3番目がダーラムに建設中である。これらの施設の管理運営は、契約に基づき、内務省から民間業者(注36)に委託されている。ただし、内務省からそれぞれの施設に監視者(Home Office Monitor)が配属され、契約違反や職員関係、また少年の職員に対する不満に関して内情を把握する責任を負うこととなっている。

(4) その他の処分

上記以外の処分で、犯罪を犯した精神障害者に対する特別な処分として精神病院収容命令(Hospital Order/Restriction Order 又は Restricted Hospital Order)があり、1983年精神保健法(Mental Health Act 1983) 37条(1)による精神病院収容命令(Hospital Order)と同法41条による制限命令(Restriction Order 又は Restricted Hospital Order)が、青年・成人に対してと同様、16歳以上の少年にも適用される。もっとも、適用される少年はごく少数であり、1997年には両者合わせて7人(正式起訴犯罪で処分を受ける少年の0.1%未満)であった。

精神病院収容命令と制限命令は、共に精神科医の鑑定に基づき、刑事法院が精神病院への入院を命令する処分である。制限命令は、被収容者の退院についても制限が課されるもので、精神病院収容命令を科された者に対し、重ねて科される(注37)。制限命令を科された者は、内務大臣(注38)の許可を得なければ、退院のみならず、指定された精神病院からの一時外出や、他の病院への転院も許されない。

退院は、「届け出た住所に住むこと」、「(定められた医療機関で)精神科治療を続行すること」、「監督官の指導を受けること」等の条件付きで(conditional discharge)許可される場合が多く、無条件退院(absolute discharge)はまれである。監督官は保護観察官が担当する(注39)。退院が検討される段階から、監督官は本人と面会し、また本人の精神科治療を担当する医師と相談し、本人の居住先や雇用先を準備する場合もある。

条件付退院者の監督官は、本人と定期的に面接し、結果を内務省に報告する。本人が社会に危害を加える危険性が高い場合、また所在不明になった場合等は緊急に報告する。内務省の判断で、本人が精神病院へ戻し収容される(注40)ことがある。反対に、本人の行状が良好で安定した場合は、無条件退院に切り替えられ、処分は終了する。

第5 1998年犯罪及び騒乱法における少年司法・非行少年処遇改革

1998年7月31日イギリスでは、犯罪対策のための新しい法律「1998年犯罪及び騒乱法（Crime and Disorder Act 1998）」（以下、1998年法と略す。）が成立した。この法律は、犯罪者に対して、適時、効果的な処遇を行うことによって、再犯を防止し、市民の安全を守ることを目的としたもので、非行少年のみを対象としたものではないが、昨今のイギリスにおける犯罪事情を反映して、その多くが少年又は少年を含む犯罪者を対象としたものとなっている。また、それまでいろいろな法律によって規定されていた少年司法・非行少年処遇を体系的に見直し、改革することを意図しているため、実務的で、具体的な処遇方法等にも踏み込んだものとなっている。改革の趣旨は、非行を芽のうちに摘み取ること、つまり非行少年に対して、できるだけ早い時期に最も効果的な働きかけを行い、再非行を防止することにある。この法律は、10歳以上12歳未満の拘禁処分を可能としたり、警告処分をより厳格にしたりと、一見すると厳罰主義の流れを受けているようにも読めるが、内容を子細に検討してみると、効果的な処遇の実施が基本となっており、その意味では、近年、少年非行に対する厳罰傾向が強まりつつあったイギリス少年司法の中での一つの反動ととらえることもできる。つまり、少年司法・非行少年処遇の目的は、再犯を防止することによる社会防衛にあることを再確認しつつ、現実的な立場から、むやみに厳罰化を求めるだけでなく、再犯防止という観点から、より効果のある処遇の確立を目指したものとイえる。そうした意味では、1970年代から米国を中心に矯正処遇に対する悲観論(注41)が台頭し、これに対応するものとしてジャストデザート・モデル(注42)が刑事司法を席けんしていたが、今回の法改正は、そうした時代から、処遇モデルへの回帰と見ることもできる。これは、欧米を中心とした処遇研究者が、万人に対して有効な矯正処遇は存在しないものの、処遇対象を明確に絞った科学的な根拠のある矯正処遇が、再犯率の低下を可能にするという意味で処遇効果を上げ得るという研究成果をこつこつと積み上げた結果であるともいえる。ただし、注意しなければならないのは、こうした処遇への回帰が1960年代に米国を中心に信じられていた、社会福祉的な考え方を基盤とし、犯罪者や非行少年を中心においたものではなく、あくまでも刑事政策の中での再犯防止を目的としたものであり、そのための処遇であるということである。処遇の結果として犯罪者や非行少年の生活の質が向上することは二義的な目標であり、最終的な目的は、社会防衛にあるという点に留意しなくてはならない。

この法律は、これまでの犯罪者処遇に関する研究成果(注43)を検討した結果、非行少年の問題性に応じた柔軟な処遇が再犯防止に効果的であるという結論を受け、非行少年の処遇に当たっては、各関係機関が、それぞれの社会資源を補い合いながら、協調していくことを義務づけている。特に、矯正機関と保護機関の連携が重視されており、少年に対する拘禁命令は、すべて施設内処遇とアフターケアを組み合わせたものとして整理統合されている。

この法律の施行に当たってイギリス内務省では、法律の趣旨を徹底するために法律制定後の具体的な施策に関する各種指示文書を発している。その中の一つに、この法律によって少年司法及び非行少年処遇がどのように改革されるのかを示した「1998年犯罪及び騒乱法：少年司法、非行防止のための立法の趣旨」(注44)があり、そこでは、少年司法が達成すべき課題として以下の六つを挙げている。

- ① 司法手続をより迅速化する。
- ② 少年を犯罪被害と向き合わせることで、責任を自覚させる。
- ③ 少年の問題性に応じた処遇を行う。
- ④ 処分は犯罪行為に比例したものとする。

- ⑤ 少年に被害に対する償いを実行させる。
- ⑥ 保護者に責任を自覚させ、その保護能力の強化を図る。

以下では、少年司法の流れに従って、上記のような目標を達成するための具体的な施策・改革点について簡単に説明していきたい。

1 少年司法全体に関わる改正

まず、少年司法全体に関わる施策として、幾つかの組織が新設されているが、中央に少年司法委員会（Youth Justice Board）が設けられた。これは、イギリスにおける少年司法全体、特に1998年法の施行状況を監督することを意図した組織であり、内閣からは独立した機関であるが、少年司法の運用状況等について調査し、問題等があれば内務大臣に助言・指導を行うことになっている。

また、この1998年法の一つの柱が少年問題に関係する各地方機関の有機的な連携にあるため、地方レベルでも新たな処遇機関が設けられる。この機関は、非行少年処遇班（youth offending team）（注45）と呼ばれる機関であり、各地方自治体に設置されることになっている。この処遇班は、今回の非行少年処遇改革の目玉とも言えるものであり、それぞれの地方の警察、保護観察、社会福祉、教育、保健を担当する機関の出向者で構成され、出向期間中は、処遇班の専任職員となり、任期は3～4年程度とされている（注46）。非行少年処遇班の役割は多岐にわたり、地域における非行防止活動に始まり、警察段階での処遇支援、裁判段階での判決前調査報告書の作成、処分決定後の社会内処遇の実施、施設内処遇後のアフターケア等を担当する。この非行少年処遇班は、1998年9月30日からイギリスの11の地方自治体で試行運用されており、2000年に全国的に正式導入されることとなっている。また、これと関連して、各地方には、警察、保護観察、社会福祉、教育、保健等の機関の責任者で構成される少年問題局長会議が定期的に開かれ、その地域における少年司法・非行少年処遇の年間計画を立てると同時に、非行少年処遇班の運営に関する決定を行うことが義務づけられている。

次に、1998年法による少年司法・非行少年処遇の具体的な改正点について、手続の各段階ごとに見ていくことにする。

2 警察による最終警告処分

警察段階における非行少年取扱い上の大きな変化は、従来行われていた警告処分の改廃（注47）である。少年司法手続において紹介したように、この警告処分は、我が国の起訴猶予処分に類似する処分と考えることができるが、一般的な非行少年に対しては、処分後の再犯率の低さ（注48）からその有効性が指摘される一方で、累犯少年に対して数度にわたって警告処分が行われ、その間再犯が繰り返されているとの批判もある。こうした批判に応える形で、1994年に内務省は、全国の警察に対して警告処分の運用を制限する指示を発出したが、1998年法によって、少年に対する警告処分は正式に廃止され、その代わりに最終警告処分（final warning）と言われる注意指導（reprimand）及び警告（warning）が新設された（注49）。処分に必要な要件等は、従来の警告処分と共通点が多いが、処分の適用基準が明確に定められたことが特徴の一つとなっている。例えば過去に裁判所で有罪判決を受けたことがある者に対しては、これらの処分は適用できない、過去に2度警告を受けた者又は1度目の警告から2年以上たっていない者も新たな警告を受ける資格はない。さらに、犯した非行の種類によって重大性に関する得点が定められており、ある一定水準以上の非行に対しては適用することができない。また、従来の警告処分は、警察の記録には残るものの、同意書にサインをした段階で手続が終了するものであったのに対して、新設された警告は、処分が決定した後、事件が非行少年処遇班に引き継がれ、少年の持つ問題性から再犯を

防止するために何らかの処遇が必要と判断された場合には、処遇班によって一定の基準に基づいた処遇が行われる。この新しい警告制度については、既に試行が始まっており、2001年までに完全施行される予定である。

3 裁判所段階

(1) Doli Incapax の廃止

イギリスにおいては、我が国のような成文法のほかに、コモン・ローと言われるものが存在するが、成文法の規定によれば、10歳以上の少年に対して刑事責任能力があると定められている一方で、コモン・ローでは、14歳未満の少年には善悪を判断する能力がなく (doli incapax)、したがって、犯罪遂行意思がないとされている。そのため、検察官は、10歳以上14歳未満の少年の有罪を立証するためには、単に犯罪行為を立証するだけではなく、少年が自分の行為が犯罪であることを理解した上で (犯罪遂行の意図を持って) 犯罪行為を遂行したことをも立証する必要があった。この doli incapax の廃止は既に施行されており、これによって、検察官は、有罪を立証するためには、少年の犯罪を立証すれば足りることとなった。

(2) 少年裁判所の権限拡大等

1998年法によって、少年裁判の迅速化を図る観点から、少年裁判所の権限が一部拡大されている。詳細については省略するが、主な改正点として、①従来少年裁判所では、複数の裁判官による裁判が原則であったが、職業裁判官の場合に限り単独裁判が可能となったこと、②ある犯罪について処分決定のために事件を刑事法院に移送した場合、刑事法院の決定を待たなくても少年裁判所が独自に、それ以外の罪について処分し、あるいは刑事法院へ移送決定を行うことが可能となったこと、③成人の裁判後同じ法廷を使用する場合、その終了後1時間以上経過しない場合でも法廷の使用が可能となったことなどを挙げることができる (注50)。裁判の迅速化については、現在、検挙から処分決定まで平均142日かかっているものを半分にすることが目標として掲げられている (注51)。

また、1998年法による直接の改正ではないが、この法律をきっかけとして内務省と司法行政を管轄している大法官省 (the Lord Chancellor's Department) の共同指示が発出され、少年裁判所に、被害者に対する裁判の公開を積極的に進めるように促している。少年裁判所における裁判への出席にはいろいろな制限が設けられているが、被害者を排除する規定はなく、逆に、被害者は証人としてしばしば出廷することがある。この共同指示では、1933年に少年裁判所の公開について定めた児童少年法の規定を積極解釈して、被害者の出席が少年及び少年の家族に対して著しい問題を生じない限り、裁判への出席を希望する被害者にはこれを認めるように、また、どうしてもこれを認めない方がよいと裁判所が判断する場合には、その理由を被害者に対して説明するように指示している。また、少年裁判所における裁判の市民に対する公開についても、事件の性質からそれが必要だと認められる場合には、裁判への出席を希望する市民の出席を認めることも考慮すべきであるとしている。さらに、1997年犯罪 (量刑) 法によって、有罪認定の後に、少年の氏名等裁判の関する情報を開示することについても、それが少年の更生を著しく妨げず、再犯防止に資すると判断された場合には、これを行うことが裁判所の責任であるとも指摘している (注52)。

4 処分決定

(1) 社会内処遇

ア 修復命令 (reparation order) (注53)

これは、1998年法によって新設された処分であり、非行を犯した少年を、その被害者、あるいは被害者と直面させることによって罪の意識を喚起し、自己責任を受容させることを目的としている。処分としては、金銭による償いを行う賠償命令とは異なり、金銭以外の方法による被害回復のための行為が考えられている。具体的な内容としては、被害者に対して謝罪の手紙を書くこと、被害者宅に直接出向いて謝罪すること、被害者宅の清掃を行うことなどが想定されている。被害者が特定できない犯罪の場合、又は被害者が直接加害少年と接することを好まない場合には、地域の清掃作業などを行うことになる。いずれの場合も、これらの作業にかかる時間は合計で24時間以内で、3か月以内に完了することが条件となっている。処分決定に当たっては、非行少年処遇班、保護観察官又はソーシャルワーカーが判決前調査報告により、望ましい修復行為の内容を勧告し、処分決定後の監督も行うことになる。施行日程は、非行少年処遇班と同じであり、既に試行が始まっている。試行を担当するロンドン地区の非行少年処遇班の責任者によると、この命令は被害者から加害者への一方的な謝罪のみを意図しているわけではなく、被害者と加害者の和解を目指したもので、被害者が加害者と直接対峙することで、それまではモンスターのような存在であった加害者が、1人の少年として理解され、加害者に対する恐怖心や憎悪が緩和され、心理的な側面も含んだ真の和解が可能となるとのことであった。この修復命令に対しては、当初拒否反応を示す被害者が多いが、判決前調査時に加害者の謝罪ビデオ等を見せることで了解を得られることも少なくないとのことであった。

イ 個別的処遇計画命令 (action plan order)

これは、少年の非行原因となっている問題性の質に応じて短期集中的に処遇を行うものであり、判決前調査及び処分決定後の処遇担当機関は修復命令と同じである。処遇期間は3か月間であり、判決前調査時に具体的な処遇内容を定めた処遇計画(少年が実行すべき遵守事項等によって構成される。)が立てられる。当然のことであるが、処遇計画の内容は、少年の犯した非行の内容、家庭状況等、少年の抱える問題性に応じて異なる。この命令については、決定後21日以内であれば、裁判所は、処遇担当者の意見を受けて処遇計画を見直すことができる。具体的な処遇内容としては、定期的な教育・治療プログラムへの参加、夜間の外出禁止、被害者への謝罪などを組み合わせることが予定されている。このうち被害者への謝罪については、本命令と別に修復命令を出すことなく処遇計画上の遵守事項として実行させることが原則となっている。

ウ 監督命令 (supervision order)

1998年法では、監督命令の運用を柔軟なものにすることによって、より処遇効果を高めることを意図して、監督命令の運用を部分的に改正している(注54)。改正されたのは、監督命令に付随する遵守事項として修復命令と同じ内容と効力をもつものを加えることができるようになったこと、遵守事項として地方自治体が管理する施設への入居を加える条件が緩和されたこと、及び少年が監督命令に服さない場合に取り得る不良措置の選択肢が拡大されたことの3点を挙げることができる。これらの施行予定は、それぞれ異なっており、全面的な施行は2000年以降となる。

(2) 施設内処遇

エ 拘禁訓練命令 (detention and training order)

第4において説明したように、少年に対する施設内処遇には閉鎖施設訓練命令、青少年犯罪者施設収容命令、1933年児童少年法53条による拘禁命令の3種類があるが、1998年法では、このうち閉鎖施設訓

練命令と青少年犯罪者施設収容命令を統廃合し、拘禁訓練命令を新設した。これは、殺人等特別な重大犯罪に対する処分を除く10歳以上17歳以下の少年に対する施設内処遇を一本化すると同時に、処遇内容の見直しを図ろうとするものである。具体的な収容先としては、12歳以上14歳以下の少年は、現在の閉鎖訓練命令と同様の施設に収容され、15歳以上の少年は、青少年犯罪者施設のうち新たに18歳未満の少年のみを収容すると指定された施設に収容される。なお、12歳未満の少年を収容する施設は現在のところ存在しない。この命令は10歳以上の少年すべてを対象としているため、それを12歳未満の少年に対して適用することも可能であるが、その導入の是非については内務大臣の判断に一任されている。収容期間(注55)は、4、6、8、12、18、24か月のいずれかであり、言い渡された期間の半分は施設内で処遇され、残りの半分はアフターケアとして社会内で処遇される。ただし、言渡し期間が、8か月以上18か月未満の場合には1か月、18か月以上の場合には2か月まで、内務大臣の権限で早期に施設から釈放し、社会内処遇に移行させることが可能となっている。したがって、この命令では、従来有名無実化していたアフターケアを充実させるために、施設内処遇機関と社会内処遇機関の連携を強く求め、処分決定時にアフターケアを担当する者が非行少年処遇班等から指名され、施設内処遇開始と同時に環境調整だけでなく、具体的な処遇計画等につき施設と連携をとることになっている。また、従来は、未決拘禁期間が収容期間に算入されたが、1998年法によって、裁判官は未決拘禁期間を念頭において収容期間を言い渡すこととなっている(注56)。この新しい施設収容命令は、1999年7月から施行されることになっている。

(3) 保護者に対する処分

オ 保護機能強化命令 (parenting order)

保護者に対しては、従来から少年の行動を監督させる親に対する誓約命令があるが、この新しい処分は、多くの非行少年の保護者に保護能力やその意思が欠けており、単に少年の指導監督を誓約させるだけでは効果がないことを踏まえて新設されたものである。この命令は、保護者の監督下にある少年が有罪認定を受けたとき等に言い渡すことが可能であり、必ずしも当該保護者の同意を必要としない。具体的な処分の内容としては、子どもの非行問題を抱える保護者を教育・支援するために、3か月までのカウンセリング受講を義務づけると同時に、逸脱しそうな子どもを適切に監督させること(注57)が考えられている。この命令が言い渡される場合には、処分決定と同時に非行少年処遇班等から指導担当者が指名され、この命令の実行状況が監督される。もし、この命令が実行されない場合には、1,000ポンドまでの罰金が言い渡される。なお、冒頭に記したように、この新しい命令は、従来からある保護者に対する誓約命令を補強したものと位置づけることができ、運用が軌道に乗った場合には、保護者に対する誓約命令が廃止されることとなっている。この命令は、既に非行少年処遇班が設けられている地域で施行されており、2000年以降全国的に導入される予定である。

5 その他の改正点

以上が少年司法・非行少年処遇に関する主な改正点であるが、これ以外にも細かい改正点がある。1998年法では、非行少年の早期発見・早期介入の原則から、刑事責任能力のない10歳未満の児童に対する新しい命令を導入している。そのうちの一つは児童保護命令 (child safety order) であり、我が国で言うところの触法少年及びぐ犯少年に対する一種の保護処分として考えることができる。10歳未満で非行を犯した児童、あるいは逸脱行為を繰り返している児童で、そのまま放置すれば将来犯罪を犯す危険性の高いと思われる児童に対して、早期に適切な処遇をすることで将来の非行を予防することを目的としている。具体的な手続としては、治安判事裁判所の中の特別な裁判所で、家事事件を扱う家庭裁判所

(family proceedings court) に管轄権があり、非行少年処遇班又はソーシャルワーカーが当該児童及びその家族に対する助言・指導を行うことになる。処遇期間は3か月以内で、特別な場合でも1年以内となっている。

児童保護命令は、特定の児童に対する処分であるが、これとは別に、ある地域を対象とした地域外出禁止命令 (local child curfew order) が新たに設けられた。この命令は、地方自治体が、非行児童がたむろしている特定の地域に対して、夜間午後9時から翌午前6時までの間、90日を限度として、保護者の同伴がない場合には、10歳未満の児童の外出を禁止するもので、必要があると考えた地方自治体は、内務大臣に同命令の発布を申請し、承認を受けなくてはならない。実際には、同地域を管轄する警察によって運用される。

以上が、1998年法による少年司法及び非行少年処遇の改正点である。ここで紹介したように、その内容は少年司法の手続面から処遇の中味まで多岐にわたり、今回の改正によって少年に対して言い渡すことのできる処分の選択肢に幾つか変更点があるため、1998年法以降の処分の種類についてその一覧を表6に示しておく。

表 6 1998年犯罪及び騒乱法後の少年に対する裁判所処分の種類

処分の種類		適用年齢	備 考
処分免除			
絶 対 的 (処 分) 免 除 条 件 付 (処 分) 免 除		10-17	
		10-17	
金銭処分			
罰 金 命 令 賠 償 命 令		10-17	
		10-17	
社会内処分			
修 復 命 令 個 別 的 処 遇 計 画 命 令		10-17	新法により新設
		10-17	新法により新設
出 頭 所 出 頭 命 令 監 督 命 令		10-17	
		10-17	新法により改正
外 出 禁 止 命 令 保 護 観 察 命 令		10-17	1997年犯罪 (量刑) 法により改正
		16-17	
社 会 奉 仕 命 令 結 合 命 令		16-17	
		16-17	
施設収容処分			
拘 禁 訓 練 命 令 児童少年法53条による拘禁命令		10-17	新法により新設
		10-17	
保護者に対する処分			
親 に 対 する 誓 約 命 令 保 護 機 能 強 化 命 令			
			新法により新設
その他の処分			
精 神 病 院 収 容 命 令		16-17	

おわりに

イギリスには、我が国の少年法に相当するような少年司法全体を統括するような法律がない。そのため、少年司法・非行少年処遇については、刑事司法や児童・少年に対するいろいろな法律によって複雑に規定されている。さらに、一つの手続、あるいは処分が複数の法律によって幾重にも規定されているため、その法的根拠をたどるのは必ずしも容易なことではない。また、実務での運用になると、地域によって利用可能な社会資源等が異なるため、司法手続は別としても具体的な処遇内容には大きな差異がある場合が少なくない。今回の調査に当たって情報を提供してもらったイギリス内務省研究・統計局のある研究官は、イギリスの少年司法制度の概略を大まかに理解することは可能だが、細部にわたって詳細に根拠を調べ、かつ実務を理解しようと始めると、迷宮に入り込むも同じことになるかと警告していたほどである。本稿では、関係法令の変遷について記述すると同時に、日本でいう通達に相当する内務省回状等政府文書を入手してできるだけ正確な情報を提供することを試みたが、まだまだ不十分であり、今後の課題ばかりが積み上がっていった感が否めない。

イギリスの少年司法・非行少年処遇は、数年ごとに大きな改正が行われるため、一見すると始終方向転換が行われているようにも見えるが、基本的な二つの大きな柱は常に共通しているようにも思われる。一つは少年の可塑性（成長可能性）を信じ、刑罰を与えるのではなく更生に向けた処遇を行うことが原則とされていること、もう一つは、少年に対する処分の重さは彼らの犯した非行（罪の重さ）に比例したものでなくてはならないということである。そして、この一見すると相矛盾する二つの柱（注58）のバランスをどのようにとるかによって、少年司法は揺れ動き、その都度いろいろな法改正が加えられているとも考えられる。1990年代に入ってからイギリス少年司法の流れとしては、殺人及び強盗といった凶悪事件を起こす少年が増加傾向にあることを背景として、1933年児童少年法53条(2)により成人と同様の期間の拘禁を言い渡すことができる年齢の下限が引き下げられたり、15歳未満の累犯少年に対する施設収容命令が新設されたりと、重大な犯罪に対する厳罰化が目につく。ただし、そうした流れの中で成立した1998年法は、これまでの法改正とは少し性格を異にしている。1998年法の最大の目的は、再犯の防止であり、そのために、これまで内務省を中心として行われた処遇効果に関する研究を検討して、再犯防止に必要なと考えられる処遇方法を探し出し、それを制度化しようとしている点が大きな特徴となっている。これは、理念的には、社会防衛と非行少年の改善更生を両立させようとしている点で、刑事司法モデルから改善更生モデルへの揺り返しと見ることもでき、その点ではたいへん興味深い。現実の処遇場面で意図した成果を上げられるかどうかは今後の課題であろう。このまま少年非行の凶悪化に歯止めがかからず、期待されたような再犯率の低下が見られなかった場合には、再び刑事司法モデルへの揺り返しが起きる可能性がある。また、今回の改正には、被害者を視野に入れたものが多いのも特徴の一つである。少年司法に限らず、現代の刑事司法に対する見方には、加害者から見るもの、市民から見るもの、被害者から見るものと、その立場によって大きく三つの見方があり、刑事司法は、そのそれぞれに配慮したものでなくてはならない時代になってきている。そして、これら三者のバランスをうまくとろうとしたのが、今回の1998年法であり、その試みの一つとして、被害者を積極的に非行少年処遇にかかわらせることで、被害者と加害者の和解を実現し、被害感情の緩和と犯罪者の改善更生を同時に達成しようとする修復的刑事司法（restorative justice）の試みが随所に見られる。また、1998年法は、司法関係機関に対して説明責任、つまり効果測定に関するフィードバックを強く求めたものともなっているなど、ある種、壮大な少年司法・非行少年処遇に関する実験としてとらえることもでき、その意味では

刑事政策研究と実務の連携が随所にみられ、今後の展開が注目される。

また、現在（1999年4月）国会で、少年司法に関する新たな法案である少年司法及び犯罪証拠に関する法律案（Youth justice and Criminal Evidence Bill）が審議されている。この法案は、1998年法の精神の一つである修復的刑事司法を更に進める内容を含んでおり、非行少年処遇に新たな選択肢を追加するものである。その選択肢とは、非行少年パネル（Youth Offender panel）といわれるもので、処分歴のない少年を対象とした裁判所による正式な処分であり、従来の警告と社会内処遇命令との中間に位置するものと考えることができる。処分の内容は、前述の非行少年処遇班が、処遇班員1人を含む3人のメンバーによって構成されるパネルを設置し、そのパネルが少年の非行に関係する者を集めて話し合いを持ち、処遇内容を決定する。パネルには、裁判所で言渡しを受けた少年及びその家族だけではなく、少年の更生に影響をもつ者や被害者等が招かれ、少年を今後どのように処遇すべきかが数度にわたって話し合われる。そして、ある程度合意ができたところで、パネルと少年との間に処遇計画の契約が結ばれ、3か月から12か月の間で、契約に基づいた処遇が行われる。また、その契約の中には必ず何らかの形で犯罪被害を回復するような内容が含まれることが期待されている。この処遇は、ニュージーランドで1989年から行われているファミリー・グループ・カンファレンス（family group conference）と同様の内容を含んでおり、現在、オセアニア、北米で盛んになりつつある、加害者、被害者及び地域関係者の三者を刑事司法の場に取り入れ、その関係を修復しながら犯罪者処遇を行おうとするカンファレンスの試みであり、今後の発展が非常に興味深い。

その一方で、イギリスでは、犯罪対策が政治的に重要な課題となっているため、政権が交代する都度、刑事司法改革が行われる。そのため、十分な検討を行わないまま実施される施策も少なくない。例えば、15歳未満で重大犯罪を犯し、1933年児童少年法53条によって拘禁命令を受けた少年に対しては、原則として地方自治体が管理する施設等に収容し、処遇することにはなっているが、実際の処遇場面では彼らを処遇できるような施設も、処遇プログラムも十分用意されていないのが現状である（注59）。その意味でこうしたイギリスにおける少年非行対策は、良い意味でも、悪い意味でも、わが国の参考になることが多いのではないかと思われる。本稿が、より効果的な少年非行対策を講ずる上で役立てば幸いである。

なお、本稿の執筆に当たっては在連合王国日本国大使館一等書記官の廣上克洋氏及びイギリス内務省研究統計局上席研究官トム・エリス氏から多大なる御協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

【参考文献】

- Graham, J. *The Organization and Functioning of Juvenile Justice in England and Wales*, in Asquith, S. (ed.) *Children and Young People in Conflict with the Law.*, Jessica Kingsley Publishers. 1997, 73-91.
- Home Office, *Tackling Youth Crime: A Consultation Paper*, 1997.
- Home Office., *No More Excuses-A new Approach to Tackling Youth in England Wales*. 1997. (1997年非行少年処遇に関する白書)
- Home Office, *Crime & Disorder Act 1998: Introductory Guide*. 1998.
- Home Office, *Crime & Disorder Act 1998: Youth Justice*. 1998.
- Inns of Court School of Law., *Criminal Litigation & Sentencing*, Blackstone Press Limited. 1997.
- Murphy, P. et al., *Criminal Practice 1996*. Blackstone Press Limited. 1996.
- Richardson, P.J. et al., *Archbold 1998*. Sweet & Maxwell. 1998.
- Sanders, A. & Senior, P. *Jarvis's Probation Service Manual (5th edition)*. PAVIC Publications. 1994.

- (注1) ただし、17歳を少年として取り扱うのは、裁判段階からであり、それ以前の段階では18歳と同じ扱いを受ける。
- (注2) 16・17歳は、社会的な環境等によって成熟度に個人差が大きく、就職して独立している者もいれば、親元から学校に通っている者もいる。そのため、この時期は大人と子どもの中間に位置する過渡期と考えられており、イギリスでは、成人に近い少年 (near adult) と称されている。
- (注3) Home Office Circular 59/1990 and 18/1994 に詳しい。
- (注4) 検察庁の年次報告書 (Crown Prosecution Service Annual Report 1996-97) によると、治安判事裁判所において処理された事件のうち公訴を取り消した事件数は、成人事件を含め12.1%である。
- (注5) 成人の場合には、両性犯罪 (正式に起訴することも、略式裁判によって取り扱うこともできる犯罪) については、刑事法院での陪審裁判を求めることができるが、少年には認められていない。
- (注6) 研修の具体的な内容に関する資料を入手することはできなかったが、筆者がロンドン郊外の青少年犯罪者施設を参観した際に、治安判事の研修に遭遇したことから、少年関係機関等の見学もカリキュラムに含まれていると考えられる。
- (注7) 有罪認定の場合、成人では convicted が用いられるが、少年では record of finding guilt, つまり有罪が認定されたという言い方がされる。また、処分については成人の場合 sentence であるが、少年の場合には order が用いられる。
- (注8) 刑事法院においては、公開裁判が原則であるため、少年裁判所とは反対に、裁判所が少年の氏名を公表することが適当でないと判断した場合に、有罪認定までの間、公表を禁止することができる。
- (注9) 社会内・施設内にかかわらず何らかの処遇が必要と考えられた場合のことを指す。
- (注10) いわゆる謀殺 (murder) だけでなく故殺 (manslaughter) も含む。
- (注11) 1995年から1997年にかけて、14歳未満の少年による強盗は増加傾向にあるものの、殺人は1996・97年共に0件である。また、1997年に1933年児童少年法53条を適用されて拘禁命令を受

けた14歳未満の少年36人中9人は侵入盗によるものである。

- (注12) これは、1997年まで、15歳未満の少年に対する施設拘禁はできる限り回避すべきであるとの考え方から、適用可能な拘禁処分としては、重大犯罪に対する例外的な処分としての1933年児童少年法53条しか用意されていなかったためである。1998年に、12歳以上15歳未満の少年を収容する閉鎖訓練施設が開設されている。
- (注13) 増加傾向に転じたのは1992年からであるが、イギリスの場合1991年刑事裁判法により少年裁判所で裁判を受ける少年の年齢が17歳までに引き上げられると同時に、青少年犯罪者施設収容命令を適用する男子少年の下限が14歳から15歳に引き上げられたり、1994年刑事司法及び公共秩序法によって1933年児童少年法53条(2)の適用下限年齢が10歳以上に引き下げられたため、これが施設収容人口に大きな影響を与えている。
- (注14) 在職中の警察官ではあっても、財政上も組織上も通常の警察業務とは切り離されている。
- (注15) 特に地方自治体が保護観察官を望む場合と、少年の家族で既に保護観察官の処遇を受けている者がいる場合は、例外的に保護観察官が担当する。
- (注16) 保護観察事業体 (probation service: 我が国では保護観察所と訳されることもある。) は国・地方自治体に属さない、地方別の独立事業体であり、イングランド・ウェールズで54を数える。ただし、財源については、8割を国(内務省)、2割を地方自治体から得ており、事業内容については内務省の監督を受けている。
- (注17) 性犯罪者の場合、60日という期間上限の制限は適用されない。
- (注18) オックスフォードシャー・バッキンガムシャー保護観察事業体による、TRAX と呼ばれる交通関係犯罪に対する特別プロジェクトの例 (The OBPS Annual Report 1996-97 による。)
- (注19) バークシャー保護観察事業体に参加している、CASCADE (the Counselling and Advisory Service for Community Alcohol and Drugs Misuse in East Berkshire) の例 (Berkshire Probation Service Annual Report 1996-97 による。)
- (注20) オックスフォードシャー・バッキンガムシャー保護観察事業体による、「オックスフォード社会奉仕プロジェクト」の例 (The OBPS Annual Report 1996-97 による。)
- (注21) 外出禁止命令は1991年刑事裁判法で導入されたが、電子監視装置について条件整備を待つ(装置が整備された裁判所でなければ、装置付きでも装置なしでも外出禁止命令を言い渡してはならない) という一項のため、施行は1995年である。また、当初は16歳以上を対象としたが、1997年犯罪(量刑)法により対象年齢の下限が10歳まで拡張された。
- (注22) Collett, S. *Spiderman Comes To Salford Tagging Offenders: Cynical Resignation Or Pragmatic Acceptance?* Probation Journal 45-1, 1998, pp3-9 によると、マンチェスター治安判事裁判所で1995年から2年間で言い渡された電子監視装置を用いた外出禁止命令のうち、単独で言い渡されたのは約半数であり、併科された命令で最も多いのは保護観察命令である。
- (注23) 1994年刑事司法及び公共秩序法により、電子監視装置を用いた外出禁止命令が、地域を限定した上、試行ベースで導入された。
- (注24) 現在、2つの業者 (Geografix 及び Securicor Custodial Services) が内務省と契約しているが、将来は更に別な業者が参入する可能性もある。各会社が、それぞれ1台ずつ中央コンピューターを持っている。
- (注25) Boswell, G. *Research-Minded Practice With Young Offenders Who Commit Grave Crimes*. Probation Journal 45-4, 1998, pp202-207 による。

- (注26) 施設は、現在エセックスとバーミンガムの2箇所にある。定員はそれぞれ70名と40名で、前者は精神力動アプローチとシステム理論、後者は社会的学習理論を用いて処遇に当たっている。
- (注27) Boswell, G. *Research-Minded Practice With Young Offenders Who Commit Grave Crimes*. Probation Journal 45-4, 1998, pp202-207 による。
- (注28) 内務省の管轄に属する行政法人 (Executive Agency) である。政府内の役割としては、我が国の矯正局に相当するが、1993年に政府の行政改革の一環として内務省の一部局から独立し、行政法人となっている。その結果、予算・人事上は独立性が高まったが、個々の行政的な決定については、内務大臣等の指示に従わなくてはならないとされている。
- (注29) 少年の場合、可能な限り施設収容を避けることが原則となっているため、2年を超える施設収容が必要と判断された場合には、例外的な措置として1933年児童少年法53条によって長期の拘禁処分を科すことになるが、青年の場合には、事実上、成人の刑期と同じ扱いになるため、拘禁期間の長短によって処分が変わることはなく、2年を超える拘禁処分が必要な場合でも青少年犯罪者施設への収容命令が言い渡される。また、少年の場合も、処分名は異なっても収容される施設は、同じ青少年犯罪者施設である。青少年犯罪者施設の管理運営、処遇、規律違反、外部交通等に関しては、1988年青少年犯罪者施設処遇規則 (Young Offenders Institution Rules 1988) で定められている。
- (注30) 内務省に所属する機関で、刑務所庁から独立した組織であり、刑務所における受刑者処遇や拘禁状況等に関する監査を主な任務としている。監査の形態としては、各刑務所に対して予告して実施する場合と、予告せずに抜き打ちで実施する場合があり、また、毎年施設を選んで行われる施設単位の監査のほかに、本稿で紹介するような少年被収容者、無期刑受刑者等テーマを絞った監査が行われる。監査報告は、内務大臣に対して行われるが、報告書は一般にも公開される。
- (注31) H.M. Inspectorate of Prisons, *Young Prisoners: A Thematic Review by HM Chief Inspector of Prisons for England and Wales*. 1997. Home Office. この報告書は、単に施設管理上の問題点を指摘し、それを改善させることのみが目的ではなく、青少年犯罪者の犯罪実態、その処遇の現状を把握することも目的としているため、青少年犯罪者の実態とその処遇に関するレポートとしても読みごたえがある。その報告書の中では、本文に記したもののほかに施設内でのいじめの現状やその対策、あるいは青少年被収容者の自殺が急激に増加している様子などが、統計と共に示されている。
- (注32) この勧告を受けて、刑務所庁内部に青少年犯罪者の処遇を統括する YOI Regimes Group が新設された。また、そのほかの勧告内容の多くが、1998年犯罪及び騒乱法に採用されている。
- (注33) 成人の場合は拘禁刑で処罰し得る犯罪。
- (注34) 成人の場合は拘禁刑で処罰し得る犯罪。
- (注35) Secure Training Order National Standards for the Provision of Pre and Post Release Supervision による。
- (注36) Group4 と呼ばれている総合警備会社。この会社は、閉鎖訓練施設以外にも未決被収容者用の刑務所運営や裁判所への出廷業務を受託運営している。また、閉鎖訓練施設の運営に関しては、サザンブトン大学の Rutherford 教授が、政府による閉鎖訓練施設に対する監査報告書の概要を紹介している。そして、大きな問題点として、管理職を含む職員の定着率の低さから非行少年処遇に経験のない職員が多く、そのため職員間の連携が不十分となり、少年の問題行動に対

して適切な対応が取れていないことや、治療的処遇が十分に機能していないことなどが指摘されている。(Rutherford, A. *Locking up children*. New Law Journal, 149 (6875), 1999, 12.)

- (注37) 精神病院収容命令を受けた者のうち、制限命令も併科されるのは約4分の1である。
- (注38) 又は MHRT (Mental Health Review Tribunal) という、保健省 (Department of Health) 管轄の決定機関の許可決定による。MHRT は、医師・法律職・精神保健分野で適切な経験を積んだ非専門家の3者からなる。
- (注39) 地域社会事業体のソーシャルワーカーが担当する場合もある。
- (注40) Home Office. *The restricted hospital order : from court to the community* (Home Office Research Study 186, by Robert Street). 1998. によると、条件付き退院者の約4分の1が戻し収容されている。
- (注41) 代表的な論文に Martinson, R., *What Works? : Questions and Answers about Prison Reform*, Public Interest, 1974, pp22-54. がある。
- (注42) 正義モデル (justice model) とも言われ、刑事司法の役割は適正手続と刑罰のみで十分であるとする考え方。
- (注43) 代表的な研究に Home Office, *Changing Offenders' Attitudes and Behaviour : What Works?* 1997, Home Office Research Study 171. がある。
- (注44) 原語は Crime & Disorder Act 1998 Youth Justice the statutory principal aim of preventing offending by children and young people.
- (注45) Home Office を中心とする関係団体合同の Circular (Draft Inter-Departmental Circular : Establishing Youth Offending Teams) が1998年6月29日付けで出されている。また、この処遇班における具体的処遇の概要を示した事例を巻末資料2に添付したので参照されたい。
- (注46) 処遇班の責任者は、出向者の場合だけでなく、新たに地方自治体の予算で任命される場合もある。また、出向期間中の身分・契約関係は出身母体のままであり、給料もそこから支払われる。
- (注47) ただし、成人に対する警告処分は従来のものである。
- (注48) 内務省の報告書 (Tackling Youth Crime : A Consultation Paper 1997) によると、最初の警告処分の後2年間再犯のなかった者が約80%を占める。
- (注49) 1998年9月28日付けで Home Office の非行少年課 (Juvenile Offender Unit) から最終警告処分の運用について詳しい解説 (Draft Final Warning Guidance & Gravity Factors ; and Rehabilitation (Change) Programme Guidance) が出されている。
- (注50) Home Office Circular 47/1998 において、具体的な権限拡大部分について解説されている。
- (注51) Home Office, *Tackling delays in the Youth justice System : A Consultation Paper*, 1997 に詳しい内容が記載されている。
- (注52) Home Office と Lord Chancellor's Department の合同 Circular で、少年裁判所における情報開示・裁判の公開範囲の在り方について指示が出されている。
- (注53) 1991年刑事裁判法にいう社会内処遇ではないが、本稿では、処遇の性格上社会内処遇として扱った。
- (注54) Home Office Circular 45/1998 に改正後の運用が詳しく記されている。
- (注55) 成人の刑期に相当する。イギリスでは無期を除き少年に対する不定期刑はない。
- (注56) ある意味では、刑罰としての施設拘禁という考え方よりも、必要な処遇を行うことへ重点が

移されたと考えることもできる。

(注57) 学校に通わせる，あるいは不良仲間のたまり場に近づけさせないようにする等具体的な遵守事項を決め12か月を限度として実行させる。

(注58) 一般的には改善更生モデル (rehabilitation model) と刑事司法モデル (justice model) の対立とも考えられなくもないが，必ずしもそうでない部分もあり，単純化することは難しい。

(注59) この問題については，Boswell, G. *Research-Minded Practice with Young Offenders Who Commit Grave Crimes*. Probation Journal, 45-4, 1998, pp202-207. に紹介されている。この論文では，1933年児童少年法により長期間の拘禁に処せられたものの多くが，児童虐待等の深刻な外傷体験を有しているにもかかわらず，ほとんど何の手当も受けていない現状を批判している。現実には，1994年刑事司法及び公共秩序法によって，殺人以外の重大犯罪における1933年児童少年法53条の適用下限年齢が10歳以上に引き下げられた結果，1995年以降14歳未満で拘禁命令を受ける児童が急増しており，彼らに対する処遇の在り方が問題となっている。

(巻末資料1)

英国内務省刑務所首席監査官 (Home Office Chief Inspector of Prisons) による勧告

これから私が勧告しようとしていることは、少年司法制度の枠組みを論じることになり、私に与えられた権限の範囲を超えているかもしれない。しかし、青少年の拘禁についてここで提起された諸問題は、刑務所庁 (Prison Service) だけが単独で取り組んでも効果が上がらないというのが真実である。したがって、私の勧告内容を刑務所庁の管轄の範囲内に限ってしまうことは、余り意味のあることとは思えない。私の勧告事項には、必然的に他の関連機関に影響を与えるであろう事項も含まれているが、それらは、内務大臣にあてて提出されたものとして理解していただきたい。そして、私は、それらの勧告事項に込められた精神を、内務大臣にくみ取っていただけることを確信している。

内務大臣に対して

少年に関して

少年の処遇に関して、私は次に挙げた事項を勧告する。

1. 少年に対する拘禁の弊害を減らすため、地方自治体、コミュニティー、そして刑事司法機関は、持てる力と資源を協同して用いなくてはならない。また、次のような達成指標を共有すべきである。
 - ・少年を取り巻く潜在的な問題を特定し、家庭や学校に支援を与えつつ、指導を行い、少年が犯罪者として成長することを防止すること。
 - ・犯罪を減らし、可能な限り少年に拘禁以外の処遇を与えること。
2. 少年と社会の双方を保護するため、拘禁を必要とする少年もいるが、拘禁は最後の手段として用いられるべきである。また、少年のための拘禁施設は、少年の受入れ地域を限定すべきである。
3. 少年が、未決の状態で拘禁される期間を減らすべきである。
4. 関連するすべての報告書や少年に関する情報が整理されて施設に渡されるまで、少年が裁判所から施設に移送されることがあってはならない。
5. 少年拘禁に責任を持つ部局は、契約に従って定められた詳細な条件を満たさなくてはならない。これらの条件は、収容する少年の年齢層に応じた方針（例えば、1989年児童法）を反映したものでなくてはならない。また、それらが確実に遵守されるようにするため、綿密な監督を受けなくてはならない。
6. 犯罪に巻き込まれた少年にかかわるすべての刑事司法・地域機関の協働体制を実現する、統一された枠組みが作られるべきである。
7. 少年司法制度全体を通じての少年処遇を監視するためにの独立した首席監査官が任命されなければならない。
8. 刑務所庁は、18歳未満のすべての少年に対する責任を他の機関に譲渡すべきである。
9. 拘禁施設で少年を扱う職員は、特別に選拔され、訓練を受け、また支援されなければならない。職員の職業上の行動は、運用規則によって規制されなければならない。
10. 少年を拘禁する施設は、次に挙げるものを備えていなければならない。
 - ・安全な環境
 - ・社会的責任を育成するような文化
 - ・成長し、変化するための機会
 - ・教育と職業技術を得る機会

- ・家族への対応を含む、継続したケア
- ・犯罪とは無縁の生活のための準備

11. 拘禁されているすべての少年に係る費用は、地方自治体が負担しなければならない。
12. NHS（国民保健制度）を含む地域社会機関は、拘禁されている少年の中で、刑務所庁よりも地域社会機関からのサービスをより必要としている少年に対しては、そうしたサービスの提供を行うために、刑務所庁と協働してことに当たらなくてはならない。
13. 法律上の問題を起こした少年たちの（ここでは犯罪を起こしたことを意味している。）精神医学上の問題については、それらが正しく認識され、適切に対処されなくてはならない。

青年に関して

（省略）

刑務所庁長官に対して

18. 青少年被収容者の処遇を統括する部局の長が新たに任命され、彼/彼女は、以下のようなことについて責任を負うべきである。
 - ・刑務所庁の管理下にある青少年被収容者に対しての処遇の質を一定水準以上に保ち、それを確実に実施すること。
 - ・犯罪行動及び社会生活上の問題に取り組む内容の、青少年被収容者向け公認処遇プログラムの開発を進めること。
 - ・青少年被収容者を収容する全施設において、効果的審理（justice）・公正性・不偏性に関する達成基準の導入を確保すること。
 - ・「刑務所庁自殺防止政策」が全施設で効果的に運用されるようにすること。
 - ・青年被収容者に対する、適切で体系立てられた釈放前訓練を開発すること。
 - ・青少年被収容者を収容する全施設で、「健康促進基準」が達成されるように念を押すこと。
 - ・青年を収容する刑務所長が、地域社会事業体の長、保護観察所長、地域の児童保護委員会（必要な場合）及び公的・私的組織からの職員と適切な協働体制を確立するように指導すること。
 - ・青少年被収容者を拘禁する施設の職員のための、適切な国レベルの研修コースを開発すること。
 - ・青少年を収容する全施設が、いじめ撲滅への恒久的な取組を、体制の一部として取り入れるようにすること。
19. 成人施設に関する見直しと関連して、家族や帰住地域とのきずなを維持するため、成人刑務所の中に青年用のユニット（収容区画）を増やすべきである。
20. 青少年を収容する大規模施設はすべて、管理しやすいユニットに分け、それぞれ別々に運営されるべきである。
21. 刑務所庁の施設に収容されている青少年を適切に監督する処遇体制を確立するための費用を算出する、信頼できる会計情報を確立すること。

女子青年に関して

22. 女子の被収容青年については、女子刑務所を担当する部局の長が責任者であるが、収容体制のうちに特に女子青年に対して適切な側面を取り入れるため、青少年を担当する部局の長とも綿密な連携を保たなくてはならない。
23. 女子の被収容青年に対するプログラムの種類とスタイルは、彼女たちの特性を反映したものでなくてはならない。

(巻末資料2)

非行少年処遇班 (young offending team) における処遇事例

最近この地域の非行少年処遇班 (以下 YOT と略す。) がかわったジャック・ドーソン (15歳) は6人兄弟の5番目で、母と子供たちは荒れたマンモス団地の一角に住んでいた。父は家に寄りつかず仕事もせず、一家はいつも貧乏だった。上二人の子は、働き始めたとたんに家を出ていた。ジャックも家を避け、年上の無職少年の仲間に入って問題を起こすようになった。朝起きず、学校に行かない。街で仲間と万引きをする。夜は車を盗んで乗り回す。車の非行で、ジャックは警察から警告処分を二度受けており、今回初めて裁判所に出頭した。処分を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告書の作成を求めた。

保護観察官が判決前調査報告書を作成するため面接を始めたが、ジャックは退屈そうにしたり、敵意を見せたり、無関心になったり、という態度だった。将来への展望ゼロ、悪事に近寄らないための計画ゼロ、家でジャックの助けになってくれそうな者も皆無…いや、例外がいた。家を出て、今は地元のコンピュータ会社に勤めている姉のローズだ。ジャックは、コンピュータゲームのことを「超最高」と評し、二度の長い面接の中で彼が熱くなったのは、その瞬間だけだった。

裁判所は、ジャックに2年間の監督命令を言い渡した。以下の二つの計画は、ジャックと、彼の担当を了解した YOT 所属の保護観察官、キャメロン氏が話し合っただけのものだ。二人は計画にサインし、それぞれが決められた責任を負うことになった。

個別スーパーヴィジョン計画：1998年2月

目標

- ・裁判所が命令で定めたことに従う。
- ・犯罪をやめる。
- ・コンピュータのことを学び、正しい使い方を知る。
- ・学校に戻り、遅刻・早退なしで毎日登校する。

計画

- (1) ジャックは、最初の1か月間、週に2度 YOT に出頭し、火曜日は個別面接、木曜日はグループ活動に出る。1か月が過ぎたら、火曜日の出頭はそのまま続けるが、木曜日に出てくるかどうかは自分で決めていい。
- (2) ジャックは、前に一緒に悪さをした、フェリーロードの不良仲間とは一切付き合わない。
- (3) ジャックは、毎週土曜日にローズの家を訪ね、ローズのコンピュータを使わせてもらう。
- (4) キャメロン氏は、復活祭休みの終わりまでに、ジャックが学校に戻れるよう学校と話し合っておく。
- (5) キャメロン氏は、ジャックが1か月間登校した場合、ジャック専用のコンピュータを中古で手に入れられるかどうか調べることにする。

この計画は、よくあるアメとムチの混合である。ジャックはこれまでに20以上の事件を起こしており、裁判所でも、次はまず施設収容だと言われていた。それに、ジャックは共犯者二人が青少年犯罪者施設に送られたので震え上がっていた。キャメロン氏は家庭訪問をしたが、ジャックを家族が支えられる可能性は薄いと判断し、代わりにローズと話し合った。ローズは弟想いで、コンピュータへの関心を育てるための特別な土曜日ごとの訪問を受け入れてくれることになった。

ジャックは最初の1か月間、きちんと出頭した。1か月が過ぎ、元の不良仲間との付き合いが切れず、

朝起きられなくなって火曜日午前中のキャメロン氏との個別面接に欠席するようになったが、ウェイトリフティングなどをする木曜のグループ活動は気に入って、通い続けた。一方そのころ、キャメロン氏と学校側（YOT への出向メンバー）で話がまとまり、当面は週2回、午後からの登校で様子を見ることになった。うち1回はコンピュータを使わせてくれるという条件だった。

これまでの評価とスーパーヴィジョン計画：1998年5月

これまでの評価報告

- ・ジャックは今、週3日登校し、教育委員会の特別プログラムで、週3時間の家庭教師による教育を受けている。これは夏学期の終わりまで続く。毎日登校するのは、9月からを目標としている。
- ・ジャックは、毎週土曜日にローズを訪ねるのをやめた。そのかわり、ローズの雇い主が中古のコンピュータを貸してくれたので、自宅で使えるようになった（最初、ジャックは不承不承だった。というのも、家に自分だけの部屋がなく、コンピュータが壊されたり盗まれたりしないかと心配したためだった。）。そこでキャメロン氏と、ローズも加わって、家族で話し合いをした。キーボード技術などの上達ぶりには、目を見張るものがある。
- ・出頭についての取決め（毎週の面接プラス、グループ活動）は9月までそのまま続行。

次の3か月のための計画

- (1) ジャックは登校を続ける。
- (2) ジャックは裁判所命令を守る。
- (3) キャメロン氏は、夏休み中に参加できるコンピュータコースがないかどうか、探す。
- (4) キャメロン氏は、ジャックを連れて地元の考古学発掘現場に行き、ジャックがボランティアとして受け入れられるかどうか試してみる。
- (5) キャメロン氏は、定期的に家族面接を行い、両親にジャックの成長の様子を知ってもらう。

ジャックの自宅においたコンピュータは、しばらく家族に緊張を起こし続けたが、数週間後にジャックが毎日登校できる段取りが付いてから、すべてが彼を助け出すように見えた。地元の考古学サークルはジャックを喜んで迎え、本人が2、3週間でやめてからも、メンバーの二人が彼に連絡を取ろうとした。キャメロン氏は、自分以外の大人がジャックにかかわるのを歓迎した。長い夏休み中、ジャックの成長が止まりはしないかと心配していたのだ。というのも、休み中のコンピュータのコースは見つかったが、たった4日間のものだったからだ。そこに、考古学サークルの二人が、小遣い稼ぎの仕事をジャックに回してくれた。すると、たった半年前には投げやりで不機嫌だった15歳の少年が、突然、知的興味にあふれた快活な若者へと成長を遂げ、将来への希望や野心を自分から話すようになった。

キャメロン氏は、次のようにジャックのその後の成長を報告している。

ジャックはまだ、考えもせず行動したり、カッとなったり、同年代の仲間の顔色を見たりすることがある。共犯者二人ももうすぐ出て来るし、今も再犯の危険性を抱えている…前よりは減ったが。私が、そろそろ面接を2週に1度にしようかと言うと、彼は大喜びし、初めて僕を信用しましたね！と言った。

最大の変化は、ジャックがまっとうな野心を抱くようになったことだ。それが、悪さをしない真の理由になっている。学校は、来年までちゃんと生活できたら職業実習をさせてくれるというし、ローズの勤め先は採用してやるというっている。コンピュータに関しては、彼は将来有望な才能の持ち主らしい。

この界隈いでは大人になること自体が過酷な体験で、同じ団地の若者の半分以上がジャックの年齢で非行に走る。しかし、最近ローズには彼氏ができ、彼氏はジャックにも良くしてくれるそうだ。また一

人、良き役割モデルが現れた。

チームでの対応が功を奏した面もある。ジャックは今もここ（YOT）でやっている木曜のグループ活動に出てくるが、それは、グループを運営している夫婦となじんだからのようだ。この監督命令は、彼にとって、自分の周りに枠組みを作り上げる作業だったと思われる。ジャックに、処分を活用するだけの才覚があったことを、神に感謝している。

出典：Whitfield, D. *Introduction to the Probation Service*, Waterside Press, 1998.

注　：本事例は、上記出典事例の要約であり、一部脚色している。

ドイツの少年司法制度及び少年非行の現状

研 究 官 長 島 裕
研究官補 橋 本 三保子

目 次

第1 少年非行の動向	105
1 刑法犯検挙人員	105
2 罪種別検挙人員等	105
第2 少年司法制度	109
1 少年刑事手続	109
(1) 少年刑事司法制度の概要	109
ア 少年刑事司法制度の沿革	109
イ 少年裁判所法の適用	109
(2) 少年刑事手続に関係する機関等	110
ア 少年裁判所	110
(ア) 少年係裁判官	110
(イ) 少年参審裁判所	110
(ウ) 地方裁判所少年裁判部	110
イ 少年参審員	111
ウ 少年係検察官	111
エ 少年審判補助機関	111
(3) 少年刑事手続	112
ア 少年刑事手続の概略	112
イ 検察官による起訴・不起訴	112
ウ 裁判官による手続の中止	113
エ 少年等に対する調査手続	113
オ 少年等に対する審判手続	113
(ア) 手続の概略等	113
(イ) 検察官及び弁護人等の権限等	114
(ウ) 教育権者及び法定代理人の召喚等	114
(エ) 審判の公開制限等	114
(オ) 簡易少年手続の特則及び一般手続法の除外	115
(カ) 判決に関する特則	115
(キ) 勾留に関する特則	115
(4) 少年等に対する処分	116
ア 教育処分	116
イ 懲戒処分	117
ウ 少年刑	117
(5) 処分に対する不服申立	118
2 少年処遇	118
(1) 青少年に対する処遇の管轄等	118
(2) 少年刑	119

ア	少年刑の執行に関する一般的基準等	119
イ	少年刑務所における処遇の実情	121
(3)	少年拘禁	122
ア	少年拘禁の執行に関する一般的基準等	122
イ	少年拘禁施設における処遇の実情	123
(4)	懲戒処分（少年拘禁及び戒告を除く）及び教育処分	124
(5)	少年に対する保護観察	124
ア	保護観察の要件等	124
イ	保護観察期間中の処遇の概要	125
(ア)	指示の付与及び義務の賦課との関係	125
(イ)	保護観察官による監督・指導	125
(ウ)	刑の延期等の取消し及び保護観察期間の終了	126
ウ	保護観察における処遇の実情	126
第 3	少年司法の運用	132
1	裁判所における有罪人員	132
2	少年裁判所における処分別件数	132
3	少年刑の刑期別処分状況	134
4	懲戒処分の内容別処分状況	134
5	罪名別の処分状況	135
(1)	殺人	135
(2)	強盗・恐喝	135
(3)	窃盗・横領	136
第 4	おわりに——ドイツにおける近年の少年非行問題	138
1	少年裁判所法の改正について	138
2	外国人少年の犯罪とその処遇について	138
資料		142

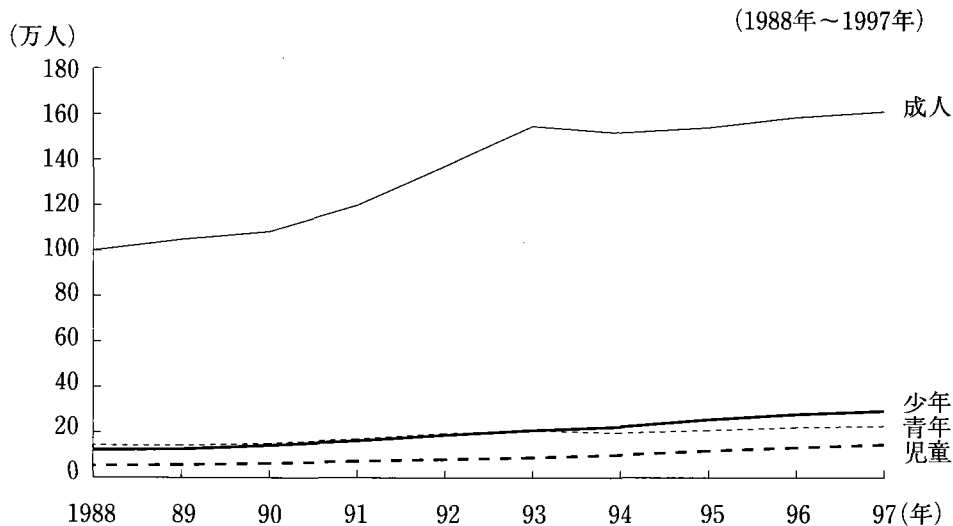
第1 少年非行の動向

1 刑法犯検挙人員

ドイツの少年刑事司法法制においては、後記（第2，1(1)イ）のとおり、刑事責任年齢に満たない14歳未満の者を「児童」、14歳以上18歳未満の者を「少年」、18歳以上21歳未満の者を「青年」として、それ以外の者（以下、「成人」という。）とは異なる取扱いをしている。

図1-1は、1988年から1997年までの10年間の刑法犯検挙人員〔注1〕の推移を、児童、少年、青年（本項では、児童、少年及び青年を合わせて「青少年」という。）及び成人について見たものである（各年次の実人員及び人口比については資料1-1参照）。

図1-1 刑法犯検挙人員の推移



注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik 及びドイツ統計局の資料による。

2 資料1-1の注2及び注4に同じ。

青少年及び成人を合わせた検挙人員総数は、この10年間で73.0%（統合後の1991年以降の7年間で41.8%）増加しているが、特に児童の検挙人員は10年間に178.4%（同じく7年間で100.4%）と大幅に増加し、少年の検挙人員も、児童ほど急激ではないものの、10年間に141.8%（同じく7年間で81.4%）の増加を見せている。一方、青年については、10年間で60.0%（同じく7年間で33.6%）、成人については、10年間で61.1%（同じく7年間で34.1%）の、それぞれ増加を示している。

もっとも、青少年比（検挙人員総数に占める青少年検挙人員の比率）は、成人の検挙人員も増加していることから、1988年が23.9%、1991年が25.1%、1997年が29.2%となっている。

1997年の検挙人員総数は227万3,560人であり、前年よりも6万267人（2.7%）増加している。前年からの増加率は、成人に限ると1.6%、青年では2.9%であるのに対し、児童・少年では6.9%であり、中でも児童についての増加率は10.1%に達している。また、年齢層別検挙人員について、外国人の占める比率を見ると、成人では29.6%、青年では29.7%、少年では21.2%、児童では18.7%である。

2 罪種別検挙人員等

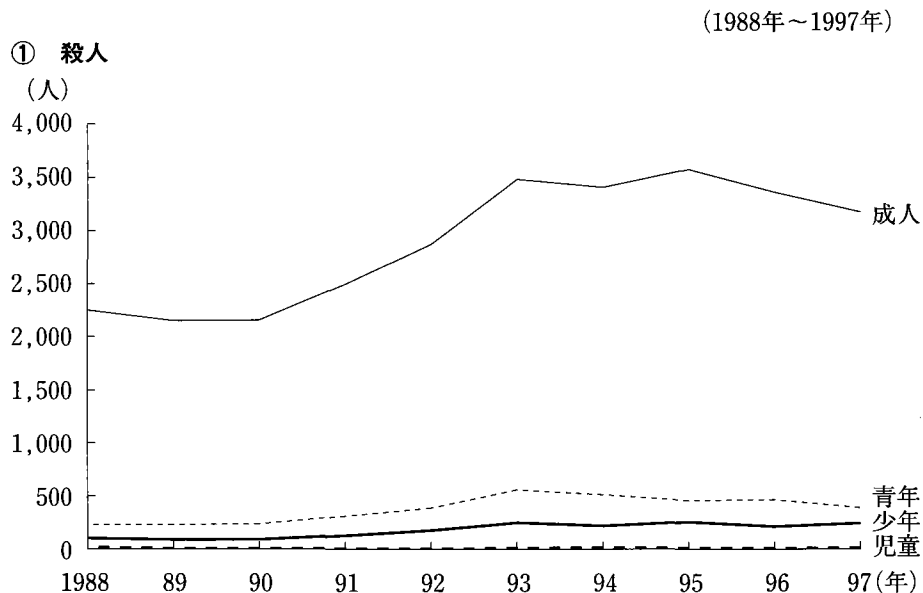
図1-2は、1988年から1997年までの10年間の殺人（謀殺（Mord）、故殺（Totschlag）、要求による

殺人（Tötung auf Verlangen）及び嬰兒殺（Kindestötung）をいう。）、強盗（強盗（Raub）、強盜的恐喝（räuberische Erpressung）及び自動車運転者に対する強盜的攻撃（räuberischer Angriff auf Kraftfahrer）をいう。）、傷害（危険・重傷害（gefährliche und schwere Körperverletzung）及び軽傷害（vorsätzliche leichte Körperverletzung）をいう。）、窃盗及び強姦について、検挙人員の推移を、児童、少年、青年及び成人について見たものである（各年次の実人員及び人口比については資料1－2参照）。

いずれの罪種についても、成人の検挙人員はおおむね増加傾向を示しているものの、その人口比（各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率）にはさほどの上昇傾向は認められないのに対し、児童、少年及び青年については、強姦及び児童の殺人を除いて、人口比の顕著な上昇傾向が認められる。

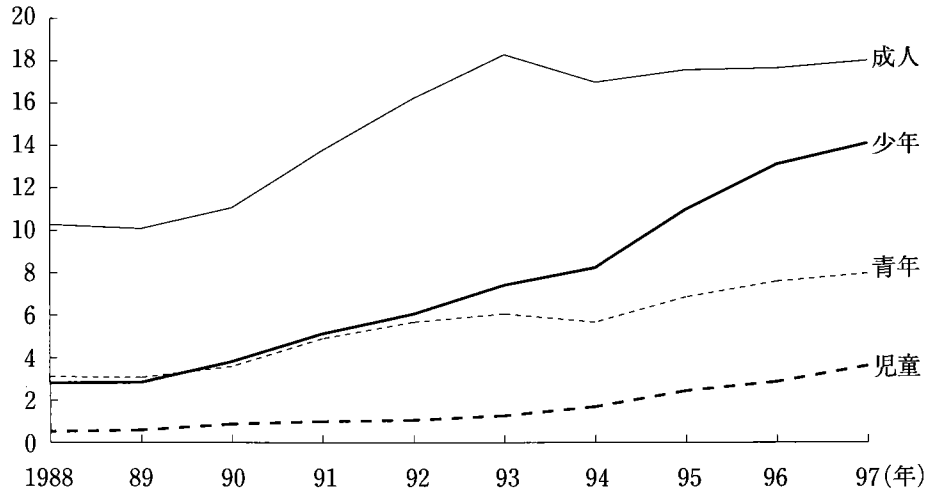
殺人については、青少年の検挙人員が、452人であった1991年から825人に達した1993年まで1.8倍の増加を示した後は漸減しているものの、1997年においても649人と1991年の1.4倍となっている。1991年の検挙人員と1997年の同人員とを比較すると、成人では2,499人から3,180人へと1.3倍（人口比では1.2倍）に、青年でも315人から391人へと1.2倍（同1.3倍）になっているが、少年では130人から246人へと1.9倍（同1.7倍）に達している。なお、青年については、1991年から1993年までの間に、315人から561人へと1.8倍の急増（人口比では2.0倍への急上昇）を示したが、1994年以降は減少傾向を示している。

図1－2 罪種別検挙人員の推移



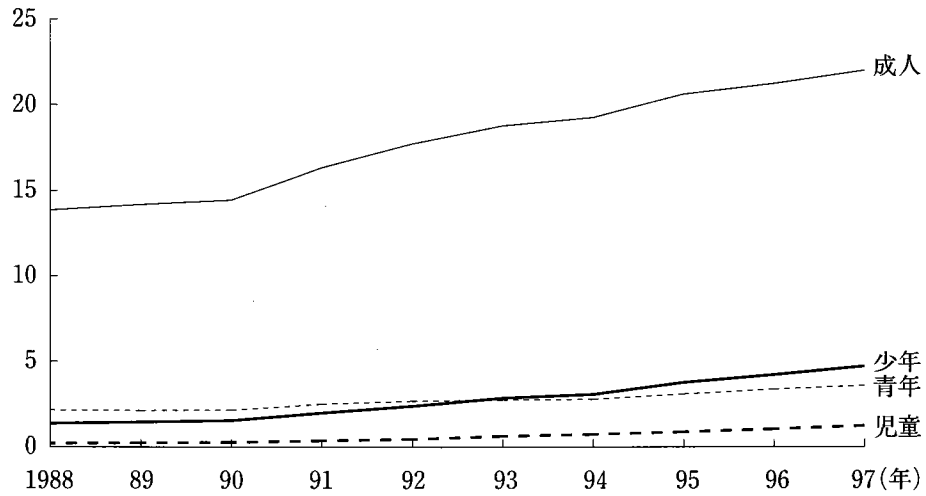
② 強盗

(千人)



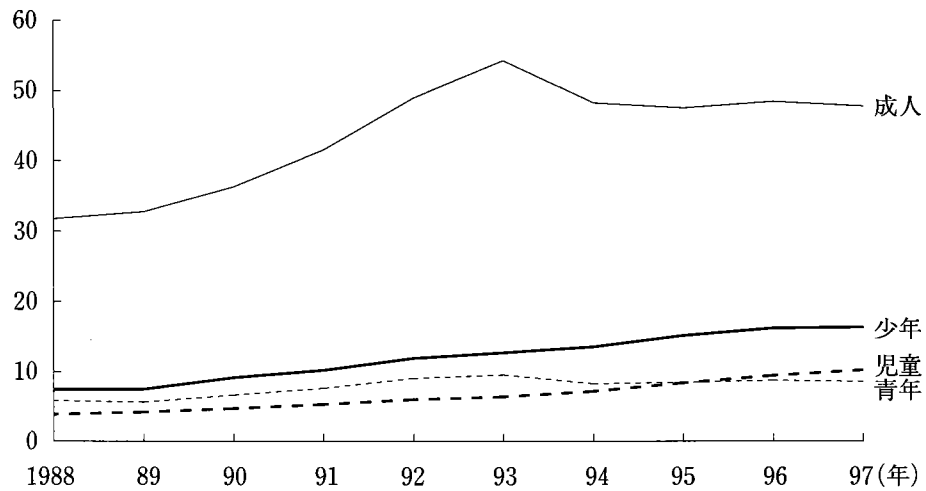
③ 傷害

(万人)

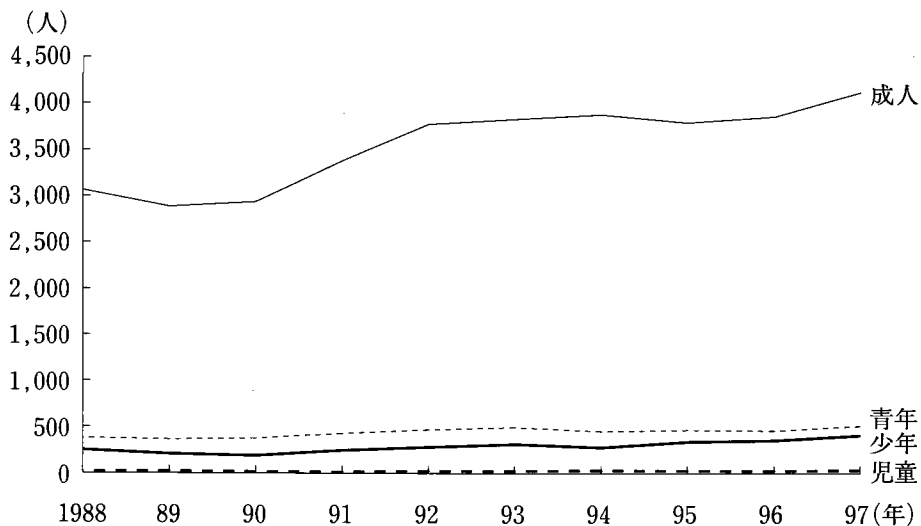


④ 窃盗

(万人)



⑤ 強姦



注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik 及びドイツ統計局の資料による。

2 資料1-2の注2・3に同じ。

強姦については、1991年以降、青少年の検挙人員の増加が著しく、1997年の検挙人員 2 万5,740人は1991年の検挙人員 1 万1,035人の約2.3倍であるが、特に児童は990人から3,629人へと3.7倍（人口比では3.4倍）に、少年は5,138人から 1 万4,124人へと2.7倍（同2.4倍）に、それぞれ達している。一方、青年は1991年から1997年までの間に、4,907人から7,987人へと1.6倍（同1.7倍）に、成人については 1 万3,792人から 1 万8,029人へと1.3倍（同1.3倍）に、それぞれ増加している。

傷害については、1991年以降、年齢層が低いほど検挙人員の増加傾向が認められ、1991年の検挙人員と1997年の同人員とを比較すると、成人では16万3,347人から21万9,932人へと1.3倍（人口比では1.3倍）に、青年では 2 万4,983人から 3 万5,678人へと1.4倍（同1.5倍）に、少年では 1 万9,789人から 4 万6,948人へと2.4倍（同2.1倍）に、児童では3,676人から 1 万2,215人へと3.3倍（同3.1倍）に、それぞれ増加している。

窃盗については、近年、児童の検挙人員の顕著な増加傾向が見られ、1991年には 5 万3,160人であったのが1997年には10万2,137人となっており、この間に1.9倍（人口比では1.8倍）の増加を見せている。1997年における児童の人口比は約1,380（なお、母数となる年齢層人口に関しては 6 歳以上14歳未満の人口に基づいて算出している。）であって、窃盗の成人人口比約750をはるかに上回っている。

[注1] なお、ドイツの犯罪統計においては、同一人が同一年に複数回検挙されても、検挙人員を一人として計上している。また、1991年からは旧ドイツ民主共和国に相当する地域で発生した犯罪を含んでいる。

第2 少年司法制度

1 少年刑事手続

(1) 少年刑事司法制度の概要

ア 少年刑事司法制度の沿革 [注1]

ドイツにおいては、少年裁判所法 (Jugendgerichtsgesetz) が少年事件手続について規定しており、同法に別段の定めがないときは刑事訴訟法等が適用される。

ドイツの刑事司法過程における少年に対する特別な扱いは、1871年のライヒ刑法典に始まり、ここでは、12歳未満の者の刑事責任がないものとし、18歳未満の者に対する刑を減輕するなどした。その後、少年裁判所、少年審判補助機関、少年刑務所等が設置されるなどの経緯を経て、1923年に少年裁判所法が制定され、刑事責任年齢(14歳未満を責任無能力とした)、18歳未満の少年についての教育処分の優先と刑の緩和、少年に対する刑の執行に際しての成人との分離、少年審判補助機関による調査及び審判手続への関与等が定められるなど、本格的な少年刑事司法制度が発足した。第二次世界大戦前から戦時中、1940年の政令による少年拘禁の採用や1943年の少年裁判所法改正がなされるなどしたが、戦後、1953年に旧西ドイツ (ドイツ連邦共和国) で、現行法の基本となる少年裁判所法が制定されている。旧西ドイツにおいては、その後においても、種々の社会情勢等の変動に従って、同法の改正が繰り返されているが、中でも1990年の改正法においては、児童・少年援助法 (Kinder- und Jugendhilfegesetz) [注2] の制定に伴い、少年に対する施設内処遇の縮小 (少年に対する不定期刑の廃止、少年刑の延期 (執行猶予) 範囲の拡大等)、社会内処遇の充実 (懲戒処分中の義務の賦課及び教育処分中の指示の付与の項目追加等)、少年審判補助機関の権限拡大、ダイヴァージョンの促進 (手続打切規定の整備等) 等の改正が行われている。

イ 少年裁判所法の適用

少年裁判所法が対象としているのは、行為時14歳以上18歳未満の者 (少年 Jugendlicher) であるが、18歳以上21歳未満の者 (青年 Heranwachsender) についても、①青年の道徳的及び精神的發育からみて少年と同等であることが明らかなきとき、又は②行為の種類、動機等からみて少年非行として取り扱われるべきときには、同法の多くの規定が適用又は準用される (少年裁判所法1条、2条、105条~112条) [注3]。

なお、行為時14歳未満の者 (児童 Kind) は、刑法上責任無能力とされているが、14歳以上でも精神的未熟さなどから責任能力がないとされることがある。責任能力を欠く少年による触法行為等に対しては、少年援助法に基づき教育援助措置 (施設収容も含まれる。) が採られ [注4]、後見裁判官 (Vormundschaftsrichter) [注5] による保護施設への収容等の措置が採られることがある [注6]。この点について、少年裁判所法は、少年が、行為時にその道徳的及び精神的發育からみてその行為の違法性を弁識し、この弁識に従って行動するのに十分なほどに成熟しているときは、その少年は刑法上責任があるが、未成熟のため刑法上有責でない少年については、その教育のために、裁判官は後見裁判官が採るのと同様の処置を命じることができる旨定めている (同法3条)。

少年裁判所法は、少年又は前記の要件を充たす青年 (以下「少年等」という。) が刑法等の一般法の諸規定によると、刑罰が適用されるべき非行 [注7] を行った場合に適用され、少年等については、同法 (33条) に基づき少年裁判所 (Jugendgericht) において審理が行われる。

(2) 少年刑事手続に関係する機関等

ア 少年裁判所

少年の非行については、少年裁判所がこれを審判する（少年裁判所法33条1項）とされているが、少年等に対する審判を行う少年裁判所は、我が国の家庭裁判所のような独立の組織や施設をいうのではなく、区裁判所（Amtsgericht）又は地方裁判所（Landgericht）[注8]の中の特別の係・部として設けられているもので、以下に述べる少年係裁判官としての刑事裁判官、参審裁判所（少年参審裁判所）及び刑事裁判部（地方裁判所の少年裁判部）（同法33条2項）の三種の裁判所の総称である[注9]。

なお、少年裁判所における裁判官には、少年に対する教育的な能力や教育の経験が要求されている（同法37条）。

(ア) 少年係裁判官

少年係裁判官（Jugendrichter）は区裁判所に置かれ、少年係裁判官には区裁判所裁判官が刑事手続において有するすべての任務が課される（少年裁判所法34条1項）。

また、その事物管轄については、少年係裁判官は、教育処分、懲戒処分、この法律によって許された付加刑及び付加処分又は運転免許のはく奪だけを言い渡すことが予想され、しかも、単独裁判官に公訴が提起された場合に限って、少年の非行について管轄を有している（同法39条1項1段）。ただし、少年等と成人の事件が併合されている場合で、一般法によると成人について区裁判所の裁判官にはその管轄がない事件については、少年係裁判官は、この事件についての管轄を有しない（同項2段）とされ、さらに、少年係裁判官は、1年を超える少年刑を言い渡してはならず、また、精神病院への収容を命じてはならない（同条2項）とされ、教育処分、懲戒処分又は1年以下の少年刑に当たる比較的軽微な事件について管轄している。

少年係裁判官は、区裁判所裁判官が刑事事件に関して有するのと同じ権限の下に、少年非行に対する審判に当たり、同じく区裁判所の少年参審裁判所の裁判長ともなり、後見裁判官を兼ねることもある上、少年刑や少年拘禁の執行にも関与するなど、少年処遇の上で極めて重要な地位にある。このような少年係裁判官は、法曹資格を持つ職業裁判官であるが、地域によっては、かなりベテランの、刑事裁判の十分な経験や子育ての経験もある者が当たることが多いとのことである[注10]。

(イ) 少年参審裁判所

少年参審裁判所（Jugendschöffengericht）は、区裁判所に置かれ、裁判長としての少年係裁判官及び2名の少年参審員によって構成される（少年裁判所法33条a 1項1段）。すべての審判には、男女1名ずつの少年参審員が列席する（同項2段）。

また、その事物管轄については、少年参審裁判所は、他の少年裁判所の管轄に属しないすべての非行について管轄を有する（同法40条1項1段）が、公判手続の開始までの間に、職権により、地方裁判所の少年裁判部に対し、事件の特別な重大性にかんがみて当該事件を引き受けるかどうかを決定するよう、要請することができる（同条2項）と定められている。

(ウ) 地方裁判所少年裁判部

地方裁判所の少年裁判部（Jugendkammer）は、裁判長を含む3名の裁判官と2名の少年参審員によって構成（大法廷（große Jugendkammer））されるが、少年係裁判官の判決に対する控訴審としては、1名の裁判長と2名の少年参審員によって構成（小法廷（kleine Jugendkammer））される（少年裁判所法33条b 1項）。ただし、本来は大法廷において審判すべき事件であっても、事件が一般法の規定によると陪審裁判所（Schwurgericht）の管轄に属しない場合又は事件の範囲と困難さにかんがみて3人目の裁判官の参加が必要でないと認められる場合には、大法廷は、審判手続の開始に当たって、同法廷の公判

が、裁判長を含む2名の裁判官と2名の少年参審員によって構成されることを決定する(同条2項)。また、すべての審判には、男女1名ずつの少年参審員が列席する(同条3項)。

事物管轄については、少年裁判部は、一審判決裁判所として、①一般法の規定によると陪審裁判所の管轄に属する事件、②少年参審裁判所による要請に基づいて事件の特別な重大性にかんがみ引き受ける事件、及び③少年等に対する事件と成人に対する事件が併合されている事件のうちで、成人について一般法の規定によると刑事裁判部大法廷(große Strafkammer)の管轄に属する事件について管轄を有する(同法41条1項)とされ、謀殺、故殺、強盗致死、傷害致死、強姦致死等の重大事件は、少年裁判部において審判される。また、少年裁判部は、そのほか、少年係裁判官及び少年参審裁判所の判決に対する控訴申立てに関する審理及び裁判を行う権限を有する(同条2項1段)。

イ 少年参審員

少年参審裁判所及び地方裁判所の少年裁判部を構成する少年参審員(Jugendschöffen)は、教育的能力があり少年教育に経験のある者の中から少年援助委員会(Jugendhilfeausschuss)の推薦に基づいて選任され(少年裁判所法35条)、各審判手続には男女各1名が関与する(同法33条a 1項2段、33条b 2項)。

ウ 少年係検察官

少年刑事手続においては、後記のとおり、検察官に、起訴・不起訴の権限のほか、審判に出席する義務があり、少年裁判所の管轄に属する手続のために少年係検察官(Jugendstaatsanwalt)が任命される(少年裁判所法36条)が、少年係検察官は、少年裁判所における裁判官と同様に、少年に対する教育的な能力や教育の経験が要求されている(同法37条)。

このような少年係検察官は、地域によっては、子育て経験、教育関係に携わったことのある者の中から任命され、この職務を継続して5年から10年程度担当するなど、専門化しているとのことである[注11]。

エ 少年審判補助機関

少年刑事手続においては、教育的、社会的及び保護的な見地が取り入れられるようにするために少年審判補助(Jugendgerichtshilfe)と称する制度が取り入れられている[注12]。少年審判補助は、地方自治体(市又は郡)の少年局(Jugendamt:「少年保護所」と訳されることもある。)が所管する少年援助(Jugendhilfe:ソーシャルワーカー等によるサービス)の一種類であると位置づけられている。

少年審判補助は、少年局が、少年援助のための諸団体と協同して行うこととされ(少年裁判所法38条1項)、少年審判補助機関の代表者は、少年裁判所における手続において、教育的、社会的及び保護的な見地が取り入れられるように活動し(同条2項1段)、この目的のために、後記1(3)エのとおり、少年等の人格、発育及び環境に関する調査をすることによって関係機関を補助し、講じられるべき措置について意見を述べる(同項2段)。また、後記2(4)のとおり、少年等が教育処分・懲戒処分に付された場合、その指導・監督を担うことがある(同法38条2項5～7段)。

特に、少年審判手続の段階においては、手続の開始後できるだけ速やかに少年等の生活関係、家族関係、生育度、既往の行状並びにその心的、精神的及び性格的特徴を判断するのに役立ち得るその他すべての事情を調査しなければならない(同法43条1項1段)とされているが、この調査を担当するのが少年審判補助機関であり、少年等の審判手続には、その少年等の調査を行った少年審判補助機関の代表者を出席させなければならない(同法38条2項4段)。また、少年審判補助機関は、少年等に対する手続全般にわたって関与するものとされているが、できる限り初期の段階からその関与がなされなければならない(同法38条3項1段、2段)し、裁判官は、指示の付与に際しては、それに先立って、常に、少年

審判補助機関の意見をきかなければならず(同項3段前半)、特定の者の看護及び監督の下に置く旨の指示(後記1(4)ア参照)が考慮される場合には、指導援助者(Betreuungshelfer)に任命すべき者についても、同機関の意見を聴かなければならない(同項3段後半)旨の定めもなされている[注13]。

このように、少年審判手続における少年審判補助機関の職務は、我が国における家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の資質鑑別に類似しており、罪を犯した少年等の人格、環境等を調査し、社会的・福祉的な視点から関係機関(検察庁及び裁判所)に処遇に関する意見を提示することがある。この際の意見調整において、教育的措置によって少年等に適切な援助が与えられていると報告された場合は、検察官による起訴猶予(同法45条)が検討されるし(後記1(3)イ参照)、また、少年審判補助機関による監督の下、手続を仮に中止して課した義務、指示、教育的措置が履行された場合等には、裁判官による手続の中止(同法47条)が検討される(後記1(3)ウ参照)ことになる。

(3) 少年刑事手続

ア 少年刑事手続の概略

この法律に別段の定めがないときに限り一般法の諸規定が適用される(少年裁判所法2条)との定めの下、少年等の審判手続に関しては、少年裁判所法に規定がなければ刑事訴訟法が適用される。

成人の刑事手続は、①捜査の開始から検察官による起訴又は手続打切りに至るまでの起訴前手続、②検察官による起訴を受けた裁判所による訴訟条件の具備等の審査を経て、公判開始決定又は公判不開始決定に至るまでの中間手続、③公判開始決定によって、準備手続を経て公判が開始され、判決宣告に至るまでの公判手続という流れをたどるが、少年審判における手続の流れも、基本的には成人と同様である[注14]。

イ 検察官による起訴・不起訴

少年等による事件は、検察官の起訴により、少年裁判所に係属する。

ドイツにおいては、検察官は、別の定めがない限り、事実について十分な証拠がある以上、訴追可能な犯罪について公訴の提起をする義務があるとされており(起訴法定主義、刑事訴訟法152条)、少年についても、成人の場合と同様に、嫌疑が十分でなければ検察官が不起訴とすることとなるが、さらに、少年については、成人と比べて、起訴法定主義が緩和され、以下の三つの場合には、検察官による手続の中止(起訴猶予)が認められている。

- ① 検察官は、事案が軽微であるときは、裁判官の同意なしに起訴を猶予することができる(少年裁判所法45条1項)[注15]。
- ② 検察官は、教育的措置(erzieherischen Maßnahme)[注16]が、既に実施又は開始され、かつ少年裁判所法45条3項に基づく裁判官の関与(次項③参照)も公訴の提起もいずれも必要ではないと判断するときは、訴追を見合わせる(同条2項1段)。また、被害者への補償を達成する少年等の努力は、教育的措置と同等に扱われるとされている(同項2段)。
- ③ 検察官は、少年等が自白している場合で、裁判官による措置は必要であるが、公訴の提起までは必要でないと判断するときは、少年係裁判官に対し、訓戒、指示の付与(一定の労働義務の履行、被害者への補償を達成するための努力、交通講習への参加)又は義務の賦課をすべきことを勧告するが、この勧告に少年係裁判官が応じたとき(なお、指示や義務については、少年等が少年係裁判官によって課された指示や義務を履行したとき)に、訴追を見合わせる(同条3項1段、2段)[注17]。

また、少年刑を科すことが予想されるときは、検察官又は少年裁判所の裁判長は、公訴の提起前に少年を尋問しなければならない(同法44条)と定められている点でも、成人とは異なる扱いがなされている。

ウ 裁判官による手続の中止

検察官による起訴の後においても、次の場合には、裁判官が手続を中止することができる（少年裁判所法47条1項1段）。

- ① 事案が軽微であるとき [注18]。
- ② 教育的措置 (erzieherischen Maßnahme) が既に実施され又は開始され、判決が必要でなくなっているとき。
- ③ 裁判官が、判決を必要でないと思料し、かつ自白した少年等に対し、訓戒、指示の付与（一定の労働義務の履行、被害者への補償を達成するための努力、交通講習への参加等）又は義務の賦課をするとき。
- ④ 少年が、未成熟のために刑法上有責でないとき。

さらに、②及び③の場合には、裁判官は、検察官の同意を得て、手続を仮に中止し、少年等に対して、最長6か月の期限を定め、その期限内に指示、義務又は教育的措置を履行させることができ（同項2段）、少年等がそれを履行したときは、手続を中止する（同項5段）。なお、検察官が仮の中止についていまだ同意していなかった場合に手続を中止するには、検察官の同意を必要とする（同条2項1段）。この中止がなされた場合には、同一の犯罪行為に対しては、新たな事実又は証拠方法に基づいてのみ更に公訴を提起することができる（同条3項）[注19]。

エ 少年等に対する調査手続

少年等に対する刑事手続の開始後、できるだけ速やかに、被疑者の生活及び家族関係、生育状況、既往の行状、並びにその心的、精神的及び性格的特徴を判断するのに役立ち得るその他すべての事情を調査しなければならない（少年裁判所法43条1項1段）。この調査は、前記1(2)エのとおり、少年審判補助機関が行うが、少年審判補助に関する規定（同法38条）及び調査に関する規定（同法43条）に基づき、検察官による起訴・不起訴処分の前段階から行われる。

この調査に関連して、教育権者及び法定代理人並びに学校当局者及び職業訓練者については、できるだけこれを審尋しなければならない（同条1項2段）とされ、学校当局者及び職業訓練者の審尋は、少年等がそれによって望ましくない不利益、特に職業訓練の場所又は就業の場所を失うような不利益を受けるおそれがあるときは、これを行わない（同項3段）などと定められている。

さらに、必要ある場合には、少年等の発育状態又は手続にとって重要なその他の特質を確定するために、少年等の調査が行われなければならない、この調査に際しては、できるかぎり、少年等の調査をする資格ある専門家に対して委託しなければならない（同条2項）とされ、少年等に対する少年裁判所法の適用の問題（前記1(1)イ参照）の判断資料とするための、いわゆる鑑定制度が設けられている。また、この鑑定の準備のために、裁判官は、専門家及び弁護人の意見を聴いた上、少年等を検査するのに適した施設に収容し、そこで観察する旨を命じることができる（同法73条1項1段）と定められている。

オ 少年等に対する審判手続

(ア) 手続の概略等

少年事件の審理は、公開が制限されること、少年については父母等の教育権者・法定代理人が召喚されること、少年審判補助機関の代表者が出席することを除けば、成人の公判手続と同様である。

一件記録は起訴状とともに裁判所に提出され[注20]、職権調査主義の下、裁判長は証拠の採否を判断し証拠調べを施行する。少年等や証人に対しては、まず裁判長が記録に基づいて詳細に尋問し、その後、陪席裁判官、参審員、検察官、鑑定人、少年審判補助の担当者、弁護人、少年及び両親等の教育権者・法定代理人も補充して尋問できる [注21]。

少年の刑事事件は、真実発見のためその他重要な理由から必要があるときには、成人の刑事事件と手続を併合することができ（少年裁判所法103条1項）、この場合の管轄は、基本的には少年裁判所に属するが、刑事裁判所が管轄権を有する事件もある（同条2項）。また、少年等が一般刑事事件を管轄する裁判所で審判される場合には、少年裁判所法に定める手続規定の多くが適用される（同法104条1項）。

(イ) 検察官及び弁護人等の権限等

検察官は、簡易少年手続（後記1(3)オ(ウ)参照）による場合を除いては審判に立ち会わなければならない（刑事訴訟法226条、少年裁判所法78条2項1段）し、論告・求刑も行う。

少年等の側には弁護人選任権があるが、一定の場合には必要的弁護事件となる（この時期は、検察官による公訴提起後とは限らない。）。この点について、少年裁判所法は、①成人であれば、弁護人が選任されるべきとき[注22]、②少年の教育権者及び法定代理人から、その権利がこの法律によってはく奪されているとき（後記1(3)オ(ウ)参照）、③少年等の発育状態についての鑑定の準備（第73条）をするため、少年等を施設に収容することが問題となっているとき（前記1(3)エ参照）、又は④少年に対して、勾留又は刑事訴訟法第126条aの仮収容が執行された場合で、少年が18歳を超えていないときは、裁判長は、被疑者に弁護人（国選弁護人）を選任するが、特に④の場合には遅滞なく選任されると定めている（少年裁判所法68条）。

また、裁判長は、必要的弁護事件でないときでも、少年のために、手続のいかなる段階においても、付添人（Beistand）を選任することができるが、教育権者及び法定代理人は、付添人に選任されることにより、教育上不利益が生じ得ることが予想される場合には、付添人に選任されてはならないとされている（同法69条1項、2項）。この付添人は、記録閲覧権を有するほか、審判手続において弁護人の有する諸権利が認められている（同条3項）。

(ウ) 教育権者及び法定代理人の召喚等

審判手続において、裁判長は、少年の教育権者及び法定代理人の召喚も命じなければならない（少年裁判所法50条2項1段）。この教育権者及び法定代理人は、意見陳述、質問・申立て、審判手続立会等の少年の権利と同様の権利が認められ（同法67条1項）、少年に対する通知が必要とされる場合には教育権者・法定代理人に対する通知も必要とされ（同条2項）、弁護人選任及び不服申立の法定代理人に認められている権利は教育権者にも認められる（同条3項）。

ただし、教育権者及び法定代理人は、少年の非行に関与した疑いがあるとき又はこの関与のために有罪判決を受けたときなどには、これらの権利をはく奪されることがある（同条4項）。

なお、少年の教育権者及び法定代理人の召喚及び地位に関する規定（同法50条2項、67条）は、青年については適用されない（同法109条参照）。

(エ) 審判の公開制限等

裁判所における審理は、少年の場合は、判決の言渡しを含めて公開されない（少年裁判所法48条1項）し、青年の場合は、その利益のために必要があるときは、手続を非公開とすることができる（同法109条1項4段）。

少年に対する審判では、手続に関与する者（裁判官、書記官、検察官、少年、弁護人、証人、教育権者、法定代理人、少年審判補助機関の代表者等）とともに、被害者にも出席が許されるが、少年が保護観察官若しくは指導援助者の監督等の下にある場合又は少年のために教育補佐が命じられている場合（後記1(4)ア参照）は、その保護観察官、指導援助者及び教育補佐人（Erziehungsbeistand）にも出席が許される（同法48条2項1段）。一定の施設（Heim）又はそれと同等の施設で、少年に教育援助がなされているとき（後記1(4)ア参照）は、その施設の指導者についても同様である（同項2段）。その他の者

については、裁判長は、特別の理由から、特に教育目的のために、その出席を許可することができる（同項3段）。なお、当該手続の中で、少年のほかに青年及び成人も訴追されているときは、審理は公開してこれを行うが、少年の教育上の利益からみて必要であるときは、公開を制限することができる（同条3項）。

さらに、関係者の退廷に関する規定として、裁判長は、少年の教育に不利益を生じ得る可能性のある事項について審理を行うときは、その審理が続けられている間、少年を審判廷から退廷させなければならない（同法51条1項1段）し、少年の親族、教育権者及び法定代理人を在廷させることに懸念を生じたときは、これらの者も審判廷から退席させなければならない（同条2項）旨の定めがなされている。

一方、青年については、上記のとおり、公開停止が裁判所の裁量とされている上、その調査を行った少年審判補助機関の代表者を出席させなければならない旨の規定（同法38条2項4段）等は準用される（同法107条）が、教育権者・法定代理人の召喚に関する規定（同法50条2項1段）や関係者の退廷に関する規定（同法51条）等は適用されない（同法109条参照）。

（オ）簡易少年手続の特則及び一般手続法の除外

検察官は、少年係裁判官による軽い処分（専ら指示の付与、教育補佐の形式における教育援助を請求させる命令、懲戒処分を科すことなど）が予想される場合に、簡易少年手続（vereinfachtes Jugendverfahren）による裁判をなすべきことを申し立てることができる（少年裁判所法76条1段）。この申立てには公訴提起と同等の効力が認められ（同条2段）、少年係裁判官は、事案が簡易少年手続によることがふさわしくないと判断した場合には、これを拒む旨の決定をし（同法77条1項1段）、この決定がなされた場合には、検察官は、起訴状を提出する（同条2項）。

この簡易少年手続による場合は、少年係裁判官は、施設収容による教育援助を請求させる命令（教育処分）、少年刑及び禁断治療施設（Entziehungsanstalt）への収容を言い渡すことはできない（同法78条1項2段）。また、前記（1(3)オ(イ)参照）のとおり、検察官は審理に関与すべき義務はない（同条2項1段）。手続も、裁判官の裁量によって、簡易・迅速化し、少年に適した形式とするために、真実の発見が害されない限り、手続上の諸規定と異なる取扱いをすることができる（同条3項1段）。

少年等に対しては、略式命令（Strafbefehl）を発することはできない（同法79条1項）。また、少年については、一般手続法の促進手続（beschleunigtes Verfahren）によることは許されない（同条2項）。さらに、少年に対して私訴〔注23〕を提起することはできない（同法80条1項1段）。

（カ）判決に関する特則

少年等に対し、有罪の言渡しをする場合には、その判決理由中に、処罰の内容、処分の内容、処分の選択等について、どのような事情が決定的な根拠となったのかということをも明示する（少年裁判所法54条1項1段）。その際、少年等の心的、精神的及び身体的な特質を考慮しなければならない（同項2段）。また、判決理由は、これを少年に告知することにより教育上不利益を生ずるおそれがあるときは、告知しない（同条2項）とされている。

（キ）勾留に関する特則

少年に対する勾留は、成人に対する場合よりも厳格な要件が定められており、教育に関する仮の命令又はその他の措置では目的を達することができない場合に限ってこれに付し、かつ執行することができる（少年裁判所法72条1項1段）。比例性の審査（刑事訴訟法112条1項2段）〔注24〕に際しては、少年にとって、その執行の特別の負担を考慮するものとする（少年裁判所法72条1項2段）。勾留に付すときは、勾留状に、他の処分、特に少年援助のための施設（Heim）への仮収容では足りず、かつ、勾留が比例性を超えるものではないことを明らかにする理由を挙げなければならない（同項3段）。

さらに、少年が、満16歳にまだ達していない場合は、①既に手続から逃れようとしたとき、若しくは逃亡の準備をしたとき、又は②この法律が適用される地域内に、一定の住所若しくは居所を有しないときに、逃亡のおそれがあるという理由によってのみ、勾留に付すことが認められる（同条2項）[注25]。

勾留の期間は、成人と同じで、原則6か月、その後は3か月ごとに審査、更新がなされる（刑事訴訟法121条、122条）。また、少年には、前記（1(3)オ(i)参照）のとおり、勾留後遅滞なく必要的に弁護人が付され（少年裁判所法68条4号）、勾留の執行を受けている少年の手続は、特に迅速に進めなければならない（同法72条5項）とされている。

なお、裁判官は、少年の発育にとって更に危険、とりわけ新しい犯罪行為を犯す危険がある場合に、少年を守るために、予想される処分をも考慮して、その必要があるときは、適当な少年援助のための施設（Heim）への仮収容を命じることができる（同法71条2項1段）との定めがある。

（4）少年等に対する処分

有罪と認定された少年等に対する処分に関し、少年裁判所法は、処分選択の一般的基準について、少年等の犯罪行為を理由として、これに教育処分を命ずることができ（少年裁判所法5条1項）、少年等の犯罪行為に対し、教育処分では十分ではないときは、これに懲戒処分又は少年刑を科するものとする（同条2項）と定めている。また、少年等が精神病院又は禁断治療施設に収容されるため、裁判官による懲罰が必要でないときは、懲戒処分及び少年刑を科さない（同条3項）とされている。

さらに、少年に対しては、公職に就くこと、公選により権利を取得すること、又は公的事項について選挙若しくは投票することについての資格のはく奪は、これを言い渡してはならないし、有罪判決の公示を命じてはならない（同法6条1項）。公職に就くこと及び公選により権利を取得することについての資格を喪失する（なお、刑法45条1項には、重罪によって1年以上の自由刑に処された者は、5年間、公職就任資格及び公選による権利取得資格を失う旨の定めがある。）ことはない（同条2項）とされ、資格制限の規定は適用されない。ただし、青年に対しては、裁判官は、公職に就任すること及び公選により権利を取得することについての資格喪失が生じないことを命じることができる（同法106条2項2段）とされており、青年に対する資格制限規定の適用は裁判所の裁量によるものとされている。もっとも、少年等には、一般刑法上の改善及び保安処分として、精神病院若しくは禁断治療施設への収容、行状監視（Führungsaufsicht）又は運転免許のはく奪を命じることができる（同法7条）とされている。

なお、教育処分と懲戒処分や複数の教育処分・懲戒処分は併せて科することができる（同法8条1項1段）。ただし、施設収容による教育援助を請求させる命令（教育処分）と少年拘禁（懲戒処分）とは併せて科してはならない（同項2段）。また、少年刑には、指示の付与（教育処分）、義務の賦課（懲戒処分）及び教育補佐の形式における教育援助を請求させる命令（教育処分）を併せて科することができる（同条2項1段）。

ア 教育処分

教育処分（Erziehungsmaßregeln）には、指示（Weisungen）の付与及び教育援助（Hilfe zur Erziehung）を請求させる命令がある（少年裁判所法9条）。

指示の付与とは、少年等の生活態度を規制し、かつそれによってその教育を促進し確保するための命令又は禁止の付与（同法10条1項1段）であって、この付与に際しては、少年等の生活態度について期待できないような要求を定めてはならないとされている（同項2段）。指示の内容としては、少年裁判所法（同項3段）上、①居住に関する指示の遵守、②一定の家庭又は施設（Heim）への居住、③一定の職業訓練への従事又は就労、④一定の労働義務の履行、⑤特定の者（指導援助者（Betreuungshelfer））の

看護及び監督の下に置かれること、⑥一定の社会訓練への参加、⑦被害者への補償を達成するための努力、⑧特定の者との交際あるいは飲食店・娯楽場への出入りをやめること、⑨交通講習への参加が例示されている〔注26〕。

教育援助を請求させる命令は、社会法典第8章（児童・少年援助法）に掲げられている教育援助のうち、①同章30条に定める教育補佐（Erziehungsbeistandschaft）の形式による教育援助、又は②同章34条に定める24時間制の施設若しくはその他の居住形式の看護施設における教育援助について、裁判官は、少年局の意見を聞いた後、これらを請求する義務を少年（青年は含まれない。）に課することができる（同法12条）というものである。

さらに、裁判官は、教育権者及び法定代理人の同意を得て、少年等に対し、専門家による治療教育的措置又は禁断治療を受けさせることもできる。ただし、16歳以上の少年等については、本人の同意が必要である（同法10条2項）。

なお、裁判官は、教育処分の選択と命令を、後見裁判官（前掲〔注5〕参照）にゆだねることができる（同法53条1項）。また、裁判官は、指示の付与に際しては、それに先立って、常に、少年審判補助機関の代表者の意見をきかなければならない（同法38条3項3段）。

イ 懲戒処分

懲戒処分（Zuchtmittel）は、少年刑は不必要であるが、少年等に対し、自己が犯した不法行為に対して責任を負わなければならないことを痛切に自覚させる必要がある場合に科される（少年裁判所法13条1項）ものであって、戒告（Verwarnung）、義務の賦課（Erteilung von Auflagen）及び少年拘禁（Jugendarrest）の3種類がある（同条2項）。

このうち、戒告は、少年等の行為の不法性について痛切に訓戒することをいう（同法14条）。

義務の賦課は、①その行為による損害の回復、②被害者への謝罪、③一定の作業、④公共施設のための一定金額の支払を内容とする〔注27〕が、少年に期待できないような義務を定めてはならない（同法15条1項）。また、一定金額の支払は、少年が軽い非行を犯したものであり、かつ、その少年が独立して処分することのできる財産からその金額を支払うことができると認められるとき、又は、少年がその犯行によって得た利益若しくはその行為の対価として取得した利益を同人からはく奪する必要があるときにのみ、命じるべきであるとされている（同条2項）。

少年拘禁には、休日拘禁、短期拘禁及び継続拘禁の区分が設けられている（同法16条1項）。

休日拘禁は、少年等の毎週の休日に科されるもので、1回又は2回の休日がこれに充てられる（同法16条2項）。

短期拘禁は、連続して執行することが、教育上の理由からみて合目的と認められ、かつ、それが少年等の職業訓練及び労働のいずれにも支障を及ぼさない場合に、休日拘禁に代えて科されるもので、2日間の短期拘禁が1回の休日拘禁と同等のものとされる（同法16条3項）〔注28〕。したがって、最低2日間、最高4日間とされることとなる。

継続拘禁の期間は、最低1週間、最高4週間である（同法16条4項1段）。

ウ 少年刑

少年刑（Jugendstrafe）は、少年刑務所における自由の拘束であり（少年裁判所法17条1項）、犯行の中に現れた少年等の危険な性向からみて、教育処分若しくは懲戒処分では教育上十分でない場合、又は責任の重大さにかんがみて刑罰が必要である場合に科される（同条2項）ものとされている。

ドイツでは犯罪は、軽罪（短期1年未満の自由刑又は罰金刑に当たる罪）、重罪（短期1年以上の自由刑に当たる罪）に分けられる（刑法12条1項、2項）が、少年刑では、一般刑法に定められた刑期は適

用されない（少年裁判所法18条1項3段）。少年刑の刑期は、短期は6月で、長期は5年（青年については10年）とされる（同項1段、同法105条3項）が、長期が10年を超える自由刑が定められている重罪に係るときは、その長期は10年とされる（同法18条1項2段）[注29]。また、少年刑は、それに必要な教育的効果を発揮できるようにその刑期が量定されなければならない（同法18条2項）ともされている。

（5）処分に対する不服申立

控訴・上告については、二審制を基本とする刑事訴訟法の原則に従うこととなる。

検察官及び少年等、教育権者又は法定代理人は、少年係裁判官又は少年参審裁判所の判決に対して、少年裁判部に控訴（Berufung）することができる（少年裁判所法41条2項1段）し、弁護人も、少年の明示の意思に反しない限度で控訴することが認められている。なお、教育権者又は法定代理人が、控訴の取下げをするには少年の同意が必要とされる（同法55条3項）。

教育処分又は懲戒処分のみを命じた裁判に対しては、その処分の範囲や選択を理由として控訴することはできない（同条1項）。したがって、控訴は、少年等の側が無罪を求める場合、検察官が有罪、無罪又は少年刑を求める場合に限られることになる。また、控訴審判決に対する上告（Revision）は認められない（同条2項）。

一方、少年裁判部の一審判決に対しては、法律違反を争点とする上告は許されるが、事実誤認を理由とする上訴はできない。この上告は、連邦法違反が問題とされる場合は連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof）に、州法違反の場合は高等裁判所（Oberlandesgericht）に対してなされる[注30]。

2 少年処遇

（1）青少年に対する処遇の管轄等

ドイツにおいては、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法及び少年裁判所法等の連邦法が刑事司法制度について規定しているほか、連邦政府は、少年刑、少年拘禁及び未決勾留の執行について、収容の種類・処遇、生活基準、教育・宗教・職業に関する援助、作業、授業、健康管理・身体鍛錬、自由時間、外部交通、施設内秩序・安全及び懲罰、入所・出所、関係機関との協力に関する規則を、法規命令（Rechtsverordnung）により公布する権限を与えられている（少年裁判所法115条）。ボンに所在する連邦司法省においては、連邦法の改廃等の問題を検討するほか、連邦で統一された少年刑事司法運営に当たってのいわばガイドラインともいえるべきもの（例えば、少年刑の執行について定める、少年刑執行のための統一行政規定（Bundeseinheitliche Verwaltungsvorschriften zum Jugendstrafvollzug：VVJug）、少年拘禁の執行について定める少年拘禁執行令（Jugendarrestvollzugsordnung：JAVollzO）等）の策定等に当たっており、刑法局（Abteilung II, Strafrecht）が少年司法の執行を管轄している。

一方、連邦を構成する13州及び3特別市（ベルリン、ハンブルグ、ブレーメン）においては、刑事司法制度の骨格ともいえるべき部分は、連邦法により統一されているものの、青少年に対する処遇を含む司法行政の具体的運営の多くが各州に委ねられている。また、裁判官、検察官、処遇施設職員等の刑事司法関係者の任用・養成制度等については、多くは州法により規制されており、刑事訴訟の第一、二審を管轄する裁判所（区裁判所、地方裁判所、高等裁判所）及びこれに対応する検察庁は州・特別市の機関で、その裁判官及び検察官も州・特別市の公務員である。さらに、各州・特別市のみならず各地区の独自性も強く、少年裁判の運用にも相当の地域格差があるようであるし、青少年に対する具体的処遇の場面においても、少年拘禁制度の運用については州による差が大きいようである[注31]。

(2) 少年刑

ア 少年刑の執行に関する一般的基準等

少年裁判所法においては、少年刑の執行に関し、①少年刑の言渡しを受けた者は、少年刑の執行を通じて、将来、誠実で責任を自覚した行状を保持するよう教育されなければならないこと、②秩序、労働、授業、体育及び自由時間における有意義な作業が、この教育の基本であり、有罪の言渡しを受けた者の職業上の能率が促進されなければならないこと、また、職業訓練所が設置されなければならないこと、さらに宗教家による教誨が保障されなければならないこと、③目指された教育の目的を達成するために、刑の執行を緩和することができ、かつ、適切な場合には、広範囲に自由な形式でこれを行うことができること、④職員は、刑の執行の教育的使命に適し、かつそのための訓練を経た者でなければならないこと（少年裁判所法91条）などの定めがなされている。また、少年刑の執行指揮者（Vollstreckungsleiter）は少年係裁判官であり〔注32〕、この少年係裁判官には、刑事訴訟法が刑執行部（Strafvollstreckungskammer）のものとして定めている任務も課されている（同法82条1項）。

少年刑は少年刑務所（Jugendstrafanstalten）でこれを執行する（同法92条1項）。しかし、少年刑の言渡しを受けた者が18歳に達し、かつ、少年刑の執行に適しなくなったときは、その者に対する刑は、少年刑務所で執行することを要せず、成人についての行刑に関する諸規則に従って執行され、また、少年刑の言渡しを受けた者が満24歳に達したときは、成人についての行刑に関する諸規則に従って執行される（同法92条2項）。

このように、少年刑の執行に関しては一般の行刑法の適用もなされるが、さらに、少年刑執行に関する概括的事項を定め、各州における執行のガイドラインともいうべき、上記の少年刑執行のための統一行政規定が定められている〔注33〕。同規定には、以下のような規定がなされている。

少年刑務所について、諸州は刑の執行に関する協力関係を構成することができる（少年刑執行のための統一行政規定97条）。また、各州の司法省（Landesjustizverwaltung）が少年刑務所を監督する（同規定98条）。さらに、執行にかかわる者はすべて協力し、執行任務を遂行することに寄与する。執行指揮者である少年係裁判官、釈放された者に対する保護（Entlassenenfürsorge）・保護観察の諸官署及び諸機関、行状監視所（Aufsichtsstelle für die Führungsaufsicht）、少年局、地域労働局（Arbeitsamt）、社会保険及び社会扶助機関、その他の官庁の補助施設並びに社会福祉事業団体と、緊密に協力する。少年刑務所は、被收容者の社会復帰を促進できる影響力を有する人物及び団体と協力するものとする（同規定101条）。

施設の所長は、監督官署の同意を得て、所内規則を制定する。所内規則には、①面会のできる時刻、面会の頻度及び時間、②労働時間、自由時間及び就寝時間、③申請及び異議を申し立てるべき機会、あるいは監督官署の代表者に相談すべき機会に関する指示を盛り込むこととされている。さらに、同規則は、その写しが被收容者の居室にも掲示される（同規定108条）。

青少年の施設への收容手続においては、被收容者に、同人の権利と義務について教示し、收容後、直ちに医師が被收容者の診察を行い、施設又は收容区画の責任者を被收容者に紹介する。收容手続後、執行及び釈放後の被收容者の社会復帰のために承知しておく必要のある事柄について、被收容者の人格及び境遇の調査（人格調査）が行われる（同規定1条、2条）。

人格調査に基づいて処遇計画が策定されるが、処遇計画については、被收容者と協議がなされる（同規定2条）。また、処遇計画には、①閉鎖的処遇又は開放処遇における收容、②居住集団及び教育集団への振り分け、③学校教育又は継続教育、④職業教育、継続職業教育、又は再職業教育の措置、⑤継続教育行事への参加、⑥労働配置、⑦特別な補助措置及び教育措置、⑧スポーツへの参加及び自由時間（余

暇), ⑨外部接触, ⑩執行の緩和及び休暇, ⑪釈放準備のための必要な措置等の, 教育措置に関する事項が記載される。さらに, 作成された処遇計画は, 執行指揮者である少年係裁判官に公示される (同規定3条)。

被收容者は, 開放処遇の特別要件を満たしており, かつ審査に合格した場合, これを開放処遇を行う施設又は区画に收容することができる (同規定5条)。

被收容者については, 一定の要件を満たす場合には, 執行の緩和として, ①被收容者が施設外で定期的に, 執行官 (Vollzugsbeamte) の監視付き作業 (構外作業), 又は無監視作業 (半自由拘禁) を行うこと, あるいは, ②被收容者が一定時間帯に, 執行官の監視付き又は無監視で, 施設から外出することが, 認められる。また, 一定の要件を満たす被收容者には, 年間最高21日間, 刑罰休暇 (帰休制) を与えることができる (同規定6条, 8条)。

釈放準備に際しては, そのために, 執行が緩和される。また, 釈放の準備に益する場合には, 被收容者を開放処遇又は開放区画に移すことができる。さらに, 釈放前3か月以内には, その準備のため, 最高1週間の特別休暇を認めることができる (同規定10条)。

作業, 授業, 職業教育, 継続職業教育, 再職業教育及び作業時間中の作業療法については, 被收容者は, 他の被收容者と共同で行う。自由時間中は, 被收容者は他の被收容者と一緒に過ごすことができる。就寝時間中は, 被收容者は原則として単独房に收容される (同規定12条, 13条)。

被收容者は適正な範囲内で, 自己の房に個人の物品を備え付けることができる。近親者の写真及び個人的価値のある思い出の品は, これを被收容者の自由とする。ただし, 房の見通しを妨げる物品その他施設の安全及び秩序並びに教育目的を脅かす物品はこれを除去することができる (同規定14条)。

被收容者は, 施設服を着用するが, 自由時間用に特別の上着の支給を受ける。さらに, 監視付き外出の際に自前の衣服を着用することを許可されることもある (同規定15条)。

被收容者は, その労働報酬の25%である小遣給付金等で, 食品及び嗜好品並びに身体衛生用品を, 施設が仲介するものの中から購入することができる。被收容者が小遣給付金等を有していない場合, 適正な範囲内で自費で買い物をすることを許可する。アルコール飲料の購入は, これを許可しない。タバコ製品, コーヒー及び茶の購入は, 制限することができる (同規定17条)。

被收容者には, 面会 (訪問) の権利 (同規定19条) や文通の権利 (同規定23条) が認められている。電話及び電報はこれを許可することができ, 電話通話は面会に, 電報は文通に関する規則を準用する (同規定27条)。

職業教育及び労働に関して, 適性のある被收容者は, 職業教育, 継続職業教育, 再職業教育, あるいは, その他の教育又は継続教育の措置に参加する機会が与えられる。被收容者に経済的に有意義な労働を行う能力がない場合は, 作業療法としての作業に従事させる (同規定32条)。

授業に関して, 就学義務のある被收容者は, 公立学校に適用される規定に準拠した基幹学校, 特殊学校 (訳注: 障害者のためのものである。) 及び職業学校の授業を受ける。基幹学校及び特殊学校の授業には, 就学義務のない被收容者も出席することができる。そのほか, 可能であれば, その他の公認卒業資格の取得, 特殊な才能及び個人的関心を育成するための授業並びに社会科授業及び個別業種に関する職業教育が受けられる。職業教育又は再職業教育では, 職業訓練的授業を行う (同規定33条)。

一方, 被收容者は, 割り当てられた身体能力に見合った労働, 身体状態に基づき可能な作業療法又はその他の作業を行う義務を負っているが, これに対しては, 労働報酬が与えられる (同規定36条, 38条)。

被收容者に対して, その属する宗教・宗派の司祭による宗教的な世話を, 禁止してはならない。被收容

者は、信仰する宗教・宗派の礼拝その他の宗教行事に、参加する権利を有する（同規定44条、45条）。

被收容者には、自由時間に活動を行う機会が与えられる。また、体育を含めた授業、通信教育、教科課程、その他の行事、余暇グループ、談話及びスポーツ行事に参加し、図書室を利用する機会を与えられる。また、教育上の理由から、被收容者にこれを義務付けることができる（同規定58条）。

さらに、施設は、刑の執行中、被收容者に対し、同人の権利を行使し義務を履行しようとする努力、とりわけ選挙権を行使しようとする努力及び扶養権者を扶養し、自らの犯行によって発生した損害を賠償しようとする努力を支援する（同規定64条）こととされている。

また、釈放に向けて、被收容者の個人的・経済的・社会的な問題の処理について相談に応じるほか、社会給付機関の紹介を行う。そのほか、被收容者に対しては、釈放後の就職、住居及び個人的援助を見いだせるよう支援するほか、釈放時に被收容者が保護観察官の監督下に置かれる場合は、被收容者に対する監督措置について打ち合わせるため、直ちに関係機関と連絡を取らなければならない（同規定65条）とされている。

イ 少年刑務所における処遇の実情

上記のとおり、ドイツにおいては、司法行政や青少年処遇に関する事項の多くは各州レベルの行政機関に任されているが、ここでは、筆者（橋本）が平成10年12月に訪問した、少年刑務所の一つであるベルリン少年刑務所における処遇を中心として、ドイツの少年刑の実情を紹介する〔注34〕。

ベルリン少年刑務所では、管理棟、初入少年等の人格調査のための独立棟、6つの收容青少年居住棟、重症の薬物問題がある青少年を分離收容する特別棟、開放処遇者のための居住棟が設けられている。同所は男子青少年のみを收容する施設であるが、職員は女性が3割ほどいる。

初入者に対する人格調査は、最初に心理技官が本人と個別面接を行う。施設では、この面接結果や少年審判補助の担当者らによって既に作られている資料等を参考にして処遇計画を作成するが、これは、必要に応じ、後に変更されることもある。

收容期間が短い少年等を除き、ほとんどの少年等は、終日施設内の指定された空間で過ごす閉鎖的処遇から、段階的な処遇と評価を経て、夜間は閉鎖居住棟で寝起きし、昼間は外部（仕事や職業訓練）に通う開放処遇に移行する。特に刑期が短期間の少年等に対しては、施設側から見て望ましい生活態度を実践できれば、点数を与え、獲得した点数に応じて本人の自由時間を増やす等の特典を与える点数制度を採用しており、この点数は、残余の刑の執行の中止（仮釈放、後記2(5)ア参照）の前提条件としても活用されている。

閉鎖的処遇の段階では、一定数の少年等をグループとし、集団処遇を行っている。例えば、20名程度の少年等に数名の職員チームが加わり、このグループを施設内生活の単位として活用し、少年等が自分の属するグループに適応することを通じて、その再社会化を図っている。一方、各少年等に対する個別の処遇として、職員チームのリーダーである職員が、週2回、個別に担当する少年等全員と面接をする。

重症の薬物問題を抱える少年等に対しては、心理療法を受けさせ、定期的に尿検査をする。完全に薬物が切れた段階で初めて、他の少年等と合流させている。

この施設の少年等の約半数は外国人で、ドイツ語が出来ない少年も多い。このような少年等は、施設内の語学コースを受ける。また、定期的に通訳が施設に来て、母国語で不満等を述べる機会も与えられるなどの配慮がなされている。

收容少年等の約半数が仮釈放で施設を出るが、仮釈放の手続の手順は、本人の申請に始まり、これを受けた裁判官が、施設側に当該少年等の行状を照会し、その上で決定するのが大半であり、裁判官や施設側から仮釈放の検討を始めることもまれにある。刑期を半分から3分の2終えた少年等が仮釈放の対

象になることが多い。仮釈放検討事案では、施設側が、本人出所後の生活環境についても事前に調査・調整する。満期で出所する場合は、本人からの希望があった場合のみ調整しており、例えば、身寄りのない少年等を受け入れるグループホームのような施設を紹介する場合もある。

(3) 少年拘禁

ア 少年拘禁の執行に関する一般的基準等

少年裁判所法は、少年拘禁の目的等に関して、①少年拘禁の執行は、少年等の名誉感情を喚起するとともに、少年等に自己の犯した不法な行為について責任を負わなければならないものであることを痛切に自覚させるものでなければならないこと、②少年拘禁の執行は教育的に行わなければならないこと、③少年拘禁の執行は、その少年等が、犯罪行為を行うことを助長した要因を取り除くことに資するものでなければならないこと（少年裁判所法90条1項）などを定めるとともに、その執行は、少年拘禁施設又は州司法省の休日拘禁室で行うべきこと及び執行指導官（Vollzugsleiter）は執行地における少年係裁判官であること（同条2項）等を規定している。

少年拘禁には、前記（1(4)イ参照）のとおり、1回又は2回の休日について科される休日拘禁、休日拘禁に代えて2日間から4日間科される短期拘禁、及び1週間から4週間科される継続拘禁がある。執行指揮者は、教育上の理由から相当と認められるときなどには、少年拘禁の全部又は残期の執行を中止することができるが、この際には、できる限り、当該少年等に対して判決を言い渡した裁判官、関係した検察官及び少年審判補助機関の意見を聴取すべきものとされている（同法87条3項）。

さらに、上記の少年拘禁の執行のためのガイドラインとでもいうべき連邦の少年拘禁執行令（Jugendarrestvollzugsordnung）には、以下のとおりの定めがなされている〔注35〕。

少年拘禁執行のための施設に関しては、継続拘禁及び3日以上短期拘禁は少年拘禁所において、休日拘禁及び2日以内の短期拘禁は休日拘禁室において、それぞれ執行されるが、後者は少年拘禁所においても執行することができる。また、少年拘禁所は、10人未満の少年又は60人を超える少年を収容してはならない上、少年拘禁所及び休日拘禁室は、刑の執行又は成人の執行に使用してはならず、刑務所又は拘置所に付設されてはならないとされ、成人との接触を防ぐようにされている。さらに、施設においては、少年を宗教行事及び教育上の措置に参加させる場合を除いて、男女は分離される（少年拘禁執行令1条）。

少年拘禁の執行に当たる執行指導官は、執行する地区の少年係裁判官を原則とするが、同裁判官が当該地域に一人もいない場合又は数人いる場合には、州司法省の最上級官庁が執行指導官を決定することとされている。執行指導官は、執行についてすべての責任を負い、一定の職務を個々の職員又は数人の職員の共同の職務として任せることもできる。この執行指導官と共に働く職員については、教育的能力があり、少年教育に経験がなければならないとされており、必要に応じて、心理士、社会教育士、ソーシャルワーカー、教師及びその他の専門家が任命される（同令2条、3条）。

収容の形態については、少年は、夜間は原則として単独室に収容されるが、昼間の作業や共同行事においては、他の少年と一緒に収容されることができる。また、休日拘禁及び2日以内の短期拘禁においては、少年を、昼間でも単独室に収容することができる（同令6条）。

少年拘禁の執行期間中、少年に対しては、社会における効果的な教育と同様の処遇がなされなければならない、その教育活動としては、3日以上短期拘禁及び継続拘禁においては、執行指導官と少年との話合いのほか、社会的な個別援助、グループ活動、講義等が予定され、休日拘禁及び2日以内の短期拘禁の執行に際しても、できる限り執行指導官との話合いが行われなければならないとされている。また、少年は、作業、講義、その他の訓練的行事に参加させられるが、これらが施設外において行われるとき

は、執行指導官は、少年の同意を得て許可することができる。少年には作業賞与金は与えられない。さらに、少年拘禁の執行においては、できる限りスポーツが行われるべきものとされ、少年はそれに参加する義務を負う（同令8条、10条、11条、16条）。

収容中の少年には、宗教教誨が保障され、宗教行事に参加する権利も認められている。外部交通（通信、面会）については、緊急の場合に限り認められ、3日以上短期拘禁及び継続拘禁においては、教育上の理由から、執行指導官が許可した場合にも認められる（同令19条、20条）。

執行指導官及び教育に携わる職員は、入所した少年に対し、人格調査により、拘禁中の少年の処遇及び出所後の世話に必要な限りにおいて、少年及び少年の生活関係像を直ちに把握することが求められている（同令7条）。また、継続拘禁の場合には、執行指導官は、指導の内容、少年の人格、拘禁執行の効果等について明らかにした結果報告書を作成することとされ、それは執行・刑罰書類に編綴される。また、この報告書の写しは少年局へ、少年に保護観察が付されている場合には担当の保護観察官にも交付されるなど、その後の処遇に役立たせているが、休日拘禁及び短期拘禁の場合には、特別の理由があるときのみこれが作成される（同令27条）。

イ 少年拘禁施設における処遇の実情

ドイツにおいては、司法行政や青少年処遇に関する事項の多くは各州レベルの行政機関に任されているが、ここでは、筆者（橋本）が平成10年12月に訪問した、少年拘禁所の一つであるベルリン少年拘禁所における処遇を中心として、ドイツの少年拘禁の実情を紹介する〔注36〕。

ベルリン少年拘禁所は、収容少年等の定員は29人（うち女子4人）であり、2階建ての事務棟及び居住棟のほか教室棟と中庭があり、敷地は金網のフェンスで囲われている。古くからの拘禁施設を転用して使っているとのことであり、外見や内部の構造は我が国の少年院に似ているが、運営に当たっては保安の要素は重視されていないように見受けられた。居住棟には、青少年用の居室のほか、台所、集会室なども設置されている。職員は、所長（地域の少年係裁判官が兼務している）、総務担当職員のほか、少年等との個別面接を通じて内省を深めさせる役割を負っているソーシャルワーカーが1名、さらに、少年等との面接を始め、日常生活を共にし、処遇プログラムの大部分を担ってその結果を記録することを役割とする交代制職員が22名いる。

ここに送致される少年等は、①懲戒処分の一つである少年拘禁の言渡しを受けた者、又は、②前に懲戒処分としての義務を賦課されたのに履行しなかったため、あるいは教育処分で指示を受け、担当の少年審判補助の指導を受けながらも従わなかったために、少年係裁判官の下に送られて少年拘禁に処された者（後記2(4)参照）である。少年拘禁に処された少年等は、抗告期間経過後、少年拘禁所所在地と入所日時を指定された文書を受け取り、自発的に入所のための出頭することになっている。

拘禁期間（処遇期間）は最長でも4週間、短期（2～4日）又は週末のみの場合もあるため、入所の時点で長期にわたる処遇計画は立てられていない。しかし、全少年等について、1冊ずつファイルが作成され、その少年等に関する決定や情報が綴られていく。例えば外部通勤をさせるについて、あるいは、もともと義務や指示の不履行で入所した少年等につき、ここで生活しながらどのようにして履行させるかなどの点について、個別にソーシャルワーカーが所長と話し合い、結果はファイルに保存される。

週2回、施設として少年等の処遇を話し合う会議があり、所長は上記のファイルを見て、それぞれの職員の話聞き、必要に応じて少年等とも個別面接をして処遇の内容、方針を決定し、当該少年等に言い渡す。この際、拘禁期間を短縮したり、逆に新たな処分（少年刑等）を言い渡すこともあるとのことである（これは所長としての任務というよりは、少年係裁判官としての任務である。）。

教室棟では、外部の講師による図画工作指導等も行われ、また、技能を有する職員がコンピューター

や木工などの指導に当たっている。

(4) 懲戒処分（少年拘禁及び戒告を除く）及び教育処分

前記（1(4)ア、イ参照）のとおり、懲戒処分には、戒告、義務の賦課及び少年拘禁の3種類があり、このうち、義務の賦課は、①その行為による損害の回復、②被害者への謝罪、③一定の作業、④公共施設のための一定金額の支払を内容とする。また、教育処分には、指示の付与及び教育援助を請求させる命令があり、指示の付与の内容としては、①居住に関する指示の遵守、②一定の家庭又は施設への居住、③一定の職業訓練への従事又は就労、④一定の労働義務の履行、⑤特定の者（指導援助者（Betreuungshelfer））の看護及び監督の下に置かれること、⑥一定の社会訓練への参加、⑦被害者への補償を達成するための努力、⑧特定の者との交際あるいは飲食店・娯楽場への出入りをやめること、⑨交通講習への参加が例示されており、教育援助を請求させる命令は、①教育補佐の形式による教育援助又は②施設における教育援助を請求する義務を少年に課すものである〔注37〕。

これらの懲戒処分（少年拘禁及び戒告を除く。）及び教育処分の指導・監督者は、少年審判補助機関である。この点に関し、少年裁判所法上は、少年審判補助の担当者が、①保護観察官が選任されていない場合においては、少年が付与された指示に従い、賦課された義務を履行しているか否かを監督し、重大な義務違反があった場合には裁判官に報告すること、及び、②特定の者の看護及び監督の下に置く旨の指示の付与（同法10条1項3段5号）がなされている場合で、裁判官が、そのために一定の者を任命していないときは、その看護と監督を行うこと（同法38条2項5段～7段）などについて定めている。

裁判官は、義務を賦課した後、教育上の理由から必要がある場合には、義務の内容を変更し、又はその履行の全部又は一部を免除することができるが、義務が履行されず、その不履行について少年等に責任があるときは、少年等に少年拘禁を科すことができる（同法15条3項1段、2段）。

また、指示の付与に関しては、裁判官が指示の継続する期間を定めるが、この期間は2年（ただし、特定の者の看護及び監督の下に置かれることの指示については1年、一定の社会訓練への参加の指示については6月）を超えてはならない（同法11条1項）。裁判官は、教育上の理由から必要がある場合には、指示を変更したり、継続期間満了前にこの期間を3年を限度として延長することもできるが、少年等が指示に従わず、その違反について少年等に責任があるときは、少年等に少年拘禁を科すことができる（同法11条2項、3項1段）。

(5) 少年に対する保護観察

ア 保護観察の要件等

少年等が保護観察（Bewährung）に付されるのは、第一は、刑の延期に伴うもの（我が国における執行猶予者に対する保護観察に類似する。）である。これは、裁判官が、1年を超えない少年刑を言い渡す際に、少年等有罪の言渡しをもって既に自らの戒めとし、かつ、行刑による感化がなくても保護観察期間中における教育的効果の下に将来誠実な行状を保持することが期待できるときに、保護観察のためにその刑の執行を延期するものである。この場合、特に少年等の人格、その生活歴、犯行の諸事情、少年等の犯行後の態度、その生活状況及び刑の延期によって少年等に期待される効果を考慮しなければならないとされている（少年裁判所法21条1項）。また、1年を超え2年を超えない少年刑についても、同様の要件を具備し、その少年等の成長を考慮にいと、刑の執行が必要ではないと認められるときには、保護観察のために刑の執行が延期される（同条2項）〔注38〕。これらの場合の保護観察の期間（刑の延期の期間）は裁判官が定めるが、この期間は3年を超えてはならないし、2年を下回ってはならない（同法22条1項）。保護観察の期間は、少年刑の延期に関する裁判の確定とともに始まるが、その後において1年にまで短縮し、あるいは、その期間満了前に4年に至るまで延長することができる。ただし、

1年を超え2年を超えない少年刑の執行が保護観察のために延期される場合には、保護観察期間の短縮は2年までに限って許される(同法22条2項)。

第二は、少年刑の残余の刑の執行の中止に伴うもの(我が国における仮釈放された者に対する保護観察に類似する。)である。これは、少年刑の言渡しを受けた者が、既にその刑の一部の執行を受け、かつ、少年刑の執行を受けなくても、誠実な行状を保持するか否かの審査について責任を持ち得るときは、執行指揮者が、保護観察のために、その残余の刑の執行を中止することができるとするものである(同法88条1項)。なお、刑の執行が6か月に至る以前においては、特に重大な理由があるときに限って、残刑の執行の中止が許される(同条2項)。以上の要件に従って残刑の執行の中止が許される場合、執行指揮者は、刑の言渡しを受けた者が、釈放後の生活の準備のために必要な措置をとることができるように、速やかにその決定を行わなければならない(同条3項1段)。また、執行指揮者は、その経過以前には、刑の言渡しを受けた者が、保護観察のための残刑の中止の申立ては認められない期間として、最高6か月までの期限を定めることができる(同条5項)。なお、この少年刑の執行の中止に伴う保護観察の期間は、第一に挙げた刑の延期に伴う保護観察の場合と同じである(同条6項)。

第三は、少年刑の宣告の延期(宣告猶予)に伴うものである。可能な限りの調査を尽くしても、少年等の犯罪行為の中に少年刑を必要とする程度の有害な性向が現れているかどうか確実に判断できないときは、裁判官は、その少年の有罪を確定した上、少年を一定期間の保護観察に付して、少年刑を科する裁判を延期することができる(同法27条)。この場合の保護観察の期間(宣告の延期の期間)は、裁判官が決定するが、2年を超えてはならず、1年を下回ってはならない(同条、28条1項)。保護観察期間は、少年等の有罪を認定した判決の確定とともに始まるが、この期間は、事後において1年にまで短縮することができるし、その期間満了前に2年に至るまで延長することができる(同条2項)。

イ 保護観察期間中の処遇の概要

(ア) 指示の付与及び義務の賦課との関係

少年刑の延期に際し、裁判官は、保護観察の期間中、指示の付与によって、少年等の生活態度に教育的な感化を及ぼすことができるし、義務を賦課することもでき、また、これらの遵守事項を、事後的に指定し、変更し、又は解除することもできる(少年裁判所法23条1項1段～3段)。少年等がその将来の生活態度について確約し、又は犯した不法行為についての賠償を行うために相応の給付を申し出た場合において、その確約又は申出の履行が期待できるときは、裁判官は、暫定的に、指示の付与又は義務の賦課を見合わせるものとする(同条2項)。

なお、残余刑の執行中止に伴う保護観察の場合には、少年刑の延期に際して当該判決を言い渡す裁判官の果たしている役割は、執行指揮者が果たすものとされている(同法88条6項1段、2段)。また、少年刑の宣告の延期に伴う保護観察の場合には、同法23条以下の裁判官の役割に関する規定が準用される(同法29条2段)。

(イ) 保護観察官による監督・指導

裁判官(上記2(5)イ(ア)と同様に、残余刑の執行中止に伴う保護観察の場合には、執行指揮者(少年裁判所法88条6項1段、2段参照。))は、保護観察期間の中で最長2年間、少年等を専任の保護観察官(Bewährungshelfer)の監督及び指導の下に置くこととされ(同法24条1項1段)[注39]、また、教育上の理由から合目的的と認められる場合は、少年を名誉職の保護観察官の下に置くこともできる(同項2段)。この保護観察官の監督・指導下に置かれる期間は、保護観察の開始とともに始まる(同項3段)。さらに、裁判官は、少年等を一定期間、保護観察官の監督・指導下に置く旨の決定を、その期間満了前に変更又は解除することができ、また、保護観察期間内においては、保護観察官の監督・指導下に置く

期間の更新を命じることができ、この場合には、2年間を超えて監督・指導下に置くこともできる（同条2項）。少年刑の宣告の延期に伴う保護観察においても、保護観察期間中又はその一部の期間、保護観察官の監督・指導下に置かれる（同法29条1段）。

保護観察官は、少年等の側に立って、少年等を援助し、保護する（同法24条3項1段）ものとされ、裁判官と協力して、指示の付与、義務の賦課、上記（2(5)イ(ア)参照）の確約及び申出事項の履行を監督する（同項2段）。また、保護観察官は、少年の教育を促進するとともに、できるだけその教育権者及び法定代理人と信頼関係を築いて協力しなければならない（同項3段）、その職務を遂行するに際しては少年等に面接する権限を有し（同項4段）、教育権者、法定代理人、学校当局者及び職業訓練者から、少年等の生活態度について報告を求めることができる（同項5段）。

保護観察官は、裁判官によって任命され（同法25条1段）、裁判官が定めた間隔において少年等の生活態度に関する報告を行い（同条3段）、指示の付与、義務の賦課、確約及び申出に対する重大な又は度重なる違反を裁判官に報告する（同条4段）こととされている。また、裁判官は保護観察官の活動について指示を与えることができる（同条2段）。

ウ 刑の延期等の取消し及び保護観察期間の終了

刑の延期がなされた場合、裁判官は、①少年等が保護観察期間中に犯罪行為に出た結果、刑の延期の基礎となった期待が実現されないことが明確となったとき、②少年等が付与された指示に対して重大若しくは度重なる違反をし、あるいは保護観察官の監督・指導から度重なって逸脱した結果、犯罪行為に出るおそれが生じたとき、又は③少年等が賦課された義務に対して重大若しくは度重なる違反をしたときには、刑の延期を取り消す（少年裁判所法26条1項1段）こととされている。また、裁判官は、刑の延期が取り消されずに保護観察期間が経過した場合には少年刑を免除する（同法26条a 1段）。少年刑の残余刑の執行中止に伴う保護観察の場合も同様である（同法88条6項1段）。

さらに、少年刑の宣告の延期に伴う保護観察に関しても、裁判官は、少年等の保護観察期間中の不良な行状によって、有罪言渡しの対象となった行為が少年刑を必要とする程度の有害な性向の現れであることが明らかになった場合には、有罪言渡しの時点でそのような行為に言い渡していたであろう刑を言い渡すことができる（同法30条1項）が、保護観察期間が無事経過した場合には有罪の言渡しは抹消される（同条2項）。

ウ 保護観察における処遇の実情

ドイツにおいては、司法行政や青少年処遇に関する事項の多くは各州レベルの行政機関に任されているが、ここでは、筆者（橋本）が平成10年12月に訪問した、ベルリン少年保護観察事務所におけるものを中心として、ドイツにおける少年保護観察の実情について紹介する〔注40〕。

少年保護観察事務所の正式名称は、少年及び若年成人に対する保護観察機関（Bewährungshilfe für Jugendliche und Heranwachsende）であり、行政組織の上では、州・特別市の学校・青少年・スポーツ省（Senatsverwaltung für Schule, Jugend und Sport）に属している。なお、ベルリンにおいては、成人に対する保護観察機関は特別市の司法省に属しており、少年に対する保護観察とは別組織が担当している。連邦を構成する16の州・特別市のうち、少年の保護観察と成人の保護観察を別組織が担当しているのはベルリンとハンブルグの両特別市だけであり、他の州・特別市では、同一機関が取り扱っている。また、少年保護観察事務所には少年保護観察官（Jugendbewährungshelfer）が配置されている。

1997年末現在、ベルリン少年保護観察事務所の保護観察事件（総数2,236件）の約7割は、少年刑の延期による保護観察を受けている少年等に係るものである。保護観察対象者に占める女子の比率は約6%であり、外国籍少年の占める比率は約36%である。

ベルリン少年保護観察事務所は、人口約340万人、全23区（旧西側12、旧東側11）のベルリン全市を管轄し、47名の少年保護観察官を抱え、1998年11月末現在では、少年及び青年の保護観察対象者約2,330人に対する処遇を担当している。いわば本部となる事務所のほかに、借り上げたアパートや区役所の一室など、主に対象者との面接用に設けた約20か所の出先施設を有している。

処遇の中心は、再犯防止を目的とした少年本人に対するケースワークである。日本の保護観察における遵守事項と同様、例えば、転職・離職の禁止、住居の指定、性犯罪者の場合には特定の心理療法を受けること等の特定の条件が付けられること（指示の付与、義務の賦課がなされること）も多い。面接を重ねる中で本人の更生のために必要とされるものが生じた場合などには、本人と話し合いの上、健全な青少年の地域活動グループ、医療機関等の社会資源を活用することもある。

ベルリンでは、特別市内を5つの地域に分け、各地域担当の少年保護観察官が本部事務所と地域の出先施設との間を行き来して仕事をしている。同じ地域を担当する少年保護観察官を1つのチームとして、処遇に関する協議等も行われている。1998年11月末現在では、少年保護観察官一人当たりの担当件数は60件近いが、全件について少年保護観察官自らが対象者と面接の上で指導に当たる、日本で言うところの直接処遇がなされている。

少年保護観察官は、保護観察期間中、本人の行状を定期的（原則として半年に1回）に少年係裁判官に書面で報告する上、再犯等、著しく行状が不良の場合には緊急報告をすることとされている。上記のとおり、少年保護観察官からこの行状報告を受けた少年係裁判官は、制限期間の範囲内で保護観察期間を短縮・延長したり、新たな処分（延期が取り消された刑に係る刑期分を含めた新たな刑期）を言い渡すことが可能である。

保護観察の主な終了事由は、ベルリンにおいては、近年、刑の免除がおおむね70%台であるが、必ずしもこのすべてが保護観察中に再犯に至らなかったものというわけではなく、保護観察期間中の比較的軽微な再犯には刑の延期の取消しでなく、多くは保護観察官の監督・指導下に置く期間の延長で対応する場合が多い。

ベルリンにおいては、近時、各少年保護観察官が扱う対象者数が多くなっているとのことである。これは近年対象者が増えたことにもよるが、少年人口の減少に伴う観察官の削減に加え、3年ほど前からベルリンが深刻な財政難に陥って新規採用が中止されたのが原因とされており、同時に、観察官の高齢化も進み、平均年齢は50歳以上となっていることなどが、問題とされている。

[注1] ドイツにおける少年刑事司法法制の沿革、少年裁判所法の改正の経緯等については、川出敏裕「ドイツにおける少年法制の動向」ジュリスト1087号（平成8年）86頁、丸山雅夫「ドイツ少年裁判所法」（澤登俊雄編著『世界諸国の少年法制』（平成6年）所収）203頁、後藤弘子「ドイツ少年裁判所法第一次改正法について」（前掲・澤登編著『世界諸国の少年法制』所収）227頁、比嘉康光「ドイツ少年刑法改正概観」（『吉川経夫先生古希祝賀論文集——刑事法学の歴史と課題』（平成6年）所収）591頁、宮澤浩一「若年者人口の変動と青少年保護政策の対応」家庭裁判月報40巻5号（昭和63年）1頁等を参照。

[注2] ドイツにおいては、児童・青少年に対する保護、教育、援助等を目的とする各種の法規を総称して「少年援助法（Jugendhilferecht）」（少年救護法と訳されることもある。）といい、中でも中心とされているのが1990年に制定された「児童・少年援助法」（「児童・少年救護法」と訳されることもある。）である。

ドイツの少年刑事司法制度は、少年に対する刑法、刑事訴訟法及び処遇関係（行刑）法の特

別法というべき少年裁判所法を中心とする「少年刑法 (Jugendstrafrecht)」と「少年援助法」の二本建ての制度とされているが、このような基本的形態は1920年代から現在に至るまで維持されており、旧少年裁判所法が制定された前年の1922年にはライヒ少年福祉法が制定されている。ライヒ少年福祉法は、1961年の少年福祉法 (Jugendwohlfahrtsgesetz) に引き継がれた上、同法を改正する形で1990年の児童・少年援助法が制定されている。

少年援助法の性格及び制定・改正の経緯・背景等については、佐々木光明「ドイツの子どもをめぐる法制の改革」(澤登俊雄編著『世界諸国の少年法制』(平成6年)所収)239頁、前掲・川出「ドイツにおける少年法制の動向」86頁、前掲・丸山「ドイツ少年裁判所法」205頁等を参照。

[注3] 少年裁判所法の適用に関する同法の規定は以下のとおりである。

第1条 (人的及び事物的適用範囲)

- ① この法律は、少年又は青年が、一般法の諸規定によると、刑罰が適用されるべき非行を行った場合に適用される。
- ② 少年とは行為時に14歳以上であるが18歳に満たない者をいい、青年とは行為時に18歳以上であるが21歳に満たない者をいう。

第2条 (一般法の適用)

少年又は青年の事件については、この法律に別段の定めがないときに限り、一般法の諸規定が適用される。

第105条 (青年に対する少年刑法の適用)

- ① 青年が、一般法の規定によると刑罰を科されるべき非行を行った場合には、裁判官は、次の事由があるときは、少年に適用すべき第4条から第8条、第9条第1号、第10条、第11条及び第13条から第32条までの規定を適用する。
 - 1 環境的諸条件を考慮して、行為者の人格を全体的に評価すると、行為時におけるその道徳的及び精神的発育からみて、まだ少年と同等であることが明らかなとき
 - 2 行為の種類、事情若しくは動機からみて、少年非行として取り扱われるべきとき
- ② 青年が、犯罪行為の一部について既に一般刑法により有罪の言渡しを受け、これが確定しているときは、第31条第2項第1段及び同条第3項を準用する。
- ③ 青年に対する少年刑の長期は10年とする。

なお、青年に対する少年裁判所法の適用・準用関係の規定は同法105条から112条に置かれている。

澤登俊雄・斉藤豊治編『少年司法と適正手続』(平成9年)429頁以下にドイツ少年裁判所法の抄訳が掲げられている。

[注4] 前掲(1)アの[注2] 参照。

[注5] 少年裁判所法上の後見裁判官に関する定めとして、第一に、少年係裁判官は、できる限り同時に後見裁判官でなければならず、これができない場合には、少年係裁判官は、少年のために後見裁判官の教育的任務を引き受けなければならないこと、第二に、後見裁判官の教育的任務は、①適当な措置をもって、両親、後見人及び保護人 (Pfleger) を支援すること、②少年に対する危害を予防するための措置を講じることとされている(少年裁判所法34条2項、3項)。また、少年等に対する有罪の言渡しに関して、裁判官は、少年刑を言い渡さないときは、判決文の中で、教育処分の選択及び命令を後見裁判官に委託することができ、その場合においては、

後見裁判官は、判決の基礎となった事情に変化のない限り、教育処分を命じなければならない（同法53条）とされ、また、少年等の教育権者及び法定代理人に認められるべき審判に関する種々の権利が失われている場合（第2, 1(3)オ(ウ)参照）には、後見裁判官は、係属中の刑事手続において、少年等の利益をはかるべき保護人を選任する（同法67条4項3段）などとされている。

[注6] 浜井一夫・廣瀬健二・波床昌則・河原俊也「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」（司法研究報告書第48輯第2号）司法研修所（平成9年）79頁注(8), 前掲・佐々木「ドイツの子どもをめぐる法制の改革」242頁。

[注7] 少年裁判所法1条にいう「刑罰が適用されるべき非行（Verfehlung）」とは、刑法上の重罪（Verbrechen）と軽罪（Vergehen）をいい（少年裁判所法4条参照）、秩序違反行為（Ordnungswidrigkeit）は含まれない。また、我が国におけるぐ犯についても、少年裁判所法は適用されない。

[注8] 一般刑事事件に関しては、区裁判所は大部分の事件について管轄を有する第一審裁判所であり、地方裁判所は一定の重罪を第一審として取り扱うほか、区裁判所による判決の控訴審でもある。

[注9] 見聞に基づいて少年裁判所における審判の実情等について紹介したものとして、廣瀬健二「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」家庭裁判月報48巻10号（平成8年）1頁、齋藤裕司「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」犯罪と非行104号（平成7年）172頁、荒木直彦「ドイツ（ベルリン及びミュンヘン）における少年司法事情」家庭裁判月報46巻9号＜平成6年＞175頁がある。

[注10] 前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」79頁注(11), 80頁注(12), 前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」48頁。

[注11] 前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」69頁, 81頁注(16), 前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」49頁。

[注12] 少年審判補助の役割の詳細等については、比嘉康光「少年審判補助の実践」（『中山研一先生古希祝賀論文集・第5巻—刑法の展開』（平成9年）所収）199頁を参照。

少年審判補助機関の活動の実情等を紹介したものとして、前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」52頁、前掲・齋藤「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」171頁、前掲・荒木「ドイツ（ベルリン及びミュンヘン）における少年司法事情」172頁がある。

[注13] 少年裁判所法の1990年改正によって、少年審判補助に関する少年裁判所法38条は大幅に改正され、2項3段、4段、7段、3項3段後半部分が新たに加えられた。なお、この改正によって、少年審判補助機関の役割が拡大し明確化されたことについて、前掲・後藤「ドイツ少年裁判所法第一次改正法について」230頁参照。

[注14] 成人との対比の上での少年刑事手続の概略は、前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」66頁、前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」46頁、前掲・齋藤「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」168頁に、分かりやすく解説されている。また、少年刑事手続全般については前掲・澤登ら『少年司法と適正手続』が参考となる。

[注15] 少年裁判所法45条1項は、「検察官は、刑事訴訟法153条の要件が存在するときは、裁判官の同意なしに起訴を猶予することができる」と定めているが、刑事訴訟法153条は、事案が軽微な場合の手続中止に関する規定であり、軽罪については、犯人の責任が軽微で、訴追することに

公共の利益がないときは、検察官は、公判開始について権限を有する裁判所の同意を得て、手続を中止することができる旨規定されている。

[注16] この教育的措置 (erzieherischen Maßnahme) は、少年裁判所において有罪と認定された少年等に科される教育処分 (Erziehungsmaßregeln) とは別のもので、後見裁判所、保護者、学校などの処置でよく、少年等にとっての具体的内容は、教育処分と懲戒処分によって行われる措置に近いものと考えられる。この点について、前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」80頁注(15)、前掲・齋藤「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」174頁注(5)、(8)参照。

[注17] 検察官による手続の中止を定める少年裁判所法45条は、同法の1990年改正によって、規定事項の順序が変更されて整理されるとともに、②の訴追見合わせ及び③の裁判官への勧告が検察官の義務とされ、補償を達成するための少年等の努力が教育的措置と同等に扱われる旨の一文が加えられた。

[注18] 少年裁判所法47条1項1段1号は、正確には、「刑事訴訟法第153条の要件が存在するとき」と規定しているが、刑事訴訟法153条については、前掲[注15]参照。

[注19] この手続の仮の中止は、少年裁判所法の1990年改正によって新たに設けられたものであるが、これは同改正法におけるダイバージョン促進の一例であるといわれている (前掲・後藤「ドイツ少年裁判所法第一次改正法について」231頁)。

[注20] 職業裁判官は、起訴後一件記録を見ることができるが、それは、勾留や公判開始の審査及び証拠の採否、尋問等の訴訟指揮の資料であって、事実認定の心証形成には使用できないし、起訴状には冒頭陳述、証拠目録、論告の先取りに相当するものや、求刑予定まで記載されることがあるが、朗読されるのは公訴事実及び罰条のみで、参審員はこれしか知り得ないようである (前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」72頁)。

[注21] 前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」70頁、前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」55頁。

[注22] ①の成人であれば弁護人が選任されるべきとき (成人の場合の必要的弁護事件) としては、重罪に当たる事件を審理するときなどがあり、刑事訴訟法140条に定められている。

弁護人選任権については、前掲・澤登ら『少年司法と適正手続』91頁を参照。

[注23] 刑事訴訟法374条では、住居侵入、侮辱、傷害等について、私人訴追の方法で、被害者が訴追することができる」とされている。

[注24] 刑事訴訟法112条1項2段には、勾留が、事件の重要性及び科せられる刑罰又は保安処分と釣り合わないものであるときは、これを命じてはならないとされている。

[注25] 少年裁判所法72条1項2段、3段及び同条2項は、同法の1990年改正によって新たに加えられたものである。この改正によって未決勾留の要件が厳格化されたことについて前掲・後藤「ドイツ少年裁判所法第一次改正法について」232頁を参照。

[注26] 例示されている9項目の指示のうち⑤、⑥及び⑦は、少年に対する社会内処遇の拡充等を図った1990年の少年裁判所法の改正によって新たに加えられたものである。

[注27] 義務の賦課の内容として掲げられている4項目中の③一定の作業に従事する旨の義務の賦課は、1990年の少年裁判所法の改正によって新たに加えられたものである。

[注28] 少年裁判所法の1990年改正によって、短期拘禁は「休日拘禁に代えて科される」とされ

た。また、同改正前は、休日拘禁は、最高4回の休日を充てることができるとされていた。

[注29] 少年裁判所法の1990年改正前は、4年を限度とする不定期刑の言渡しが行われていた。

[注30] 前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」75頁。

[注31] 前掲・浜井ら「少年事件の処理に関する実務上の諸問題——否認事件を中心として——」77頁注(1)、前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」45頁。前掲・齋藤「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」167頁。

[注32] 少年裁判所法においては、執行指揮者(Vollstreckungsleiter)のほか、執行指導官(Vollzugsleiter)についての定めがなされている。両者の違いについては、前掲・齋藤「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」189頁(注28)を参照。

[注33] 統一行政規定の内容については、前掲・澤登ら「少年司法と適正手続」255頁においても触れられている。

[注34] 見聞に基づいて少年刑務所における処遇の実情等を紹介したものとして、前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」64頁、前掲・荒木「ドイツ(ベルリン及びミュンヘン)における少年司法事情」188頁。

[注35] 前掲・齋藤「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」167頁では、少年拘禁の沿革、運用の実情及び課題等について触れられているほか、少年拘禁処遇令の逐条解説もされている。また、前掲・澤登ら『少年司法と適正手続』255頁も、同処遇令の内容に触れている。

[注36] 見聞に基づいて少年拘禁の実情等を紹介したものとして、前掲・齋藤「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」180頁のほか、前掲・廣瀬「海外少年司法制度——英、米、独、仏を中心に——」63頁、前掲・荒木「ドイツ(ベルリン及びミュンヘン)における少年司法事情」183頁がある。

[注37] 指示の付与(教育処分)中の「一定の社会訓練への参加」及び「被害者への補償を達成するための努力」について、実情等を紹介したものとして、前掲・荒木「ドイツ(ベルリン及びミュンヘン)における少年司法事情」192頁がある。

[注38] 2年を超えない少年刑の延期について、1990年の少年裁判所法改正前は、犯行及び少年の人格に特別の事情が認められるときは、保護観察のために「延期することができる」と定めており、同改正によって、法文上、2年を超えない少年刑についても、刑の延期が原則であると改められ、この限りで少年刑の執行猶予範囲が拡大されている。

[注39] 保護観察官の監督・指導下に置く期間に関し、1990年の少年裁判所法改正前は、保護観察期間中保護観察官の監督及び指導の下に置くと定められ、保護観察期間と保護観察官による監督・指導期間は同一であった。

[注40] 見聞に基づいて保護観察官による処遇の実情等について紹介したものとして、前掲・荒木「ドイツ(ベルリン及びミュンヘン)における少年司法事情」178頁がある。

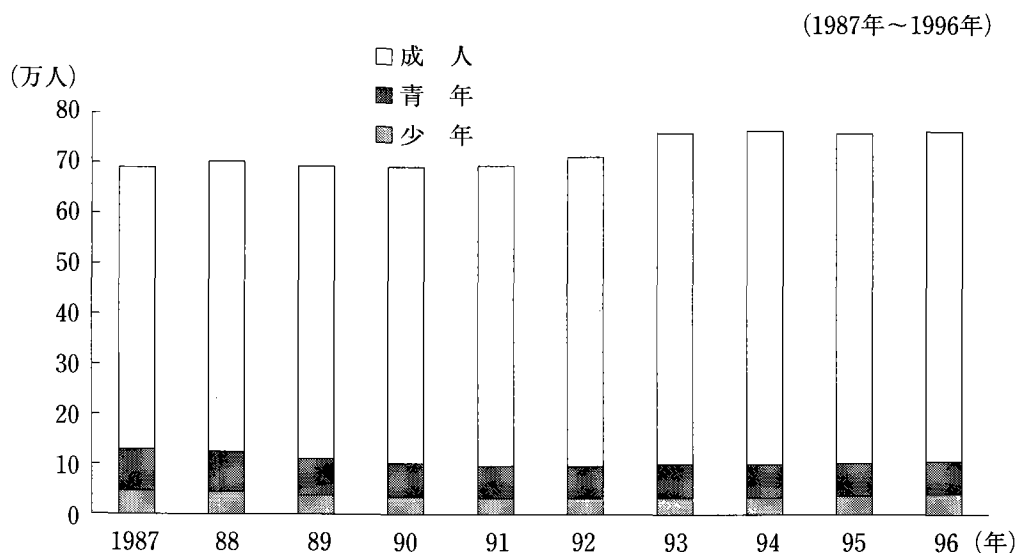
第3 少年司法の運用

1 裁判所における有罪人員

図3-1は、1987年から1996年までの10年間における有罪人員（交通犯罪を含む。以下同じ。）を少年、青年、成人の別に見たものである（各年次の実人員については、資料3-1参照。）。

この10年間、有罪人員総数は約69万人から約77万人の間で推移しており、そのうち少年は4%台から6%台、青年は8%台から12%台を占めている。

図3-1 刑法犯の少年・青年・成人別有罪人員



注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

ところで、青年については、前記（第2，1(1)イ）のとおり、①環境的諸条件を考慮して、行為者の人格を全体的に評価すると、行為時におけるその道徳的及び精神的発育からみて、まだ少年と同等であることが明らかなきとき、又は、②行為の種類、事情若しくは動機からみて、少年非行として取り扱われるべきときには、少年裁判所法の多くの規定が適用又は準用される。

そこで、図3-2は、1987年から1996年までの10年間における青年の有罪人員のうち、少年裁判所法の適用を受けた者の占める比率の推移を見たものである（各年次の実人員については、資料3-2参照。）。

青年の有罪人員のうちで少年裁判所法の適用を受けた者は、1988年には約65%であったが、1989年以降は低下し、1994年には約58%となったものの、1995年以降は再び上昇する傾向を見せている。

2 少年裁判所における処分別件数

図3-3は、1987年から1996年までの10年間の少年裁判所における有罪人員総数に占める処分別件数の比率の推移を、少年及び青年の別に見たものである（各年次の人員総数並びに青年及び少年別の件数については、資料3-3参照。）。

前記（第2，1(4)）のとおり、少年刑と懲戒処分（義務の賦課）、少年刑と教育処分（指示の付与、教育援助）、懲戒処分と教育処分及び複数の懲戒処分・教育処分は併科され得るので、処分件数の総数は有

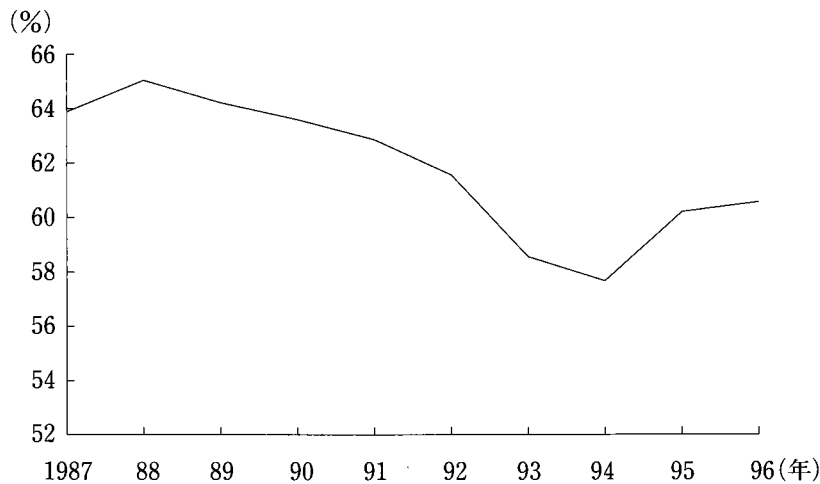
罪人員よりもかなり多くなっており、少年では、近年は懲戒処分の比率が100%を超えている。

この10年間の比率の推移を見ると、少年、青年共に、少年裁判所法の大きな改正がなされた翌年の1991年から懲戒処分が顕著に上昇しているのに対し、教育処分は下降している。少年刑は1991年を境に上昇傾向を示している。

特に、少年に対する懲戒処分は、1990年以前は77%ないし80%であったものが、1991年には約94%となっており、その後も上昇傾向にある。一方、少年に対する教育処分は、1990年以前は50%台であったが、1993年以降は30%未満となっており、低下傾向にある。

図3-2 刑法犯青年有罪人員中の少年裁判所法の適用を受けた者の比率

(1987年～1996年)

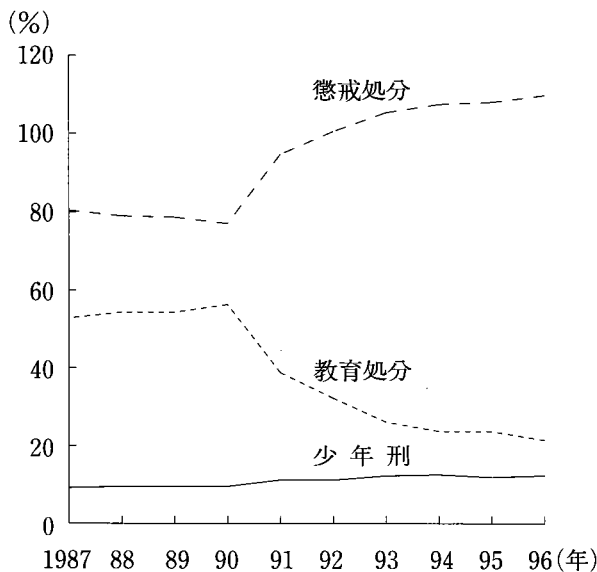


注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

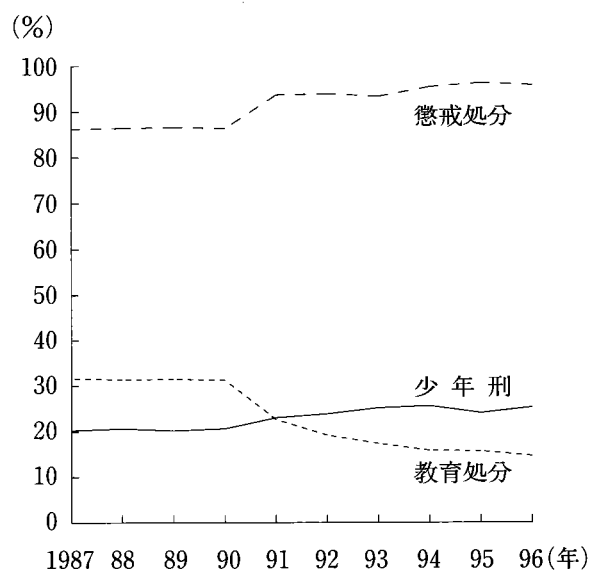
図3-3 少年及び青年刑法犯の有罪人員に対する処分別構成比

(1987年～1996年)

① 少年



② 青年



注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

3 少年刑の刑期別処分状況

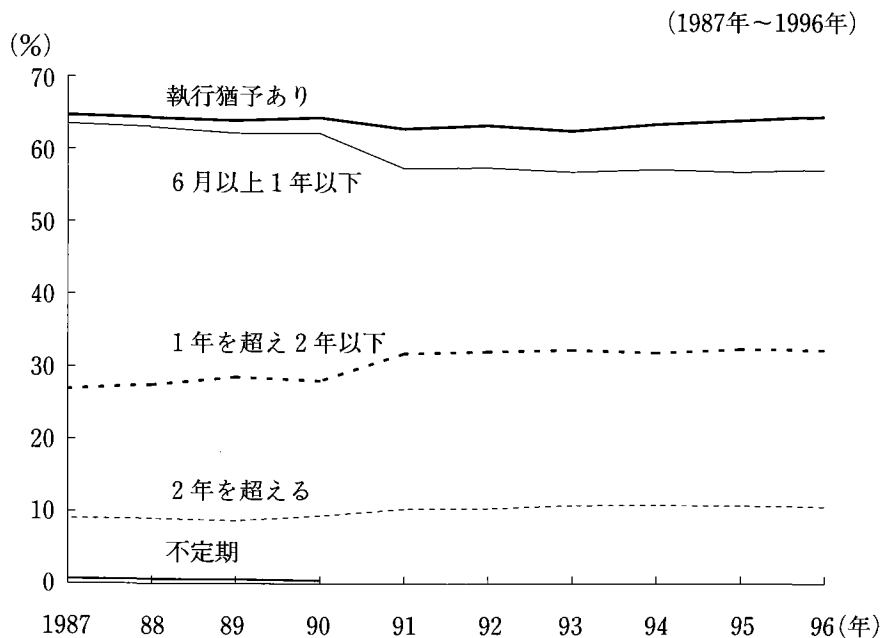
図3-4は、1987年から1996年までの10年間に少年裁判所において有罪とされて少年刑を科された者の刑期別構成比の推移を見たものである（各年次の刑期別人員については、資料3-4参照。）。

10年間の刑期別構成比の推移を見ると、6月以上1年以下の者の構成比は、1991年を境に60%台から50%台に低下しており、1987年には約63%であったものが1996年には約57%となっている。一方、1年を超え2年以下及び2年を超える者の構成比は、わずかずつではあるが上昇傾向を示しており、1987年には約27%及び約9%であったものが、1996年には約32%及び約11%となっている。

なお、少年裁判所法の1990年改正によって不定期刑が廃止されたが、1987年から1990年までの4年間、いずれの年次においても不定期刑の構成比は1%に満たない。

また、刑の延期がなされる（執行猶予に付される）率は、62%台から64%台で推移している。

図3-4 少年刑の刑期別構成比



注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

4 懲戒処分の内容別処分状況

近年は多数を占めている懲戒処分の内容別件数について、1987年から1996年までの10年間の構成比の推移を、少年及び青年の別に見たのが図3-5である（各年次の処分別件数については資料3-5参照。）。

少年及び青年共に、近年は、義務の賦課がなされる者の構成比が最も高い。少年については、1990年以前は30%未満であったものが、少年裁判所法の改正がなされた翌年の1991年に急上昇して約40%となり、さらに1993年以降は50%を超えている。青年については、1990年以前は40%台であったが、1991年以降は50%台である。

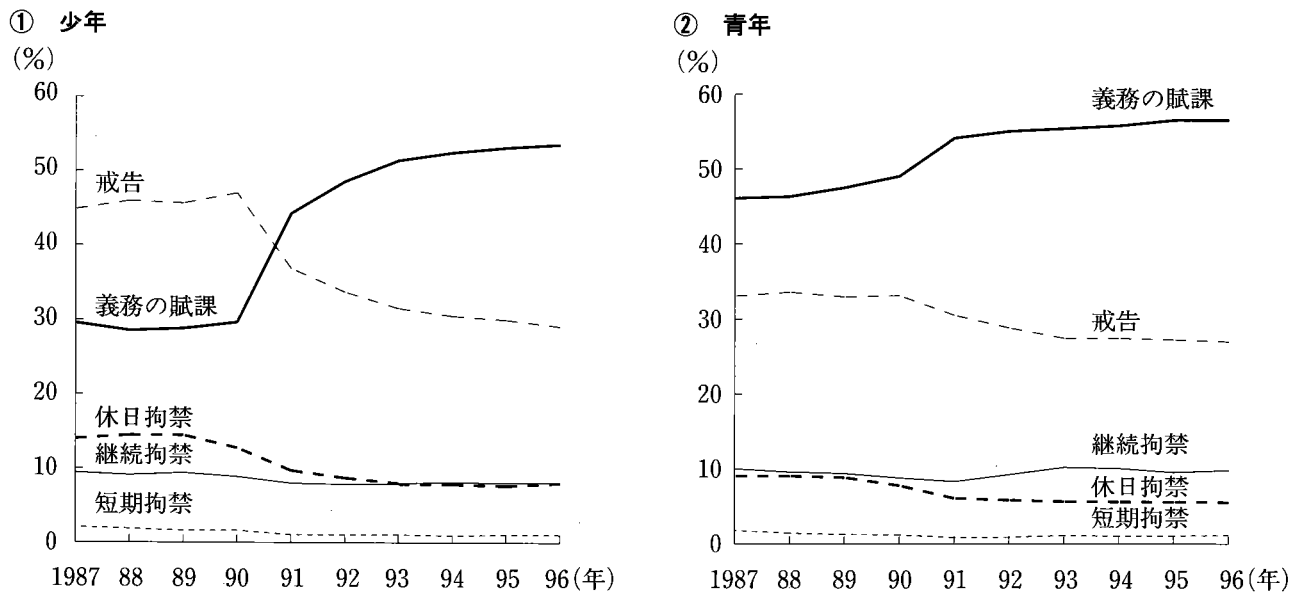
少年及び青年共に、1991年以降、義務の賦課に次いで高い構成比を占めているのが戒告であるが、少年については、長期的には低下傾向を示しており、1990年以前は40%台であったが、1993年以降はおお

むね30%前後である。また、青年については、同じく低下傾向にあるが、おおむね30%前後で推移している。

少年拘禁のうちでは継続拘禁が、少年においては7%台から9%台で、青年においては8%台から10%台で、それぞれ推移している。短期拘禁は、少年、青年共におおむね1%台である。休日拘禁は、少年、青年共に、1990年を境に構成比が低下しているものの、1992年以降、少年では8%台、青年では5%台である。少年拘禁に占める比率は、高い順に、少年に関しては休日拘禁、継続拘禁、短期拘禁の順、青年に関しては継続拘禁、休日拘禁、短期拘禁の順となっている。

図3-5 少年・青年別懲戒処分の内容別構成比

(1987年～1996年)



注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

5 罪名別の処分状況

(1) 殺人

図3-6は、少年裁判所において殺人（謀殺（Mord）及び故殺（Totschlag）をいう。）で有罪とされた少年等について、1987年から1996年の10年間の処分別（少年刑については刑期別）人員（ここでは、処分が併科されている場合には、少年刑、懲戒処分、教育処分の順に主要な一つを計上している。）の推移を見たものである（各年次の処分別人員については資料3-6参照。）。

殺人で有罪とされた少年等については、1992年以降は全員が少年刑に処されており、このうちの70%台から80%台が2年を超える刑期（長期は、少年裁判所法によって、少年は5年、青年は10年とされている。）に処されている。また、この10年間、少年刑に処された者のうちで刑の延期がなされた（執行猶予に付された）者の占める比率は20%未満である。

懲戒処分に処された例は1990年以降にはなく、また、教育処分に処された例も1991年に1件あるにすぎない。

(2) 強盗・恐喝

図3-7は、少年裁判所において強盗・恐喝（強盗（Raub）、恐喝（Erpressung）及び自動車運転者に対する強盗的攻撃（räuberischer Angriff auf Kraftfahrer）をいう。）で有罪とされた少年等につい

て、1987年から1996年の10年間の処分別（少年刑については刑期別）人員（ここでは、処分が併科されている場合には、少年刑、懲戒処分、教育処分の順に主要な一つを計上している。）の推移を見たものである（各年次の処分別人員については資料3-7参照。）。

強盗・恐喝で有罪とされた少年等については、おおむね50%台から60%台の者が少年刑に処されているが、この比率は低下傾向を示している。また、少年刑に処された者のうちで刑の延期がなされた（執行猶予に付された）者の占める比率は50%台から60%台である。

近年は、有罪人員中に懲戒処分に処された者の比率が上昇しており、1992年以前は20%台であったが、1993年以降は30%台となっている。教育処分に処された者の比率は、いずれの年次においても10%未満である。

(3) 窃盗・横領

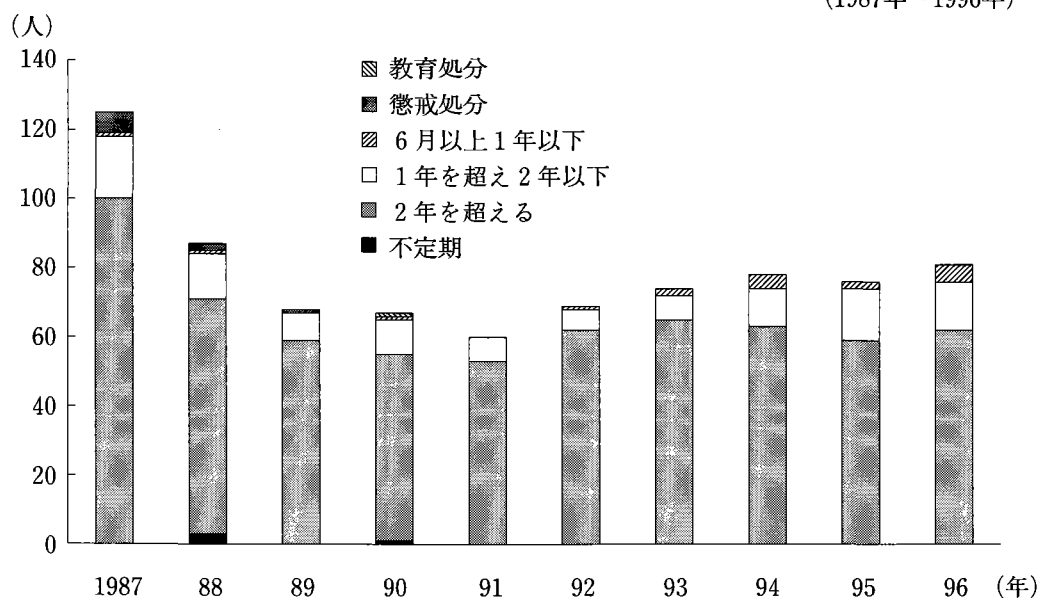
図3-8は、少年裁判所において窃盗・横領（窃盗（Diebstahl）及び横領（Unterschlagung）をいう。）で有罪とされた少年等について、1987年から1996年の10年間の処分別（少年刑については刑期別）人員（ここでは、処分が併科されている場合には、少年刑、懲戒処分、教育処分の順に主要な一つを計上している。）の推移を見たものである（各年次の処分別人員については資料3-8参照。）。

窃盗・横領で有罪とされた少年等については、おおむね20%前後の者が少年刑に処されており、そのうちの60%台の者が刑の延期がなされて（執行猶予に付されて）いる。

懲戒処分に処された者の占める比率は上昇傾向にあり、1990年以前は約60%であったものが、1993年以降は70%台を占めている。また、教育処分については、1990年以前は約20%であったが、1993年以降は10%未満である。

図3-6 少年裁判所における殺人の処分種類別有罪人員

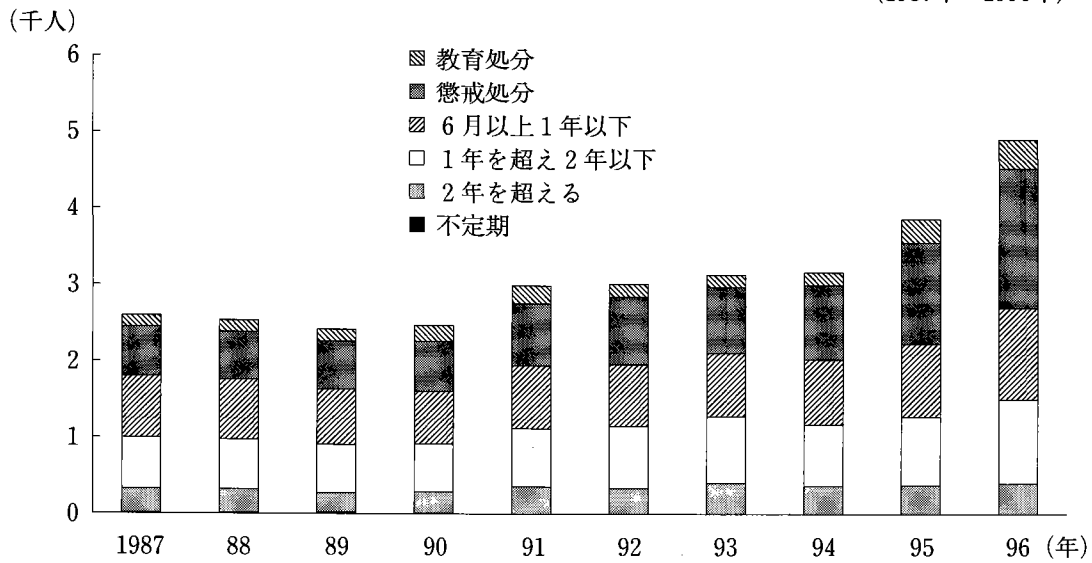
(1987年～1996年)



注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

図 3 - 7 少年裁判所における強盗・恐喝の処分種類別有罪人員

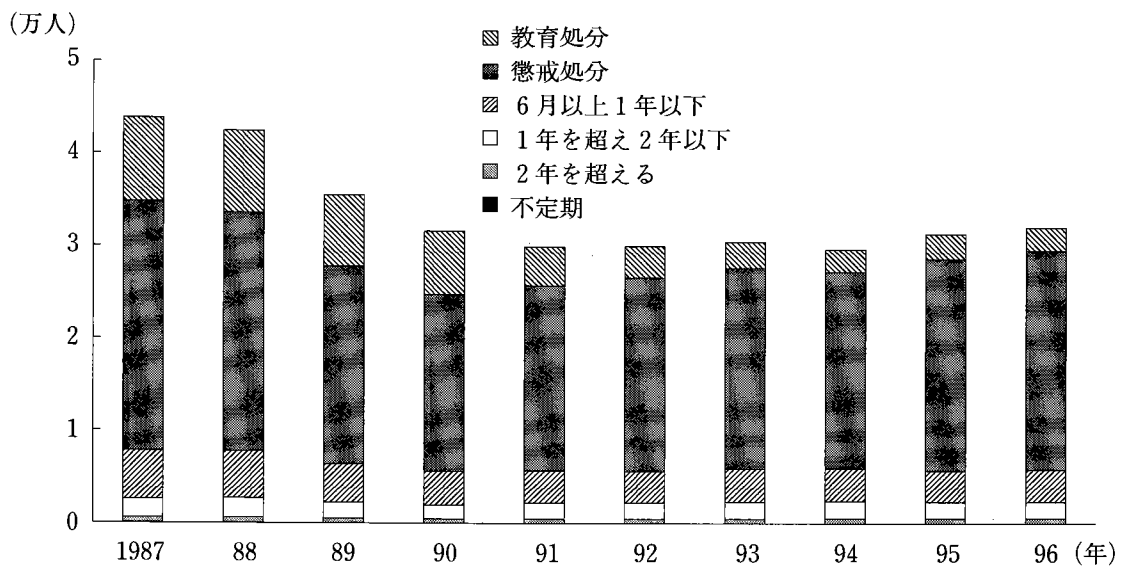
(1987年～1996年)



注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

図 3 - 8 少年裁判所における窃盗・横領の処分種類別有罪人員

(1987年～1996年)



注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

第4 おわりに——ドイツにおける近年の少年非行問題

おわりに、筆者（橋本）が、ドイツ連邦共和国司法省刑法局における少年司法執行管轄部局のホルスト・フィーマン（Horst Viehmann）氏から聴取したドイツにおける近年の少年非行及び少年司法制度に関して議論されている点のうちから主要なものについて紹介する。

1 少年裁判所法の改正について

近年、ドイツにおいては少年非行の増加傾向を受けて、1990年に大幅な改正がなされた少年裁判所法について、改正論議がなされている〔注1〕。

1980年代、旧西ドイツにおいては、少年非行は減少ないし横ばいの傾向にあり、非行少年処遇については、処罰より教育的な面を強化し、社会内での処遇を充実するべきだとする論議が優勢であり、東西再統一直前の1990年になされた少年裁判所法の改正も、80年代の考え方を反映したものであった〔注2〕。

しかし、東西再統一以降、外国人に係る犯罪（外国人による、あるいは外国人を被害者とする犯罪）が社会の耳目を集め、若年者による犯罪の件数が増加を見せており、特に、少年犯罪については、外国人少年による犯罪も増加している実情にある。

このような少年犯罪の増加傾向を受けて、非行少年に対する処罰の強化を求める世論が高まり、1998年の選挙戦でも、各党が公約の重要な一部として様々な少年犯罪防止のための施策を掲げていた。

現在の少年裁判所法改正問題に係る争点は以下の3点に大別される。

① 刑事責任年齢引下げ

少年裁判所法の適用対象年齢を下回る児童の万引きが増え、刑事責任年齢を12歳に引き下げるべきであるとの意見がある一方、引下げ反対意見も強い。また、児童の非行の増加に対しては、14歳未満の児童を収容する、社会法典に定める少年援助のための施設（Heim）〔注3〕を充実する方向も模索されている。

② 青年（18～21歳）に対する少年裁判所法の適用

現行の少年裁判所法が制定された当時は、青年の約35%に少年裁判所法、65%に一般刑法が適用されていたが、現在の適用状況はほぼ逆になっており、青年層に対する少年裁判所法の適用を減らし、より多数の者に成人刑法を適用し得るように少年裁判所法の改正を求める意見がある〔注4〕。

③ 少年裁判所法の趣旨・目的

現行の少年裁判所法の底に流れる、将来再犯に至らないための教育の必要を重視する考え方に対し、社会に対する罪の償いをさせ、処罰を与えるべきであるとの観点からの意見が述べられている〔注5〕。

2 外国人少年の犯罪とその処遇について

近年、ドイツにおいては、外国人少年による犯罪が問題となっている。ドイツの少年施設には、日本の少年院の長期処遇生活訓練課程G2に見られる、外国人で本国の少年と異なる処遇を必要とする者に対する特別の処遇のコースは設けられていない。しかし、前記のとおり、少年刑務所において、施設内で語学コースを受ける機会を設けるなどの配慮がなされている上、地域自治体が非行の予防的なコースを設けている所もある。例えば、ドイツ語教育、職業訓練、雇用創出プログラム等が実施されており、

自転車の修理工場を作って、技術を身につけた外国人少年をそこに雇っている例などもある。

- [注1] 少年裁判所法の1990年改正以降の論議については、前掲・川出「ドイツにおける少年法制の動向」87頁参照。
- [注2] 1980年代における改正論議については、宮澤浩一「最近における少年法制改正の動向－西ドイツ、オーストリア、スイスについて－」研修489号（平成元年）3頁を参照。
- [注3] 現在、要保護児童のケアを行うのは最も住民に近いレベルの地方自治体（市や郡）の少年局（Jugendamt、少年保護所という場合もある。）であり、非行児童を少年施設に措置することも少年局（法的な根拠は、児童・少年援助法とされている。）の所管であるが、これらの施設の運営主体は地方自治体のほかに民営組織（教会等）もある。
- [注4] 青年に対する少年裁判所法適用問題に関し、凶悪な重罪事件に限ってみると、軽微な事件よりも青年に対する少年裁判所法適用率が高い（1995年現在、約95%）という一見矛盾するかのよう現象が見られるようである。これは、重罪事件では、本人についての鑑定書が、精神科医や心理専門家によって特別に作られることが多く（前記第2，1(3)エ参照）、この鑑定書により、本人が社会的・精神的に未熟であるとされて少年裁判所法が適用されることが多いのが原因であるとされている。
- [注5] ドイツの少年刑事司法専門家の間でも、少年裁判所法を主たる法源とする少年刑法における教育思想の位置づけ（少年刑法の領域から教育思想を排除すべきではないかの議論）、少年刑法と少年援助法の役割と適用領域の割り振りの問題が論議されているようであるが、そこでは「少年犯罪に対処するために制裁を強化すべきか」ということを超える、興味深い議論がなされている。この点について、前掲・川出「ドイツにおける少年法制の動向」86頁以下参照。

なお、本調査研究をとりまとめるに当たっては、在ドイツ日本国大使館の上富敏伸一等書記官、矯正研修所の齋藤裕司教官及び在ベルリン日本国総領事館の川島博之三等理事官から多くの資料・情報及びアドバイスをいただいた。改めて感謝申し上げる次第である。

【参考文献】

- 阿部純二「西ドイツの少年刑法(1)」，家庭裁判月報14巻11号，1962.11
- 荒木直彦「ドイツ（ベルリン及びミュンヘン）における少年司法事情」，家庭裁判月報46巻9号，1994
- 加藤久雄「ミュンヘンにおける「刑罰に代わる社会奉仕労働」について」，家庭裁判月報32巻9号，1980.9
- 川出敏裕「ドイツ犯罪対策法（上・下）」，ジュリスト1077，1078，1995.10
- 川出敏裕「ドイツにおける少年法制の動向」，ジュリスト1087，1996.4
- 最高裁判所判例調査会「ドイツ連邦共和国司法制度概略」，海外司法ジャーナル別冊世界の裁判所，1995.10
- 齋藤裕司「ドイツ矯正施設管見」，犯罪と非行101号，1994
- 齋藤裕司「ドイツにおける少年拘禁制度とその運用」，犯罪と非行104号，1995
- 齋藤裕司「ヨーロッパ刑事施設見聞紀行」，青少年更生福祉センター・矯正福祉会，1995
- 澤登俊雄，斎藤豊治編著，「少年司法と適正手続」，成文堂，1998.2
- 澤登俊雄編著「世界諸国の少年法制」，成文堂，1994
- 澤登俊雄編著「少年司法と国際準則」，三省堂，1991

- 鈴木博人「ドイツ『児童ならびに少年援助法』成立の背景と根本原則」, 児童福祉法研究5号, 1993
- 高橋由紀子「ドイツ『児童ならびに少年援助法』(KJHG)と少年保護所の職務」, 帝京女子短期大学紀要14号, 1995
- 浜井一夫, 廣瀬健二, 波床昌則, 河原俊也「少年事件の処理に関する実務上の諸問題—否認事件を中心として—第4節ドイツ」, 司法研究報告書48輯2号, 1998.2
- 比嘉康光「第21回ドイツ少年裁判所会議について(一), (二)」, 立正法学論集24巻1.2, 3.4号, 1991
- 比嘉康光「ドイツ少年審判補助制度概観」, 立正大学法学部創立10周年記念論集『現代の法と政治』日本評論社, 1992
- 比嘉康光「ドイツ少年刑法改正概観」, 立正法学・吉川経夫先生古稀祝賀論文集—刑事法学の歴史と課題, 1994
- 比嘉康光「統計に見るドイツの外国人犯罪」, 立正法学・吉川経夫先生古稀祝賀論文集—刑事法学の歴史と課題, 1994
- 比嘉康光「ドイツ少年刑法について(上)(下)」, ケース研究245・249号, 1995
- 比嘉康光「少年審判補助の実践」, 中山研一先生古稀祝賀論文集5巻『刑法の展開』成文堂, 1997
- 平良木登規男「参審制度について」, 法学研究67巻7号, 1995
- 廣瀬健二「海外少年司法制度—英, 米, 独, 仏を中心に—」, 家庭裁判月報48巻10号, 1996.10
- 法務省司法法制調査部「ドイツ少年刑法(フリードリヒ・シャフシュタイン, 吉川経夫訳)」, 法務資料371号, 1960.11
- 法務省司法法制調査部「ドイツ刑事訴訟法典(1980年7月1日現在正文, 米沢慶治訳)」, 法務資料437号, 1981.2
- 法務省司法法制調査部「ドイツ刑法典(1980年10月1日現在正文, 宮澤浩一訳)」, 法務資料439号, 1982.1
- 丸山雅夫「ドイツの少年裁判所法について」, 南山法学16巻3.4号, 1993
- 宮澤浩一「少年拘禁について—その法的性格を中心として—」, 法学研究40巻5号, 1967
- 宮澤浩一・諸澤英道「少年拘禁の種類」, 法学研究41巻2号, 1968
- 宮澤浩一「少年審判補助機関の成立過程—序論的考察—」, 法学研究43巻5号, 1970
- 宮澤浩一「青少年非行の動向と刑事政策的対応—スイスと西ドイツの状況を中心として—」 団藤重光博士古稀祝賀論文集第3巻, 1984
- 宮澤浩一「若年者人口の変動と青少年保護政策の対応—西ドイツにおける動きを中心として—」, 家庭裁判月報40巻5号, 1988.5
- 宮澤浩一「最近における少年法制改正の動向—西ドイツ, オーストリア, スイスについて—」, 研修489号, 1989.3
- 宮澤浩一「少年法制改正の新展開—オーストリア, 西ドイツ, スイスにおける最近の動向—」 慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集法律学科編, 1990
- 村井敏邦「ヨーロッパ刑事法の旅(1)(2)—プレーメン国際少年裁判所・家庭裁判所判事協会年次総会報告」, 時の法令1483, 1485号, 1994
- ヨーアヒム・ボネルト, 比嘉康光訳「少年刑法における刑罰と教育」, 立正法学論集17巻4号, 1984
- Albrecht, Peter-Alexis., : *Jugendstrafrecht 2. Aufl.*, C.H. Beck, 1993
- Böhm, Alexander., : *Einführung in das Jugendstrafrecht, 3. Aufl.*, C.H. Beck, 1996
- Brunner, Rudolf., Dölling, Dieter., : *Jugendgerichtsgesetz, Kommentar 10. Aufl.*, Walter de Gruyter, 1996

- Brehmer, Monika., Dauth, Helga., Günkcl, Heike., : *Jugendhilfe im Jugendstrafverfahren, Standort und Wandel -Leitfaden für die Arbeit der Jugendgerichtshilfe, Unveränderter Nachdruck DVJJ*, 1997
- Diemer/Schoreit/Sonnen, : *JGG Kommentar zum Jugendgerichtsgesetz 2. Aufl*, C.F. Müller, 1995
- Eisenberg, Ulrich., : *Jugendgerichtsgesetz mit Erläuterungen 7. Aufl*, C.H. Beck, 1997
- Myozynski, Peter., : *Kinder und Jugendgerichtsgesetz 2. Aufl*, C.H. Beck, 1994
- Nix, Christoph., : *Kurzkomentar zum Jugendgerichtsgesetz*, Bertz, 1994
- Ostendorf, H., : *Jugendgerichtsgesetz : Kommentar 3. Aufl*, Carl Heymanns, 1994
- Roxin, Claus., : *Strafverfahrensrecht 24. Aufl*, C.H. Beck, 1995
- Schaffstein, F., Beulke, W., : *Jugendstrafrecht : Eine systematische Darstellung, 13. Aufl*, Kohlhammer, 1998

資料1-1 刑法犯検挙人員及び人口比

(1988年～1997年)

年次	検挙人員	人口比							
		児童 (14歳未満)	少年 (14歳以上 18歳未満)	青年 (18歳以上 21歳未満)	成人	児童 (14歳未満)	少年 (14歳以上 18歳未満)	青年 (18歳以上 21歳未満)	成人
1988年	1,314,080	51,817	120,968	141,419	999,876	1,086.6	4,452.7	5,106.7	2,095.6
1989	1,370,962	56,095	124,618	141,454	1,048,795	1,141.3	4,843.5	5,394.8	2,156.0
1990	1,437,923	62,500	141,244	149,823	1,084,356	1,239.6	5,591.9	6,087.2	2,187.5
1991	1,603,206	72,001	161,299	169,362	1,200,544	1,043.7	4,968.1	5,973.4	1,938.9
1992	1,833,069	80,480	186,981	192,959	1,372,649	1,142.6	5,646.0	7,267.7	2,192.5
1993	2,051,775	88,276	207,944	208,040	1,547,515	1,231.0	6,130.8	8,180.7	2,458.1
1994	2,037,729	100,077	223,551	196,437	1,517,664	1,378.1	6,404.3	7,734.3	2,404.2
1995	2,118,104	116,619	254,329	207,136	1,540,020	1,589.0	7,107.4	8,043.4	2,431.4
1996	2,213,293	131,010	277,479	219,928	1,584,876	1,768.2	7,587.0	8,367.0	2,497.3
1997	2,273,560	144,260	292,518	226,279	1,610,503	1,952.2	7,926.8	8,498.7	2,535.9

注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik 及びドイツ統計局の資料による。

2 「少年」とは、14歳以上18歳未満の者をいい、「青年」とは、18歳以上21歳未満の者をいう。

3 人口比は、各年齢層人口（児童に関しては6歳以上14歳未満の人口）10万人当たりの検挙人員の比率である。

4 交通犯罪及び国家保護犯罪を除く。

資料1-2 特定罪種別検挙人員及び人口比

(1988年～1997年)

① 殺人

年次	検挙人員	人口比							
		児童 (14歳未満)	少年 (14歳以上 18歳未満)	青年 (18歳以上 21歳未満)	成人	児童 (14歳未満)	少年 (14歳以上 18歳未満)	青年 (18歳以上 21歳未満)	成人
1988年	2,591	15	100	227	2,249	0.3	3.7	8.2	4.7
1989	2,474	5	88	230	2,151	0.1	3.4	8.8	4.4
1990	2,493	6	91	238	2,158	0.1	3.6	9.7	4.4
1991	2,951	7	130	315	2,499	0.1	4.0	11.1	4.0
1992	3,460	7	180	392	2,881	0.1	5.4	14.8	4.6
1993	4,314	12	252	561	3,489	0.2	7.4	22.1	5.5
1994	4,158	13	220	513	3,412	0.2	6.3	20.2	5.4
1995	4,312	13	258	460	3,581	0.2	7.2	17.9	5.7
1996	4,056	9	214	467	3,366	0.1	5.9	17.8	5.3
1997	3,829	12	246	391	3,180	0.2	6.7	14.7	5.0

② 強盗

年次	検挙人員	人口比							
		児童 (14歳未満)	少年 (14歳以上 18歳未満)	青年 (18歳以上 21歳未満)	成人	児童 (14歳未満)	少年 (14歳以上 18歳未満)	青年 (18歳以上 21歳未満)	成人
1988年	16,688	508	2,807	3,105	10,268	10.7	103.3	112.1	21.5
1989	16,597	582	2,849	3,077	10,089	11.8	110.7	117.4	20.7
1990	19,365	870	3,824	3,593	11,078	17.3	151.4	146.0	22.3
1991	24,827	990	5,138	4,907	13,792	14.4	158.3	173.1	22.3
1992	29,076	1,061	6,074	5,689	16,252	15.1	183.4	214.3	26.0
1993	33,076	1,263	7,437	6,070	18,306	17.6	219.3	238.7	29.1
1994	32,641	1,697	8,257	5,681	17,006	23.4	236.5	223.7	26.9
1995	37,897	2,447	11,000	6,867	17,583	33.3	307.4	266.7	27.8
1996	41,283	2,874	13,130	7,611	17,668	38.8	359.0	289.6	27.8
1997	43,769	3,629	14,124	7,987	18,029	49.1	382.7	300.0	28.4

③ 傷害

年次	検挙人員					人口比			
		児 童 (14歳未満)	少 年 (14歳以上 18歳未満)	青 年 (18歳以上 21歳未満)	成 人	児 童 (14歳未満)	少 年 (14歳以上 18歳未満)	青 年 (18歳以上 21歳未満)	成 人
1988年	175,900	2,145	13,733	21,521	138,501	45.0	505.5	777.1	290.3
1989	179,735	2,363	14,443	21,198	141,731	48.1	561.3	808.4	291.4
1990	183,666	2,637	15,310	21,398	144,321	52.3	606.1	869.4	291.1
1991	211,795	3,676	19,789	24,983	163,347	53.3	609.5	881.1	263.8
1992	232,644	4,583	23,871	26,826	177,364	65.1	720.8	1,010.4	283.3
1993	249,976	6,270	28,535	27,403	187,768	87.4	841.3	1,077.6	298.3
1994	258,205	7,296	30,643	27,752	192,514	100.5	877.9	1,092.7	305.0
1995	283,135	8,683	37,536	30,826	206,090	118.3	1,049.0	1,197.0	325.4
1996	298,145	10,327	41,984	33,557	212,277	139.4	1,148.0	1,276.7	334.5
1997	314,773	12,215	46,948	35,678	219,932	165.3	1,272.2	1,340.0	346.3

④ 窃盗

年次	検挙人員					人口比			
		児 童 (14歳未満)	少 年 (14歳以上 18歳未満)	青 年 (18歳以上 21歳未満)	成 人	児 童 (14歳未満)	少 年 (14歳以上 18歳未満)	青 年 (18歳以上 21歳未満)	成 人
1988年	489,337	38,793	74,415	58,310	317,819	813.5	2,739.1	2,105.6	666.1
1989	500,908	42,041	74,777	56,305	327,785	855.4	2,906.3	2,147.4	673.8
1990	568,322	47,214	91,503	66,362	363,243	936.4	3,622.6	2,696.2	732.8
1991	647,669	53,160	102,163	76,283	416,063	770.6	3,146.7	2,690.5	672.0
1992	761,032	60,414	119,572	90,767	490,279	857.7	3,610.5	3,418.7	783.1
1993	829,597	64,058	127,233	95,427	542,879	893.2	3,751.2	3,752.4	862.3
1994	772,757	71,875	135,688	82,715	482,479	989.8	3,887.2	3,256.7	764.3
1995	795,629	83,839	151,749	84,653	475,388	1,142.4	4,240.7	3,287.2	750.5
1996	828,515	94,421	162,240	87,389	484,465	1,274.4	4,436.1	3,324.6	763.4
1997	828,945	102,137	163,525	85,644	477,639	1,382.2	4,431.3	3,216.7	752.1

⑤ 強姦

年次	検挙人員					人口比			
		児 童 (14歳未満)	少 年 (14歳以上 18歳未満)	青 年 (18歳以上 21歳未満)	成 人	児 童 (14歳未満)	少 年 (14歳以上 18歳未満)	青 年 (18歳以上 21歳未満)	成 人
1988年	3,708	14	250	379	3,065	0.3	9.2	13.7	6.4
1989	3,481	22	208	365	2,886	0.4	8.1	13.9	5.9
1990	3,520	15	190	378	2,937	0.3	7.5	15.4	5.9
1991	4,073	14	248	430	3,381	0.2	7.6	15.2	5.5
1992	4,559	25	284	472	3,778	0.4	8.6	17.8	6.0
1993	4,668	24	315	497	3,832	0.3	9.3	19.5	6.1
1994	4,642	31	279	452	3,880	0.4	8.0	17.8	6.1
1995	4,628	27	340	467	3,794	0.4	9.5	18.1	6.0
1996	4,695	24	355	459	3,857	0.3	9.7	17.5	6.1
1997	5,071	33	408	510	4,120	0.4	11.1	19.2	6.5

注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik 及びドイツ統計局の資料による。

2 資料1-1の注2から4に同じ。

3 各特定罪種は次のとおりである。

殺人 謀殺(Mord), 故殺(Totschlag), 要求による殺人(Tötung auf Verlangen) 及び嬰兒殺(Kindestötung)
 強盗 強盗(Raub), 強盗的恐喝(räuberische Erpressung) 及び自動車運転者に対する強盗的攻撃(räuberischer Angriff auf Kraftfahrer)

傷害 危険・重傷害(gefährliche und schwere Körperverletzung sowie Vergiftung) 及び軽傷害(vorsätzliche leichte Körperverletzung)

資料 3 - 1 刑法犯の少年・青年・成人別有罪人員

(1987年～1996年)

年 次	総 数	少 年		青 年		成 人	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
1987年	691,394	47,183	6.8	82,798	12.0	561,413	81.2
1988	702,794	44,479	6.3	80,271	11.4	578,044	82.2
1989	693,499	38,020	5.5	73,078	10.5	582,401	84.0
1990	692,363	34,684	5.0	66,972	9.7	590,707	85.3
1991	695,118	32,282	4.6	64,344	9.3	598,492	86.1
1992	712,613	32,408	4.5	64,043	9.0	616,162	86.5
1993	760,792	33,356	4.4	67,118	8.8	660,318	86.8
1994	765,397	33,895	4.4	66,006	8.6	665,496	86.9
1995	759,989	37,668	5.0	64,887	8.5	657,434	86.5
1996	763,690	41,006	5.4	65,789	8.6	656,895	86.0

注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

資料 3 - 2 刑法犯の青年有罪人員中の
少年裁判所法の適用を受けた者の比率

(1987年～1996年)

年 次	総 数	少年裁判所法 適用数	少年裁判所法 適用比
1987年	82,798	52,890	63.88
1988	80,271	52,212	65.04
1989	73,078	46,931	64.22
1990	66,972	42,590	63.59
1991	64,344	40,446	62.86
1992	64,043	39,431	61.57
1993	67,118	39,308	58.57
1994	66,006	38,070	57.68
1995	64,887	39,063	60.20
1996	65,789	39,840	60.56

注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

**資料 3 - 3 少年裁判所における少年・青年別刑法犯有罪人員
及び処分別件数**

(1987年～1996年)

年 次		有罪人員		処分別件数		
				少年刑	懲戒処分	教育処分
1987年	総数	100,073	140,209	15,054	83,496	41,659
	少年	47,183	67,187	4,339	37,921	24,927
	青年	52,890	73,022	10,715	45,575	16,732
1988	総数	96,691	135,812	15,003	80,242	40,567
	少年	44,479	63,527	4,222	35,125	24,180
	青年	52,212	72,285	10,781	45,117	16,387
1989	総数	84,951	119,084	13,090	70,543	35,451
	少年	38,020	54,185	3,607	29,909	20,669
	青年	46,931	64,899	9,483	40,634	14,782
1990	総数	77,274	108,471	12,103	63,507	32,861
	少年	34,684	49,585	3,311	26,728	19,546
	青年	42,590	58,886	8,792	36,779	13,315
1991	総数	72,728	103,068	12,938	68,459	21,671
	少年	32,282	46,695	3,616	30,568	12,511
	青年	40,446	56,373	9,322	37,891	9,160
1992	総数	71,839	100,660	13,040	69,601	18,019
	少年	32,408	46,645	3,622	32,578	10,445
	青年	39,431	54,015	9,418	37,023	7,574
1993	総数	72,664	101,389	13,991	71,861	15,537
	少年	33,356	47,960	4,091	35,156	8,713
	青年	39,308	53,429	9,900	36,705	6,824
1994	総数	71,965	100,833	13,998	72,770	14,065
	少年	33,895	48,735	4,250	36,439	8,046
	青年	38,070	52,098	9,748	36,331	6,019
1995	総数	76,731	107,243	13,880	78,318	15,045
	少年	37,668	54,096	4,472	40,703	8,921
	青年	39,063	53,147	9,408	37,615	6,124
1996	総数	80,846	112,971	15,146	83,195	14,630
	少年	41,006	58,860	5,047	45,019	8,794
	青年	39,840	54,111	10,099	38,176	5,836

注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege)
による。

資料 3－4 少年裁判所における少年刑の刑期別有罪人員

(1987年～1996年)

年 次	有罪人員 総 数	少年刑					懲戒処分	教育処分
			6 月以上 1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を 超える	不定期		
1987年	100,073	15,054 (9,731)	9,552 (7,685)	4,051 (2,046)	1,354	97	66,260	18,759
1988	96,691	15,003 (9,644)	9,449 (7,546)	4,121 (2,098)	1,343	90	63,415	18,273
1989	84,951	13,090 (8,367)	8,139 (6,439)	3,738 (1,928)	1,136	77	55,604	16,257
1990	77,274	12,103 (7,784)	7,524 (5,961)	3,393 (1,823)	1,133	53	50,193	14,978
1991	72,728	12,938 (8,126)	7,422 (5,889)	4,113 (2,237)	1,335	—	50,592	9,198
1992	71,839	13,040 (8,252)	7,492 (5,889)	4,181 (2,363)	1,356	—	51,428	7,371
1993	72,664	13,991 (8,746)	7,957 (6,204)	4,519 (2,542)	1,515	—	52,277	6,396
1994	71,965	13,998 (8,880)	8,010 (6,320)	4,467 (2,560)	1,521	—	52,276	5,691
1995	76,731	13,880 (8,875)	7,890 (6,193)	4,496 (2,682)	1,494	—	56,357	6,494
1996	80,846	15,146 (9,763)	8,650 (6,889)	4,886 (2,874)	1,610	—	59,385	6,315

注 1 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。
2 少年及び青年を併せた人員である。
3 処分が併科されている場合は、少年刑、懲戒処分、教育処分の順に主要な一つを計上してある。
4 () 内は、刑の執行猶予を言い渡された者の数で、内数である。

資料 3 - 5 少年裁判所における少年・青年別懲戒処分件数

(1987年～1996年)

年 次		総 数	少年拘禁				義務の賦課	戒 告
			継続拘禁	短期拘禁	休日拘禁			
1987年	総数	83,496	19,208	8,152	1,617	9,439	32,213	32,075
	少年	37,921	9,697	3,580	798	5,319	11,217	17,007
	青年	45,575	9,511	4,572	819	4,120	20,996	15,068
1988	総数	80,242	18,025	7,541	1,303	9,181	30,921	31,296
	少年	35,125	8,950	3,203	655	5,092	10,032	16,143
	青年	45,117	9,075	4,338	648	4,089	20,889	15,153
1989	総数	70,543	15,574	6,643	995	7,936	27,920	27,049
	少年	29,909	7,629	2,815	484	4,330	8,625	13,655
	青年	40,634	7,945	3,828	511	3,606	19,295	13,394
1990	総数	63,507	12,785	5,625	879	6,281	25,967	24,755
	少年	26,728	6,225	2,377	437	3,411	7,933	12,570
	青年	36,779	6,560	3,248	442	2,870	18,034	12,185
1991	総数	68,459	11,557	5,616	653	5,288	34,047	22,855
	少年	30,568	5,751	2,452	326	2,973	13,538	11,279
	青年	37,891	5,806	3,164	327	2,315	20,509	11,576
1992	総数	69,601	11,711	6,005	683	5,023	36,213	21,677
	少年	32,578	5,755	2,565	344	2,846	15,831	10,992
	青年	37,023	5,956	3,440	339	2,177	20,382	10,685
1993	総数	71,861	12,248	6,541	800	4,907	38,430	21,183
	少年	35,156	5,970	2,774	379	2,817	18,089	11,097
	青年	36,705	6,278	3,767	421	2,090	20,341	10,086
1994	総数	72,770	12,271	6,534	725	5,012	39,397	21,102
	少年	36,439	6,175	2,865	343	2,967	19,132	11,132
	青年	36,331	6,096	3,669	382	2,045	20,265	9,970
1995	総数	78,318	12,953	6,717	841	5,395	42,899	22,466
	少年	40,703	6,838	3,118	437	3,283	21,646	12,219
	青年	37,615	6,115	3,599	404	2,112	21,253	10,247
1996	総数	83,195	14,063	7,368	908	5,787	45,712	23,420
	少年	45,019	7,760	3,617	476	3,667	24,138	13,121
	青年	38,176	6,303	3,751	432	2,120	21,574	10,299

注 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

資料 3 - 6 少年裁判所における殺人の処分種類別有罪人員

(1987年～1996年)

年 次	有罪人員	少年刑					懲戒処分	教育処分
			6 月以上 1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を 超える	不定期		
1987年	125	119 (17)	1 (1)	18 (16)	100	—	6	—
1988	87	85 (12)	1 (1)	13 (11)	68	3	2	—
1989	68	67 (5)	— (0)	8 (5)	59	—	1	—
1990	67	66 (7)	1 (1)	10 (6)	54	1	—	1
1991	60	60 (4)	— (0)	7 (4)	53	—	—	—
1992	69	69 (4)	1 (1)	6 (3)	62	—	—	—
1993	74	74 (5)	2 (1)	7 (4)	65	—	—	—
1994	78	78 (14)	4 (4)	11 (10)	63	—	—	—
1995	76	76 (13)	2 (1)	15 (12)	59	—	—	—
1996	81	81 (15)	5 (4)	14 (11)	62	—	—	—

注 1 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

2 資料 3 - 4 の注 2 から 4 に同じ。

資料 3 - 7 少年裁判所における強盗・恐喝の処分種類別有罪人員

(1987年～1996年)

年 次	有罪人員	少年刑					懲戒処分	教育処分
			6 月以上 1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を 超える	不定期		
1987年	2,598	1,809 (1,107)	808 (688)	676 (419)	313	12	641	148
1988	2,537	1,766 (1,021)	790 (654)	656 (367)	308	12	620	151
1989	2,420	1,638 (1,004)	729 (613)	636 (391)	253	20	628	154
1990	2,473	1,609 (941)	692 (553)	628 (388)	280	9	654	210
1991	2,994	1,953 (1,152)	827 (673)	765 (479)	359	—	809	232
1992	3,018	1,968 (1,191)	809 (653)	820 (538)	339	—	880	170
1993	3,136	2,117 (1,265)	835 (703)	872 (562)	410	—	856	163
1994	3,166	2,030 (1,189)	858 (673)	807 (516)	365	—	969	167
1995	3,862	2,235 (1,372)	960 (796)	897 (576)	378	—	1,321	306
1996	4,903	2,707 (1,700)	1,201 (985)	1,106 (715)	400	—	1,821	375

注 1 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

2 資料 3 - 4 の注 2 から 4 に同じ。

資料 3 - 8 少年裁判所における窃盗・横領の処分種類別有罪人員

(1987年～1996年)

年 次	有罪人員	少年刑					懲戒処分	教育処分
			6 月以上 1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を 超える	不定期		
1987年	43,904	7,871 (5,120)	5,268 (4,196)	2,007 (924)	537	59	26,941	9,092
1988	42,495	7,826 (5,053)	5,113 (4,065)	2,107 (988)	556	50	25,770	8,899
1989	35,516	6,438 (4,097)	4,186 (3,289)	1,746 (808)	473	33	21,386	7,692
1990	31,653	5,667 (3,637)	3,690 (2,890)	1,510 (747)	444	23	19,104	6,882
1991	29,980	5,753 (3,586)	3,492 (2,713)	1,776 (873)	475	—	20,028	4,199
1992	30,015	5,673 (3,515)	3,428 (2,620)	1,769 (895)	476	—	20,962	3,380
1993	30,477	5,961 (3,679)	3,620 (2,761)	1,852 (918)	489	—	21,708	2,808
1994	29,661	5,998 (3,711)	3,595 (2,759)	1,869 (952)	534	—	21,254	2,409
1995	31,341	5,744 (3,561)	3,425 (2,606)	1,798 (955)	521	—	22,881	2,716
1996	32,023	5,840 (3,571)	3,504 (2,695)	1,793 (876)	543	—	23,724	2,459

注 1 Rechtspflege, Reihe 1 (Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege) による。

2 資料 3 - 4 の注 2 から 4 に同じ。

フランスにおける少年非行の動向と 少年法制に関する調査

研究官 生 島 浩
研究官 中 野 陽 子

目 次

第 1 少年非行の動向155

第 2 少年司法制度159

1 歴史的経緯等159

2 少年事件の流れ159

3 処遇の概要160

第 3 少年司法の運用162

第1 少年非行の動向

フランスの刑法犯検挙人員について、その総数、成人・18歳未満の少年検挙人員及び少年・成人の人口比の、1988年から1997年までの推移を見ると、表1のとおりである。

なお、フランスでは、刑事法上「青年」という概念がなく、18歳未満の者が「少年」、18歳以上の者が「成人」として取り扱われている。また、1988年以降の数値を取り上げたのは、この年に刑事責任年齢に達しない13歳未満の少年を犯罪統計上の「少年」に含めるなどの変更がなされたためである。

表1 刑法犯検挙人員・人口比

フランス (1988年～1997年)					
年次	検 挙 人 員			人 口 比	
	総 数	少 年	成 人	少 年	成 人
1988	770,156	92,143	678,013	1,411.9	1,620.9
1989	768,890	94,302	674,588	1,471.8	1,598.0
1990	754,161	98,284	655,877	1,562.8	1,590.6
1991	770,370	101,631	668,739	1,633.7	1,567.2
1992	712,407	98,864	613,543	1,601.2	1,509.4
1993	690,455	92,912	597,543	1,505.5	1,526.2
1994	775,701	109,338	666,363	1,772.5	1,391.2
1995	793,393	126,233	667,160	2,035.4	1,504.2
1996	804,655	143,824	660,831	2,310.7	1,481.2
1997	797,362	154,437	642,925	2,466.2	1,433.5

注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France
及び La Situation Démographique による。

2 人口比は、各年齢層人口(少年については、10歳以上18歳未満の人口)
10万人当たりの検挙人員の比率である。

少年の刑法犯検挙人員は、1983年に10万7,000人を超えてピークを記録したが、1994年以降はこれを上回る数値を示し、1997年には15万4,437人となっており、検挙人員に占める少年の比率も19.4%と、1988年以降の10年間の最高値を示している。また、少年人口比も、成人人口比が低下傾向にある中で、1997年には2,466.2と1988年の1.7倍の数値となっている。

表2は、特定5罪種について、1988年から1997年までの検挙人員、少年・成人の各人口比を示したものである。この10年間の少年検挙人員の推移を見ると、殺人は、成人が減少傾向にある中で増加傾向を示していたが、1997年は人員・人口比共に減少した。強盗と窃盗は、少年人口比が成人のそれを大きく上回っており、1997年は、強盗が4.5倍、窃盗が3.4倍となっている。傷害は、少年検挙人員が、10年間に3.3倍となり、人口比も1996年以降少年が成人を上回るに至っており、強姦も、この10年間に少年の検挙人員が2.5倍、少年人口比が2.6倍となっている。

表2 特定罪種別検挙人員・人口比

フランス (1988年～1997年)

① 殺人

年 次	検 挙 人 員			人 口 比	
	総 数	少 年	成 人	少 年	成 人
1988	2,450	125	2,325	1.9	5.6
1989	2,329	119	2,210	1.9	5.2
1990	2,210	126	2,084	2.0	4.9
1991	2,131	115	2,016	1.8	4.7
1992	2,162	127	2,035	2.1	4.7
1993	2,065	97	1,968	1.6	4.5
1994	2,075	120	1,955	1.9	4.4
1995	2,113	151	1,962	2.4	4.4
1996	2,089	147	1,942	2.4	4.4
1997	1,827	136	1,691	2.2	3.8

② 強盗

年 次	検 挙 人 員			人 口 比	
	総 数	少 年	成 人	少 年	成 人
1988	14,249	3,448	10,801	52.8	25.8
1989	13,999	3,289	10,710	51.3	25.4
1990	14,664	3,789	10,875	60.2	25.5
1991	15,865	4,347	11,518	69.9	26.8
1992	16,221	4,208	12,013	68.2	27.6
1993	16,198	3,899	12,299	63.2	28.1
1994	18,618	5,018	13,600	81.3	30.8
1995	20,257	6,263	13,994	101.0	31.6
1996	21,730	7,743	13,987	124.4	31.4
1997	21,925	8,452	13,473	135.0	30.0

③ 傷害

年 次	検 挙 人 員			人 口 比	
	総 数	少 年	成 人	少 年	成 人
1988	34,702	2,926	31,776	44.8	76.0
1989	37,952	3,392	34,560	52.9	81.9
1990	38,407	3,485	34,922	55.4	81.9
1991	41,321	4,197	37,124	67.5	86.2
1992	43,097	4,418	38,661	71.6	89.0
1993	43,568	4,607	38,961	74.6	88.9
1994	50,209	5,637	44,572	91.4	101.1
1995	56,741	6,899	49,842	111.2	112.4
1996	60,484	8,717	51,767	140.1	116.0
1997	65,163	9,533	55,630	152.2	124.0

④ 窃盗

年 次	検 挙 人 員			人 口 比	
	総 数	少 年	成 人	少 年	成 人
1988	239,203	61,066	178,137	935.7	425.9
1989	235,186	60,609	174,577	946.0	413.5
1990	236,041	63,179	172,862	1,004.6	405.5
1991	242,929	64,129	178,800	1,030.9	415.4
1992	245,878	60,076	185,802	973.0	427.6
1993	234,811	55,923	178,888	906.1	408.3
1994	247,643	61,889	185,754	1,003.3	421.2
1995	237,488	66,426	171,062	1,071.1	385.7
1996	236,500	71,149	165,351	1,143.1	370.6
1997	220,928	71,327	149,601	1,139.0	333.6

⑤ 強姦

年 次	検 挙 人 員			人 口 比	
	総 数	少 年	成 人	少 年	成 人
1988	3,068	453	2,615	6.9	6.3
1989	3,604	567	3,037	8.8	7.2
1990	3,617	512	3,105	8.1	7.3
1991	3,940	513	3,427	8.2	8.0
1992	4,000	579	3,421	9.4	7.9
1993	3,984	543	3,441	8.8	7.9
1994	4,810	651	4,159	10.6	9.4
1995	5,747	871	4,876	14.0	11.0
1996	5,856	947	4,909	15.2	11.0
1997	6,523	1,121	5,402	17.9	12.0

- 注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France
及び La Situation Démographique による。
- 2 人口比は、各年齢層人口(少年については、10歳以上18歳未満の人口)
10万人当たりの検挙人員の比率である。
- 3 「強姦」は、武器(銃器)を用いた盗罪(vols à main armée (armes
à feu))及び武器を用いない暴力行為を伴う盗罪(autres vols avec
violences sans arme à feu)である。

さらに、同様の推移を薬物犯罪について見たのが、表3である。この10年間に少年の検挙人員が5.1倍、少年人口比が5.3倍となっている。その態様別の状況を見たのが表4であり、「使用」が全体の8割近くを占め、この10年間で5.2倍にも急増している。

表3 薬物犯罪検挙人員・人口比

フランス (1988年～1997年)

年 次	検 挙 人 員			人 口 比	
	総 数	少 年	成 人	少 年	成 人
1988	48,747	2,851	45,896	43.7	109.7
1989	50,317	3,308	47,009	51.6	111.4
1990	55,682	3,967	51,715	63.1	121.3
1991	59,702	4,227	55,475	68.0	128.9
1992	64,257	4,160	60,097	67.4	138.3
1993	59,852	3,531	56,321	57.2	128.5
1994	68,819	4,860	63,959	78.8	145.0
1995	79,271	8,215	71,056	132.5	160.2
1996	85,826	11,354	74,472	182.4	166.9
1997	90,559	14,577	75,982	232.8	169.4

注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France
及び La Situation Démographique による。

2 人口比は、各年齢層人口(少年については、10歳以上18歳未満の人口)
10万人当たりの検挙人員の比率である。

表4 薬物犯罪の態様別少年検挙人員

フランス (1988年～1997年)

年 次	取 引	使用目的者への譲渡	使 用	そ の 他
1988年	299 (3.4)	458 (5.0)	2,060 (6.9)	34 (3.4)
1989	343 (3.6)	523 (6.1)	2,373 (7.5)	69 (8.9)
1990	439 (4.4)	657 (6.6)	2,809 (8.1)	62 (6.6)
1991	470 (4.7)	694 (7.1)	3,014 (7.7)	49 (5.1)
1992	440 (3.9)	752 (6.2)	2,904 (7.3)	64 (5.3)
1993	391 (3.7)	643 (5.7)	2,405 (6.6)	92 (6.7)
1994	413 (3.4)	849 (6.9)	3,506 (8.1)	92 (8.0)
1995	557 (5.3)	1,281 (9.9)	6,143 (11.5)	234 (9.7)
1996	830 (7.1)	1,896 (13.3)	8,272 (14.5)	356 (12.5)
1997	1,381 (10.6)	2,090 (15.7)	10,615 (17.3)	491 (17.2)

注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。

2 () 内は少年比である。

第2 少年司法制度

1 歴史的経緯等

フランスの少年に対する刑事責任、処罰等に関する特別な規定は、1810年のいわゆるナポレオン刑法典が16歳未満の者に対する特則を定めたのが始まりとされるが、1906年には刑事上の成年年齢が16歳から18歳に引き上げられた。さらに、1912年の少年法で、刑事責任年齢の下限については13歳と定められ、また、少年裁判所、社会調査の採用等によって本格的な少年法制が整備された。

そして、ナチス占領から解放された1945年の政令（オルドナンス、ordonnance）において、18歳未満の少年に対しては教育処分を優先するとの理念の下、少年係判事の創設、少年担当者の専門化、少年保護局の創設、少年裁判所の手続整備などが行われ、現在まで少年法制の基本法として機能している。

その後、1951年には、重罪で起訴された16歳以上18歳未満の少年などに対する裁判のために少年重罪法院が設けられた。さらに、1975年には、少年裁判所及び少年重罪法院において、16歳以上の犯罪少年に対して、5年を超えない期間で司法的保護処分を言い渡せることにした。これは、民事上の成年が21歳から18歳に引き下げられたことに伴うもので、18歳に達した後も21歳まで、教育・職業訓練施設への収容、医療又は医療教育機関への収容等を命じることができるようになった。

なお、1990年7月には、少年手続の専門化の徹底、少年手続における少年の権利の充実、少年の刑事責任の明確化と刑罰の適正化などを骨子とする「少年法改正に関する司法省草案」が公表されているが、一部を除いて法律化されるには至っていない。

2 少年事件の流れ

フランスでは、犯罪が法定刑により、重罪（無期の懲役又は禁錮、30年以下ないし10年以上の懲役又は禁錮などが科される罪で、故殺や強姦などがこれに当たる。）、軽罪（10年以下の拘禁刑、罰金などが科される罪で、窃盗や麻薬の違法所持などがこれに当たる。）、違警罪（第1級から第5級まであり、拘禁刑はなく罰金が科される罪で、駐車違反等の交通事犯や軽微な暴行などがこれに当たる。）に区分されているが、少年事件についても、この区分に応じて、異なった取り扱いが定められている。

(1) 18歳未満の少年が軽罪又は第5級違警罪を犯した場合は、予審を経て少年係判事（juge des enfants）又は少年裁判所（tribunal pour enfants）が事件を管轄する。少年係判事は、単独で審判を行えるが、科することができる処分は、施設収容以外の軽い教育的措置及び保護観察だけである（オルドナンス8条、以下条文のみを適宜引用する。）。

(2) 16歳未満の少年が重罪を犯した場合は、予審を経て少年裁判所が事件を管轄する。少年裁判所は、少年係判事である裁判長と職業裁判官でない陪席裁判官2人から成り、成人事件にはない構成となっている。この陪席裁判官は、30歳以上のフランス国民から男女同数が任命されるが、少年問題に関わる教育や社会福祉関係者等が多く、任期は4年で再任も可能である。

(3) 16歳以上18歳未満の少年が重罪を犯した場合は、予審を経て少年重罪法院（cour d'assises des mineurs）が事件を管轄する。少年重罪法院は、少年事件を専門とする控訴院判事が裁判長、少年係判事である陪席裁判官2人、陪審員9人により構成される（20条）。陪審員は23歳以上の一般市民で、成人事件のための重罪法院陪審員名簿から抽選で各事件ごとに選ばれる。

(4) 18歳未満の少年が第1級ないし第4級の違警罪を犯した場合は、違警罪裁判所（tribunal de police）が管轄する。違警罪裁判所では、罰金（13歳以上）又は訓戒がなされるが、保護観察が相当な場

合は少年係判事に移送される（21条）。

このように、第4級以下の違警罪を除いて、予審が義務的に実施されるが、これを担当するのが、少年事件を専門とする少年係判事又は予審判事である。予審期間中は、仮に、両親、一時保護センター、鑑別所などへ委託することができ（10条）、強制的措置として警察留置や勾留もある。ただし、13歳未満の者については、原則的に警察留置、勾留は認められない（4条）。

予審では、少年の家庭状況や生育歴等の社会調査や医学的・心理学的検査が行われ、犯罪が証明されない場合の免訴の決定や少年裁判所等への移送命令のほか、少年に対する訓戒（admonestation）や両親・後見人への引渡しなど一定の教育的措置をこの段階で言い渡すことができる。さらに、言い渡した措置はいつでも取消し・変更することもできる。

裁判には、少年の保護者、法定代理人のほか、少年保護機関や保護観察担当者などの関係者は出席できるが、公開は制限されている。判決自体は公表できるが、法廷での弁論の内容や少年の身元を公表することは、図書、新聞など方法のいかんを問わず禁止されており、違反行為には罰則が定められている（14条）。

検察官は、起訴・不起訴の決定権を有しており、予審を請求し、少年裁判所や少年重罪法院等の審理に立ち会わなければならない。また、検察官は、違警罪裁判所、少年係判事、少年裁判所の判決に対しては控訴院少年特別部に控訴でき、少年重罪法院の判決に対しては、法律問題に関して破棄申立てができる。

3 処遇の概要

犯罪時に18歳未満の者が少年とされているが、刑事責任年齢は犯行時13歳であり、それ未満の少年には刑事処分を科することはできず、教育的措置のみを言い渡すことができる。

13歳以上18歳未満の犯罪少年には、刑事処分又は教育的措置が言い渡される。教育的措置としては、①両親・後見人等への引渡し、②資格を有する公立・私立の教育施設又は職業教育施設への収容、③資格を有する医療施設又は治療教育施設への収容、④教護又は矯正教育のための公立施設等への収容などがある。この処分は、少年が18歳に達すると終了するが、同様の内容をもつ司法的保護処分（protection judiciaire）を、18歳未満の少年に対して5年を超えない期間で言い渡すこともできる（16条の2、1996年7月改正）。ただし、施設収容に関しては、18歳に達した後は、少年が希望・請求した場合を除き続行できない。

また、13歳以上18歳未満の少年に対しては、法定刑の2分の1を超える自由刑を言い渡すことができず、法定刑が無期懲役の場合は、20年を超える懲役刑を言い渡すことはできない（20条の2）。さらに、16歳以上18歳未満の少年については、特に理由を明示した上で刑の減軽を認めない決定ができる一方で、自由刑に代わり、あるいは執行猶予に伴って公益奉仕労働（travail d'intérêt général）を言い渡すこともできる。罰金についても、法定の2分の1を超える金額の罰金刑を言い渡すことができないなどの軽減規定がある（20条の3）。

なお、死刑は、成人を含め1981年に廃止されている。

保護観察は、教育的措置及び刑事処分に併用されるほか、予審期間中や判決前の社会調査・試験的観察として、少年係判事の監督の下で、保護観察官及び篤志の委員により実施される。保護観察官は、篤志委員の活動を指導し調整する役割を担うほか、少年係判事から個別に委託を受けて、少年の再教育を担当するが、その報告等に基づき、少年係判事は、少年に言い渡されたすべての教育的措置及び刑事処分の取消し・変更について審理することができる（25条）。

また、フランスでは、被害者が、犯罪者に損害賠償を求める私訴 (action civile) を少年係判事や少年裁判所等に提起し、私訴原告として法廷で弁論できる。さらに、予審請求以前の段階では検察官が、予審や裁判段階では少年係判事が、被害者の同意を得て、被害者への援助や賠償の措置を行うことなどを少年に対し提案することができる。

(注) 本項の記述に関しては、

- (1) 澤登俊雄編著「世界の少年法制」, 成文堂, 1994
 - (2) 澤登俊雄・斉藤豊治編著「少年司法と適正手続」, 成文堂, 1998
 - (3) 司法研修所編「少年事件の処理に関する実務上の諸問題」, 法曹会, 1997
 - (4) 廣瀬健二「海外少年司法制度－英, 米, 独, 仏を中心に－」, 家庭裁判月報48巻10号, 1996
 - (5) 小木曾綾・只木誠「フランス少年法の動向」, 駒澤大学法学部法学論集56号, 1997
- などを参照した。

第3 少年司法の運用

表5は、1992年から1996年までの重罪に係る処分内容別の言渡し人員を見たものである。これによると、重罪については、そのほとんどに刑事処分が言い渡されており、無期刑を除く刑期の平均月数は、1996年では46.0月となっている。

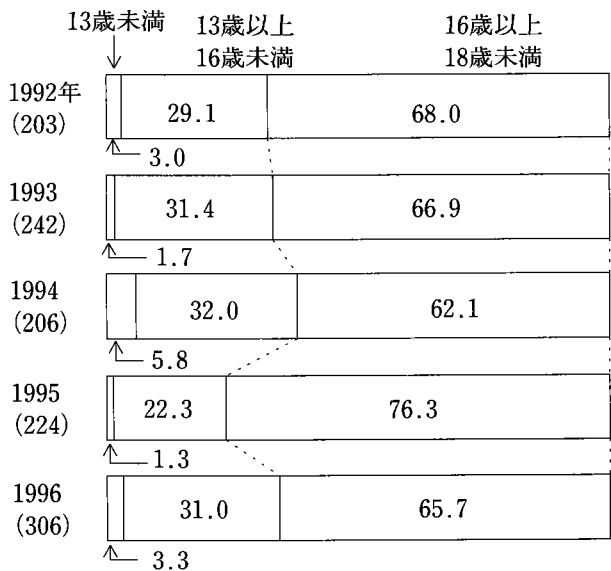
表5 重罪を犯した少年に対する処分状況

フランス（1992年～1996年）										
処 分 内 容	1992年		1993年		1994年		1995年		1996年	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
総数	203	100.0	242	100.0	206	100.0	224	100.0	306	100.0
自由刑	197	97.0	236	97.5	192	93.2	221	98.7	287	93.8
実刑又は部分的執行猶予	151	74.4	169	69.8	134	65.0	166	74.1	218	71.2
1年未満	32	15.8	35	14.5	14	6.8	25	11.2	36	11.8
1年以上3年未満	46	22.7	46	19.0	37	18.0	39	17.4	58	19.0
3年以上5年未満	32	15.8	36	14.9	27	13.1	29	12.9	53	17.3
5年以上10年未満	28	13.8	36	14.9	37	18.0	43	19.2	61	19.9
10年以上（無期を除く）	10	4.9	16	6.6	18	8.7	30	13.4	10	3.3
無期	3	1.5	—	—	1	0.5	—	—	—	—
執行猶予（全期間）	46	22.7	67	27.7	58	28.2	55	24.6	69	22.5
単純執行猶予	22	10.8	36	14.9	32	15.5	23	10.3	24	7.8
保護観察付執行猶予	24	11.8	31	12.8	26	12.6	32	14.3	43	14.1
公益奉仕労働付執行猶予	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.7
教育的措置	6	3.0	6	2.5	14	6.8	3	1.3	19	6.2

注 1 Annuaire statistique de la justice による。
2 「構成比」は、総数に対する比率である。

図1は、1992年から1996年までの間に重罪で処分を受けた少年の年齢層別構成比を見たものであるが、16歳以上18歳未満の者の占める割合が60％台から70％台を推移している。

図1 重罪で処分を受けた少年の年齢層別構成比
(1992年～1996年)



注 1 Annuaire statistique de la justice による。
2 () 内は、実数である。

表6は、1992年から1996年までの軽罪に係る処分内容別の言渡し人員を見たものであるが、刑事処分より教育的措置が優先されており、1996年では、自由刑は38.0%にとどまり、訓戒、両親・後見人等への委託などの教育的措置が55.0%を占めている。

表6 軽罪を犯した少年に対する処分状況

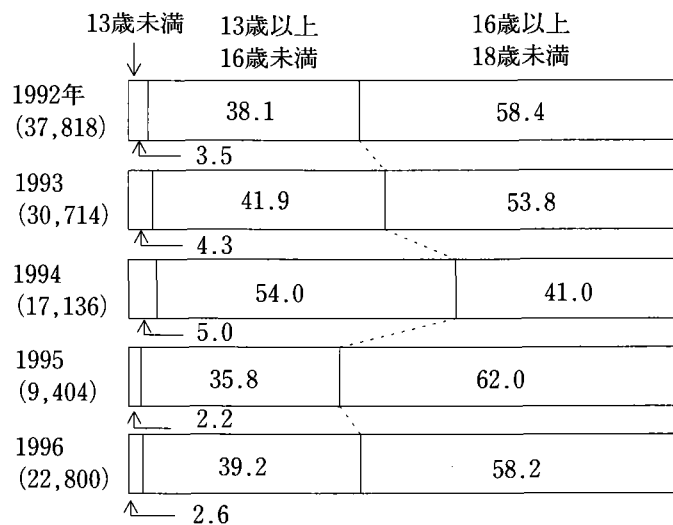
フランス (1992年～1996年)

処 分 内 容	1992年		1993年		1994年		1995年		1996年	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
総数	37,818	100.0	30,714	100.0	17,136	100.0	9,404	100.0	22,800	100.0
自由刑	14,291	37.8	11,327	36.9	6,475	37.8	4,156	44.2	8,657	38.0
実刑又は部分的執行猶予	3,220	8.5	2,558	8.3	1,736	10.1	1,432	15.2	2,280	10.0
執行猶予（全期間）	11,071	29.3	8,769	28.6	4,739	27.7	2,724	29.0	6,377	28.0
罰金	2,403	6.4	1,571	5.1	707	4.1	215	2.3	515	2.3
教育的措置	19,841	52.5	16,747	54.5	9,357	54.6	4,465	47.5	12,531	55.0
訓戒	13,825	36.6	11,185	36.4	5,779	33.7	2,562	27.2	7,826	34.3
両親・後見人等への委託	5,469	14.5	5,061	16.5	3,184	18.6	1,336	14.2	3,817	16.7
監督教育施設等への収容	159	0.4	97	0.3	97	0.6	87	0.9	134	0.6
司法的保護処分	115	0.3	114	0.4	64	0.4	92	1.0	178	0.8
保護観察	261	0.7	284	0.9	223	1.3	383	4.1	569	2.5
その他	12	0.0	6	0.0	10	0.1	5	0.0	7	0.0
その他	1,283	3.4	1,069	3.5	597	3.5	568	6.0	1,097	4.8

注 1 Annuaire statistique de la justice による。

2 「構成比」は、総数に対する比率である。

図2は、1992年から1996年までの間に軽罪で処分を受けた少年の年齢層別構成比を見たものであるが、1994年を除き、16歳以上18歳未満の者が過半数を占めており、1996年では58.2%となっている。

図2 軽罪で処分を受けた少年の年齢層別構成比
(1992年～1996年)

注 1 Annuaire statistique de la justice による。

2 () 内は、実数である。

表7は、1992年から1996年までの18歳未満の少年受刑者に係る罪種や言渡し刑の推移を見たものである。罪種では、財産犯が過半数を占め、言渡し刑では、6月未満の禁固が多数を占めている。

なお、少年を含む21歳未満の受刑者は、成人受刑者とは区分された特別区域に分離収容され、教育と職業訓練を中心とする個別化された処遇を受けることが定められている。

表7 少年受刑者の罪種及び言渡し刑の状況

		フランス (1992年～1996年)				
区 分		1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
総 数		123 (100.0)	133 (100.0)	130 (100.0)	120 (100.0)	128 (100.0)
①罪種						
生命・身体犯		23 (18.7)	25 (18.8)	19 (14.6)	30 (25.0)	34 (26.6)
財産犯		76 (61.8)	91 (68.4)	88 (67.7)	73 (60.8)	76 (59.4)
薬物犯		5 (4.1)	11 (8.3)	9 (6.9)	3 (2.5)	5 (3.9)
その他		19 (15.4)	6 (4.5)	14 (10.8)	14 (11.7)	13 (10.2)
②言渡し刑						
懲役		4 (3.3)	—	—	3 (2.5)	2 (1.6)
禁固 (6月未満)		59 (48.0)	59 (44.4)	77 (59.2)	51 (42.5)	64 (50.0)
同 (6月以上1年未満)		34 (27.6)	35 (26.3)	28 (21.5)	41 (34.2)	24 (18.8)
同 (1年以上3年未満)		21 (17.1)	26 (19.5)	20 (15.4)	16 (13.3)	24 (18.8)
同 (3年以上5年未満)		4 (3.3)	10 (7.5)	3 (2.3)	8 (6.7)	10 (7.8)
同 (5年以上)		1 (0.8)	3 (2.3)	2 (1.5)	1 (0.8)	4 (3.1)

注 1 Annuaire Statistique de la Justice による。

2 いずれも、年末現在の人員である。

3 () 内は構成比である。

韓国少年の非行

研究官	福田美喜子
研究官	松野孝治
研究官補	栗栖素子

目 次

第1 少年非行の動向169

1 少年刑法犯の動向169

 (1) 検挙人員等の推移169

 (2) 年齢層別動向170

 (3) 罪名別動向171

 (4) 少年刑法犯検挙人員の主要罪名別構成比172

 (5) 成人との比較における少年刑法犯173

2 少年特別法犯の動向177

 (1) 検挙人員等の推移177

 (2) 薬物事犯177

第2 少年司法制度178

1 概説178

2 非行少年の処遇の流れ178

第3 少年司法の運用180

1 少年事件の検察及び裁判180

 (1) 少年事件の検察180

 (2) 少年事件の裁判181

2 非行少年の処遇184

 (1) 少年分類審査院の資質審査184

 (2) 少年院の処遇186

 (3) 少年矯正所の処遇190

 (4) 少年の保護観察193

 (5) 善導条件付き起訴猶予195

第4 おわりに195

資 料195

少年分類審査結果通知書（ソウル少年分類審査院）

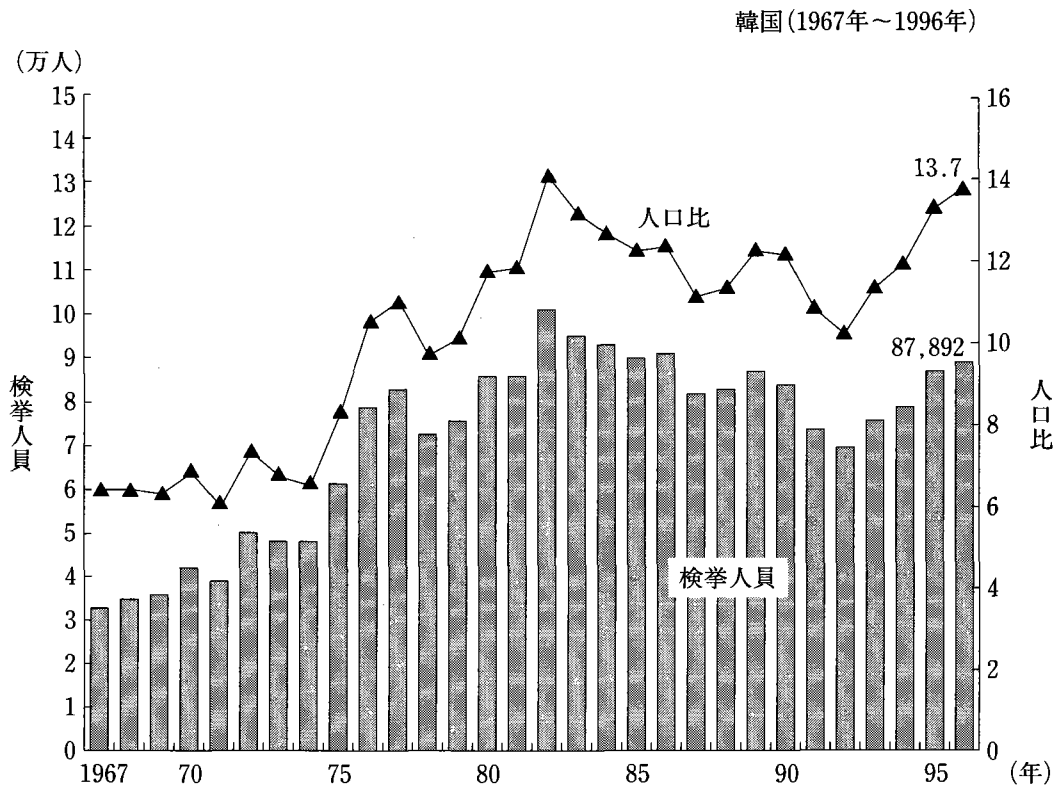
第1 少年非行の動向

1 少年刑法犯の動向

(1) 検挙人員等の推移

韓国の1967年から1996年までの30年間に於ける20歳未満の少年刑法犯検挙人員及び人口比の推移は、**図1**のとおりである（韓国では、我が国と同じく、少年とは20歳未満の者をいう。）。

図1 少年刑法犯検挙人員及び人口比の推移

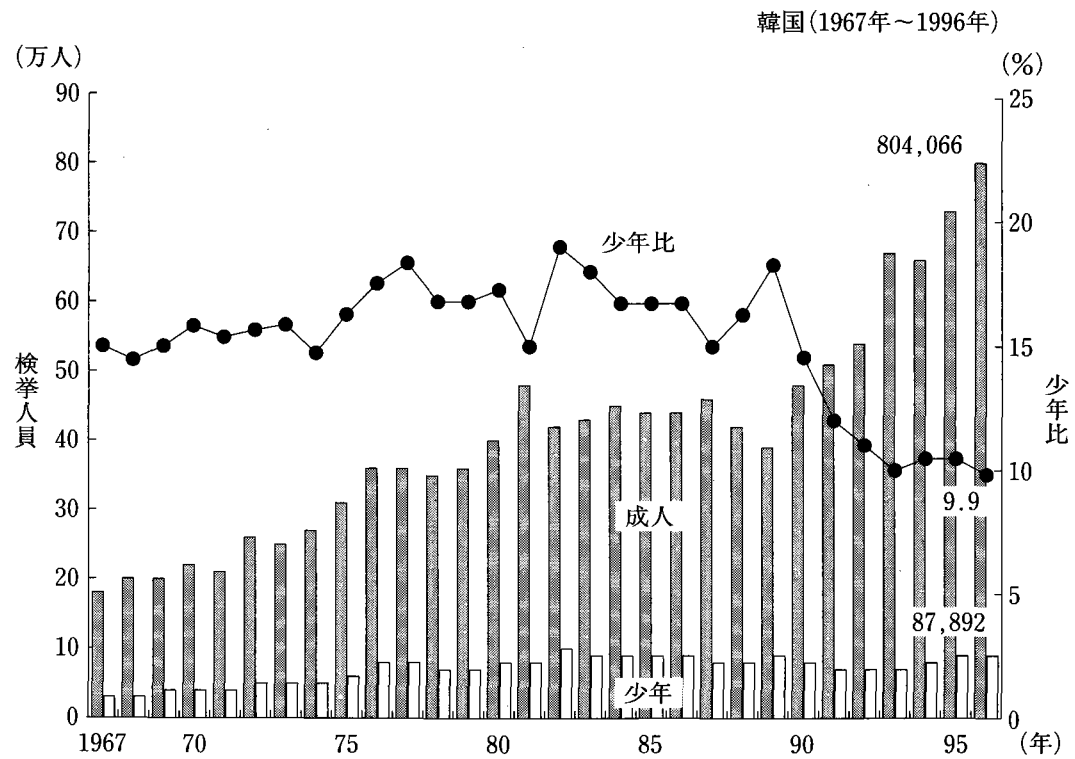


注 人口比は、12歳以上20歳未満の少年人口1,000人当たりの検挙人員の比率である。

少年刑法犯検挙人員は、1967年以降増加し、1982年に9万9,382人とピークに達した後、増減を繰り返していたが、1992年を境に再び増加に転じ、1996年には8万7,084人となっている。人口比は、検挙人員とほぼ並行して推移し、1982年に14.1となった後、1992年を境に再上昇している。

図2は、1967年以降の30年間に於ける少年・成人別検挙人員及び少年比の推移を見たものである。成人の検挙人員はほぼ一貫して増加し、特に、1990年以降急増している。少年比は、1989年までは約15%から20%の間を推移していたが、1990年以降低下傾向にあり、さらに、1993年以降は11%未満となっている。

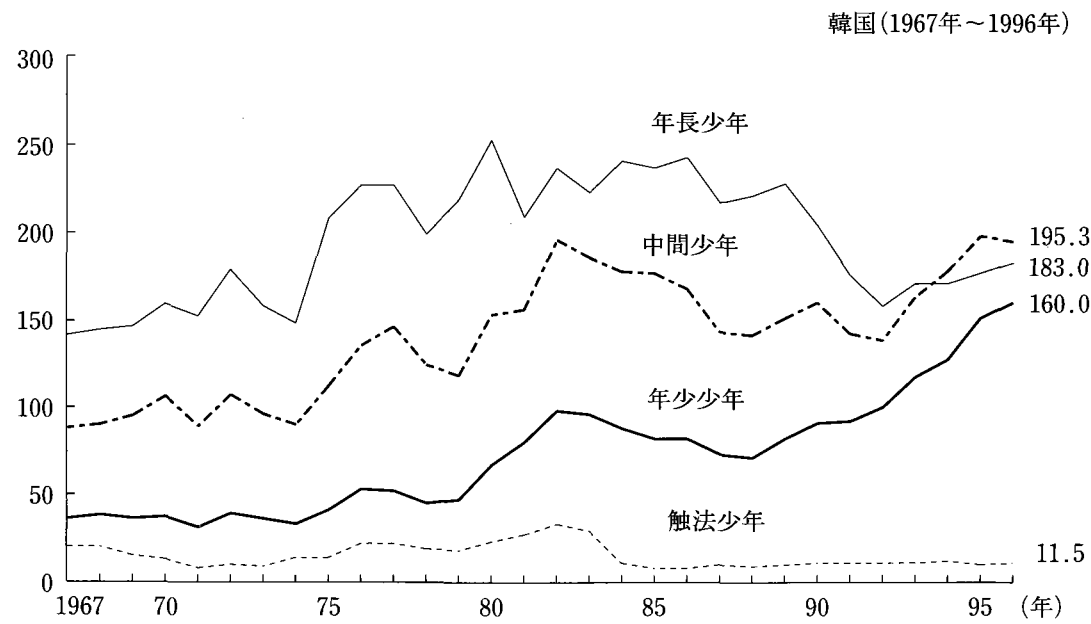
図2 少年・成人別検挙人員及び少年比の推移



(2) 年齢層別動向

図3は、1967年以降の30年間ににおける少年刑法犯の年齢層別検挙人員人口比の推移を見たものである。

図3 少年刑法犯の年齢層別検挙人員人口比の推移



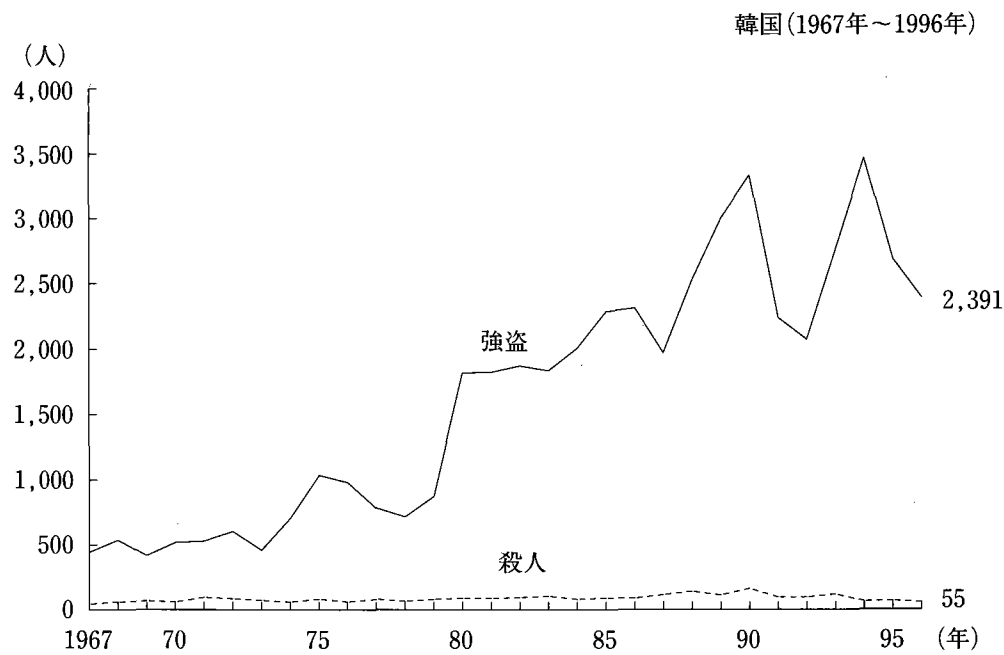
1993年までは、人口比は高い順に、年長少年（18歳・19歳）、中間少年（16歳・17歳）、年少少年（14歳・15歳）、触法少年（14歳未満）の順となっていたが、1994年以降中間少年と年長少年の順位が逆転し、また、触法少年を除いた各年齢層の人口比が近接した値となるなど、刑法犯検挙人員の低年齢化が見られる。

(3) 罪名別動向

ア 凶悪犯

1967年以降の30年間に於ける凶悪犯（強盗、殺人）の少年検挙人員の推移は、図4のとおりである。強盗は長期的に増加傾向を示し、1980年以降1,800人を超え、1994年には3,464人のピークに達している。一方、殺人は1990年の160人をピークとして、その後はおおむね100人程度となり、さらに、1994年以降は60人前後で推移している。

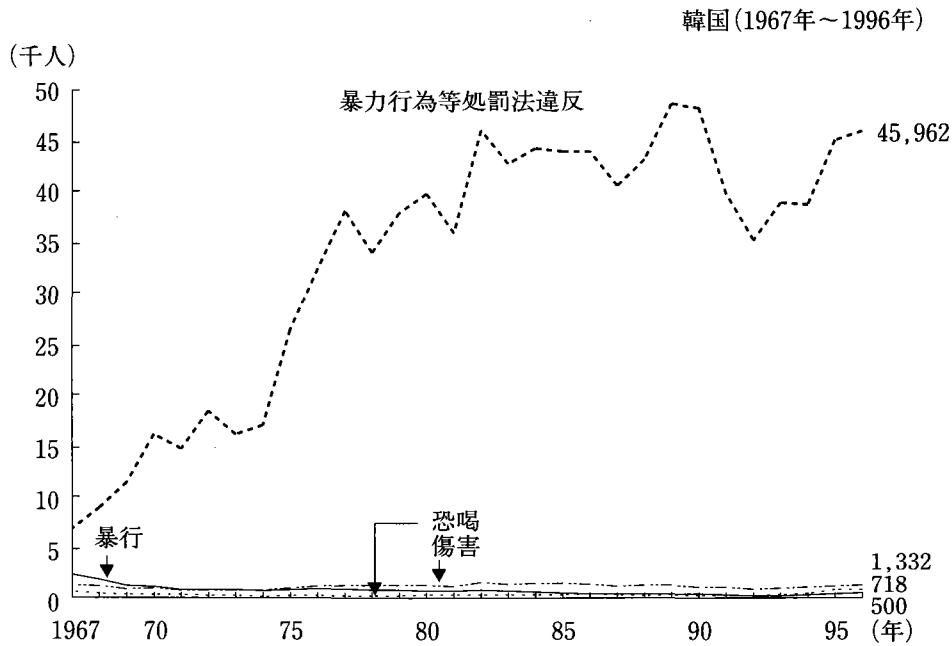
図4 凶悪犯の少年検挙人員の推移



イ 粗暴犯

1967年以降の30年間に於ける粗暴犯（暴力行為等処罰法違反、暴行、傷害、恐喝）の少年検挙人員の推移は、図5のとおりである。暴力行為等処罰法違反は、1980年ころから4万人前後で推移しており、粗暴犯において圧倒的多数を占めている。

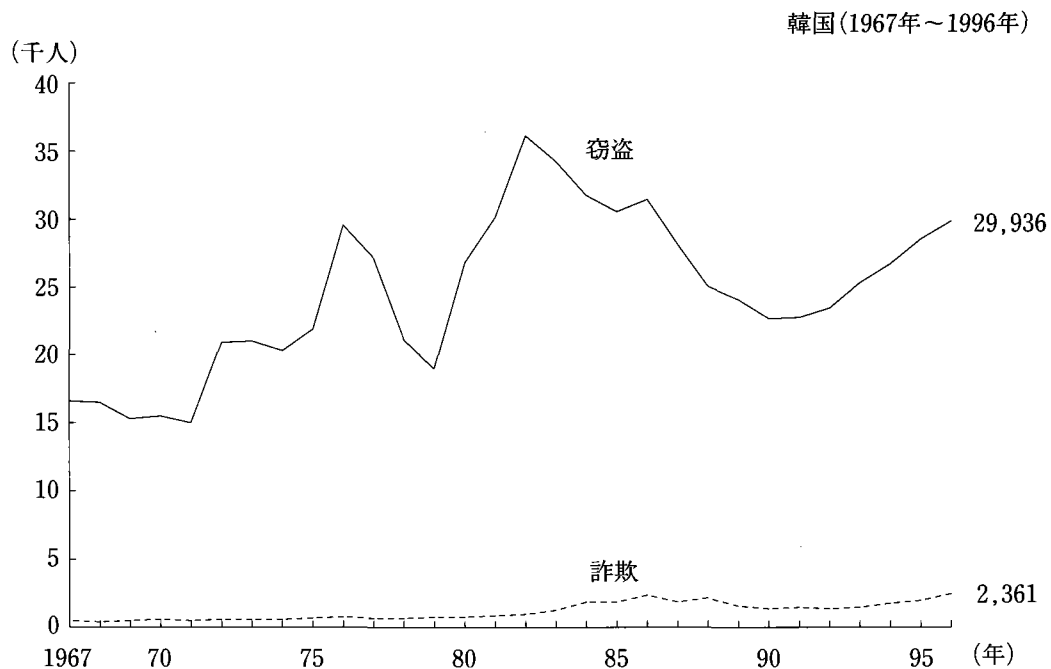
図5 粗暴犯の少年検挙人員の推移



ウ 財産犯

1967年以降の30年間に於ける財産犯（窃盗，詐欺）の少年検挙人員の推移は，図6のとおりである。窃盗が多数を占めており，しかも，一時減少していた少年検挙人員は，1991年以降再度増加し，1996年には約3万人に達している。

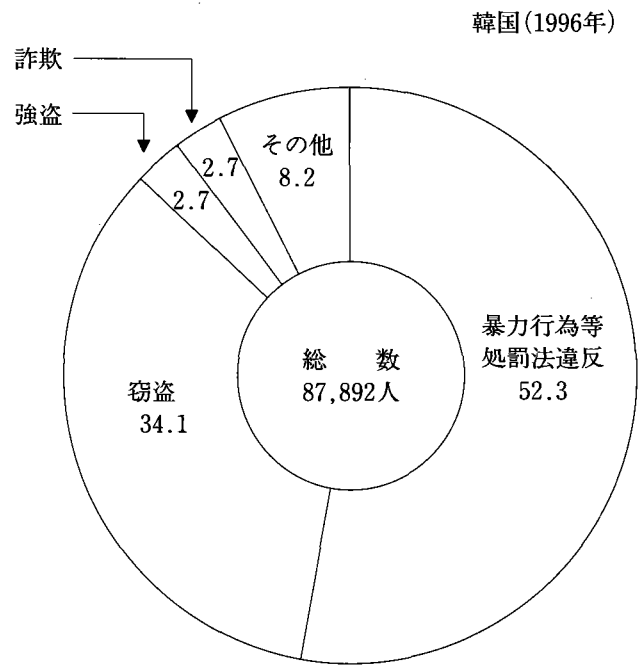
図6 財産犯の少年検挙人員の推移



(4) 少年刑法犯検挙人員の主要罪名別構成比

1996年の少年刑法犯検挙人員について，主要罪名別構成比を見ると，図7のとおりである。暴力行為等処罰法違反が最も多く，窃盗がこれに次いでおり，この両者で87.2%を占めている。

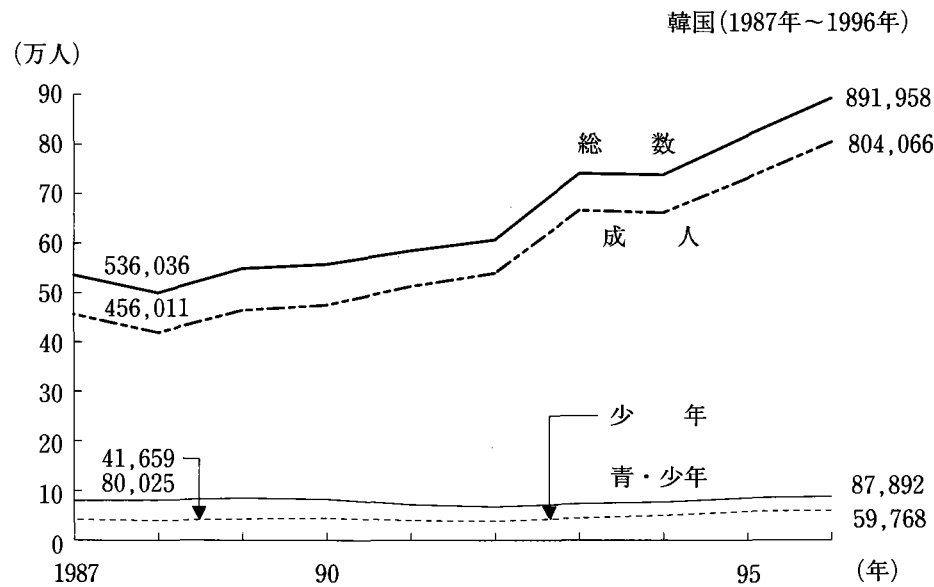
図 7 少年刑法犯検挙人員の主要罪名別構成比



(5) 成人との比較における少年刑法犯

図 8 は、1987年から1996年までの10年間について、韓国における刑法犯検挙人員の推移を、総数、18歳未満の少年、20歳未満の青・少年及び成人別に見たものである（ここでは、他の国との比較上、18歳未満の少年、18歳以上20歳未満の青年、20歳以上の成人の区分をしている。）。

図 8 刑法犯検挙人員の推移



1987年には約54万人であった刑法犯検挙人員は、1989年以降おおむね年を追って増加し、1996年には約89万人に達している。少年の検挙人員は、1993年以降増加しているが、青年の検挙人員は、1990年以降横ばいから減少傾向にある。一方、成人の検挙人員は、総数とはば並行して急増しており、刑法犯検挙人員総数の増加は、成人によるところが大きいといえる。

表1は、1987年から1996年までの10年間における刑法犯検挙人員総数及び特定5罪種（殺人、強盗、傷害、窃盗及び強姦）について、少年、青年、成人別の検挙人員及び人口比を見たものである。

刑法犯検挙人員総数について、少年・青年・成人別の人口比を見ると、少年、青年共に1993年以降、成人は1991年以降おおむね上昇しているが、人口比の高いものから順に見ると、1990年までは青年、成人、少年の順、1991年以降は成人、青年、少年の順となっている。

また、特定5罪種について、少年・青年・成人別の人口比を、比率の高いものの順に見ると、殺人は、1993年までは青年、成人、少年の順であったが、1994年以降は成人、青年、少年の順となっている。強盗は、いずれの年次とも、青年、少年、成人の順となっているが、青年、少年共に1995年以降低下している。傷害は、いずれの年次とも、成人、青年、少年の順となっており、窃盗は、1993年までは青年、少年、成人の順であったが、少年が1994年以降、青年が1995年以降、それぞれ上昇する一方、成人が1994年以降低下して、同年以降少年、青年、成人の順となっている。強姦は、1990年までは青年、少年、成人の順であったが、1991年以降は青年、成人、少年の順となっている。

表 1 刑法犯及び特定罪種別検挙人員・人口比

① 刑法犯		韓国（1987年～1996年）					
年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1987年	536,036	41,659	38,366	456,011	596.1	2,161.8	1,802.4
1988	500,085	40,298	40,343	419,444	590.0	2,208.3	1,617.9
1989	548,940	43,374	42,054	463,512	649.5	2,260.4	1,744.0
1990	558,277	45,016	38,430	474,831	686.6	2,064.7	1,742.2
1991	585,123	40,479	31,934	512,710	612.4	1,744.4	1,843.8
1992	607,280	39,287	28,266	539,727	594.3	1,544.1	1,941.0
1993	740,682	45,198	29,267	666,217	703.8	1,705.0	2,272.8
1994	738,445	49,873	27,603	660,969	787.1	1,710.8	2,208.0
1995	816,720	58,157	27,304	731,259	934.9	1,772.3	2,396.9
1996	891,958	59,768	28,124	804,066	988.3	1,852.9	2,577.7

② 殺人							
年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1987年	703	46	66	591	0.7	3.7	2.3
1988	732	52	86	594	0.8	4.7	2.3
1989	771	47	62	662	0.7	3.3	2.5
1990	878	83	77	718	1.3	4.1	2.6
1991	764	48	45	671	0.7	2.5	2.4
1992	789	37	56	696	0.6	3.1	2.5
1993	964	34	82	848	0.5	4.8	2.9
1994	727	33	29	665	0.5	1.8	2.2
1995	763	37	28	698	0.6	1.8	2.3
1996	841	28	27	786	0.5	1.8	2.5

③ 強盗							
年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1987年	4,171	958	1,015	2,198	13.7	57.2	8.7
1988	4,731	1,249	1,280	2,202	18.3	70.1	8.5
1989	5,749	1,538	1,462	2,749	23.0	78.6	10.3
1990	6,410	1,837	1,497	3,076	28.0	80.4	11.3
1991	4,673	1,264	974	2,435	19.1	53.2	8.8
1992	4,484	1,162	912	2,410	17.6	49.8	8.7
1993	5,744	1,635	1,127	2,982	25.5	65.7	10.2
1994	6,523	2,313	1,151	3,059	36.5	71.3	10.2
1995	5,216	1,780	904	2,532	28.6	58.7	8.3
1996	5,154	1,509	882	2,763	25.0	58.1	8.9

④ 傷害

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1987年	24,390	499	710	23,181	7.1	40.0	91.6
1988	24,608	457	824	23,327	6.7	45.1	90.0
1989	25,818	496	834	24,488	7.4	44.8	92.1
1990	25,885	434	685	24,766	6.6	36.8	90.9
1991	26,773	446	630	25,697	6.7	34.4	92.4
1992	25,963		* 894	25,069	...	...	90.2
1993	30,453	493	495	29,465	7.7	28.8	100.5
1994	33,811	597	546	32,668	9.4	33.8	109.1
1995	32,229	659	514	31,056	10.6	33.4	101.8
1996	33,681	777	555	32,349	12.8	36.6	103.7

⑤ 窃盗

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1987年	62,598	19,678	8,563	34,357	281.6	482.5	135.8
1988	57,396	17,147	7,954	32,295	251.1	435.4	124.6
1989	52,849	16,918	7,179	28,752	253.3	385.9	108.2
1990	47,783	16,889	5,774	25,120	257.6	310.2	92.2
1991	46,185	17,522	5,270	23,393	265.1	287.9	84.1
1992	46,828	18,256	5,199	23,373	276.2	284.0	84.1
1993	53,031	19,852	5,576	27,603	309.1	324.8	94.2
1994	50,630	22,133	4,708	23,789	349.3	291.8	79.5
1995	51,721	24,038	4,578	23,105	386.4	297.2	75.7
1996	52,735	25,301	4,635	22,799	418.4	305.4	73.1

⑥ 強姦

年 次	検 挙 人 員				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1987年	6,034	1,166	907	3,961	16.7	51.1	15.7
1988	5,836	1,186	850	3,800	17.4	46.5	14.7
1989	6,587	1,296	1,131	4,160	19.6	60.8	15.7
1990	7,438	1,609	1,066	4,763	24.5	57.3	17.5
1991	5,536	661	504	4,371	10.0	27.5	15.7
1992	5,380	574	495	4,311	8.7	27.0	15.5
1993	7,311	986	710	5,615	15.4	41.4	19.2
1994	7,783	927	651	6,205	14.6	40.3	20.7
1995	7,378	923	603	5,852	14.8	39.1	19.2
1996	7,876	784	636	6,456	13.0	41.9	20.7

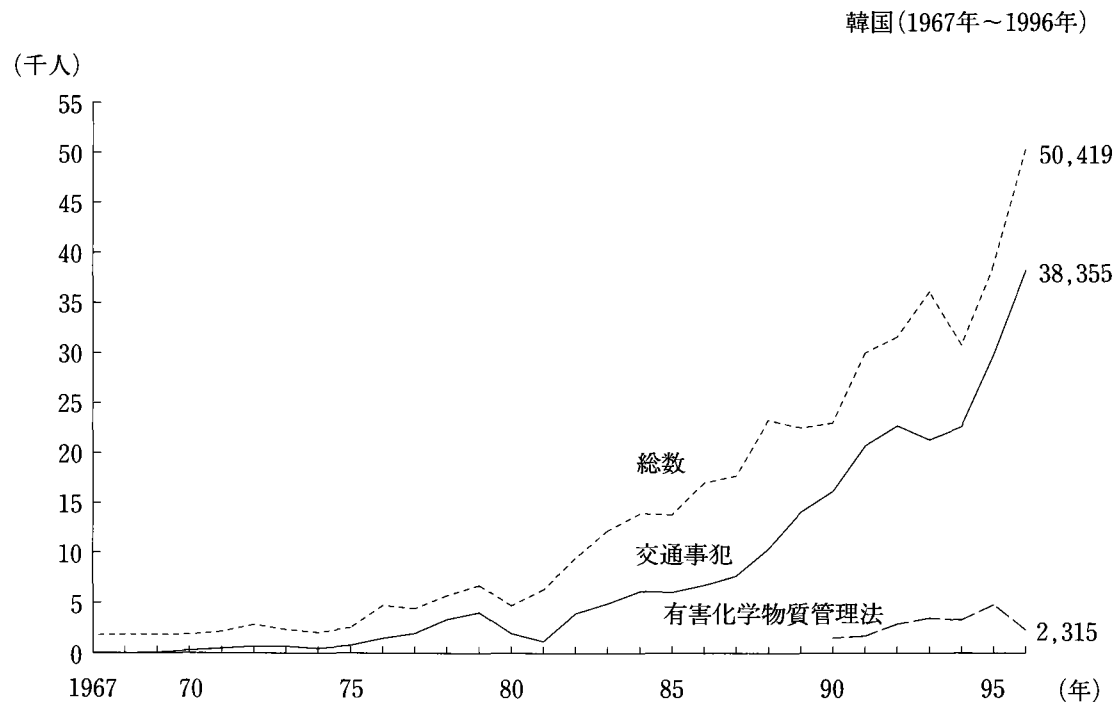
注 1992年の「傷害」の「少年」及び「青年」の人員は合算値である。

2 少年特別法犯の動向

(1) 検挙人員等の推移

図 9 は、1967年以降の30年間に於ける少年特別法犯検挙人員の推移を見たものである。

図 9 少年特別法犯検挙人員の推移



注 交通事犯は、道路交通法違反及び交通事故処理特例法違反を合計したものである。

少年の特別法犯検挙人員は急増傾向を示しており、1996年には5万人を超えているが、これは交通事犯の増加によるものである。そのほかには、有害化学物質管理法（旧毒劇物法）違反の検挙人員が1995年までは増加している。

(2) 薬物事犯

特別法犯中、少年にとって交通事犯に次いで多い少年有害化学物質管理法犯について、同法が改正された1990年以降の年齢層別検挙人員及び構成比を見ると、表 2 のとおりである。年少少年及び中間少年が併せて8割を超えている。

表 2 少年有害化学物質管理法犯の年齢層別検挙人員及び構成比

韓国 (1990年～1996年)										
年次	総数	比率	14歳未満	比率	14～15歳	比率	16～17歳	比率	18～19歳	比率
1990年	1,535	100.0	55	3.6	512	33.4	621	40.5	347	22.6
1991	1,695	100.0	82	4.8	700	41.3	790	46.6	123	7.3
1992	2,869	100.0	78	2.7	1,216	42.4	1,185	41.3	390	13.6
1993	3,450	100.0	71	2.1	1,448	42.0	1,417	41.1	514	14.9
1994	3,301	100.0	29	0.9	1,485	45.0	1,334	40.4	453	13.7
1995	4,797	100.0	36	0.8	2,116	44.1	1,975	41.2	670	14.0
1996	2,315	100.0	29	1.3	1,076	46.5	913	39.4	297	12.8

第2 少年司法制度

1 概説

韓国においては、少年は20歳未満の者をいい、少年法では、審判の対象となるべき非行少年は、次のように規定されている。

- ① 犯罪少年 14歳（刑事責任年齢）以上20歳未満の罪を犯した少年
- ② 触法少年 12歳以上14歳未満の触法行為（刑罰法令に抵触する行為をしたが、刑事責任年齢に達していないため、刑事責任を問われない行為）を行った少年
- ③ 虞犯少年 12歳以上20歳未満の将来刑罰法令に抵触する行為をするおそれのある少年

少年の審判は、家庭法院（我が国の家庭裁判所に当たる。）少年部又は地方法院（我が国の地方裁判所に当たる。）少年部（以下、両者を合わせて「少年部」という。）で行われる。

なお、韓国では、1988年12月に少年法及び少年院法が全面改正（翌1989年7月施行）されたが、その後、少年法は1995年、少年院法は1990年、1995年及び1996年に、それぞれ一部改正されている。

2 非行少年の処遇の流れ

非行少年に対する処遇は、成人犯罪者に対するものとは若干異なっている。すなわち、少年の場合には、人格的に未完成の状態であり、成人よりは改善可能性が高いので、たとえ犯罪者であるとしても保護の側面で処遇することを原則としている。

非行少年に対する処遇の流れは、図10のとおりである（韓国犯罪白書による。）。

警察は、犯罪少年を検挙した場合は、成人犯罪者を検挙した場合と同様、即決事件と通告処分制度により犯則金を納付した事件を除くすべての事件を検事に送致しなければならない。ただし、触法少年及び虞犯少年については、警察署長は直接少年部に送致しなければならない。

また、触法少年、虞犯少年及び犯罪少年を発見した保護者又は学校及び社会福祉施設の長は、管轄の少年部に通告することができる。しかし、現在、虞犯少年について少年部に送致する事例はほとんどない。

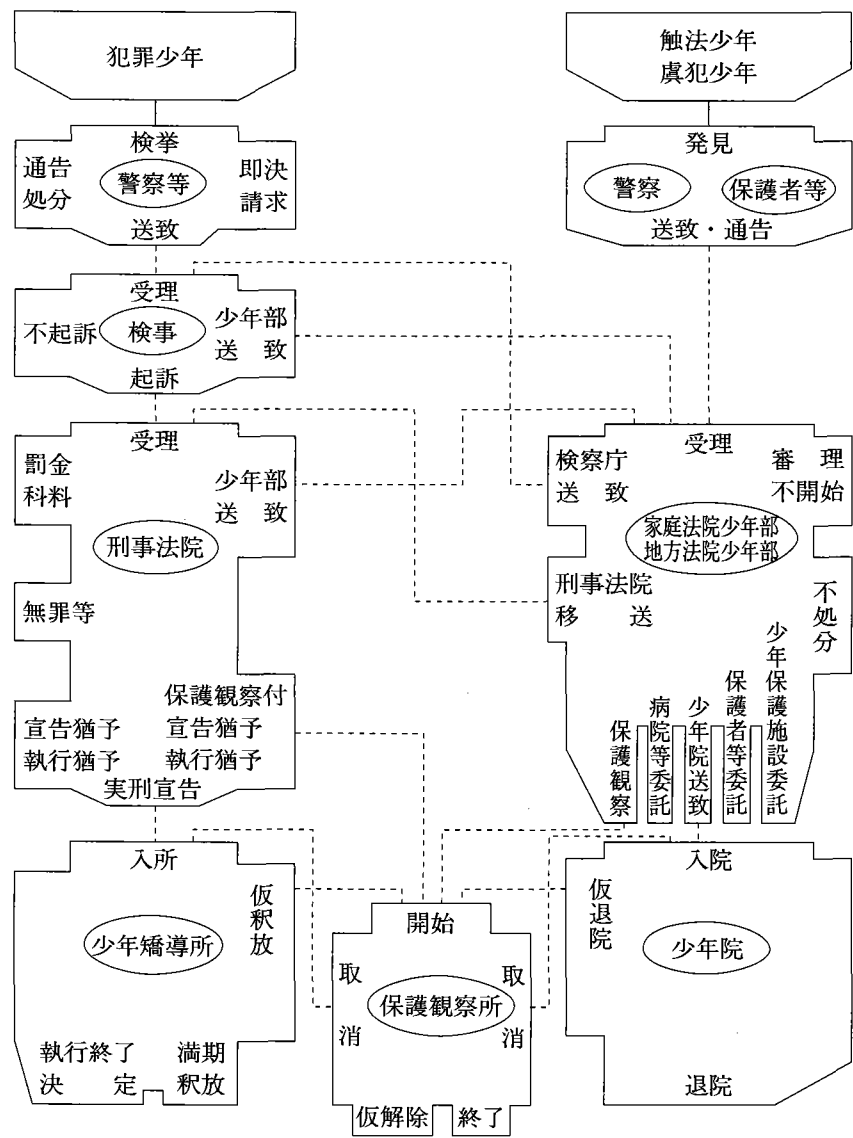
犯罪少年については、警察から検事に事件が送致され、検事は、①一般の刑事法院に起訴、②少年部に送致（捜査の結果、罰金以下の刑に該当する犯罪であったり、保護処分該当事由があると認められるとき）、③起訴猶予処分（善導条件付きの起訴猶予を含む。）のいずれかを行う。

少年部は、送致を受けた事件の調査を調査官に命ずることができ、また、少年分類審査院（我が国の少年鑑別所に当たり、1995年に名称が少年鑑別所から改称された。）に委託して資質分類審査を請求することができる。調査及び審査を終えた後には、検察庁送致、刑事法院移送、審理不開始、不処分等の決定を行い、保護処分の必要があると認めるときは、決定をもって、保護処分を行う。

保護処分には、①保護者等への委託、②短期保護観察、③保護観察、④児童福祉施設等への委託、⑤病院その他の療養所への委託、⑥短期少年院送致、⑦少年院送致があり、①と②又は③の処分は併せて言い渡すことができる。また、②又は③の処分時に16歳以上の少年に対しては、社会奉仕命令又は受講命令を同時に命ずることができる。

保護処分の期間については、保護者や他の機関への委託、短期保護観察及び短期少年院送致は、原則として6か月、保護観察は原則として2年と定められている。

図10 非行少年の処遇の流れ



刑事法院に起訴された犯罪少年の処遇の流れは、成人と同じである。審理した結果、罰金以下の刑に該当する犯罪又は保護処分に該当する事由があると認めたときは、刑事法院は、決定をもって、事件を少年部に移送しなければならない。

懲役又は禁錮の宣告を受けた少年に対しては、成人と区別し、特に設置された少年矯導所（我が国の少年刑務所に当たる。）又は一般矯導所内に特に区分された場所でその刑を執行するが、成人と同じく仮釈放が認められている。また、不定期刑が言い渡された場合、行刑成績等を考慮し、刑の長期が満了する前に執行終了決定によって釈放されることもある。

少年に対する緩刑処分としては、犯行時18歳未満の者に対し、死刑又は無期刑に処すべきときには15年の有期懲役を科することとされ、また、少年が法定刑長期2年以上の有期刑に該当する罪を犯したときには、その法定刑期の範囲内（長期は10年、短期は5年を超えない。）で不定期刑を言い渡すものとされている。

第3 少年司法の運用

1 少年事件の検察及び裁判

(1) 少年事件の検察

ア 検察庁における処理状況

韓国は、少年犯罪に対して検察官先議制度を採っているが、表3は、犯罪少年の検察庁における処理状況を1987年以降の10年間について見たものである。

表3 犯罪少年の検察庁における処理別構成比

韓国(1987年～1996年)									
年 度	総 数		起 訴			少年部 送致	不 起 訴		
			計	求公判	求略式		計	起訴猶予	その他
1987年	100.0	(97,675)	37.2	19.8	17.4	8.8	54.0	34.4	19.6
1988	100.0	(103,770)	39.3	19.1	20.2	9.1	51.6	30.4	21.2
1989	100.0	(107,819)	39.3	19.1	20.2	9.3	51.4	32.7	18.7
1990	100.0	(105,364)	36.9	15.7	21.2	13.6	49.5	32.1	17.4
1991	100.0	(102,324)	39.3	15.8	23.5	10.9	49.8	33.2	16.6
1992	100.0	(99,179)	32.7	9.6	23.1	16.7	50.6	34.6	16.0
1993	100.0	(110,453)	29.7	10.5	19.2	21.5	48.8	35.0	13.8
1994	100.0	(108,221)	38.0	16.9	21.1	9.8	52.2	40.1	12.1
1995	100.0	(124,244)	37.1	15.2	21.9	10.3	52.6	42.2	10.4
1996	100.0	(137,503)	36.1	13.3	22.8	10.5	53.4	44.1	9.3

注（ ）内は、実数である。

犯罪少年の検察庁における処理人員は、10万人前後で推移しているが、1995年以降増加している。また、起訴・少年部送致・不起訴別構成比について見ると、10年間に大きな変化はなく、おおむね不起訴が50%前後、起訴が30%台後半、少年部送致が10%から20%前後で推移している。

イ 罪名別処理状況

1996年の検察庁における主要罪名別処理状況は、表4のとおりである。少年部送致は、窃盗、暴力行為等処罰法違反、強盗において高くなっている。一方、強盗では起訴・求公判が、交通事犯では起訴・求略式が、それぞれ高くなっている。

表 4 検察庁における主要罪名別・処理別構成比

韓国(1996年)									
罪 名	総 数	起 訴			少年部 送致	不 起 訴			
		計	求公判	求略式		計	起訴猶予	その他	
窃 盗	100.0 (29,936)	19.1	18.2	0.9	15.9	65.1	58.9	6.2	
強 盗	100.0 (2,391)	73.4	73.4	—	11.5	15.1	9.0	6.1	
強 姦	100.0 (612)	39.7	38.2	1.5	6.5	53.8	4.1	49.7	
傷 害	100.0 (1,332)	38.8	10.7	28.1	7.9	53.3	48.3	5.0	
暴力行為等処罰法	100.0 (45,962)	30.3	10.7	19.6	13.8	55.9	50.5	5.4	
暴 行	100.0 (500)	12.6	4.6	8.0	3.8	83.6	23.6	60.0	
交通事故特例法	100.0 (7,974)	49.6	10.2	39.4	1.5	48.9	12.1	36.8	
道 路 交 通 法	100.0 (30,381)	54.4	0.5	53.9	1.3	44.4	39.6	4.8	

注 () 内は、実数である。

(2) 少年事件の裁判

ア 少年保護事件

図11は、1987年以降の11年間について、少年保護事件受理人員の推移を示したものである（ここでは、1997年の最新資料が入手できたため、1年間統計数値を追加している）。受理人員は、1987年の2万人からおおむね増加し、1995年以降3万人を超え、1997年には4万2,104人と急増している。

図11 少年保護事件の受理人員の推移

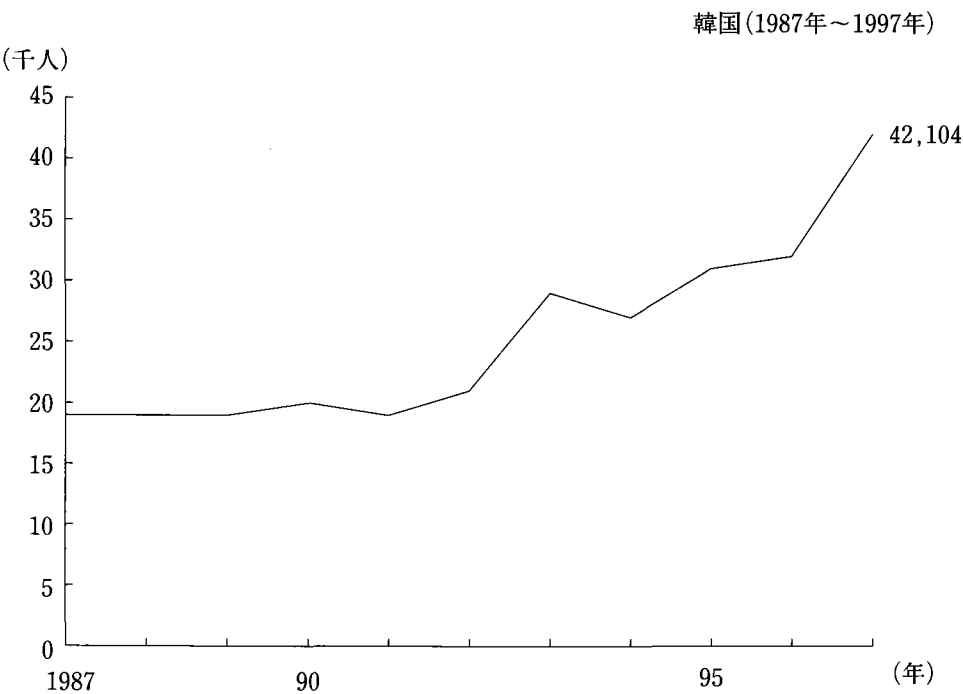


表5は、少年法が全面改正され、保護処分の変更がなされた1989年以降の少年保護事件の処分状況を見たものである。処分人員は、受理人員と同様に、約2万人から1997年には約4万人に増加している。

表5 少年保護事件の処分人員

韓国（1989年～1997年）

年次	総数	保 護 処 分								不処分	審理 不開始	その他
		計	保護者 等に 委託	短期 保護観察	保護観察	児童福祉 施設等に 委託	病院 等に 委託	短期 少年院 送致	少年院 送致			
1989年	19,516	18,281	16,045	1 (2,427)	2 (4,565)	526	—	579	1,128	349	839	47
1990	19,518	18,418	15,945	— (5,037)	6 (4,152)	526	—	953	988	301	751	48
1991	19,837	18,977	16,406	3 (6,268)	3 (5,118)	668	—	1,130	767	417	403	40
1992	20,833	20,140	17,352	— (6,478)	— (6,907)	784	1	1,401	602	353	311	29
1993	27,824	26,903	23,431	— (8,427)	— (7,807)	904	12	1,731	825	268	631	22
1994	26,958	25,671	21,754	5 (8,919)	6 (7,465)	772	43	2,038	1,053	448	782	57
1995	29,677	28,641	25,229	1 (11,517)	2 (8,980)	675	42	1,671	1,021	322	656	58
1996	32,697	30,992	27,271	— (12,241)	— (9,599)	604	82	1,881	1,154	647	953	105
1997	39,639	37,559	33,504	— (12,595)	— (14,017)	653	43	2,214	1,145	650	1,304	126
	100.0	94.8	84.5	(31.8)	(35.4)	1.6	0.1	5.6	2.9	1.6	3.3	0.3

注 1 ()内は、「保護者等に委託」の処分と併せて言い渡された数である。

2 1997年の下段は、構成比である。

処分の内訳を見ると、いずれの年次においても、保護処分が95%前後を占めている。そのうち、少年院送致・短期少年院送致が併せて9%前後となっているが、1991年以降は、少年院送致より短期少年送致の方が多くなっている。

イ 少年刑事事件

検事が起訴した少年刑事事件について、1987年以降の10年間における第一審少年刑事公判事件の処理状況を見ると、表6のとおりである。いずれの年次も、執行猶予の比率が高く、1996年を除き20%台後半で推移している。

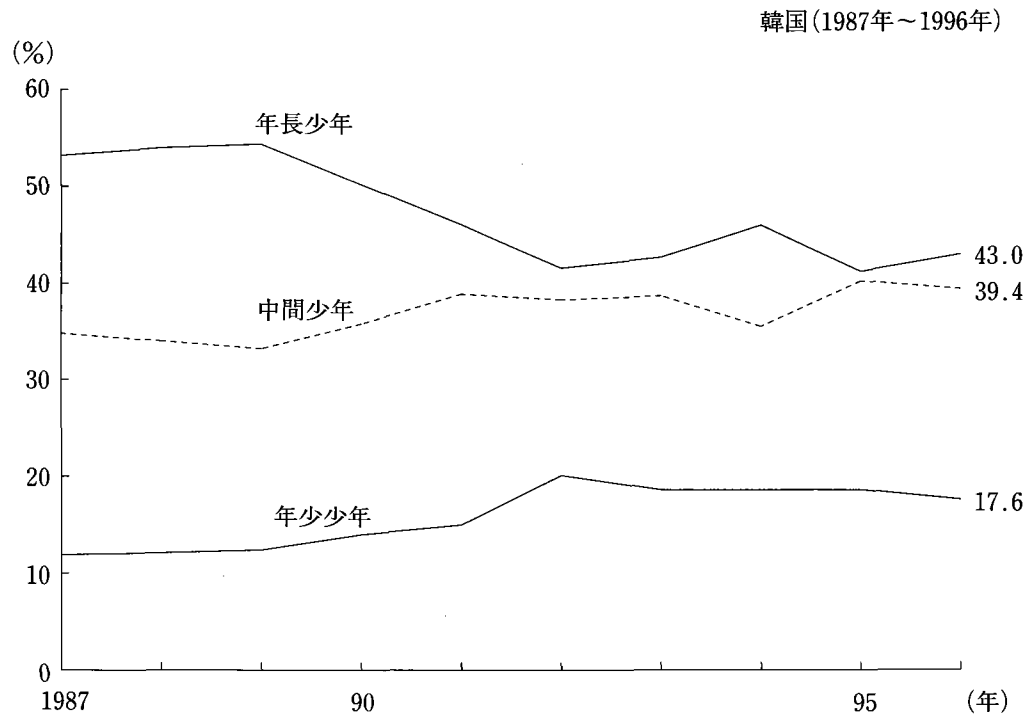
表 6 第一審少年刑事公判事件の処理人員

韓国 (1987年～1996年)												
年 次	総 数	死 刑	無期刑	定期刑	不定期刑 (長期)					執 行 予 猶	罰 金	その他
					計	10年 以内	5年 以内	3年 以内	2年 以内			
1987年	16,269	2	4	815	4,055	68	355	852	2,780	4,587	495	6,311
1988	16,661	—	2	1,212	3,699	97	363	976	2,263	4,845	469	6,434
1989	16,638	—	2	965	3,777	45	219	776	2,737	5,026	681	6,187
1990	17,014	2	7	981	3,885	92	356	923	2,514	4,667	598	6,874
1991	16,499	—	5	852	3,850	66	403	1,046	2,335	4,492	566	6,734
1992	16,651	—	—	623	3,168	86	301	914	1,867	4,886	618	7,356
1993	19,602	—	5	740	3,445	57	378	798	2,212	4,928	477	10,007
1994	16,331	—	—	347	2,599	77	204	671	1,647	4,367	448	8,570
1995	17,422	—	5	281	2,621	73	330	529	1,689	4,703	502	9,310
1996	15,926	—	7	185	2,320	94	421	546	1,259	3,427	524	9,463
	(100.0)		(0.0)	(1.2)	(14.6)	(0.6)	(2.6)	(3.4)	(7.9)	(21.5)	(3.3)	(59.4)

注 () 内は、構成比である。

また、同じく1987年以降の第一審少年刑事公判事件の年齢層別構成比を見ると、図12のとおりである。年長少年の低下傾向が見られる。

図12 第一審少年刑事公判事件の年齢層別構成比



2 非行少年の処遇

(1) 少年分類審査院の資質審査

ア 概説

少年法第12条は、少年部が少年保護事件を調査又は審理するに当たり、精神科医師、心理学者、社会事業家、教育者その他専門家の診断並びに少年分類審査院の分類審査結果及び意見を考慮することを規定している。

少年分類審査院は、少年部から委託された者を収容し、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門知識により少年の資質を分類審査し、その結果を少年部に送付し、審判の資料を提供する施設である。1977年の開設時には、「少年鑑別所」の名称であったが、1995年に、現在の「少年分類審査院」に改称されている。

少年分類審査院の収容期間は1か月以内であるが、特に継続の必要があるときは、決定により、1回に限り延長できる。

1998年4月現在、少年分類審査院は5か所（ソウル、釜山、大邱、光州、大田）に設置されており、少年分類審査院がない春川、全州、清州及び済州では、少年院が分類審査業務を代行している。

イ 少年分類審査の手続

分類審査は、面接、心理検査、精神医学的診断、行動観察、生活史及び環境資料の分析等の調査方法により行われている。また、使用する調査方法により、一般分類審査と特殊分類審査に区分される。前者は、全少年を対象とし、面接調査、身体医学的診察、各種標準化検査、自己記録（回想録）及び行動観察等を主として行うものであり、後者は、前者の結果、問題又は非行要因が重大・複雑な少年と判断された者に対し、更に個別調査、精神医学的診断、資料照会及び現地調査を実施して、診断するものである。

この調査結果を基にして、問題点の所在と特徴、処遇指針、判定等を記載した分類審査結果通知書が作成され、審判の資料として少年部に送付される。一方、分類審査の内容を記載した分類審査書は少年分類審査院に保管され、当該少年が少年院送致処分を受けたときには、分類審査書の写しが少年院に送付される。

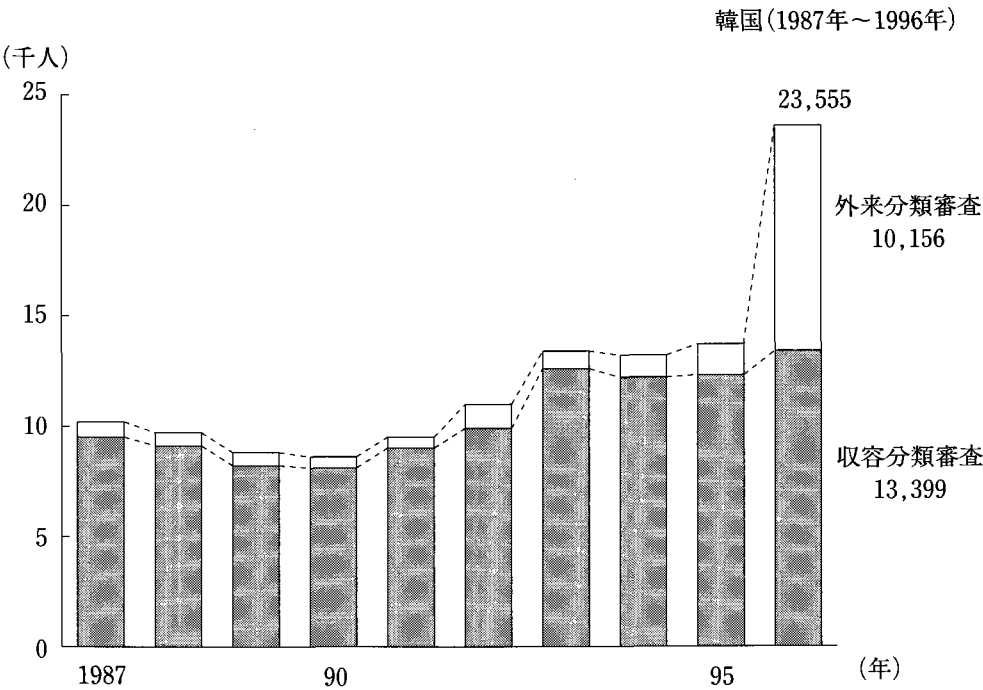
なお、参考資料として、ソウル少年分類審査院における分類審査の結果通知書（1998年8月現在使用中のもの）を、巻末に添付しておく。

分類審査には、少年分類審査院に収容して行う収容分類審査のほかに、検察庁、学校、社会团体、家庭等からの分類審査依頼による外来分類審査がある。

ウ 少年分類審査人員の推移等

1987年以降の10年間における少年分類審査人員の推移は、図13のとおりである。収容分類審査人員はおおむね増加傾向にある。なお、1996年の外来分類審査人員の急増は、この年から5か所の少年分類審査院に加えて、ソウル少年院をはじめ、11か所の少年院でも外来分類審査を実施するようになったためである。

図13 少年分類審査人員の推移



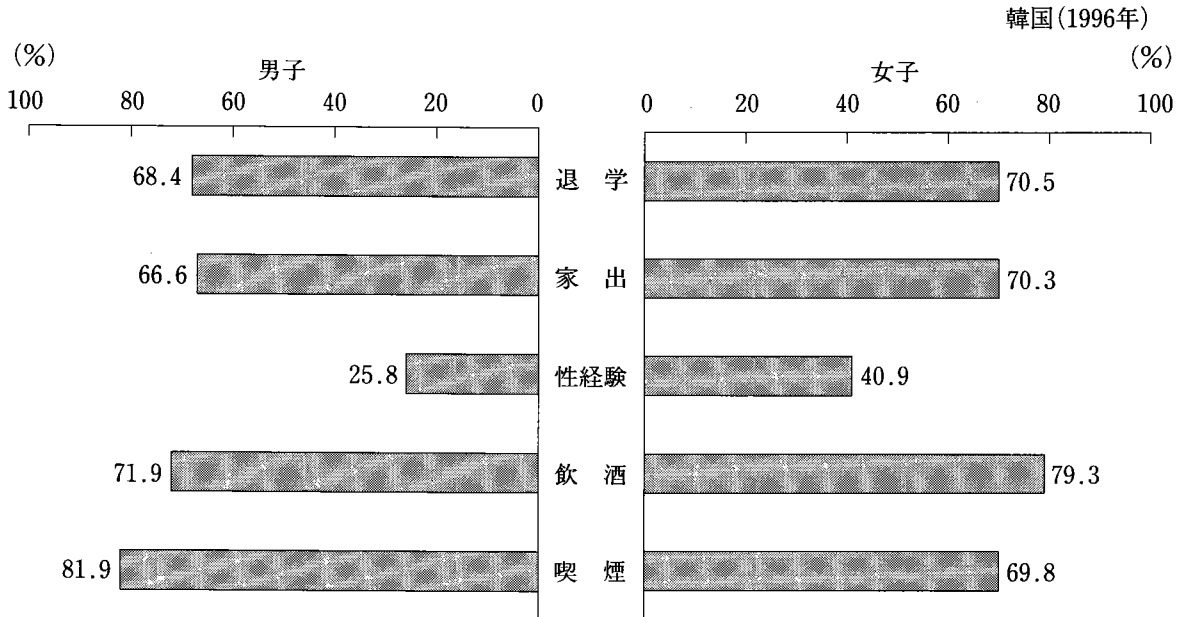
1996年の收容分類審査対象少年の非行別・年齢層別人員は、表7のとおりである。どの年齢層においても、窃盗が最も多いが、年齢層により各非行の比率は異なっている。また、女子は、総数の8.6%を占めているが、年齢層が高くなるにつれ、女子の比率が低下している（触法少年13.4%，年少少年10.2%，中間少年7.5%，年長少年4.0%）。

表7 收容分類審査対象少年の非行別・年齢層別人員

韓国(1996年)													
非 行 名	総 数	触法少年			年少少年			中間少年			年長少年		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総 数	16,483	2,066	1,789	277	5,060	4,543	517	6,955	6,432	523	2,402	2,306	96
財 産 犯	7,296	1,360	1,258	102	2,427	2,315	112	2,730	2,635	95	779	756	23
窃 盗	7,182	1,348	1,251	97	2,405	2,293	112	2,676	2,589	87	753	733	20
その他	114	12	7	5	22	22	—	54	46	8	26	23	3
暴 力 犯	3,999	305	211	94	1,127	974	153	1,842	1,706	136	725	697	28
凶 悪 犯	1,649	86	80	6	312	310	2	865	856	9	386	385	1
強盗等	1,060	46	40	6	189	187	2	598	589	9	227	226	1
強姦等	589	40	40	—	123	123	—	267	267	—	159	159	—
毒劇物法	2,379	235	176	59	891	702	189	1,012	809	203	241	214	27
そ の 他	1,160	80	64	16	303	242	61	506	426	80	271	254	17

これら收容分類審査対象少年の少年分類審査院への入院前における問題行動について、男女別に見ると、図14のとおりである。各問題行動について、経験者の比率が男子が高いのは喫煙のみであり、そのほかは女子が高くなっている。

図14 収容分類審査対象少年の入院前問題行動



(2) 少年院の処遇

ア 概説

少年院は、少年部が少年院送致の決定をした者を収容して矯正教育を行う国立の施設であり、12歳以上23歳未満の者が収容されている。司法的機能より教育的機能を重視し、国家が少年の保護者になり、厳格な規律の下で、基礎的な教育訓練及び医療を施し、生活指導及び職業訓練を行って少年の偏った性格と行動を矯正し、健全な少年として社会復帰させることを目的としており、少年矯導所とはその性格を異にしている。

韓国の少年院制度は、1942年京城少年院（現ソウル少年院）がその始まりであり、1998年7月現在12か所の少年院が設置されている。

イ 少年院の処遇

(ア) 分類収容

少年院は、機能別には、①教科教育少年院（学業継続少年を収容、5か所）、②職業訓練少年院（就業希望少年を収容、3か所）、③総合少年院（学業継続少年及び就業希望少年を収容、2か所）、④女子少年院（女子少年を収容、1か所）、⑤特別少年院（凶悪・常習・再入院・問題誘発少年を収容、1か所）に区別され、同一少年院内でも年齢、非行の質、入院回数、共犯の有無、教育程度等により分類収容している。

(イ) 収容期間

少年院の収容期間は、①短期少年院送致決定を受けた少年は、6か月以内、②少年院送致決定を受けた少年のうち、非行事実及び非行歴から矯正が容易な者は、7か月から12か月の中期、③同じく矯正が困難な者は、13か月以上18か月未満の一般長期、④凶悪・常習非行の者及び矯正が極度に困難な者は、18か月以上の特別長期に分類されている。さらに、環境的・心理的要因等を中心にした再非行予測を行い、その結果により、6か月の範囲で収容期間を短縮又は延長している。

矯正教育の成績と収容期間は連動しており、少年の成績が良好であると認めたときは、保護観察審査委員会に仮退院を申請する。また、成績が極めて優秀で他の模範となる者、又は疾病その他特別の事由

がある者については、その情状により収容期間が伸縮される。

(ウ) 教育段階

入院から出院までの期間を3段階に分けて教育しており、その段階別教育内容は、次のとおりである。

- ① 第1段階（入院者教育、10日間）：分類調査、生活規範の指導、基礎的な教育・訓練、その他施設適応のためのオリエンテーション
- ② 第2段階（基本教育、短期・中期・長期により異なる期間）：教科教育、職業指導、特別活動、生活指導
- ③ 第3段階（社会復帰教育、10日間）：身辺整理、退院後の問題についての協議等進路相談、社会施設見学、総合評価及び出院後の指導計画樹立

(エ) 教育内容

少年院における教育内容は、次のとおりである。

- ① 生活指導：少年が身に付けている偏った性行及び生活習慣を矯正し、社会不適応の諸要因を除去するため、あらゆる生活場面において総合的・体系的に生活指導を行う。これには、望ましい習性と堅実な生活態度を持たせる教育活動として、基礎的な日常生活指導から専門的矯正治療や進路指導、事後指導等に至るまで、その領域が非常に広範囲である。行事指導、学芸指導、情緒指導、相談指導、健康指導、訓練指導、宗教指導、院外指導など多岐にわたる。
- ② 教科教育：少年間の学力差が著しく、年齢の幅が広いので、効果的な学科教育のために多様な教科教育課程を準備している。教科教育少年院及び総合少年院においては、小学校、中学校又は高等学校課程を履修させ、検定試験を受けさせて、学力取得を図っている。
- ③ 職業訓練：職業に対する正しい意識と必要な基本技能を習得させ、経済的に自立できる基盤を準備する一方、勤労精神をかん養し、再非行を予防することを目的とする。職業訓練課程の種別は、公共職業訓練（労働部の認可による訓練で、期間は6か月から12か月。自動車整備、電気工事、配管、旋盤、洋服縫製、理容、美容等）と一般職業訓練（労働部の認可がない免許取得を目的とする訓練で、期間は6か月。果樹、畜産等）とがある。
- ④ 特別活動：自発的な集団生活の経験を通じ、民主的で協同的な生活態度を養い、自己が所属している集団の運営と活動に能動的に参加し、奉仕することで進取的で明朗な生活観を持たせる。全少年を対象に、希望により特別活動班を編成した後、指導担任を指定し、週10時間実施している。各少年院では、32名単位の少年隊を編成し、ボーイスカウト地方連盟に登録し、活発な活動を行っている。

(オ) 出院

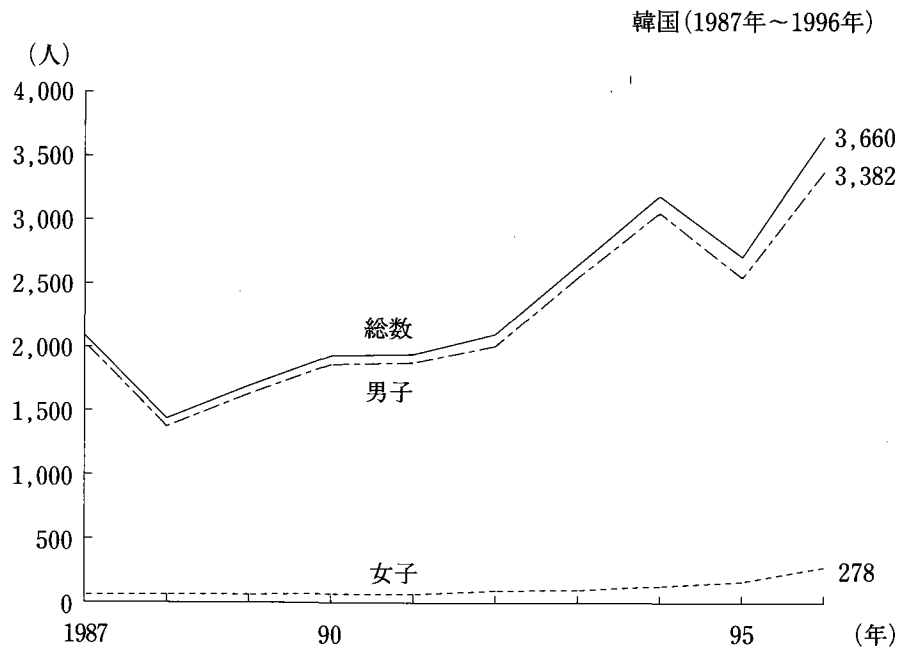
少年院からの出院には、退院と仮退院がある。退院は、院生が23歳に達したとき、又は少年院長が矯正目的を達成したと認めたときに、院生処遇審査委員会の審理を経て、法務部長官の許可を得て出院するものである。仮退院は、少年院長が院生の矯正成績が良好と認めたとき、保護観察審査委員会の審理を経て、法務部長官の許可を得て出院するものである。

少年院仮退院者については、6か月以上2年以内の期間を定めて保護観察が実施され、仮退院者が仮退院を取り消されることなく保護観察期間を経過すると、退院したものとみなされる。

ウ 少年院新収容人員の推移等

1987年から1996年までの10年間における男女別の少年院新収容人員は、図15のとおりである。新収容人員は、おおむね増加している。女子の比率は3%から4%前後と低いが、1995年以降わずかに上昇している。

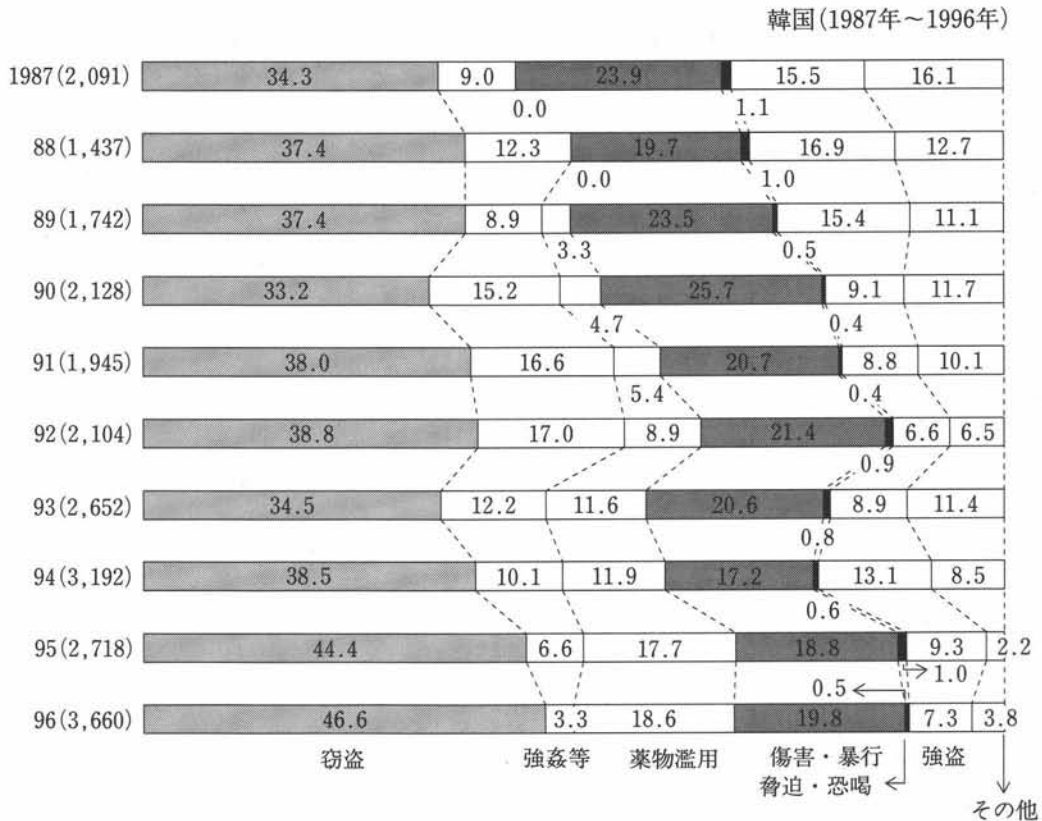
図15 男女別少年院新収容人員の推移



1996年の新収容人員3,660人について、年齢層別に見ると、14歳未満が227人(6.2%)、14・15歳が1,074人(29.3%)、16・17歳が1,663人(45.4%)、18・19歳が671人(18.3%)、20歳以上が25人(0.7%)となっており、16・17歳が半数近くを占めている。

図16は、1987年以降の10年間ににおける少年院新収容人員を非行名別に見たものである。どの年次も、窃盗が最も多くなっている。

図16 非行名別少年院新収容人員の推移



注 () 内は、実数である。

短期少年院送致の処分が新設された1989年以降の収容区分別人員は、表8のとおりである。短期処遇が急増し、中期及び長期処遇が急減している。平均収容期間は、1985年以後13か月ないし15か月の間で増減していたが、1990年以降短くなっており、1993年以降は平均して8か月から10か月となっている。

表 8 少年院の収容区分別人員

韓国(1989年～1996年)					
年 次	総 数	処 遇 区 分			平均収容期間 (単位：月)
		短 期	中 期	長 期	
1989年	1,600 (100.0)	142 (8.9)	230 (14.4)	1,228 (76.8)	14.8
1990	1,887 (100.0)	850 (45.0)	162 (8.6)	875 (46.4)	11.3
1991	1,701 (100.0)	973 (57.2)	68 (4.0)	660 (38.8)	11.2
1992	2,099 (100.0)	1,238 (59.0)	44 (2.1)	817 (38.9)	10.9
1993	2,535 (100.0)	1,747 (68.9)	29 (1.1)	759 (29.9)	9.0
1994	2,461 (100.0)	1,850 (75.2)	31 (1.3)	580 (23.6)	7.8
1995	1,817 (100.0)	1,709 (94.1)	8 (0.4)	100 (5.5)	10.7
1996	3,234 (100.0)	2,159 (66.8)	8 (0.2)	1,067 (33.0)	8.0

注 () 内は、総数に占める構成比である。

(3) 少年矯導所の処遇

ア 概説

少年矯導所は、少年犯罪者を成人犯罪者と分離処遇するために設置された施設で、懲役又は禁錮刑の宣告を受けた14歳以上23歳未満の者を収容する。懲役又は禁錮刑の宣告を受けた少年に対しては、少年矯導所に収容することを原則とし、一般矯導所に収容する場合でも、特に分界された場所に収容している。一般矯導所内の特に分界された場所で刑を執行するのは、残余刑が6か月未満である場合、余罪がある場合と、矯導所長又は少年矯導所長により、疾病のある場合等の特別な事情があると認められたときであり、6か月を超過しない期間収容される。

少年矯導所は、天安及び金泉の2か所に設置され、男子のみを収容している。前者には小学校卒業以上の初犯者、後者には未就学者、小学校中退者、累犯者を、それぞれ収容している。また、女子は一般矯導所内の分界された場所に収容されている。

イ 少年受刑者の処遇

少年矯導所の少年受刑者に対する処遇内容は、成人の一般矯導所の場合とほぼ同じであるが、ここでは、特に、成人とは異なる少年に対する処遇を見ることとする。

(ア) 学科教育

少年矯導所においては、小学校、中学校、高等学校課程に当たる初等科、中等科、高等科の課程を設け、学科教育を実施しており、このほか、検定試験を受ける機会を与えている。また、社会の正規の高等学校課程を履修する機会を与えるため、2か所の少年矯導所に、それぞれ地元の高等学校付設の放送通信高等学校を設置して、学科教育を実施している。

(イ) 職業訓練

少年受刑者に対する職業訓練には、次の3種類がある。

- ① 公共職業訓練院：労働部の認可を受けて、公共職業訓練所を設置し、運用している。1996年12月現在、天安少年矯導所では、洋服縫製、旋盤、理容、家具製作、電子機器、情報処理、自動車整備、

建築配管、電気溶接等11職種の訓練種目が、金泉少年矯導所では、洋服縫製、電子機器等8職種の訓練種目が、それぞれ設けられている。これらには、技能士補の資格取得を目標とする養成訓練課程と2級以上の技能士の資格取得を目標とする向上訓練課程とがある。

② 一般職業訓練：労働部の認可のない免許を取得するために実施している訓練であり、天安少年矯導所では一般機械組立の1職種が、金泉少年矯導所では建築木工、家具製作等の3職種が、それぞれ設けられている。

③ 支援職業訓練：企業又は篤志家から、施設、装備、教師等の支援を得て実施する訓練で、金泉少年矯導所では自動車整備訓練を実施している。

(ウ) 生活指導

少年受刑者の健全な生活姿勢を確立し、自己改善の意思を持たせ、社会生活に必要な各種の知識と情報の提供による社会復帰の促進を目的として生活指導教育を実施している。ここには、新入者を対象とする収容生活案内、行刑法等を教育する新入者生活指導、出所1か月前の受刑者を対象とする国家観確立等を目標とする精神教育等が含まれる。

(エ) 教化活動

少年受刑者の意識を改善し、情緒を純化することで矯正目的を達成するため、多様な個別及び集団の教化活動が行われている。これらには、宗教指導、相談、保護者座談会、社会参観、体育大会等があるが、特に、少年団を組織し、教育活動、奉仕活動、野外活動等の集団活動を活発に行っている。

(オ) 仮釈放

少年のとき懲役又は禁錮の言い渡しを受けた者については、無期刑の場合は5年、15年の有期刑の場合は3年、不定期刑の場合は短期の三分の一を経過すると、仮釈放を許可することができる。

仮釈放の手続は、少年受刑者を収容している矯導所、拘置所及び少年矯導所の長が、定められた期間を経過した少年受刑者について保護観察審査委員会に通報し、保護観察審査委員会では通報があった後、収容施設の長の申請又は職権でもって、少年受刑者の人格、矯正成績、生活態度等諸般の事情をしん酌して、仮釈放の適否を審査する。仮釈放が適当と判断されたときは、法務部長官の許可を受けて仮釈放される。

仮釈放された者に対しては、保護観察を実施し、仮釈放前に執行を受けた期間と同じ期間が再犯等によりその処分が取り消されることなく経過すると、残刑の執行を終了したものとみなされる。また、仮釈放後不定期刑の短期が経過し、保護観察成績が良好なときは、前述の期間が経過する前であっても、保護観察審査委員会において残刑の執行終了を決定することができる。

少年受刑者の仮釈放の比率は、1992年以降の5年間に於いて、15%前後から10%以下へと低下している。

ウ 新収容人員の推移

図17は、1987年以降の10年間に於ける少年受刑者を罪名別に見たものである。少年受刑者数は、1991年までは増加していたが、1992年以降おおむね減少している。また、少年受刑者の罪名は、年次により異なっているものの、おおむね暴力行為等処罰法違反・暴行・傷害、強姦等、強盗等の比率が高い。

図17 少年受刑者の罪名別人員

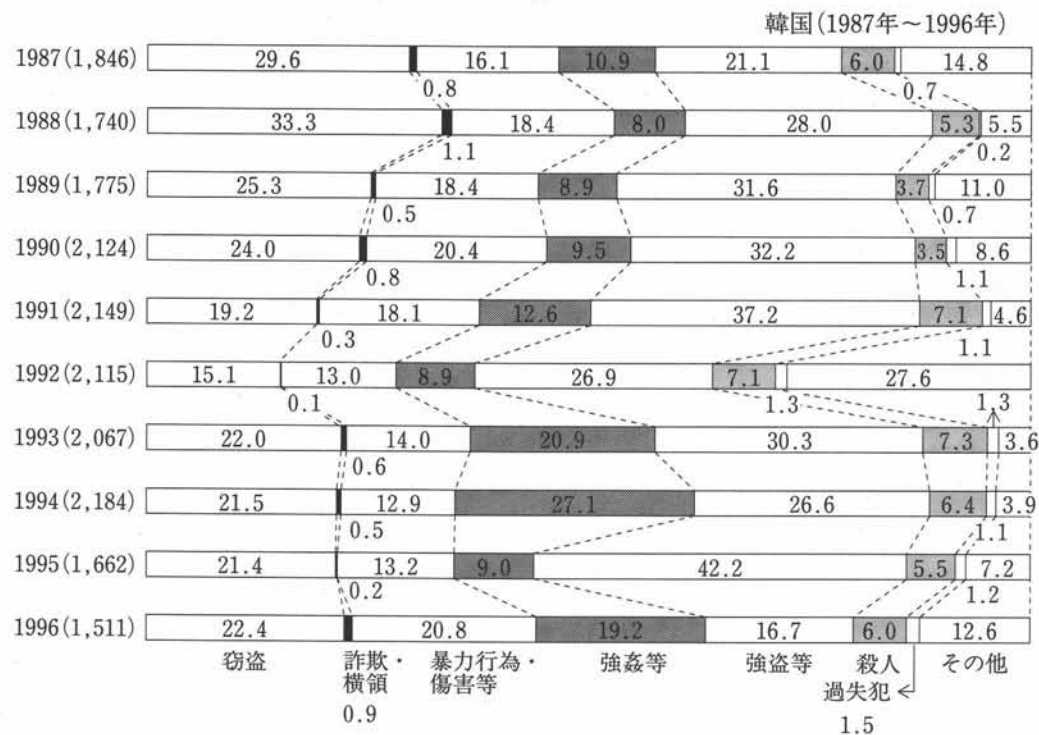


表 9 は、同じく10年間の少年受刑者を刑名・刑期別に見たものである。3年未満の懲役刑が多い。

表 9 少年受刑者の刑名・刑期別人員

韓国(1987年～1996年)

年 次	総 数	懲 役 刑								禁錮刑
		無期	15年 以上	15年 未満	10年未満	5 年未満	3 年未満	1 年未満	6 月 未満	3 年未満
1987年	1,846 (100.0)	1 (0.1)	26 (1.4)	50 (2.7)	265 (14.4)	434 (23.5)	736 (39.9)	307 (16.6)	14 (0.8)	13 (0.7)
1988	1,740 (100.0)	1 (0.1)	16 (0.9)	48 (2.8)	282 (16.2)	466 (26.8)	760 (43.7)	156 (9.0)	7 (0.4)	4 (0.2)
1989	1,775 (100.0)	— (0.0)	12 (0.7)	47 (2.6)	287 (16.2)	513 (28.9)	762 (42.9)	142 (8.0)	4 (0.2)	8 (0.5)
1990	2,124 (100.0)	2 (0.1)	15 (0.7)	52 (2.4)	272 (12.8)	423 (19.9)	1,114 (52.4)	209 (9.8)	25 (1.2)	12 (0.6)
1991	2,149 (100.0)	— (0.0)	18 (0.8)	69 (3.2)	185 (8.6)	393 (18.3)	1,194 (55.6)	281 (13.1)	— (0.0)	9 (0.4)
1992	2,115 (100.0)	1 (0.0)	17 (0.8)	62 (2.9)	192 (9.1)	763 (36.1)	915 (43.3)	149 (7.0)	3 (0.1)	13 (0.6)
1993	2,067 (100.0)	— (0.0)	20 (1.0)	52 (2.5)	271 (13.1)	625 (30.2)	931 (45.0)	152 (7.4)	2 (0.1)	14 (0.7)
1994	2,184 (100.0)	— (0.0)	17 (0.8)	51 (2.3)	257 (11.8)	489 (22.4)	1,102 (50.5)	232 (10.6)	23 (1.1)	13 (0.6)
1995	1,602 (100.0)	— (0.0)	24 (1.5)	43 (2.7)	217 (13.5)	469 (29.3)	684 (42.7)	153 (9.6)	3 (0.2)	9 (0.6)
1996	1,511 (100.0)	1 (0.1)	23 (1.5)	25 (1.7)	193 (12.8)	498 (33.0)	569 (37.7)	190 (12.6)	3 (0.2)	9 (0.6)

注 () 内は、総数に占める構成比である。

(4) 少年の保護観察

ア 概説

1988年12月に保護観察法が制定され、1989年7月から少年犯罪者に対する保護観察制度が実施されている。なお、同法は、1995年の改正により、「保護観察等に関する法律」と改められ、1997年1月から、成人犯罪者に対しても保護観察が実施されることとなった。1996年12月現在、12か所の保護観察所と10か所の支所が設置されている。

保護観察業務は、刑事政策、教育学、社会事業学、心理学等保護観察に必要な専門的知識及び素養を備えた保護観察官と保護委員が担当している。保護委員は、保護観察官を助けて保護観察対象者を指導・援護する民間奉仕者であり、人格・行動に社会的信望があり、社会奉仕に対する熱意を持ち、健康で活動力のある人を保護観察所長が推薦し、法務部長官が委嘱する。その任期は3年で、再任することができる。

1996年12月末現在、9,378人の保護委員が委嘱されており、職業別には、会社経営者が30.5%、農業が11.3%、会社員が10.0%、大学生が9.1%、教職者が8.6%となっている。

保護観察の対象者及び期間は、次のとおりである。

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ① 刑事法院において保護観察を条件に宣告猶予を受けた少年 | 1年 |
| ② 刑事法院において保護観察を条件に執行猶予を受けた少年 | 執行猶予期間 |
| ③ 少年部において短期保護観察処分を受けた少年 | 6か月 |
| ④ 少年部において保護観察処分を受けた少年 | 2年（1年に限り延長可能） |
| ⑤ 少年矯導所から仮釈放された者 | 残余期間 |
| ⑥ 少年院から仮退院した者 | 6か月以上2年以下の範囲内で審査委員会が決定した期間 |

イ 保護観察所の処遇

保護観察所の処遇には、個別指導（保護観察官と保護委員が、定期的又は随時、対象者を召喚・直接訪問し、遵守事項の履行等の確認などにより行う対象者の健全な社会復帰のための指導）と集合教育（対象者及び保護者を集めて行う指導）とがある。また、保護観察対象者に対し、自立更生のための支援や周囲環境の改善を通して実質的・恒久的な社会復帰を援助することを目的として、宿所斡旋、就業斡旋、職業訓練、学習機会の提供、経済支援等の援護を実施している。さらに、負傷、疾病等の急な事由が発生したときには、医療費支援等を行う応急救護を実施している。

ウ 保護観察の実施状況

1989年以降の8年間における保護観察の実施状況は、表10のとおりである。保護観察の対象者数は増加しており、その内訳を見ると、保護観察処分に付された者が最も多く、仮退院者がこれに次いでいる。

表10 保護観察実施状況

韓国(1989年～1996年)

年 次	総 数	宣告猶予者	執行猶予者	保護観察 処分者	仮釈放者	仮退院者
1989年	4,773	—	31	3,607	304	831
1990	9,090	—	77	7,565	210	1,238
1991	12,676	—	182	11,420	212	862
1992	16,111	1	482	13,982	291	1,355
1993	20,607	3	660	17,643	407	1,894
1994	21,070	6	802	17,817	209	2,236
1995	23,560	37	1,036	19,861	203	2,423
1996	24,853	20	1,162	20,807	394	2,470

注 1 総数は、当年12月末現在の数値である。

2 1989年は、7月～9月のみの数値である。

エ 社会奉仕命令・受講命令

社会奉仕命令・受講命令は、16歳以上の犯罪・虞犯少年に対し、少年部が保護観察処分に付するとき併せて課するものであり、処罰する代わりに、一定時間無報酬で社会奉仕活動を行わせたり（社会奉仕命令）、精神教育又は遵法教育を受けさせるもの（受講命令）で、1989年の少年法改正の際に導入・施行された。

1989年以降の社会奉仕命令・受講命令の実施状況は、表11のとおりである。社会奉仕命令の増加が顕著である。

表11 社会奉仕命令・受講命令の実施状況

韓国(1989年～1996年)

年 次	社 会 奉 仕 命 令			受 講 命 令		
	計	短期保護観察	保護観察	計	短期保護観察	保護観察
1989年	297	189	108	121	66	55
1990	2,107	717	1,390	1,347	676	671
1991	2,860	961	1,899	1,519	622	897
1992	3,546	1,078	2,468	1,589	516	1,073
1993	3,811	938	2,873	1,479	495	984
1994	5,331	1,818	3,513	2,270	873	1,397
1995	5,405	1,946	3,459	2,004	902	1,102
1996	8,019	3,064	4,955	1,367	576	791

オ 判決前調査・環境調査

判決前調査は、法院が保護観察所長に要請し、この要請を受けた保護観察所の保護観察官が犯罪少年の性格、人生観、経歴、前科、環境及び交友関係等犯罪に影響を及ぼす諸般の事項に関する事実調査を判決前に行うものである。この制度は、少年の保護観察処分への適合性を判断することや法院の適正な決定に資することを目的とするが、さらには、保護観察の効率性を確保することも目的とされている。判決前調査は、1989年7月以降1996年末までの間に、2,634件実施されている。

一方、保護観察所では、少年院・矯導所等の施設に収容中の少年の環境を調査し、必要な改善活動を実施している。これは、調査結果を仮釈放・仮退院の審査資料に活用する一方、仮釈放・仮退院前に綿密な環境調査を行い、犯罪誘発要因を除去することで健全な社会復帰の基盤を作り、効率的な保護観察の実施を準備することを目的とするものである。

(5) 善導条件付き起訴猶予

ア 概説

善導条件付き起訴猶予制度は、1981年1月に導入されたもので、犯罪少年に対し起訴又は少年部送致を一定期間猶予し、その間民間人の善導委員の指導にゆだねるものである。これは、改善可能性がうかがわれる少年に対しては、少年院や矯導所等に収容するよりも社会内で徳望と学識を備えた善導委員の善導保護に任せることが一層効果的であるとして、1978年4月に、光州地方検察庁で開始された後、1981年1月から全国の検察庁で実施されているものである。犯罪少年に対し起訴猶予の範囲を拡大し、少年犯罪の予防と処遇改善に寄与することが目的とされている。

さらに、1995年1月には、保護観察官の指導にゆだねる、保護観察所の善導条件付き起訴猶予制度が新設され、同年には476人がこの処分に付されている。

善導条件付き起訴猶予制度は、民間人である善導委員による、非行少年に対する一種の保護観察制度といえることができる。善導委員は、無報酬の名誉職であり、地域の実情に明るく、社会的信望も篤く、定職と時間的余裕があり、少年非行の予防と教化に高い関心を持っている人が、法務部長官又は地方検察庁検事長若しくは支庁長の委嘱を受けて、非行少年の善導に従事する。その任期は2年で、再任も可能である。

イ 善導条件付き起訴猶予処分の状況

1995年における少年犯罪者12万4,244人中、善導条件付き起訴猶予に付された者は1万1,551人(9.3%)であり、その比率は1990年以降おおむね上昇している。1995年について、罪名別に見ると、窃盗(51.6%)が最も多く、以下、暴力(34.7%)、強盗(2.1%)の順となっている。年齢層別には、14・15歳(46.2%)、16・17歳(41.6%)、18・19歳(11.9%)の順となっている。

第4 おわりに

韓国では、近年、成人犯罪の増加が著しく、少年非行はその中に隠れているように見えるが、その一方で、少年非行の増加も憂慮されているようである。少年事件の裁判(第3の1の(2)参照)において記したように、1997年の統計数値は1996年のそれを上回っており、この憂慮が故のないことではなさそうである。この報告が、こうした韓国の実情を知る上で参考になれば、幸いである。

【参考文献】

- 1 韓国犯罪白書：法務研修院
- 2 韓国犯罪分析：大検察庁
- 3 韓国司法年鑑：大法院
- 4 韓国新法典：法律新聞社
- 5 少年保護行政－少年分類審査院・少年院－：韓国法務部、1998
- 6 研究部資料42 大韓民国の刑法、刑事訴訟法及び保護観察等に関する法律等：法務総合研究所、1997

【資料】

少年分類審査結果通知書(ソウル少年分類審査院)

資 料

() 分類審査 結果通知書

委託番号：

事件番号：

1 身上関係									
姓 名 (家名, 別名)	男 女					入 院 日			
生年月日	(歳)					非 行 名			
住 所						住民登録番号			
居 住 地						学 力			
						職 業			
非 行 歴	非行名	処分日	処分機関		処分結果		収容機関	収容期間	
保 護 者		関 係		年 齢		職 業		学 力	
2 身体的側面									
身 長	体 重	胸 囲	健 康 状 態			文 身		自 傷	
cm	kg	cm	普通			なし		なし	
身体欠陥	なし					病 歴	なし		
所 見	正常								
3 心理的側面									
検 査 名			検 査 結 果						
知能検査 (総合能力診断検査)			知能指数：						
適性検査 (")			知能段階：						
性格検査 (多面的人性検査・文章完成検査・絵画検査・形態知覚検査)			進学適性：						
神経精神医学の評価			職業適性：						
再非行予測調査			再非行可能性：						
所 見									

平成 11 年 3 月 印 刷

平成 11 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
